

なごやか地域福祉2029（案）

第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画

第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画（案）

みなさまのご意見をお願いします。

この冊子は、1ページから「なごやか地域福祉2029（案）」、163ページから「第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画（案）」として、2つの計画を掲載しています。

「なごやか地域福祉2029（案）」は、地域共生社会の実現のため、地域の福祉課題や生活課題を明らかにし、本市の地域福祉の目指すべき方向性を指し示す計画として策定するものです。

また、「第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画（案）」は、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利擁護支援の充実に向けた計画として策定するものです。

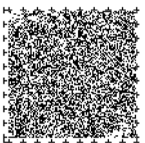
この計画（案）について、ご意見がございましたら、裏表紙の「ご意見記入用紙」にご記入のうえ、お送りいただきますようお願いいたします。

令和7年1月

名古屋市・名古屋市社会福祉協議会

※各ページにある四角のコードは、「音声コード」といい、Uni-Voice 作成ソフト（JAVIS APPLI）により制作しています。スマートフォンアプリ（Uni-Voice Blind）や視覚障害者用活字文書読み上げ装置により、音声でこの冊子の内容を確認することができます。





第一編 なごやか地域福祉2029

第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画

第1章 計画策定にあたって … 1

- 1 私たちにとっての地域福祉を考えてみよう！～地域福祉は私たちが主役～
- 2 計画の位置付け
- 3 私たちがつくる地域福祉

第2章 現状と課題 …13

- 1 私たちの地域をとりまく現状と福祉課題・生活課題
- 2 連携・協働・ネットワーク体制の問題
- 3 前計画の評価

第3章 計画が目指すもの …46

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 基本目標を実現するために取り組むべき方向性

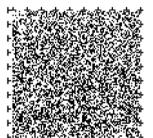
第4章 課題解決に向けた私たちの取り組みの展開…50

- 1 計画の体系
- 2 具体的な取り組みの展開
 - ・取り組むべき方向性1 つながり支えあう地域をつくる …52
～孤独・孤立の状態を生まない地域を目指す～
 - ・取り組むべき方向性2 一人ひとりの「暮らし」に寄り添い
支える仕組みをつくる …76
～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～
 - ・取り組むべき方向性3 地域で活躍する多様な担い手を育む …94
～人、場、活動、情報などの社会資源がつながる
地域づくり～
 - ・3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の
仕組みづくり …111

第5章 計画の進行管理と評価 …114

参考資料 …116

第二編 第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画…163



第一編 なごやか地域福祉2029

第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画

主な略称

この計画では、以下の略称を用います。

名古屋市役所（略称）市

※名古屋市と表記した場合は、地名や地域的な範囲を指すものとします。

名古屋市社会福祉協議会（略称）市社協

区社会福祉協議会（略称）区社協

アンケート名と説明

この計画で掲載しているアンケート名とその内容は、以下のとおりです。

○市政アンケート

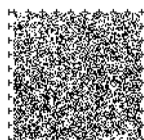
無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象にしたアンケート調査です。令和5年10月に実施しました。

○団体等へのアンケート

地域福祉推進協議会、懇談会関係団体、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、商店街（名古屋市商店街振興組合連合会会員）、企業、市内大学を対象にしたアンケート調査です。令和5年11月に実施しました。

○相談支援機関等へのアンケート

団体等へのアンケートに併せて実施したアンケート調査で、対象は、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、仕事・暮らし自立サポートセンター、地域子育て支援拠点、子育て総合相談窓口、エリア支援保育所、民生委員・児童委員です。



第1章 計画策定にあたって

1

私たちにとっての地域福祉を考えてみよう！
～地域福祉は私たちが主役～

(1)「地域福祉」とは何でしょうか？

地域には、年齢や性別、障害の有無、国籍などの特性や背景が異なる様々な人々が、それぞれ異なった生活環境の中で暮らしています。また、同じように多様な人々が、仕事や学校、ボランティア等、それぞれ異なる理由で地域を訪れ、地域の中で時間を過ごしています。つまり、個々の生活環境やライフスタイル等によって地域との関わり方は異なりますが、私たちの誰もが少なからず、生活の拠点として、地域で暮らしを送っているということになります。その普段暮らしている地域で、誰もが安心して暮らせるように、私たち一人ひとりがお互いに協力しあうという考え方が「地域福祉」です。

日常生活を送るうえで、困りごとやそれに伴う悩みや不安は誰もが持ち得るものですが、時代とともに核家族化が進み、ご近所づきあいが薄れる中で、かつては家族や親戚、隣近所や知人で助けあって解決できていた困りごとであっても、今日では解決が難しいことも増えてきています。その結果、ひとりで困りごとを抱え込んでしまったり、知らず知らずのうちに問題が深刻化したりしてしまうケースも多くなっています。

また、ちょっとした困りごとが積み重なって負担が大きくなることもあります。日々の生活の中で、身近に困っている人がいないか気かけ、困っている人がいることに気が付いたら、同じ地域の一員としてその人のことを思いやり、自分に何ができるかを考えたうえで、困りごとに対して手を差し伸べる。そのように、互いに助けあい、支えあって暮らしていくことが大切です。

今、支える側（支え手）と支えられる側（受け手）に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

地域の誰もが生きがいや役割を持って、つながり支えあいながら、自分らしく暮らし活躍できる、より豊かな地域社会を目指して、地域のすべての構成員が主体的に関わっていくこと。それが、私たちの目指す「地域福祉」です。

(2)「地域福祉」を進める主体は誰でしょうか？

地域福祉を進める主体は、私たち地域のすべての構成員です。

従前の福祉は、一部の限られた社会的弱者に対して行政及び社会福祉法人が中心となり、経済的な支援や各種の福祉サービスを提供し、セーフティネットとしての機能を果たすことと考えられがちでした。それが時代の変化とともに、普段の暮らしの中にある様々な福祉課題・生活課題を、私



たち自身が積極的に把握したうえで、地域の問題として対応し、その結果、地域の活性化をも図っていくというように、福祉をまちづくりと関連付けて積極的に捉えるように変わってきました。

今、少子高齢化や核家族化の進展、家族内の結びつきの弱まり、単身世帯や就労する高齢者及び外国人市民等の増加などの影響により、地域のつながりの希薄化や、日常生活や社会生活において孤独を感じていたり、社会から孤立していたりすることによって、心身に有害な影響を受けている状態(以下「孤独・孤立の状態」という。)にある人の問題が社会問題として顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、人と人との接触機会の減少が長期化したことで、それらの問題が深刻化したとされています。

このような中、各地域や世帯、そして、個々人が抱えるニーズ(需要)は多様化しており、その対応は、公的サービス(制度)だけでは十分ではありません。こうした地域の課題に対して、地域を構成する「私たち」全員が手を携えて、互いに役割を分担しながら、解決に当たることが社会福祉法において求められています。

社会福祉法では、以下のように規定されています

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

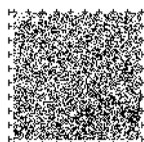
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(3)なぜ計画を策定するのでしょうか？

これまでに述べてきた地域課題に「私たち」が協力して取り組んでいくためには、先ず現状をしっかりと把握するとともに、役割分担を明確にした上で、地域で気づいた課題をともに考え、それぞれが連携・協働しながら主体的に動くというように、地域福祉の方向性を指し示すものが不可欠と言えます。

そこで、地域を構成する「私たち」全員を主体として、生活の場である「地域」に着目しながら、私たちが取り組む“連携・協働”の方向性を示



すため、市民、地域福祉活動や市民活動の実践者、関係機関・団体等の意見を反映したうえで、本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 位置づけ

本計画は、市が作成する「地域福祉計画」と市社協が作成する「地域福祉推進計画」とを一体的に策定します。その意義は、地域福祉を推進する上で、市と市社協が果たす役割は極めて重要であり、互いの役割分担を明確にするとともに、計画の策定段階から意見を交換し合うことにより、実現性のある効果的な方策を共有し、連携・協働を図りながら地域福祉を推進していくことにあります。

市社協は、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進する役割を担うとともに、様々な福祉関係者による協議体であることを踏まえ、市が実施する地域福祉に関する施策について、幅広い考え方が反映されるよう努め、地域福祉活動がより有効に取り組まれるよう必要な支援や調整を行います。

市は、こうした市社協の意見や市民、地域福祉に関係する団体等への意見聴取の内容などを踏まえて、地域の実情を十分に把握したうえで、より具体的な支援方策の検討を進めます。

<地域福祉計画>

地域福祉計画は、市が策定する行政計画であり、地域福祉推進のための市の役割を明確にするとともに、地域福祉の目指すべき方向性を提示する目的を持っています。平成30年4月の社会福祉法の改正により、第107条第1項第1号及び第5号が加えられ、地域福祉計画の策定にあたっては、これらの事項を盛り込むことになっています。

社会福祉法では、以下のように規定されています

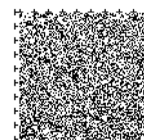
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

<地域福祉推進計画>

名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画は、市社協が地域福祉を推進する団体であることを踏まえ、市域全体の地域福祉推進の方策を定める目的を持っています。市社協では、平成6年度に「名古屋市地域福祉推進計画」を策定して以降、第5次計画（平成27年度から31年度までの5か年計画）からは、地域福祉計画と一体的に策定しています。



(2) 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年とします。

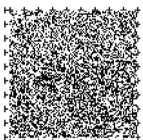
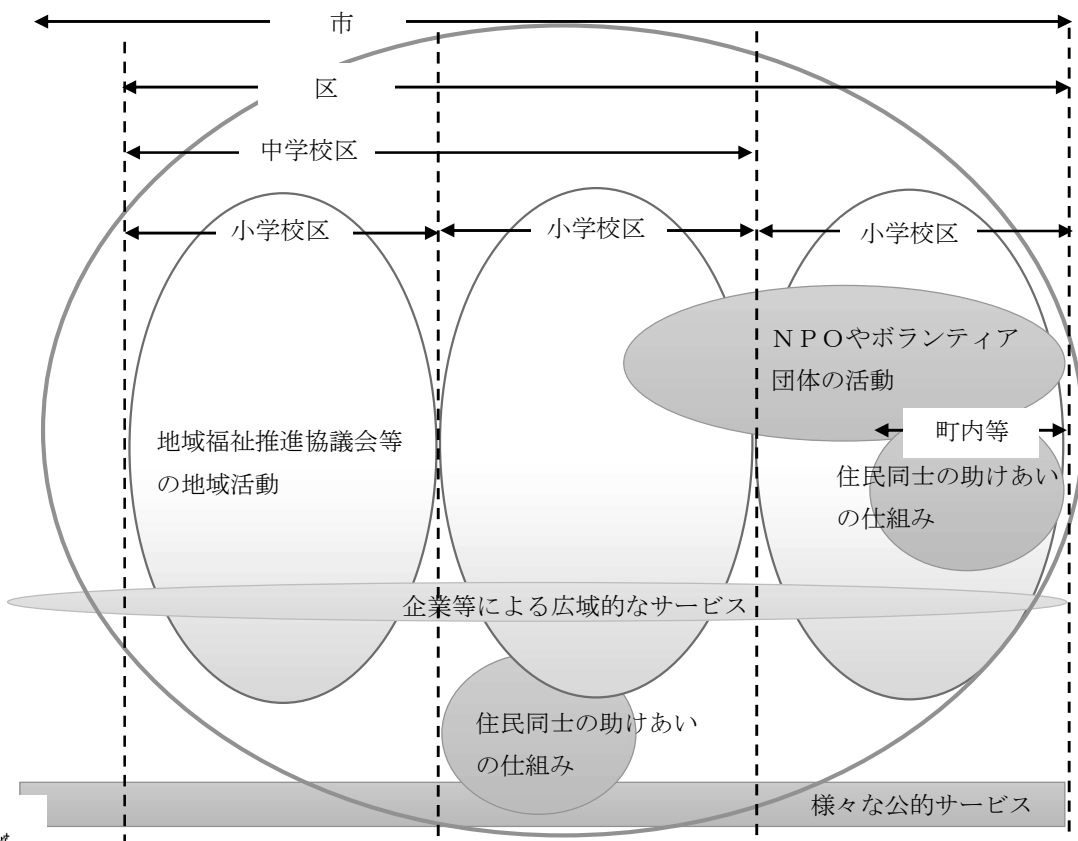
(3) 本計画における「地域（圏域）」の考え方

地域福祉を推進する上での「地域（圏域）」は、市・区・中学校区・小学校区（学区）・町内会・自治会等、多様な圏域が考えられ、一律に設定できるものではないと考えています。

名古屋市では、学区区政協力委員会、民生委員・児童委員協議会、地域福祉推進協議会等の地域団体が小学校区を基本単位として活動しています。このことから、地域住民を中心に各種の地域団体とともに活動を広げていく場合には、小学校区の範囲を圏域として進めていくことが想定されます。

一方で、町内会・自治会や小学校区等より狭い範囲での活動や、中学校区や区、市といったより広い範囲での活動が適している場合もあり、福祉課題・生活課題の内容や地域の実情に応じて柔軟に重層的な圏域を設定して地域福祉を推進していく必要があります。

活動やサービスが重層的に重なり合う圏域のイメージ



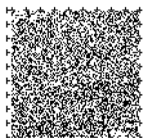
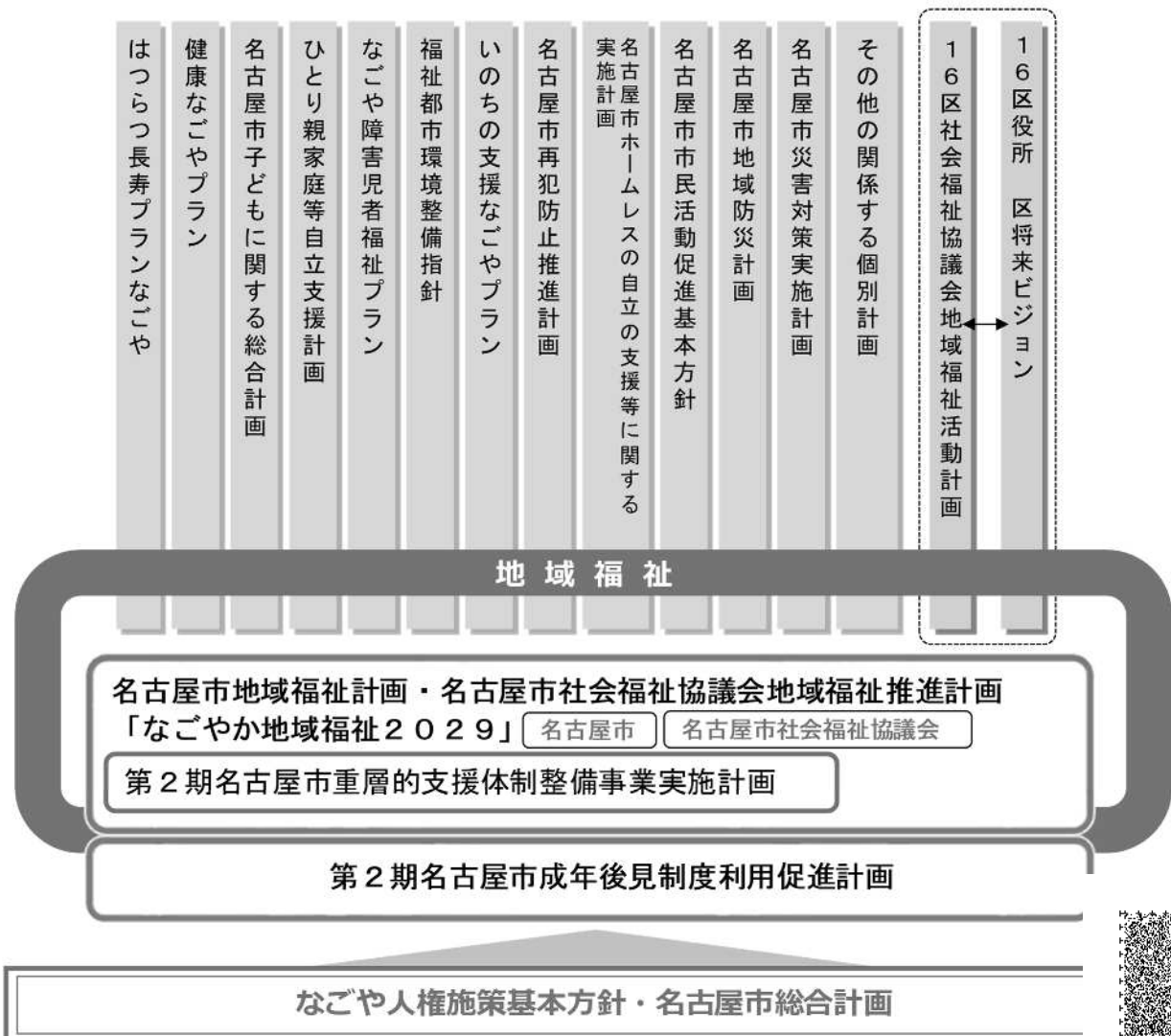
(4)本計画と他の計画との関係

高齢者、障害者、児童、防災等の個別計画は、それぞれの分野における課題とそれに対応する行政施策の内容や事業量等を設定することに主眼を置いています。

一方で、本計画は、なごや人権施策基本方針と名古屋市総合計画を基礎として、各福祉分野の個別計画や関係するその他の計画との調和を図りながら策定するとともに、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を定めています。

このことを前提として、生活の場である「地域」に着目しながら、多様な福祉課題・生活課題、例えば、「人と人とのつながりが希薄化し、地域から孤立している人がいる」とか、「地域福祉の担い手が不足している」といった課題に対し、それらの解決を図るための、「私たち」が主体的に関わる地域福祉の基本的な方向性と方策を示す計画としています。

また、本計画では、後述する第4章において方策として掲げている「様々な困りごとを包括的に受け止め支える仕組みづくり」を進めるための取り組みを具体的に規定する名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画、及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく名古屋市成年後見制度利用促進計画との整合性を図ることで、より効果的に地域福祉を推進していくこととしています。



(5)SDGsの理念を踏まえた計画の推進

本計画では、名古屋市総合計画と同様に、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。)の理念を踏まえ、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの視点をもって、このSDGsを重要な目標として、市民、企業、NPOなど多様な主体に広く浸透を図り、計画の推進に取り組みます。

(6)人権を尊重した計画の推進

すべての人は、自分らしく人間としての尊厳を持って生きる権利を持っています。しかし、その一方で女性に対する不利益な扱いや暴力、子どもへの虐待やいじめ、高齢者・障害者への虐待、偏見や差別等が依然として社会的な問題となっています。

また、特定の地域の出身であることやそこに住んでいることなどを理由に、日常生活や社会活動においていわれなき差別や不利益な扱いを受ける等の部落差別(同和問題)も解消されたとは言い難い状況にあります。

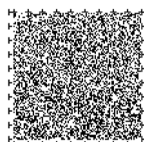
他にも外国人市民等、自殺者・自死遺族、HIV感染者やハンセン病患者、刑を終えて出所した人、ホームレス、犯罪被害者、性的少数者等に対する偏見や差別の問題もあります。インターネット上では、個人の名誉やプライバシーの侵害等の問題も発生しています。

本計画では、特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、市民一人ひとり、すべての人の人権が尊重され、お互いに支えあい助けあえる地域づくりを目指すことを、最も大切な視点に据えて計画を策定しています。

(7)孤独・孤立対策に資する計画の推進

孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において誰にでも起こり得ます。孤独・孤立の状態にある人の問題が深刻化し、社会問題となっていることを受け、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある人の問題への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却するための取り組み(以下「孤独・孤立対策」という。)を進める必要があることが示されました。

孤独・孤立の状態にある人の問題は社会全体の課題であり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であるという法の基本理念を踏まえ、計画の推進に取り組みます。



孤独・孤立対策推進法では、以下のように規定されています

(基本理念)

第二条 孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、**孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。**

(8) 地域ごとの実情に応じた計画の推進

各区におけるそれぞれの地域では、年齢構成や地理、生活環境などの違いにより求められているニーズ（需要）が異なり、地域福祉の取り組みもそれぞれに合った内容が望まれます。

本計画では、市域全体で推進する地域福祉の方向性を示す一方で、こうした地域ごとの実情に応じた計画の推進が重要であると考えています。

○各区役所

区役所は、最も地域に身近な行政機関として、区民の福祉の向上のために、重要な役割を担っており、その役割・方向性を示した「区のあり方基本方針」に基づき、地域の課題解決や区の特性に応じたまちづくりに住民とともに取り組む「住民に身近な総合行政機関」となることを目指すこととしています。また、各区では、「区将来ビジョン」や「区政運営方針」を策定しており、その中で区の将来像や取り組み等について定めています。

本計画は、こうした各区における取り組みとの整合性を図りつつ、ともに連携して、地域の福祉課題・生活課題を解決するための方策を指し示すものとなることを意図しています。

○各区社協

各区社協では、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、その計画に基づいて、区内における地域福祉の推進を図るための取り組みを進めており、平成16年度に策定して以降、第5次（令和6年度から10年度までの5か年計画）まで策定しています。この活動計画は、公募した区民や地域の団体・社会福祉事業者等を中心に検討され、区の特性に応じた個性ある地域福祉の推進を目指した内容となっています。

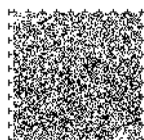
本計画では、こうした区民等の声を反映させるため、16区の活動計画に盛り込まれている目標や方策との整合性を図るとともに、これらを市レベルで支援することを念頭において、全市的な地域福祉の推進策を示す計画として策定しています。



また、活動計画の策定及び策定後の取り組みについて、区役所が区社協を支援しながら、引き続き、区役所と区社協が連携・協働することができる体制づくりを進めます。

事例 各地域の実情に応じた地域福祉活動計画の策定

瑞穂区社協では、『わたしたちの「できること」は分かち合い、困った時には「助けて」と自然に言える、そんな支え、支えられる関係が当たり前にある瑞穂区』を目指し、地域の役員、ボランティア、専門職、企業、行政、小学生や障害のある本人、家族の意見を聴き、話し合いを重ね計画づくりを進めてきました。町内単位の地域福祉活動の推進や外出できる環境づくり、災害時における支援体制の整備などの取り組みを掲げ、第5次地域福祉活動計画「みずホッとプラン」が完成しました。



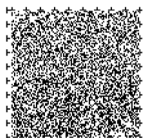
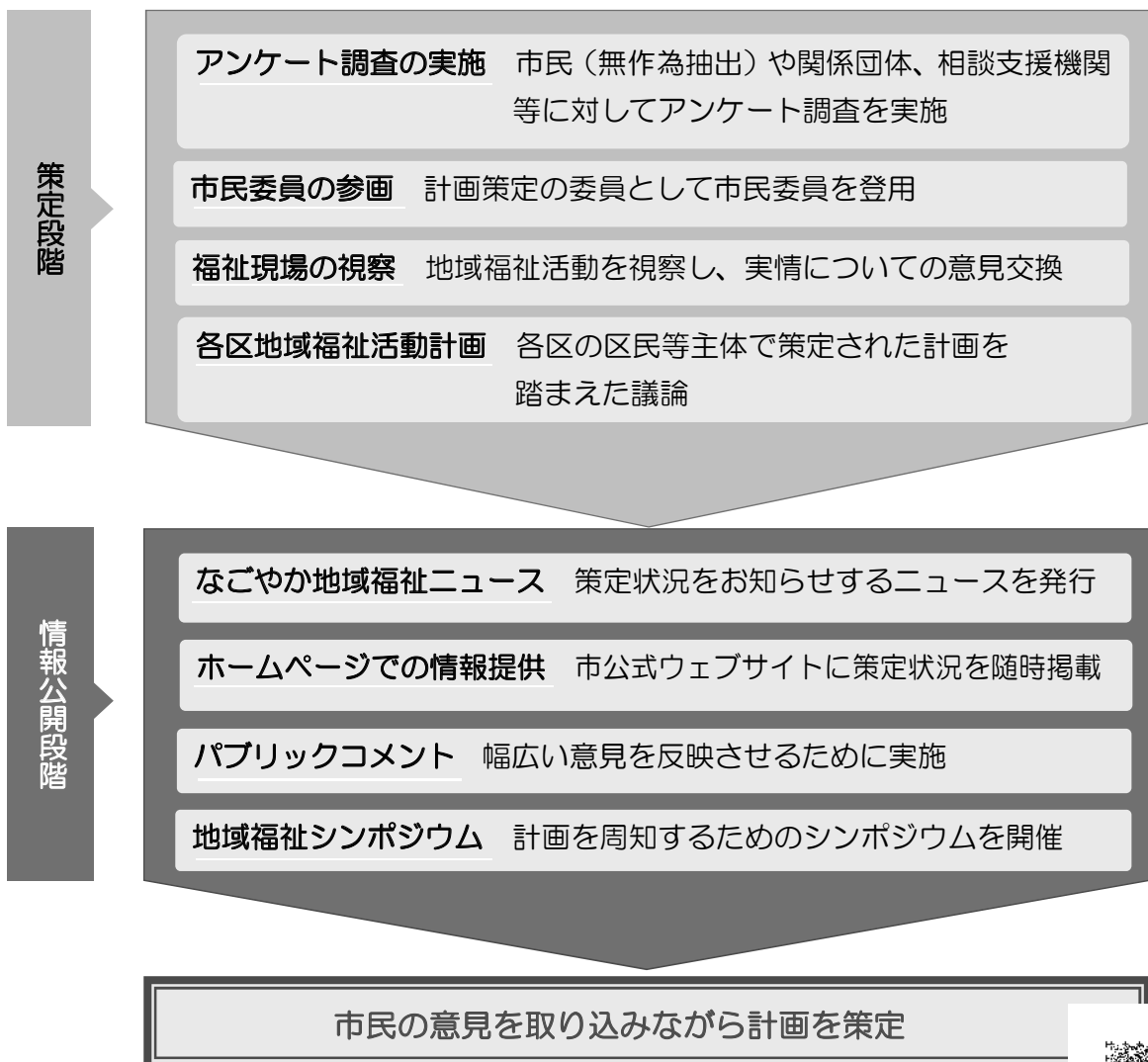
3 私たちがつくる地域福祉

(1) 多くの意見を取り入れた計画の策定

社会福祉法が定める地域福祉計画は、市が最終的な責任を負う行政計画ですが、その策定過程において、市民や地域に関わる様々な団体・関係機関の参加や協力がとりわけ欠かせない計画、換言すれば“参加それ自体が地域福祉計画”であると考えています。

それは、『社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である』（「中央社会福祉審議会社会福祉構造改革について」（中間報告）（平成10年6月））との考えに基づいているからです。

このため、本計画の策定にあたっては、より多くの方の意見を反映し、また、協力を得ることができるよう、次のとおり取り組んできました。

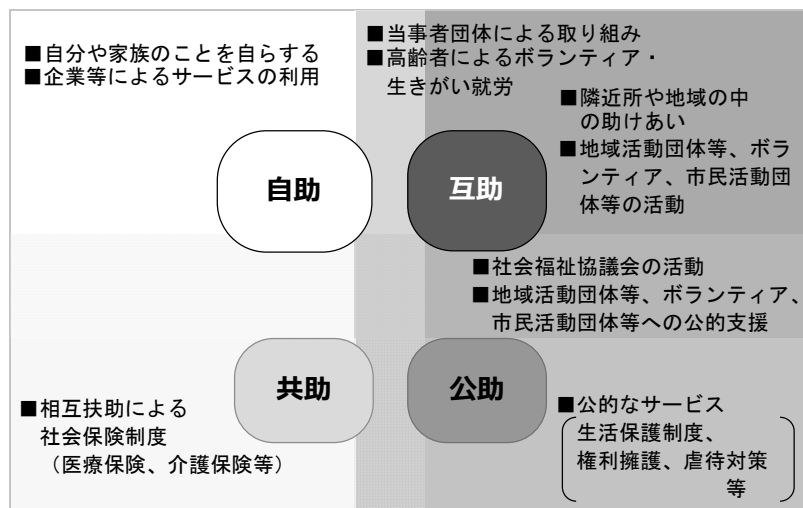


(2)大切な視点 「自助」「互助」「共助」「公助」

地域福祉を推進するためには、「私たち」が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、次の4つの視点が大切だと考えています。

自助	自分自身や家族でできることは自ら解決を図る。
互助	自助だけでは解決できないことを、地域の中の助けあい、ボランティア活動、市民活動団体の活動など住民の自主的な活動で解決を図る。
共助	医療保険・介護保険・年金制度など被保険者による相互扶助で成り立っている制度で解決を図る。
公助	セーフティネットである生活保護制度など行政が行う公的なサービスを活用して解決を図る。

この「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの視点を福祉課題・生活課題の内容や地域の実情に合った形でバランスよく適切に機能させ、市民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、社協、行政等が連携・協働を図り、地域福祉を推進していくことが求められます。



厚生労働省 平成25年3月地域包括ケア研究会報告書から一部改変

(3)役割分担

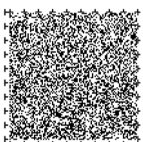
地域福祉を推進するためには、「私たち」がそれぞれ置かれた立場や強みを活かした役割を担いながら連携・協働していくことが必要です。

ここでは、「私たち」それぞれの役割について、基本的な考え方をまとめます。

○市民の役割

家族や親族、ご近所同士など様々なつながりや思いやりを大切にするとともに、居住している地域だけでなく、仕事、学業等それぞれ日常生活を送る上で関わるすべての地域において行事や活動に積極的に参加・協力することが大切です。

私たちは、地域福祉の成果を享受する受け手になりますが、ときには地域福祉活動に参加することで支え手にもなることができます。日常生活で



交わすちょっとした挨拶や活動からの気づき、見守りを通じて、周りで困っている人がいたら、自ら「お互い様」の精神で手を差し伸べるのが大切です。

また、支援が必要になったときのために備えて、日頃から自分自身の生活や健康に目配りをしながら、自分でできることは可能な限り自分でを行い、公的サービス（制度）の種類や内容、相談機関等の情報を把握しておく必要があります。

○地域活動団体等の役割

地域には、活発に活動している数多くの団体があります。地域住民による地縁的な組織である町内会・自治会や学区連絡協議会、地域福祉推進協議会、老人クラブ、子ども会、女性会、保護司会などが活動しています。また、地域の様々な分野でキーパーソンとして中心的な役割を担っている区政協力委員、民生委員・児童委員、保健環境委員も幅広く活動をしており、地域の身近な存在として、地域に根ざしたきめ細かな活動を進めていくことが期待されます。加えて、身体障害者相談員・知的障害者相談員も障害者の相談に応じ、必要な支援を行っています。

また、地域で活動するボランティアグループやNPO、協同組合も地域の構成員として、その専門性を発揮しながら、地域の多様化するニーズの担い手として大きな役割を担っており、今後もさらなる活躍が期待されます。

○社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、高齢者、障害者、児童、生活困窮等の各分野において、優れた専門機能を有し、豊富なノウハウや人材、これまで培われた経験を併せ持つことから、法人が行う既存の福祉サービスに加えて、地域の様々な福祉課題・生活課題の解決、福祉ニーズ（需要）への対応に向け、より積極的な関与・実践が期待されます。

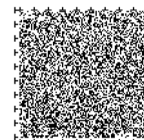
また、社会福祉法においても、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みが求められています。

○個々の商店や商店街・事業所・企業・大学等の役割

個々の商店や商店街、喫茶店、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア等は、地域住民にとって身近な生活利便施設です。また、介護・障害・保育等の各サービスを提供する事業所は、公的保険・福祉制度の一翼を担い、良質なサービスを効率的に提供していく役割を担っています。加えて、地域に拠点を置く企業や大学などの教育機関も、地域を構成する重要な一員です。それぞれが、そのノウハウや専門性を活かし、地域福祉の支え手として、より積極的な関わりが期待されます。

○社会福祉協議会（社協）の役割

社協は、地域の中の様々な福祉課題・生活課題の解決に向けて、住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設、NPO等の関係者及び行政と協力して活動を進めている団体です。全国、都道府県、政令指定都市の区、市区町村で組織されており、名古屋市にも名古屋市社会福祉協議会と各区に区社会福祉協議会が設置されています。



市・区社協は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられていることを踏まえ、地域福祉の「推進役」としての役割を果たします。地域住民の福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めるとともに、公共性・公益性の高い民間団体としての特性を活かし住民のニーズに柔軟に対応します。

また、様々な福祉関係者による協議体であることから、そのネットワークを活かした活動を進めるとともに、多様な意見やニーズを集約し、地域住民や他の民間団体・企業等と市との「調整役」を果たします。

社会福祉法では、以下のように規定されています

(市町村社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

○市（行政）の役割

市は、基礎的自治体として、住民の生命・財産・暮らしを守り、住民に最も身近な行政機関として、福祉・保険、保健・衛生、教育・文化、環境・ごみ、住宅・街づくり、道路・公園、上下水道、消防・防災、交通など住民の日常生活に直接関わる分野で、良質な行政サービスを提供し、福祉基盤のさらなる充実や地域福祉を推進するための仕組みづくりなど重要な役割を担っています。

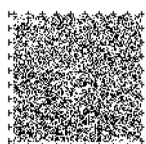
一方で、行政だけでは解決しえない今日的課題が顕在化しており、社会福祉法第 6 条の責務を踏まえ、地域住民や社協、関係団体等が積極的に連携して、ともに解決策を考えることができる仕組みづくりに取り組みます。

社会福祉法では、以下のように規定されています

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。



第2章 現状と課題

1 私たちの地域をとりまく現状と福祉課題・生活課題

(1) 地域でのつながりの希薄化と孤独・孤立の状態にある人の問題

いま何が課題となっているのか。

- ① 今後も少子高齢化が進行し、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加することが見込まれる中、孤独・孤立の状態に陥りやすい高齢者世帯が増加しています。
- ② つながりの希薄化や孤独・孤立の状態にある人の問題は、孤立死、消費者契約のトラブル、生活困窮、ごみ屋敷、虐待などと結びつき、事態を複雑化、深刻化させる要因として社会問題となっています。
- ③ 孤独・孤立の状態は、誰にでも生じ得る身近な問題であることを知り、周りの人と気かけあう仕組みづくりや環境づくりが求められています。
- ④ 大規模災害に備えた地域づくりや避難生活の備えが必要です。

課題 ①

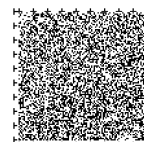
今後も少子高齢化が進行し、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加することが見込まれる中、孤独・孤立の状態に陥りやすい高齢者世帯が増加しています。

●世帯構造の変化と孤独・孤立対策

令和5（2023）年10月1日現在、名古屋市の人口は232万8,170人で、うち高齢者が占める割合は25.4%となっており、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年に向けて増加する見込みである一方、14歳以下の子どもが占める割合は、同時点で12.1%となっており、今後少しずつ減少する見込みとなっています。

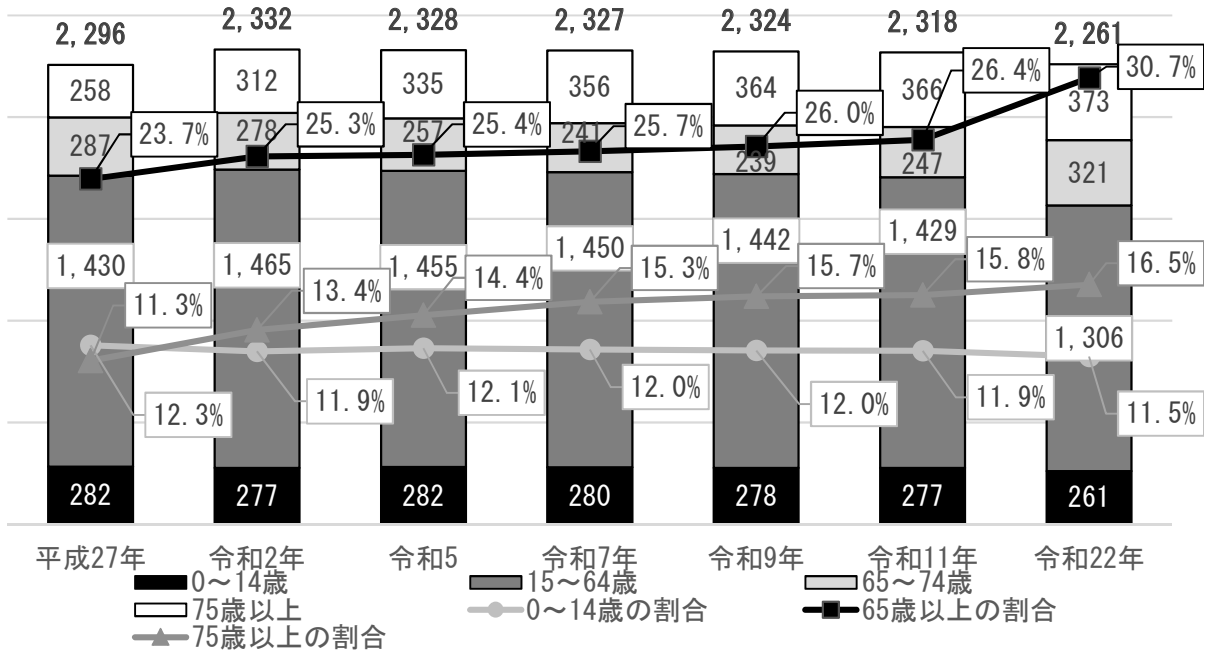
このように、今後も少子高齢化が進行する見通しである中、令和2（2020）年10月1日現在において、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯は合わせて25万3,930世帯で、令和12（2030）年には、27万7,702世帯（全世帯の24.8%）まで増加すると推計されています。

さらに、高齢者とその子からなる世帯も、今後少しずつ増加していくと推計されています。孤独・孤立の状態に陥りやすい構造を持つ高齢者世帯が増加傾向にあることを踏まえ、孤独・孤立対策の推進が求められています。



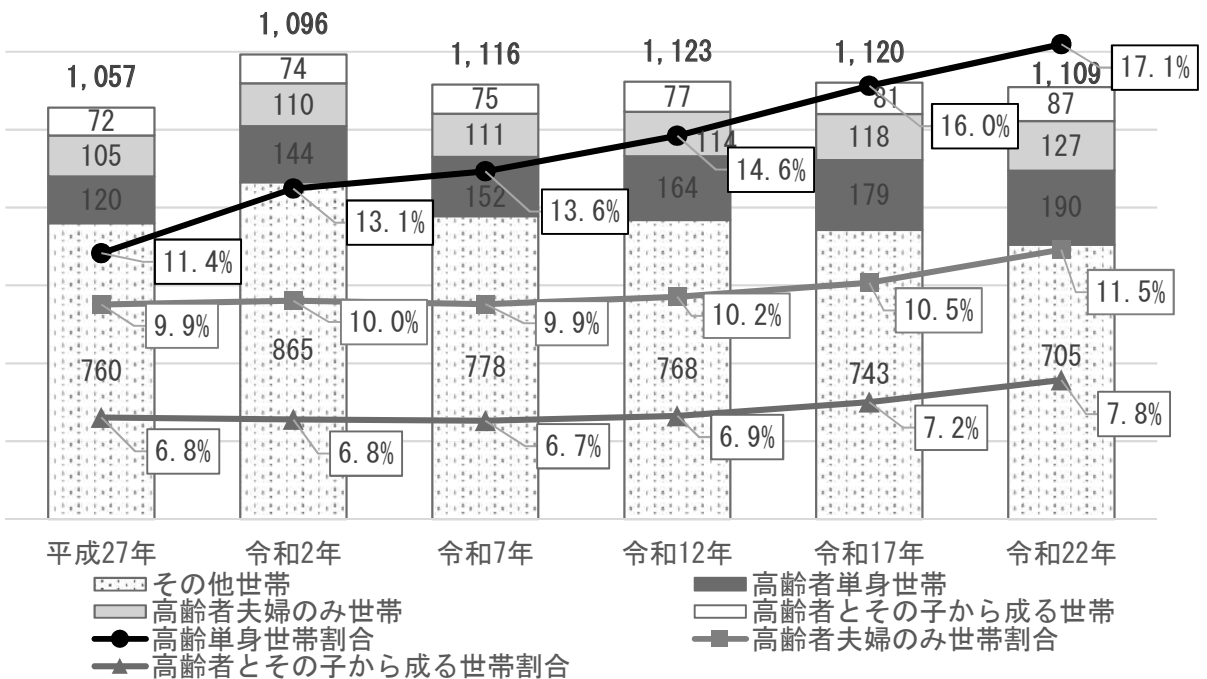
【図1】名古屋市の人口と世代構成

(人口の単位：千人)

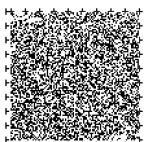


【図2】名古屋市の世帯数と世帯構成

(世帯数の単位：千世帯)



(出典) 平成27年～令和5年は、名古屋市の年齢別推計人口(10月1日付)
 令和7年～令和22年は、国勢調査に基づく名古屋市将来推計人口数値
 ※単位未満を切り上げています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。
 ※65歳以上を高年齢としています。



課題 ②

つながりの希薄化や孤独・孤立の状態にある人の問題は、孤立死、消費者契約のトラブル、生活困窮、ごみ屋敷、虐待などと結びつき、事態を複雑化、深刻化させる要因として社会問題となっています。

●地域でのつながりの希薄化への対応

市政アンケートの結果【表1】によると、現状としては8割を超える人が「人と人とのつながりが薄い」という認識を持っています。また、前回調査時（平成30年度）と比較すると、最も選択した人が多かった選択肢は、「つながりが薄れてきている」から「以前からつながりは薄い」に変化しており、近所における人と人とのつながりが薄いという意識が定着化してしまっています。つながりが薄いと感じている背景には、地域のことが分からない、地域と関わる機会が乏しいなど地域への関心を抱くきっかけが不足していることが挙げられます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と会う機会が減ったことで、つながりが薄れてきていると感じている人も多くいます。コロナ禍を経た意識や生活行動の変化も踏まえながら、地域への関心を高め、地域におけるつながりを深めていける取り組みを推進していく必要があります。

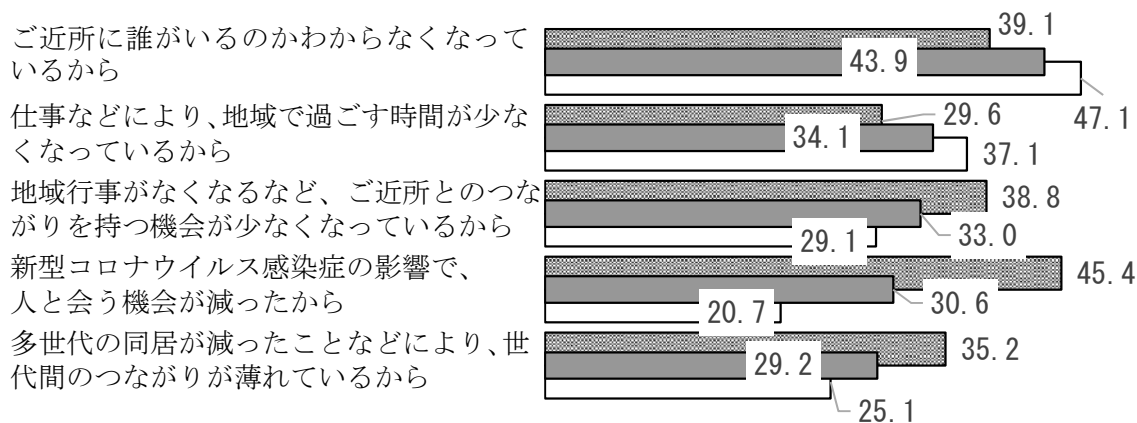
市政アンケート結果

【表1】 問 あなたは、ご近所（町内程度）の「人と人とのつながり」は、この5年間でどのようになっていると思いますか。

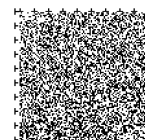
選択肢	回答割合	
	今回調査	前回調査
つながりが薄いという認識	82.9%	84.2%
つながりが薄れてきている	33.4%	43.7%
以前からつながりは薄い	49.5%	40.5%

※前回調査時は、「この5年間で」という期間の記載はなし

【図3】 問 つながりが薄れてきた、または以前からつながりが薄いと思う理由は何ですか。（複数回答）（上位5件）



■ 「以前から薄い」または「薄れてきている」と回答した人の回答割合
 ■ 「薄れてきている」と回答した人の回答割合
 □ 「以前から薄い」と回答した人の回答割合



市政アンケートの結果【表2】によると、「顔があえばあいさつをする」程度の近所づきあいが望ましいと回答した割合が最も多いことがわかります。前回調査時では、「困ったときにお互い助け合う」程度の近所づきあいが望ましいと回答した割合が最も多く、地域住民の近所づきあいの程度に対する意識は低下しています。

一方、近所づきあいの現状の回答結果と、望ましい近所づきあいの程度 of 回答結果の関係を見てみると（【表3】）、多くの人々が、近所づきあいを現状より深めたいと考えていることが分かりました。

このことから地域には、助け合いのある近所づきあいを望んではいないが助け合い活動にはつながっていない人が一定数いるものと推測されます。地域の中で困りごとを気軽に相談できる、または誰かの手助けができるといった住民主体の仕組みづくりが求められています。

【表2】 市政アンケート結果

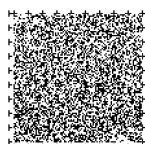
問 あなたは、ご近所（町内程度）の人と、どのようなつきあいをしていますか。（近所づきあいの現状）
 問 あなたは、ご近所（町内程度）の「人と人とのつながり」について、どのような関係が望ましいと思いますか。（望ましい近所づきあいの程度）

選択肢	回答割合	
	現状	望ましい程度
困ったときにお互いに助け合う	6.2%	27.9%
助け合うまではいかないが、親しく話をする	9.4%	17.1%
たまに立ち話や世間話をする	18.2%	17.6%
顔があえばあいさつをする	45.5%	32.9%
ほとんどつきあいはない 特につなかりを持つ必要はない	11.8%	3.1%

※「特につなかりを持つ必要はない」の選択肢は、望ましい近所づきあいの程度を尋ねる設問にのみ設定。

【表3】近所づきあいの現状と望ましい近所づきあいの程度 of クロス集計結果(単位:%)

近所づきあいの現状 ↓ \ 望ましい → 近所づきあいの程度	困ったときにお互いに助け合う	助け合うまではいかないが、親しくつきあう	たまに立ち話や世間話をする	顔があえばあいさつをする	特につなかりを持つ必要はない
困ったときにお互いに助け合っている	91.1	5.4	0.0	1.8	0.0
助け合うまではいかないが、親しくしている	41.2	54.1	1.2	3.5	0.0
たまに立ち話や世間話をしている	30.3	28.5	32.1	7.9	0.6
顔があえばあいさつをしている	21.7	11.8	20.5	44.2	1.7
ほとんどつきあいはない	15.0	5.6	15.9	57.0	6.5
まったくつきあいはない	16.1	4.8	3.2	54.8	21.0



●孤独・孤立の状態がもたらす問題への対応

孤独・孤立の状態にある人の問題は、課題①（13、14ページ）で述べたような、世帯構造の変化に起因するだけではなく、情報の不足や偏見・差別の存在、障害をはじめとした様々な特性や背景についての理解の不足など社会の環境によって、社会参加が制限されて引き起こされるとも言われています。

困りごとが生じたときに誰かに助けを求めることなく本人やその家族だけで抱え込んでしまうと、日常生活を送る中で多くの困難をもたらすことにつながります。

実際に、介護や子育てに関する悩みを誰にも相談することができず、孤独を感じている人がいます。この他にも、地域の中にはひきこもり状態にある人や地域との関わりを拒否する人、祖父母や親、きょうだいなど家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者（ヤングケアラー）もいます。

また、文化の違いや言語の問題等で地域への参加のしづらさを抱えている外国人市民等もいます。市政アンケートでは、外国人市民等が多く住んでいる地域において、そのような共生の問題が多く発生していることがわかりました。【表4】

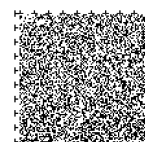
【表4】市政アンケートの結果

問 ご近所で問題になっていると思うことは何ですか。（複数回答）
（「外国人などとの共生の問題」を選択した人の割合上位3区）

選択割合の高い順		選択割合の低い順	
港区	14.3%	西区	1.6%
中区	12.5%	中村区	1.6%
南区	11.9%	天白区	2.7%

こうした孤独・孤立の状態にある人の問題は、虐待、孤立死、消費者被害トラブル、多頭飼育崩壊（多数のペットを飼育継続することが困難な状態）、ごみ屋敷、災害発生時の避難の問題、生活困窮などの社会的な課題に密接にかかわっており、事態を複雑化、深刻化させる要因ともなっています。

孤独・孤立の状態となることを防ぎ、困ったときに誰もが支えあい助けあえる地域をつくる必要があります。



課題 ③

孤独・孤立の状態は、誰にでも生じ得る身近な問題であることを知り、周りの人と気にかかけあう仕組みづくりや環境づくりが求められています。

●身近な圏域での活動組織による地域に根差した活動の推進

名古屋市内のすべての小学校区に設置されている地域福祉推進協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちを目指して、住民が主体的に福祉活動を進めていくための組織です。地域のニーズ（需要）を的確に把握し、地域に根差した地域福祉活動を進めるには、住民主体の地域密着型である活動組織が必要です。

■地域福祉推進協議会

<主な構成>

民生委員・児童委員、区政協力委員、保健環境委員、老人クラブ、女性会、子ども会、ボランティア、その他の福祉団体など

<主な活動内容>

- 福祉に関する住民への啓発
(ボランティア講座の開催、広報紙の発行等)
- 住民の相互理解を深めるための交流
(世代間の交流行事、ふれあい給食サービス、ふれあい・いきいきサロン活動等)
- 住民の困りごとの把握
(住民福祉座談会、相談窓口事業等)
- さり気ない見守りや身近な場所での相談窓口、手助けを必要とする住民への支援
(ふれあいネットワーク活動、地域支えあい事業等)

●地域課題を受け止め、持続的に取り組むことができる住民主体の仕組みづくり

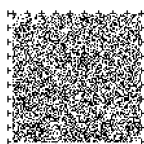
地域福祉活動を行っているボランティアグループやNPO、民生委員・児童委員などの団体等へのアンケート【表5】によると、孤独・孤立の状態となることを防止するためには、対象となる人の情報の把握、地域住民による日常的な見守りや助け合い活動等が求められています。

【表5】団体等（商店街・企業・大学を除く。）アンケート結果

問 地域において社会的孤立を防止するために特に何が重要だと思われませんか。

（複数回答）（上位3件）

選択肢	回答割合
閉じこもりがちな人や孤立しがちな人（世帯）の情報の把握	60.0%
地域住民による日常적인見守り、助け合い活動	53.1%
サロンなどの地域住民の交流を促進する活動	50.8%



その一方で、同アンケート【表6】によると、見守り活動やサロン活動のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により活動を中止・縮小したままとなっているところが残っていることがわかりました。そのような活動の再開を支援し、見守りや助けあい活動等を再興することが必要です。

【表6】 団体等（商店街・企業・大学を除く。）へのアンケート結果

問 現在、貴団体の活動地域で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、活動を中止・縮小していた活動のうち、やめてしまった活動や、再開できていない活動、縮小したままとなっている活動はありますか。

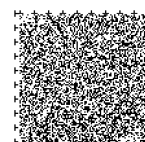
選択肢	回答割合
ある	37.3%
ない	50.8%
わからない	9.8%

○ やめてしまった活動や、再開できていない活動、縮小したままとなっている理由（近いものを選択）（複数回答）

選択肢	回答割合
新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる恐れがあるから	45.7%
活動の担い手が減少したから	23.0%
新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から、外部団体の受け入れを再開していないから	14.8%
活動の場となる、住民が集まる行事などが、中止・縮小し、再開していないから	13.6%
中止・縮小している間に、ノウハウが引き継がれなくなってしまったから	13.6%
活動への参加者が減少したから	12.8%
活動の担い手のモチベーションが低下してしまったから	12.3%

また、同アンケート【表7】によると、社会的孤立を防止する取り組みの障壁として、個人情報保護に関する意識の高まりや地域のつながりの希薄化により対象者が把握しづらいこと、見守りを拒否する人への対応が難しいことが多く挙げられています。

地域における個人情報の共有のあり方についての整理を進めることも地域福祉活動の一環として捉え、地域住民の安心や命に関わる活動が妨げられないように個人情報の取扱い、管理について正しい理解を持ち、適切に共有していくことが大切です。



【表7】 団体等（商店街・企業・大学を除く。）アンケート結果

問 社会的孤立を防止するために、見守り活動などの取り組みを行うとしたら、特にどのような障害や問題点があると思われますか。（複数回答）（上位3件）

選択肢	回答割合
個人情報保護に関する意識の高まりにより、対象者の把握が難しい	6 5.9%
地域のつながりが薄れたことにより、対象者の把握が難しい	5 5.1%
見守りを拒否する人への対応	4 3.5%

こうした課題を踏まえつつ、地域の困りごとを住民同士が協力して解決する力を高めるには、身近に相談できる人や場所の存在、あらゆる世代が担い手となる取り組み、地域団体やボランティア等との顔の見える関係づくり等が必要とされていることが団体等へのアンケート【表8】から分かります。

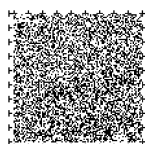
【表8】 団体、相談支援機関等アンケート結果

問 地域の困りごとを住民同士が協力して解決する力を高めるためには、特に何が重要だと思いますか。（複数回答）（選択割合の高い選択肢上位5件）

地域福祉推進協議会	その他関係団体等	相談機関等
現役世代が担い手となるための取り組み	身近に相談できる人や場所の存在	身近に相談できる人や場所の存在
地域住民の福祉意識を高めるための取り組み	地域団体やボランティア・NPOとの顔の見える関係づくり	現役世代が担い手となるための取り組み
身近に相談できる人や場所の存在	地域福祉ニーズに対応する団体の情報の地域への発信	地域団体やボランティア・NPOとの顔の見える関係づくり
高齢者が担い手となるための取り組み	地域住民の福祉意識を高めるための取り組み	地域福祉ニーズに対応する団体の情報の地域への発信
学生などが担い手として参加するための取り組み	現役世代が担い手となるための取り組み	高齢者が担い手となるための取り組み

これらのアンケート結果から地域福祉活動を行っている団体等は、あらゆる世代の方々が見守りやサロンなどの活動に参加することや地域課題に対応する団体との顔の見える関係を築くことが、地域の課題解決力向上につながると考えていることが分かります。

このことは、様々なライフスタイルや生活環境でも参加できる地域福祉活動のあり方及び多様な主体の参画を含めた地域課題解決のあり方の検討を促すものであり、特定の人に負担が偏ることなく、誰もが役割を持ち、持続的に取り組むことができる住民主体の仕組みづくりが求められていると言えます。



課 題 ④

大規模災害に備えた地域づくりや避難生活の備えが必要です。

●大規模災害に備える地域ぐるみの取り組み

令和6年1月、能登半島において大規模な地震が発生し、能登半島を中心とした広い範囲に甚大な被害をもたらしました。文部科学省に設置された地震調査研究推進本部によると、南海トラフを震源とする大規模な地震（南海トラフ地震）の発生確率が今後30年以内で70～80%（40年以内で90%程度）と切迫度を増しており、名古屋市においても、人的な被害や建物の被害など大きな被害が想定されています。



令和6年能登半島地震では、地震や津波により、多くの人が被災しました。

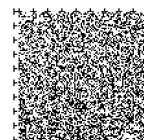
また近年、全国的に集中豪雨が多発していることを受け、風水害に関する自治体等からの防災情報を5段階の警戒レベルを用いて提供することで、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、自らの判断で避難行動をとることができる仕組みがつくられています。

市では、「名古屋市災害対策実施計画」を策定し、地域防災力の強化、災害対応力の強化、災害に強いまちづくりの推進、防災人材育成の推進の4つの方針のもと、「防災の日常化による災害に強いまちづくり」に向けた施策を推進しています。

■ 本計画と防災関係計画との関係

市においては、市域における防災対策の基本的な計画として、名古屋市防災会議において「名古屋市地域防災計画」を定めています。その個別計画として、近年の潮流・課題を踏まえ、本市が実施すべき災害対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「名古屋市災害対策実施計画」を策定しています。

本計画は、これらの計画の内容をもとに、地域福祉の視点から特に対応や配慮が必要と思われる課題と方策を示しています。



●命を守るための助け合いの仕組みづくり

災害が発生し、または災害が発生するおそれがあるときに、日頃から近隣の住民同士が顔の見える関係を築いていなければ、安否を確認することや声をかけ合って避難することが難しくなり、高齢者や障害者等の支援を要する人たちに手を差し伸べることもできない状況が想定されます。日常的な地域のつながりや必要な支援を届ける仕組みを充実させるなど、地域福祉を推進することそのものが、災害が発生したときの備えになります。そのうえで、備えをいっそう高めるため、地域住民による助け合いの仕組みを構築しておくことが必要です。

市政アンケートでは、地域で問題になっていることとして、「災害時の対応や防災対策」と回答した人の割合は、前回調査時（平成30年）に引き続き高く（【表9】）、地域住民の災害に関する問題意識の高さを表す結果となっています。

【表9】 市政アンケート及び団体等アンケートの結果

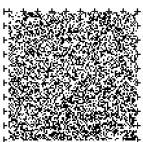
問 ご近所で問題になっていると思うことは何ですか。（複数回答）
（「災害時に備えた対応や防災対策」を選択した人の割合）

対象	回答割合	選択率の高さ
市政アンケート	17.2%	14選択肢中3位（前回1位）
団体等アンケート	34.3%	14選択肢中3位（前回1位）

●避難生活での二次的な被害の発生を防ぐ対応

東日本大震災や能登半島地震等の大規模災害では、災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡する災害関連死が発生しており、こうした二次的な被害をいかに防ぐかが課題とされてきました。災害発生後の避難所生活や在宅避難生活での厳しい生活環境が、その後の健康状態にも影響を及ぼすといわれています。高齢者、障害者、乳幼児等には、より福祉的な配慮が必要とされることの理解を地域ぐるみで進め、避難所等での取り組みに活かしていくことが必要です。

そのためには、必要な配慮について理解を進めるための周知・啓発を進め、避難所等の環境の整備や運用の改善を図るとともに、刻一刻と変化していく保健・医療・福祉のニーズを的確に把握し、支援に迅速に結びつけていく対応が求められています。



(2) 支援が必要な人と必要な支援が結びついていないことの問題

いま何が課題となっているのか。

- ① 地域でともに暮らす人の生活課題が多様化しています。
- ② 支援が必要な状態でも、支援が届いていない人がいます。
- ③ 生活課題の複合化等にともない、既存の支援の枠組みでは適切に対応できないことがあります。
- ④ 権利擁護に関する相談支援のニーズは高水準で推移している一方、権利擁護についてよく知らない人が多くいます。

課 題 ①

地域でともに暮らす人の生活課題が多様化しています。

●地域でともに暮らす人の多様な生活課題への対応

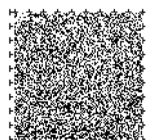
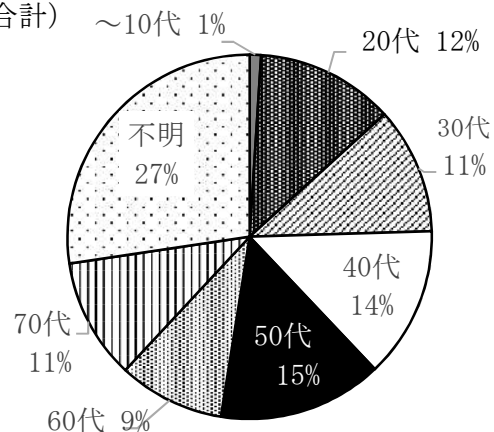
ひとり暮らし世帯の増加、非正規雇用の増加、外国人市民等の増加など生活をめぐる環境が大きく変化する中、孤独・孤立の状態にある人の問題が様々な生活課題と密接に関わっていることについては、13ページからの「地域でのつながりの希薄化と孤独・孤立の状態にある人の問題」で述べてきたとおりですが、生活していくうえで生じる課題は、地域での「暮らし」の全般に及んでいます。

生活困窮者の相談窓口である名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターには、幅広い世代からの相談が寄せられています。【図4】

【図4】名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター相談実績

令和5年度年代別相談実績（3センター合計）

年代	相談件数
10代～20代	511件
30代	434件
40代	518件
50代	562件
60代	363件
70代	413件
不明	1,054件
合計	3,855件



さらに、市内には22,000人以上の人がひきこもり状態にあると推計されており（【表10】）、【図5】では、様々な人が住まいの確保に課題を抱えていることがわかります。

令和5年度名古屋市 生活状況に関する調査の結果

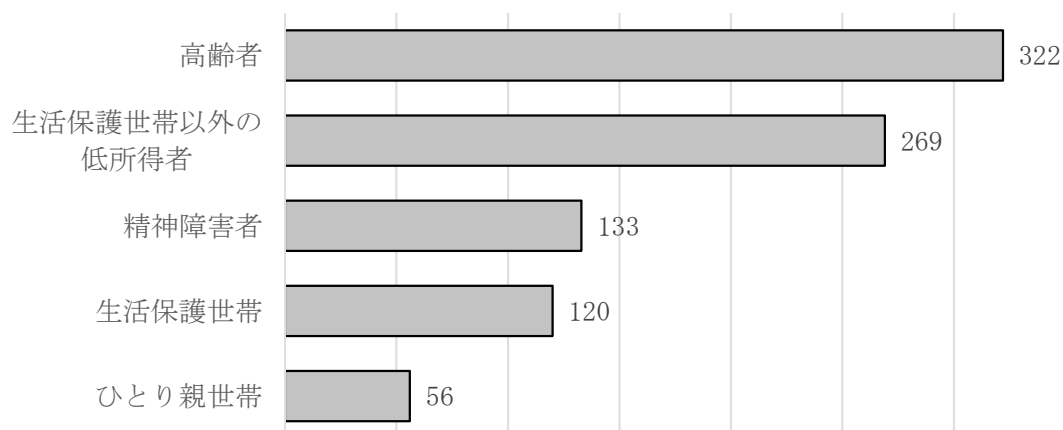
【表10】本市におけるひきこもり状態にある方の推計値

	15歳～39歳	40歳～64歳
ひきこもり状態にある方の割合	0.93%	2.11%
市内推計数	5,910人	16,640人
合計推計数	約22,600人	

【図5】令和5年度住まいサポートなごやにおける入居者相談実績

(上位5件) (重複あり)

(単位：件)



このように、生活上の課題は日常生活の全般にわたり種々様々に存在しており、支援が届かず孤立したり、課題が深刻化したりしている人への支援が必要です。

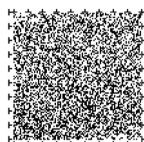
課題 ②

支援が必要な状態でも、支援が届いていない人がいます。

●必要な支援が届いていない人がいることの問題への対応

名古屋市には各種多様なサービス（制度や社会資源）がありますが、これらのサービスを適切に提供する体制が整っていたとしても、必要なサービスを利用しておらず支援が届いていない人たちがいます。

例えば、様々な課題を抱えており、どこに相談してよいか分からない人や、利用できるサービスが分からない人などです。また、ひきこもり状態の



人や、自身が抱えている問題を改善する意欲を失い、支援を受けることを勧めても拒否する人（セルフネグレクトなど）もいます。

そのような人たちにも支援を届けるには、既存の相談窓口や利用できるサービスなどについて、地域住民に分かりやすく周知するとともに、訪問による働きかけを行うことなどにより、支援が必要な人に支援を届ける体制を作ることが必要です。

また、相談を受けた支援者・相談支援機関等が、他の分野に関する知識がなかったり、他の相談支援機関等やその支援内容が分からなかったりするために、必要な支援を届けるための連携がとれない場合があることから、支援者・相談支援機関等にも同様に、既存の相談窓口やサービスなどの情報を周知する必要があります。

課題 ③

生活課題の複合化等にともない、既存の支援の枠組みでは適切に対応できないことがあります。

●既存の支援の枠組みでは、複雑な生活課題に適切に対応できないことがある問題への対応

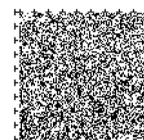
地域住民が抱える課題は、介護、障害、子育て等にとどまらず、日常生活の全般にわたり種々様々に存在しています。分野の異なる複数の課題を同時に抱えている、例えば以下のような人や世帯への支援においては、分野別の支援の枠組みだけでは、課題の解決が難しいことがあります。

- ・介護と育児に同時に直面している人（ダブルケア）
- ・祖父母や親、きょうだいなど家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者（ヤングケアラー）
- ・高齢の親と就労していない子が同居しており、経済的な困窮等も重なって状況が複雑化している世帯（8050問題）等

各相談支援機関等へのアンケート調査の結果では、多くの相談支援機関等が既存の公的制度やサービスでは対応できない相談を受けていることがわかりました。（【表11】および【表14】）

その相談への対応として、相談を受けた支援者自身で対応したと回答された割合が、他の機関との連携や協働による対応の回答割合よりも高いものがあつたほか、どの相談内容においても、対応できなかったという回答が一定程度ありました。（【表13】および【表16】）

このように、個人や世帯が抱える生活課題が多様化する中で、制度のはざまのニーズを支援者が引き受け、負担となっている可能性があり、また、支援者が相談を受けて生活課題を把握していても、既存の支援の枠組みでは対応できていないケースが存在しているなどの課題があるのが現状です。



高齢者・障害者等からの相談対応について



問 高齢者や障害者などで日常生活に支障のある人やそのご家族から、介護保険や障害者総合支援法など既存の公的制度やサービスでは対応できない相談を受けたことはありますか。

【表 1 1】 相談を受けた経験の有無の回答割合

ある	ない
61.1%	38.2%

※「回答なし」の回答割合を省略しているため、合計は100%にならない

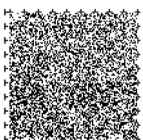
問 それは、どのような内容のものでしたか。多くあった相談を次から選んでください。また、どのように対応されましたか。(複数回答)

【表 1 2】 多くあったと回答された相談内容の回答割合 (複数回答) (上位5件)

相談内容	回答割合
ゴミ出しや掃除	65.3%
近隣住民に対する苦情への対応	57.8%
外出支援 (通院などの送迎含む)	57.2%
家の小修繕や庭の手入れなどの家の管理	50.3%
買い物の手伝い	48.0%

【表 1 3】 既存の制度やサービスでは対応できない相談への対応として回答された対応内容の回答割合 (複数回答) (単位：%)

相談内容	対応					
	他の相談機関、サービスなどにつながりだ	他の相談機関などと協力して対応した	地域の支えあいでの対応した	家族・親族等と対応した	(回答者が) 自分で対応した	特に対応しなかった・対応できなかった
ゴミ出しや掃除	38.9	37.2	54.0	26.5	37.2	4.4
近隣住民に対する苦情への対応	36.4	53.2	9.1	14.3	62.3	6.5
外出支援 (通院などの送迎含む)	44.4	34.3	28.3	30.3	41.4	13.1
家の小修繕や庭の手入れなどの家の管理	46.0	21.8	49.4	17.2	16.1	9.2
買い物の手伝い	41.0	26.5	42.2	25.3	38.6	6.0



子育て世帯からの相談対応について

問 子育て世帯から、既存の公的制度やサービスでは対応できない相談を受けたことはありますか。



【表 1 4】 相談を受けた経験の有無の回答割合

ある	ない
33.4%	64.2%

※ 「回答なし」の回答割合を省略しているため、合計は100%にならない

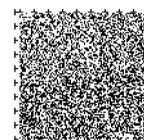
問 それは、どのような内容のものでしたか。多くあった相談を次から選んでください。また、どのように対応されましたか。(複数回答)

【表 1 5】 多くあったと回答された相談内容の回答割合(複数回答)(上位5件)

高齢者・障害者等への支援	回答割合
子どもの発育・発達についての相談	55.5%
急用時やリフレッシュのための一時預かり	49.2%
子どもとの関わり方・しつけについての相談	47.7%
保護者同士の交流・仲間づくり	39.1%
保護者自身の精神状態に関すること	39.1%

【表 1 6】 既存の制度やサービスでは対応できない相談への対応として回答された対応内容の回答割合(複数回答) (単位: %)

相談内容	対応					
	他の相談機関、サービスなどにつないだ	他の相談機関などと協力して対応した	地域の支えあいで対応した	家族・親族等と対応した	(回答者が)自分で対応した	特に対応しなかった・対応できなかった
子どもの発育・発達についての相談	59.2	52.1	15.5	8.5	45.1	2.8
急用時やリフレッシュのための一時預かり	73.0	19.0	7.9	12.7	22.2	20.6
子どもとの関わり方・しつけについての相談	29.5	44.3	19.7	14.8	55.7	1.6
保護者同士の交流・仲間づくり	34.0	26.0	54.0	4.0	48.0	8.0
保護者自身の精神状態に関すること	40.0	60.0	10.0	16.0	36.0	4.0



また、新型コロナウイルス感染症の大規模な流行があり、感染拡大防止の対策として様々な行動制限があったことなどによって、私たちの生活は大きな影響を受けました。そのような状況が長く続いたことで、今までは普通に暮らしているように見えた人や世帯の問題が浮き彫りになったり、もともと抱えていた問題が深刻化してしまったり、複雑化してしまったりという人や世帯も少なくありません。

本市ではこれらの状況に対応するため、これまで深化・推進してきた「地域包括ケアシステム」の理念を継承しつつ、複雑化・複合化した地域住民の生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、令和4年度より「包括的相談支援チーム」を4区に設置し、「重層的支援体制整備事業」に取り組みはじめました。令和6年度には「包括的相談支援チーム」の設置を全区に拡大し、取り組みを進めています。

■ 地域包括ケアシステム

高齢期に医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される体制。名古屋市では、区ごとに取り組みを進めています。

■ 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、介護、障害、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

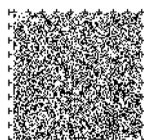
本市では、相談支援機関等において、相談者の相談内容に担当分野以外の内容が含まれていた場合も、まずは一旦受け止め、必要に応じて他の相談支援機関等と連携して対応することとしています。相談支援機関同士の連携で対応が難しい場合は、各区に設置した「包括的相談支援チーム」が個別支援のコーディネートを行い、多機関協働を支援します（81ページ参照）。

さらに自ら支援を求められない世帯等に対しては、地域住民等から情報提供をいただき、包括的相談支援チームが訪問等を重ね、時間をかけて信頼関係をつくり、必要な支援につなぐとともに（82ページ参照）、社会参加に向けた支援や社会資源の拡充を図ります（83ページ参照）。

この重層的支援体制整備事業の実施を通じて、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指しています。

包括的相談支援チーム

本市においては、区ごとに社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する専門職6名で構成される包括的相談支援チームを委託により設置しています。



社会福祉法では、以下のように規定されています

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、**地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。**

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

取り組みを進める中で、「包括的相談支援チーム」が対応した相談ケースでは、1ケースあたり平均3件以上の生活課題を抱えており、8050問題を抱えていたり、経済的困窮、障害(疑いを含む)等、病気・けが、ひきこもり状態等に関する課題を抱えていたりすることが多いことがわかりました。

一方で、対応した相談ケースのうち、地域住民から寄せられた、支援が届いていない人に関する相談は多くはなく、必要な支援につながっていない人へ、いかに支援を届けるかが課題となっています。

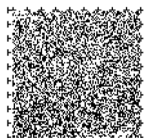
そのためには、「重層的支援体制整備事業」の取り組みを一層進めるとともに、多様な相談体制づくりや訪問による支援など、支援を必要としている人に寄り添った「包括的な相談支援」をさらに充実させていくことが求められています。

課題④

権利擁護に関する相談支援のニーズは高水準で推移している一方、権利擁護についてよく知らない人が多くいます。

●判断能力が不十分な人などの権利侵害への対応

障害や認知症などの理由により、判断能力が不十分であると、生活上の困りごとが生じてても、自分でそれを解決する方法を見出すことが困難な場合が多く、また、財産の侵害などを受けるといったケースも少なくありま



せん。

近年、こうした問題に孤独・孤立の状態にある人の問題が重なり、高齢者等の消費者被害が増加し、被害額も高額になってきています。また、多重債務など消費者トラブルに巻き込まれる背景には、生活困窮の問題が絡んでいる場合もあります。

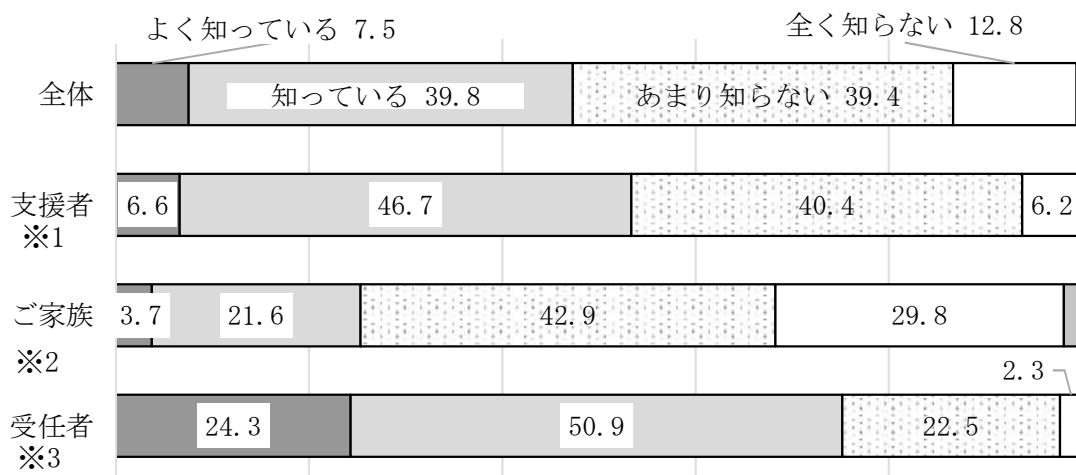
このように、高齢者や障害者が住み慣れた地域において、その意思が尊重されながら暮らし続けるための支援の重要性が高まる中で、意思決定支援に対する認知度は依然として高くない状況にあります。【図6】

その地域で暮らしている誰もが、自分らしい生活を送るためには、権利擁護や意思決定の支援について、私たち自身も理解を深める必要があります。

令和5年度成年後見制度実態調査の結果

【図6】「意思決定支援」についての理解

問 「意思決定支援」についてその内容をご存じですか。



※1 支援者：判断能力が不十分な人への支援に関わる、相談支援機関、施設、医療機関等

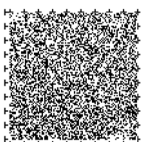
※2 ご家族：認知症の人や知的障害、精神障害のある人のご家族

※3 受任者：成年後見人等として活動している弁護士、司法書士、社会福祉士等

●高齢者、障害者、児童に対する虐待や配偶者に対する暴力への対応

日頃からの近所づきあいの中で、困ったことを相談し合ったり、相談先の情報を交換したりすることが、虐待や暴力の予防になることもあります。しかし、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行に伴い、身近に介護者や子育て中の親をサポートする人が少なくなっている中、高齢者、障害者、児童に対する虐待の危険性が高まっています。また、配偶者からの暴力によって重大な人権侵害が発生している問題も起きています。

【表17】をみると、虐待や配偶者に対する暴力に関する相談が依然と

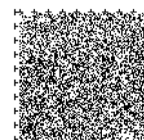


して多く寄せられていることから、このような問題を地域で発見した場合には、迅速に適切な相談窓口や支援につなぐことが必要となります。

【表 17】虐待等の相談支援機関における対応状況

	令和5年度
高齢者虐待相談件数	713件
障害者虐待相談件数	383件
児童相談所における児童虐待相談対応件数 ※	3,490件
配偶者に対する暴力被害の相談件数	10,107件

※新規受付相談への対応件数



(3) 地域福祉活動への参加と多様な担い手確保の問題

いま何が課題となっているのか。

- ① コロナ禍により、地域福祉活動が減少し、担い手確保がこれまで以上に困難になっています。
- ② 社会福祉法人や商店、企業等に地域福祉活動の担い手としての役割が求められています。

課題 ①

コロナ禍により、地域福祉活動が減少し、担い手確保がこれまで以上に困難になっています。

●担い手不足の深刻化への対応

高齢者単身世帯等の割合が増加し、地域のつながりが希薄化する中、団体等へのアンケート【表18】では、幅広い種別の団体等から、地域で活動をする際に活動の担い手や運営スタッフが不足していたり、固定化したりしていることが問題となっているとの回答がありました。

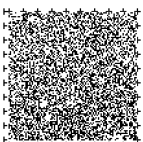
【表18】団体等（商店街・企業・大学を除く。）へのアンケート結果

問 地域で活動をする時にどのような障害や問題点がありますか。（複数回答）

選択肢	種別	回答割合
活動の担い手や運営スタッフ不足	全体	67.1%
	(推進協)	(67.3%)
	(社会福祉法人)	(86.0%)
	(NPO法人)	(66.7%)
	(ボランティア)	(60.6%)
活動の担い手や運営スタッフの固定化	全体	41.5%
	(推進協)	(56.1%)

さらに、【表19】では、コロナ禍で中止縮小し、再開できていないまたは縮小したままとなっている活動が「ある」と回答した団体が3割以上あり、その理由については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる恐れがあるから」が45.5%と最も多く選択されています。

一方、「活動の担い手が減少したから」「中止・縮小している間に、ノウハウが引き継がれなくなってしまったから」「活動の担い手のモチベーションが低下してしまったから」等の回答も一定数あり、新型コロナウ



イルス感染症が活動の担い手の確保にも大きな影響を与えたことがわかりました。

【表 19】団体等（商店街・企業・大学を除く。）へのアンケート結果

問 現在、貴団体の活動地域で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、活動を中止・縮小していた活動のうち、やめてしまった活動や、再開できていない活動、縮小したままとなっている活動はありますか。

選択肢	回答割合
ある	37.3%
ない	50.8%
わからない	9.8%

○ やめてしまった活動や、再開できていない活動、縮小したままとなっている理由（近いものを選択）（複数回答）

選択肢	回答割合
新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる恐れがあるから	45.5%
活動の担い手が減少したから	23.0%
新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から、外部団体の受け入れを再開していないから	14.8%
活動の場となる、住民が集まる行事などが、中止・縮小し、再開していないから	13.5%
中止・縮小している間に、ノウハウが引き継がれなくなってしまったから	13.5%
活動への参加者が減少したから	12.7%
活動の担い手のモチベーションが低下してしまったから	12.3%

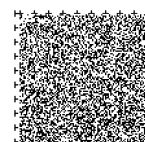
これらのことから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域住民が福祉活動に触れる機会や学ぶ機会が減少し、現在及び将来に向けての地域福祉活動の担い手確保の問題が一層深刻化したことが推察されます。

●あらゆる世代・多様な主体への働きかけ

地域で行われている様々な地域活動団体やボランティアグループ、NPOによる多様な助けあい活動に、地域住民が参加する機会を増やす仕掛けが必要です。20ページの団体等へのアンケート結果【表8】では、住民同士が協力して解決する力を高めるために必要なこととして、幅広い年代が新たな担い手となることや、地域福祉ニーズに対応する団体の情報が、地域住民へわかりやすく適切な方法で発信されることが求められていることがわかります。

【興味やライフスタイル等に応じた地域福祉活動の参加促進】

市政アンケート結果【表20】では、地域活動への参加意思として「条件が合えば参加したい」と回答された割合が最も多く、一人ひとりをもつ興味やライフスタイル等に応じた活動の場があることが必要になります。



【表20】 市政アンケート結果（再掲）

問 あなたは、地域での活動への参加についてどのようにお考えですか。

条件が合えば参加したい	参加したくない	わからない
49.3%	18.7%	27.0%

問 あなたはどのような条件であれば担い手として地域での活動に参加したいと思えますか。（上位5件）（複数回答）（「条件が合えば参加したい」と回答した人への設問）

選択肢	回答割合
興味のある活動内容であること	64.3%
経済的な負担がないこと	49.3%
休日の活動など、時間的に可能であること	43.5%
一緒に活動する知人・友人がいること	36.8%
身体的な負担がないこと	36.4%

地域福祉活動における「担い手」を増やすには、担い手になっていただくことを単に呼びかけるだけではなく、地域の中では、高齢者、障害者、子どもといった世代や背景に関わらず、誰もが生きがいや役割を見出しながら活躍できることの意識醸成を図る必要があります。

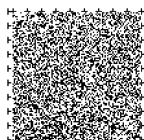
特に子ども・若者については、地域活動への参加等を通じて地域社会の一員として育まれるとともに、地域福祉活動の担い手となっていただくことが期待される場所です。一方で、コロナ禍により地域活動に参加する機会が著しく減少した期間があったことを踏まえれば、地域福祉活動への参加はハードルが高いものになっている可能性があります（【表21】）。大学等学校や勤め先の企業等の理解・協力を得てアプローチを行うなどの工夫が必要となります。

【表21】 市政アンケート結果

問 あなたは、現在又はこれまでに地域での活動（地域で活動するボランティア・NPO活動を含む）に担い手（お手伝い含む）として参加したことがありますか。

回答した年代	回答割合	
	ある	ない
全体	24.9%	70.2%
10歳代から20歳代まで	11.1%	83.3%
30歳代から50歳代まで	20.6%	78.4%
60歳代以降	31.0%	60.7%

※「回答なし」の回答割合を省略しているため、合計は100%にならない



課題 ②

社会福祉法人や商店、企業等に地域福祉活動の担い手としての役割が求められています。

●社会福祉法人等の専門性を活かした支援の必要性

平成28年4月1日、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法人の地域における積極的な地域貢献が求められています。こうした国の動向を踏まえ、社会福祉法人は、地域における公益的な取り組みを実施する必要があります。さらに、団体、相談支援機関等へのアンケート結果【表22】では、住民同士が協力して問題解決する力を高めるには、専門機関のアドバイスや地域貢献活動への参加が必要と考えている団体等が一定数あることがわかります。社会福祉法人等のさらなる活躍が期待されます。

【表22】 団体、相談支援機関等へのアンケート結果

問 住民同士が協力して問題解決する力を高めるには、特に何が重要だと思いますか。(複数回答)

選択肢	回答割合
社会福祉法人（福祉施設等）、商店や企業等の地域貢献による支援	23.3%
専門機関（専門職）のアドバイス	21.3%

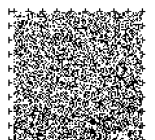
●商店や企業等への新たな役割の期待

団体等へのアンケートの結果【表23】では、地域との関わりをつくっていききたいと考えている商店や企業等の割合は高くなっており、実際に地域福祉活動をするための環境整備や活動への参画を進めるための取り組みが求められています。【表24】

【表23】 団体等へのアンケート結果

問 貴法人（組合）では、地域との関わりについて、どのようにお考えですか。

選択肢	種別	回答割合
地域で催される祭りなどの行事に参加する等、地域との関わりをつくっていききたい	全体	61.8%
	(商店街)	(75.0%)
	(企業)	(38.5%)
地域住民が行う福祉的な活動に、必要な場所や物を提供していききたい	全体	30.6%
	(商店街)	(28.1%)
	(企業)	(30.8%)
例えば、配達の見守りを行うなど、日頃の本来業務に付随して貢献できることがあれば、協力をしていきたい	全体	23.6%
	(商店街)	(28.1%)
	(企業)	(30.8%)



【表 2 4】 団体等へのアンケート

問 貴法人（組合）が地域活動や社会貢献活動などを行う上で、どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答）

選択肢	種別	回答割合
「支援を必要としている地域や内容の情報提供」	全体	61.1%
	(商店街)	(56.3%)
	(企業)	(57.7%)

●活動の場所や活動資金等の問題への対応

地域福祉活動を行うための場所や活動資金を確保することが、活動者にとって負担の一つになっています。団体等へのアンケートの結果【表 2 5】では、団体の種別によって意識の程度の差はみられますが、活動資金の調達に苦労したり、活動を行う場所を探したりしている団体があることがうかがえます。さらに、地域福祉活動を行う上で、活動者同士が情報交換のできる場や機会の提供を求めている団体も多いことが分かります。（【表 2 6】）そうした団体の地域福祉活動への参加を促進するための取り組みが必要です。

【表 2 5】 団体等（商店街・企業・大学を除く。）へのアンケート結果

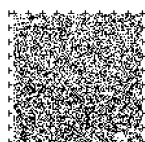
問 団体が地域で活動をする時にどのような障害や問題点がありますか。（複数回答）

選択肢	回答割合			
	推進協	社会福祉法人	NPO	ボランティアグループ
活動資金の調達	13.7%	30.2%	55.6%	25.4%
活動場所の確保	4.4%	18.6%	11.1%	21.1%

【表 2 6】 団体等へのアンケート結果

問 貴団体が地域活動や社会貢献活動などを行う上で、どのような支援があればよいと思いますか。（複数回答）

選択肢	回答割合			
	社会福祉法人	NPO	商店街	企業
活動を行っている法人同士の情報交換会の開催や事例集等の作成	37.2%	44.4%	28.1%	30.8%



～地域福祉活動等の現場視察より～

本計画の策定にあたっては、地域福祉活動等の現場を訪問し、活動者の方々と意見交換を行いました。

活動内容	訪問先	参照ページ
住民の地域福祉活動	豊臣学区地域福祉推進協議会	P 5 4
住民の地域福祉活動	まるいけスマイル	P 5 8
多様な担い手	つなしょ	P 1 0 0
多様な担い手	大学生による団地コミュニティの活性化	P 1 0 0
相談支援機関	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山、住まいサポートなごや	P 8 4
生活困窮者支援	ささしまサポートセンター	P 5 8
障害関係機関のネットワーク	北区精神保健福祉ネットワーク「メンタルネットきた」	P 9 6

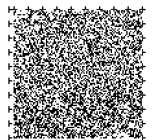
本計画では、活動現場から分かった次の実態を踏まえて策定しています。

- 中村区の「豊臣学区地域福祉推進協議会」では、地域のニーズ（需要）に応え、令和5年度にサロンを開設しました。地域に寄り添った活動が熱心に継続して行われていることがわかりました。

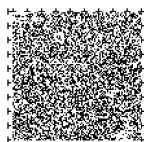


現場視察の様子

- 港区の「まるいけスマイル」は、地域住民が問題意識を持ち、日本語教室として開設されました。今では、遠方から通う子どももいるほど、多くの外国人市民等の子どもの居場所となっています。
- 守山区の「つなしょ」は、様々な人が集まりつながることができる場所として、子ども食堂やフードパントリーを行っています。幅広い世代の人たちの居場所、活躍の場となっています。
- 中川区の市営住宅万場荘では、団地コミュニティの活性化を目的とした市営住宅への学生入居事業を実施しています。今後も地域における若者の活躍が期待されていることが確認できました。



- 「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山」では、複合的な課題や制度の狭間の問題を抱えるケースについて、オーダーメイドの支援を行っています。住まいサポートなごやでは、入居をサポートするとともに、居住支援活動のネットワークづくりを進めています。
- 中村区の「ささしまサポートセンター」では、生活困窮者がその人らしい生活を営めるよう、個々に寄り添いながら様々な事業を展開しています。当事者の方が多くのボランティア活動を行い、支え手として活躍しています。
- 北区精神保健福祉ネットワーク「メンタルネットきた」は、「誰もがこころ健やかに暮らせるまちづくり」を目指し、定期的な情報交換や課題の検討会を行い、ネットワークを活かした活動を続けています。



2 連携・協働・ネットワーク体制の問題

本章で取り上げてきた共通の課題として、連携・協働・ネットワーク体制の強化があげられます。

●顔の見えるつながりと地域・分野を超えた連携・協働

昨今、地域住民が主体的に地域課題を把握する取り組みが求められています。地域で把握した課題は、住民だけで解決できないものも少なくありません。専門の相談支援機関の関わりが必要なときに、速やかにつながることでできる地域住民や専門職等相互の関係づくりが日頃から大切になります。

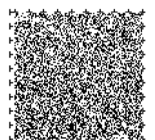
とりわけ、分野を超えた支援が必要であるケースや対応できる機関が分からないケースでは、各相談支援機関が連携して支援にあたる必要があります。

26、27ページの相談支援機関等へのアンケートの結果【表11】【表14】では、既存の制度やサービスでは対応できない相談に対しては、連携や協働により対応したという回答がある一方、回答者が自分で対応した、あるいは相談に対応できなかった・しなかったというケースも一定あることがわかりました。

この要因としては、支援を求められた事柄に対し、周りに適切に対応できるサービスや活動団体が一つも存在しなかったという可能性や、そもそも制度が想定していない問題であったという可能性もあるでしょう。

しかし一方で、対応できるサービスや活動団体が存在しているにも関わらず、相談支援機関等がそうした情報や活動団体の存在を知らなかったがゆえに、適切に連携・協働できず、結果として、相談を受けた相談支援機関等が抱えこんで負担を感じていたという意味や、十分な対応ができなかったという意味も含まれていると考えられます。

対応が難しいときこそ、多くのつながりの中から適切な支援を選び、連携・協働しながら対応すること、つまり支援のネットワークによって対応することが求められます。そのためには、相談支援機関等が公的なサービスをはじめ、その他の支援（インフォーマルサービス）や地域の社会資源の情報を十分把握し、必要に応じて速やかに連携・協働することができる関係を作ることが必要です。



3 前計画の評価

なごやか地域福祉2020（第3期名古屋市地域福祉計画・第6次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）

■計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

■評価

「なごやか地域福祉2020」では「地域福祉に関する懇談会」を開催し、進捗管理・評価を行いました。主な成果と課題は次のとおりです。

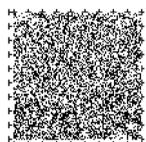
なお、実績値は、新型コロナウイルス感染症対策の措置として令和2年4月に1回目の緊急事態宣言が発令され、令和5年5月に感染症法上の分類が5類感染症となったことを踏まえ、令和元年度→令和2年度→令和5年度となっています。

取り組むべき方向性1 つながり支えあう地域をつくる

【主な成果】

○地域共生社会の実現を目指し、地域での住民交流・ふれあい・助けあい活動を促進し活性化を図るとともに、多様な見守り体制の充実に取り組みました。

関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ふれあい・いきいきサロン 設置・把握数	1,903 か所	1,962 か所	2,150 か所
ふれあいネットワーク活動 実施学区数	104学区	106学区	103学区
ふれあい給食延べ参加者 数	93,988 人	53,483 人	94,824 人
コミュニティワーカーの 地域福祉推進協議会から の相談対応件数	525件	474件	512件
はいかい高齢者おかえり 支援事業サポーター数	7,943人	8,116人	8,031人
見守り支援員の延べ訪問 件数	7,105回	6,048回	6,137回
世話焼き活動実人数 (青少年育成市民会議)	35,115 人	27,033 人	29,177 人
赤ちゃん訪問事業訪 問件数	9,147件	6,251件	7,851件



関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
高齢者見守り協力事業者登録数	1,561件	1,566件	1,613件
地域支えあい事業			
実施学区	93学区	94学区	108学区
ボランティアポイント 総付与数	502,649 ポイント	407,257 ポイント	552,635 ポイント
コミュニティワーカー による相談支援件数	3,456件	3,233件	3,361件
助け合いの仕組みづくり 実施自治会（町内会等）	91.3%	91.9%	93.3%
災害ボランティアコーディネーター累計受講者数	1,413人	1,482人	1,730人
福祉避難所のか所数	132か所	150か所	228か所

○市と市社協において、身寄りのない高齢者の生前の見守りと、死後の手続きのサポートを行う、エンディングサポート事業を開始しました。

【課題】

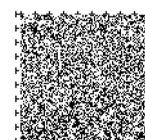
新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、着実に実績を伸ばした事業もあり、また感染拡大防止に配慮した新たな実施方法を工夫しながら、各事業に取り組みました。

地域の見守り活動に関する事業等、5類感染症に移行して以降もなお以前の水準まで回復できていない取り組みを活性化するためには、活動者への支援を行うとともに、引き続き、高齢者、障害者、子育て世帯など多様な住民が相互理解を深め、ともに生きるための取り組みの創出や、住民の主体的な地域課題の把握と解決に向けた取り組みの推進を支援する必要があります。

取り組むべき方向性2 一人ひとりの「暮らし」を支える仕組みをつくる

【主な成果】

○専門相談窓口の周知を図るとともに、地域の身近な相談の場として地域支えあい事業の住民相談窓口の開設を支援し、相談窓口や公的サービスの利用促進を図りました。



関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
いきいき支援センターの相談実績	53,975件	52,169件	56,947件
障害者基幹相談支援センター相談実績	56,187件	61,236件	71,075件
子育て総合相談窓口相談実績	74,411件	69,158件	64,159件
仕事・暮らし自立サポートセンター相談実績	3,837件	18,924件	3,855件
ウェブサイト「こころの絆創膏」月平均アクセス数	21,472件	20,615件	23,354件

○包括的な相談支援体制の構築に向け、令和4年度から4区に包括的相談支援チームを設置し、多機関協働支援や訪問等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援、社会参加に向けた支援、地域づくりの取り組みなどを行う重層的支援体制整備事業を開始しました。令和6年度からは全区で事業を実施しています。

○高齢者や障害者、低所得者など住まいの確保に配慮を要する人が安定的に住まいを確保できるよう支援する取り組みを進めました。

関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
民間賃貸住宅入居相談件数	52件	63件	125件

○福祉的支援等を必要とする犯罪をした人等を各種行政サービスに適切につなぐ「名古屋市直ち直り支援コーディネート機関運営事業」を開始しました。

○判断能力が不十分な人等への権利擁護の取り組みや虐待相談支援を行いました。

関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
障害者・高齢者権利擁護センター相談、金銭管理・財産保全サービス			
生活相談件数	25,191件	31,498件	25,172件
新規契約者数	303人	238人	268人
契約者数（年度末）	1,433人	1,461人	1,460人



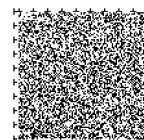
関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
成年後見あんしんセンターによる成年後見制度の利用促進の取り組み			
成年後見あんしんセンター出前講座受講者数	3,754人	3,231人	2,525人
市民後見人受任件数(累計)	54件	59件	74件
法人後見センターなごやかぽーとにおける法人後見受任件数 ※ () はうち新規	70件 (6件)	77件 (7件)	88件 (3件)
消費生活センターにおける見守り支援講座受講者数※令和5年度は出張講座	804人	461人	1,560人
高齢者、障害者、児童に対する虐待相談対応件数	4,632件	4,738件	4,586件
児童相談所から区役所への事案送致件数	448件	718件	1,049件
配偶者暴力相談支援センターDV相談件数	9,742件	12,292件	10,107件

【課題】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面による支援が抑制されたり、集合形式での研修等が制限されたりすることで、必要な支援に支障をきたすこともあり、多くの取り組みが影響を受けました。そのような状況の中、必要な支援が途切れないよう、実施方法を工夫するなどしながら取り組みが進められました。

長く続いた感染拡大の影響により、生活課題が顕在化したり、深刻化・複雑化したりした人や世帯が少なくない状況に対応するためには、今後も引き続き既存の相談窓口の拡大や周知を図るとともに、複合的な課題を抱える人や世帯等への支援体制のさらなる強化のため、相談支援機関同士の連携による支援の推進や、包括的な相談支援体制の充実が必要です。

また、高齢者、障害者、児童に対する虐待や配偶者への暴力についての相談実績が高水準で推移していることに鑑み、市民後見人、法人後見など障害者や高齢者の権利擁護の取り組みを引き続き進め、誰もが自分の意思を尊重され、自分らしく生活できるための取り組みを推進する必要があります。



取り組むべき方向性3 地域で活躍する多様な担い手を育む

【主な成果】

- 新しい取り組みとしてボランティア向けの体験講座をオンラインで実施し、ボランティアのスキルアップや学び合いの機会を設けました。

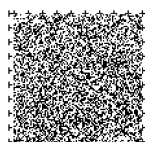
関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
鯉城学園卒業生のボランティア活動延べ人数	19,637人	9,724人	16,948人
地域支えあい事業「ご近所ボランティア」登録者数	10,635人	10,794人	12,536人
福祉教育・ボランティア学習の実施回数	228件	122件	220件
ボランティア入門講座参加者	15人	6人	34人

- 社会福祉法人の公益的な活動支援である「なごやよりどころサポート事業」を平成28年度から実施し、継続的に地域における公益的な取り組みを実施しています。

関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
なごや・よりどころサポート事業参加法人数	71法人	72法人	70法人

- キーパーソンを支える仕組みづくりとして、地域支えあい事業の実施学区における研修のほか、担い手養成入門講座、活動に資する地域福祉活動に対する助成金の交付を行いました。

関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
地域福祉推進協議会への助成	266学区	266学区	267学区
地域の子ども応援事業助成（申請数）	18事業	14事業	21事業
地域支えあい事業実施助成金	93学区	94学区	108学区
ふれあいいきいきサロン開設助成金	79か所	36か所	94か所



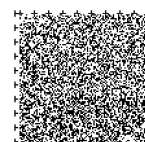
- コミュニティワーカーが地域福祉活動のキーパーソンとの接点を作り、活動状況の把握、必要な情報提供や活動支援を行い、継続的に活動ができるよう活動者のモチベーションの維持を図りました。

関連する事業	令和元年度	令和2年度	令和5年度
当事者団体への相談支援	323件	264件	227件
ボランティアグループへの相談支援	3,107件	2,836件	2,920件
企業・商店への相談支援	485件	446件	635件
市民活動推進センターでの相談支援	1,666件	1,657件	1,573件

【課題】

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、多様な主体による地域福祉活動や関連する事業の多くが中止・縮小を余儀なくされました。活動の継続・再開には多くの課題を抱えながらも様々な工夫を凝らした取り組みが進められ、多くの事業が回復しつつあることが実績に表れています。ただし、活動を中止・縮小していた団体からは、ノウハウを維持・継承することが難しくなったという声も聞かれるなど、感染拡大の影響が長く残る活動もあることが推定されます。

多様な主体の地域福祉活動の参加促進では、個々の状況に応じた活動や社会貢献に関心のある企業・商店等の参加の方法を整理して提示する必要があります。また、キーパーソン等への支援では、多様な主体が可能な範囲での活動の拠点・資金・物資等が提供できるような、学び合い、連携、協働できる場づくりが求められています。



第3章 計画が目指すもの

1 基本理念

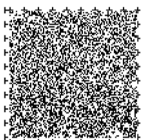
人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市、名古屋を目指して

この基本理念には、以下の3つの視点が込められています。

- **人権が尊重され、互いにつながり支え合って暮らせる都市**
一人ひとりの人権が尊重され、誰もが差別や偏見を受けることなく、自分らしく生活できることは、最も重要なことです。
また、よりよい地域づくりのため、市民が地域でつながり支え合うとともに、多様なコミュニティを形成し、それぞれの力を発揮する必要があります。
- **高齢者や障害者をはじめ誰もが不安なく、自立して生活できる都市**
地域社会が多様化している中で、経済状況や家庭環境などに関わらず、誰もが適切なサービスを受けられるとともに、誰一人取り残されず、地域社会の中で互いに支え合い、人と人とのつながりを感じながら、自分らしく安心して暮らすということは、多くの市民の願いです。
- **多様な人々が自分らしく活躍し、生きがいを持って生活できる都市**
性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もが地域社会の一員としてその能力を十分に発揮して社会の中で活躍し、生きる喜びを感じながら生活できる都市にしていくことが必要です。

また、この理念は、「名古屋市総合計画2028」においても、めざす都市像として位置づけられています。

この理念に基づき、複雑化・多様化する福祉課題・生活課題に的確に対応し、地域の中で多様な主体が、重層的に支援する仕組みを構築することによってあらゆる人を包容する地域社会を形成するための具体的な目標と方策を定めます。



2 基本目標

地域共生社会の実現に向けて、市民、地域に関わる多様な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、誰もが役割を持って、つながり支えあいながら、自分らしく暮らし活躍できる地域を目指します。

第1章では、計画を策定するにあたって、「私たち」をキーワードに、計画の目的や主体、他の計画との関係性など計画の基本的な考え方を示すとともに、第2章では、「(1) 地域でのつながりの希薄化と孤独・孤立の状態にある人の問題」、「(2) 支援が必要な人と必要な支援が結びついていないことの問題」、「(3) 地域福祉活動への参加と多様な担い手確保の問題」についての現状などを示しました。

こうした中、市では、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉の推進を図ってきました。

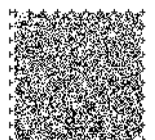
しかし、数年にわたり続いたコロナ禍により、地域福祉を推進する取り組みは大きな影響を受けました。とりわけ、サロン活動などの通いの場、地域の行事など、地域のつながりを創出する活動は多くが中止・縮小を余儀なくされ、その結果、地域のつながりが一層希薄化し、そうした状況が常態化しつつあります。

そのような状況の中、地域における孤独・孤立の状態にある人の問題の深刻化が社会的な課題としてクローズアップされた一方、令和6年1月に発生した能登半島地震でも、地域住民同士のつながりによる支えあいの力の大切さが再認識されています。

地域共生社会の実現のためには、コロナ禍の影響で停滞した地域住民同士が支えあう機能の回復・強化を図ることなどにより、地域課題の解決力を強化していくことが必要になります。また、住民同士が助けあうことができる地域であることは、大規模災害が発生した際においても、大きな支えとなります。

こうした現状と課題を、すべての地域住民が自身の問題として認識し主体的に関わり、つながり支えあう仕組みを構築するとともに、地域住民だけでは解決できない多様で複雑化した課題に対しては、地域住民と専門の相談支援機関相互の連携や協働が求められています。

そこで、こうした点を十分踏まえ、計画の基本目標を「地域共生社会の実現に向けて、地域を構成する多様な団体等が互いに手を携えて連携・協働し、誰もが役割を持って、つながり支えあいながら、自分らしく暮らし活躍できる地域を目指す」としました。



3 基本目標を実現するために取り組むべき方向性

ここでは、基本目標を実現するため、今後取り組むべき基本的な方向性を定めます。

第2章では、現状と計画策定の背景について考えてきました。私たちの地域をとりまく現状から浮かび上がった様々な課題を解決し、基本目標を実現するためのキーワードとなる「仕組みづくり」と「人づくり」をベースとして、3つの取り組むべき方向性を示します。

また、それを支える土台として、連携・協働の仕組みづくりを推進します。

■ 3つの「取り組むべき方向性」

1 つながり支えあう地域をつくる

～孤独・孤立の状態を生まない地域を目指す～

2 一人ひとりの「暮らし」に寄り添い支える仕組みをつくる

～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

3 地域で活躍する多様な担い手を育む

～人、場、活動、情報などの社会資源がつながる地域づくり～

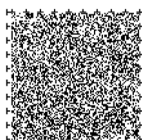
■ 3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

1 つながり支えあう地域をつくる

～孤独・孤立の状態を生まない地域を目指す～

社会経済状況の変化、ますます進行する少子高齢化、地域のつながりの希薄化などにより、あらゆる世代、属性に孤独・孤立の状態にある人の問題が広がっています。これらは、様々な生活課題と密接に関わっており、新たな生活課題を引き起こし、事態を複雑化かつ深刻化させる要因ともなっています。一方で、ひとたび大規模災害が起これば、地域で助けあい、支えあいながら生きていくことの大切さを令和6年1月に発生した能登半島地震でも再認識しました。

私たちは、今一度地域社会の構成員であることを自覚し、住民と様々な関係団体等が、多様な手段により連携・協力して「つながり支えあう地域づくり」に努めることで、孤独・孤立の状態となることを防ぎ、困ったときには誰もが助けあい支えあえる地域を築くことが大変重要です。



2 一人ひとりの「暮らし」に寄り添い支える仕組みをつくる

～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

公的な福祉サービスは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援など、その時々が高まったニーズ（需要）に応じ、分野ごとに整備されてきました。

そして、介護や障害の分野では、介護保険法に基づく介護サービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが提供されるとともに、社協やNPO、社会福祉団体等も、地域のニーズに応じた様々な福祉サービスを提供しています。

しかしその一方で、昨今では、生活上の困りごとが複雑化・多様化しているのに加えて、様々な問題を同時にいくつも抱えて複合的に絡み合うなど、解決が難しくなっているケースもあります。

こういった状況に対応するため、支援を求めている人、手助けが必要な人の様々な声やニーズを把握し、困りごとを受け止め寄り添う支援を行うとともに、孤立している人などが地域とつながるための取り組みが求められています。行政や専門機関がより連携を深め、地域住民等と協働することのできる包括的な相談支援の体制を推進する必要があります。

3 地域で活躍する多様な担い手を育む

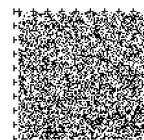
～人、場、活動、情報などの社会資源がつながる地域づくり～

地域住民の身近な地域への関心が薄く、地域福祉活動の担い手不足が課題となっています。

地域住民の「福祉」への関心や参加意欲を高めるためには、無理なくできる福祉活動を情報発信するとともに、福祉教育や福祉学習を通じて身近な福祉課題の学びの推進と「地域」は誰もが生きがいや役割を見出し、活躍できる場でもあることを知っていただくことが必要です。

地域住民が地域福祉活動の「担い手」になっていただくような取り組みを、多様な主体とともに知恵を出し合い創出していくことが求められています。

また、社会福祉法人や福祉施設・事業所等、商店街、企業などの多様な主体にも地域福祉活動の担い手となっていただけるよう、公益的取り組みや社会貢献を通じた参加を促すとともに、「担い手」を支える社会資源の活用や連携・協働できる効果的な仕掛けも必要です。



第4章 課題解決に向けた私たちの取り組みの展開

1 計画の体系

基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市、名古屋を目指して

基本目標

地域共生社会の実現に向けて、市民、地域に関わる多様な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、誰もが役割を持って、つながり支えあいながら、自分らしく暮らし活躍できる地域を目指します。

福祉課題・生活課題

地域でのつながりの希薄化と孤独・孤立の状態にある人の問題

支援が必要な人と必要な支援が結びついていないことの問題

地域福祉活動への参加と多様な担い手確保の問題

連携・協働・ネットワーク体制の問題

取り組むべき方向性

1

つながり支えあう地域をつくる

～孤独・孤立の状態を生まない地域を目指す～

2

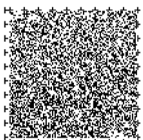
一人ひとりの「暮らし」に寄り添い支える仕組みをつくる

～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

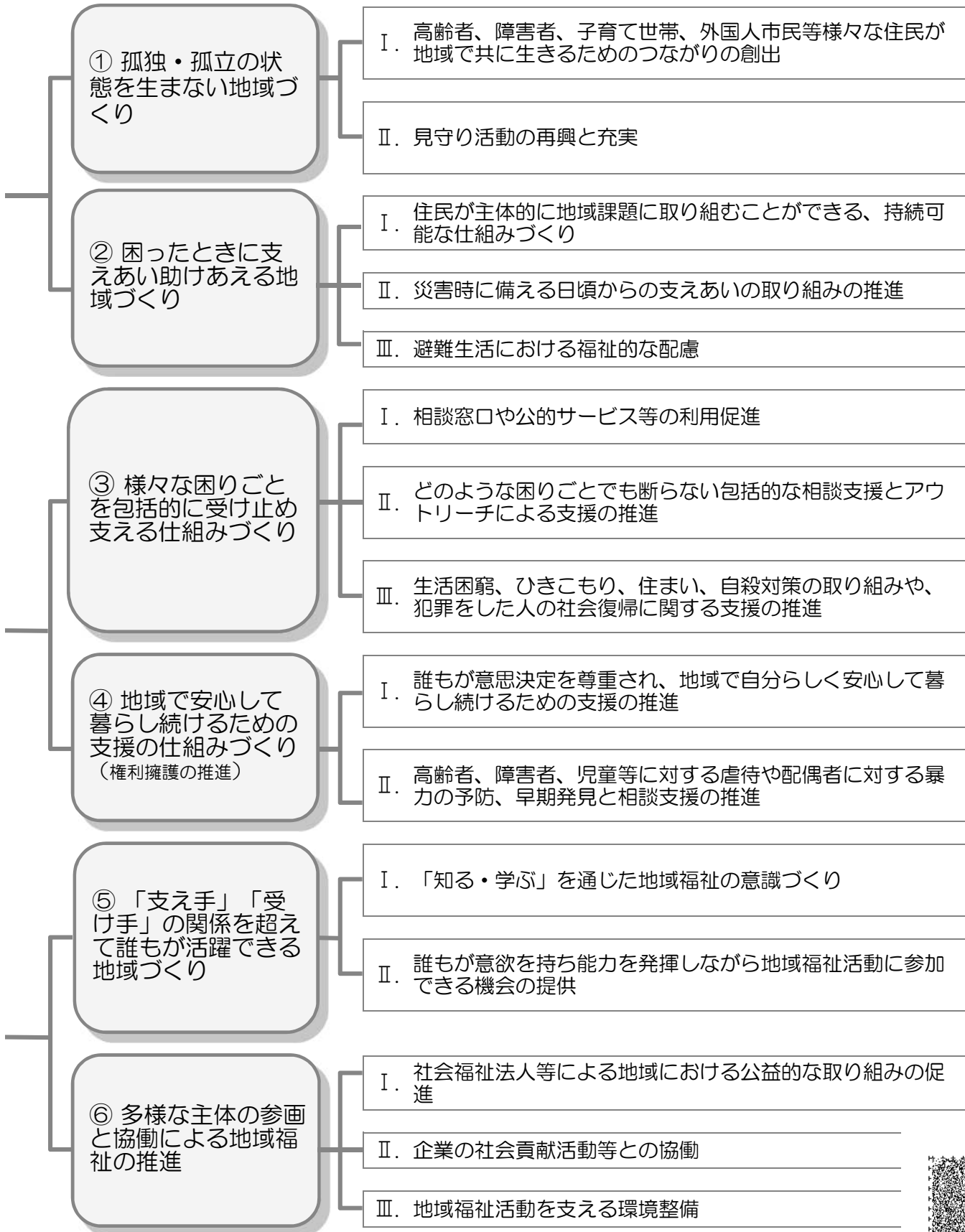
3

地域で活躍する多様な担い手を育む

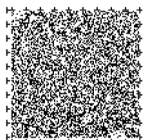
～人、場、活動、情報などの社会資源がつながる地域づくり～



方 策



3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり



2 具体的な取り組みの展開

取り組むべき方向性

1 つながり支えあう地域をつくる

～孤独・孤立の状態を生まない地域を目指す～

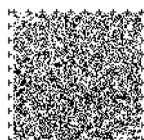
■方策① 孤独・孤立の状態を生まない地域づくり

I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が地域で共に生きるためのつながりの創出

具体的な取り組みの内容	頁
1) 小学校区を圏域として福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の活動を支援します。	P54
2) 住民同士の様々なつながりをつくる、住民による活動を支援します。	P54
3) 多様性を理解しあい、様々な人が立場や背景を超えて参加できる共生型の地域づくりを進めます。	P55
4) 同じ悩みを抱えた当事者や家族が出会う場、機会づくりを支援します。	P58

II. 見守り活動の再興と充実

具体的な取り組みの内容	頁
1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」等の見守り活動が円滑・活発に行われるように支援します。	P59
2) 地域における見守り活動の充実を図り、孤立しがちな人を見守る仕組みづくりを進めます。	P59
3) 地域の身近な商店や企業、社会福祉法人などに対し、連携して地域での見守り活動を行うための働きかけを行います。	P62

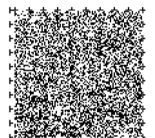


★主体別の取り組み（方策①） 孤独・孤立の状態を生まない地域づくり

市民		
<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶から始まる日頃のご近所との関係を大切にする。 ・地域とのつながりのない人がいたら、どのように関わっていくことができるのかを皆で考える。 ・認知症の人や障害者、外国人市民等への理解を深める。 ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりに協力する。 		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人や障害者、外国人市民等への理解を深めるとともに、その人に適した情報提供を行う。 ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりに協力する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、外国人市民等も含め住民同士が知り合い、交流できる機会をつくる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域福祉活動に協力する。

市	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・地域での住民交流・ふれあいを育む活動を支援する。 ・共生型の地域づくりに向けた広報・啓発を推進する。 ・孤立しがちな人への見守り体制を推進する。 ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進する。 	
<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン整備等生活支援推進事業 ・認知症サポーター養成講座 ・高齢者の孤立防止事業 ・ICTを活用したフレイル予防・見守り事業 ・あんしんエンディングサポート事業 ・はいかい高齢者おかえり支援事業 ・青少年育成市民会議（地域の世話やき活動等の実施） ・子ども食堂コーディネート事業 ・赤ちゃん訪問事業 ・市営住宅ふれあい創出事業 ・高齢者の見守り支援事業 ・高齢者の見守り協力事業者登録事業 ・障害者差別相談センター ・ナゴヤあいサポート事業 等 	<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン整備等生活支援推進事業（運営の受託） ・ふれあい・いきいきサロン活動の支援 ・コミュニティワーカー（学区担当者）としての地域支援 ・子ども食堂推進事業 ・子ども食堂コーディネート事業（事業の受託） ・ふれあい給食サービス事業の支援 ・福祉教育・福祉学習 ・ふれあいネットワーク活動の支援 ・高齢者の見守り支援事業（事業の受託） ・なごやかエンディングサポート事業 ・あんしんエンディングサポート事業（事業の受託） ・障害者差別相談センター（運営の受託）

※<主な関連施策や事業等>は、令和7年3月時点の内容です。



I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が地域で共に生きるためのつながりの創出

具体的な取り組み

現状と課題(13, 17頁)

1) 小学校区を圏域として福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の活動を支援します。

誰もが安心して暮らせるまちを目指して、区政協力委員、民生委員児童委員を始めとする地域住民が主体となって、市内全小学校区に「地域福祉推進協議会」が設置されています。

「地域福祉推進協議会」では、ふれあい給食や世代間交流、身近な場所で気軽に集まる「ふれあい・いきいきサロン」、さり気ない見守りを行うふれあいネットワーク活動など地域の特徴に応じた活動を行っています。

それぞれの活動を計画的かつ効果的に取り組まれるようコミュニティワーカー一等が専門的な支援をすることで、地域での住民同士の相互理解を深め、互助的な見守りや助けあい活動の推進を図ります。

事例 中村区豊臣学区での出前相談の取り組み

中村区の豊臣学区では、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者宅などを訪問して、困りごとを直接伺う「出前相談」を行っています。町内会長、民生委員、社会福祉協議会のコミュニティワーカーやいきいき支援センターの職員も一緒に訪問をしています。困りごとがある場合は、その場で対応したり、後日ボランティア等を調整して困りごとの解決に取り組んでいます。



事例 ひとり暮らし高齢者等ふれあい給食サービス

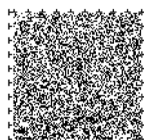
熱田区の大宝学区地域福祉推進協議会では、ひとり暮らし高齢者等を対象とした、「ふれあい給食サービス事業」(給食事業)を40年以上継続して実施しています。コロナ禍を経て、中止されていた「会食」が再開し、参加者が一同に会し食事をしながら交流できるようになりました。

食事の提供だけでなく、外部講師を招いて「健康に役立つ講話」なども併せて実施しており、参加者の心身の健康の増進、専門職へ相談できる機会にもなっています。



2) 住民同士の様々なつながりをつくる、住民による活動を支援します。

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等が気軽に集まり、地域住民とともに楽しく過ごすことを通し、地域の関係づくりを進める「ふれあい・いきいきサロン」「子ども食堂」などの住民による活動は、新たな仲間との出



会いや近隣とのつながりづくりに寄与するだけでなく、参加する人が自分らしく過ごせる場所でもあります。このような多様で個性豊かな地域活動が身近な地域に生まれるよう取り組んでいる老人クラブ、子ども会、女性会等の住民主体の活動を支援します。

事例 ちくたくサロンの取り組み

名東区の極楽学区は一戸建住宅が多く、年々高齢化が進んでいます。元民生委員児童委員である主宰者が交流のきっかけをつくるため、所有するコーポの1室を提供し、民生委員・児童委員を退任した人に呼びかけ、有志のボランティアによる集いの場として、ふれあい・いきいきサロン『ちくたく』を週1回開催しています。



毎回提供しているランチは、食材を通じて四季を感じられるよう工夫しています。ボランティアスタッフは、男女を問わず食事を囲んで気軽に参加してもらえぬ雰囲気を感じながら笑顔でお迎えしています。

3) 多様性を理解しあい、様々な人が立場や背景を超えて参加できる共生型の地域づくりを進めます。

誰もが人としての個性や生き方を認めあいながら、「支え手」「受け手」の関係を超えて、共に生きる地域社会の実現を目指します。

地域に居住している期間の長短、年齢や性別、障害の有無、国籍や文化、経済的に困窮していることなどの特性や背景の違いがあっても、同じ地域で暮らす一員として誰ひとり取り残されることなく、誰もが地域の中で自分らしい暮らしを送ることができる地域づくりを進めます。

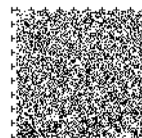
そのために、同じ地域に暮らす人が持つ困りごとや生活のしづらさを、解決すべき課題として誰もが共感できるような広報啓発の取り組みや、必要な情報が必要な人に適した形で提供されるための取り組み、学習の機会づくり、地域交流、見守り活動等の促進を図ります。

○認知症の人

認知症になっても地域で安心して暮らし続けるためには、周囲の認知症への正しい理解が必要となります。こうした理解を広めるため、認知症サポーター養成講座における講師役であるキャラバン・メイトを養成することにより、認知症サポーターの養成体制の強化を図り、認知症の人と家族を地域で支えるつながりづくりを進めます。

■認知症サポーターの養成

認知症サポーターは、認知症を理解し、認知症の人と家族を温かく見守る「応援者」です。市内のいきいき支援センター等が実施する認知症サポーター養成講座を受講すると、その証としてオレンジリングが交付されます。



事例 中区認知症にやさしいまち大須プロジェクト

中区では、大須商店街・大須学区を認知症支援にかかる普及啓発及び風土形成のシンボルタウンとし、平成30年度から「認知症にやさしいまち大須プロジェクト」を実施しています。

地元アイドルグループの「OS☆U」も参加する認知症サポーター養成講座を実施するほか、小中学校でも養成講座を行い、幅広い世代の理解を深めるとともに、商店街店舗にも認知症サポーター協力店として多数登録いただいています。



オレンジリングをつけた
ふれあい広場の招き猫

○障害者

障害者が地域で安心して生活をするためには、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ることが重要です。

本市では、障害の有無にかかわらず誰もが、かけがえのない個人として尊重され、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心してともに暮らせる地域社会を目指し、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を制定しました。不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、市民・事業者への啓発を進めるとともに、障害者差別相談センターを設置し、障害者や家族、事業者などを対象に障害者差別に関する相談を受け、内容に応じて関係者間の調整や合理的配慮の提供支援などを行っています。

また、「障害者と市民のつどい」などの交流イベントや学びの機会の提供、ナゴヤあいサポート事業の実施等を通じた地域との協働活動の機会を通じ、すべての市民に対して障害や障害者に関する正しい理解の促進を図ります。

■「障害者と市民のつどい」などの交流イベント

○ふれあい広場のつどい

久屋大通公園で、障害者団体のチャリティーバザー、疑似体験コーナー、各種展示等を実施しています。

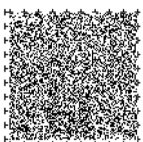
○障害者週間記念のつどい

12月の障害者週を記念して、映画上映や講演等を実施しています。

■精神保健福祉普及運動

地域社会における精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深めるため、国、都道府県、市区町村が広報活動を実施します。

○精神障害のある人が地域で生活する様子を描いた動画を公開しています。



■ナゴヤあいサポート事業

障害の特性を理解し、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人々が住みやすい社会の実現を目指す取り組みを実施しています。

研修では、障害のある人が、当事者の声を届ける講師として活躍しています。

・あいサポーター

「あいサポーター養成研修」受講者を「あいサポーター」として認定し、あいサポートバッジを交付します。



あいサポートバッジ

・あいサポートキッズ

「あいサポートの心」を持って行動する子どもたち（小学生）のこトです。あいサポート運動や障害理解に関する研修を受講すると、あいサポートストラップを交付します。



あいサポートストラップ

・あいサポート企業・団体の認定

従業員等を対象とした「あいサポーター養成研修」等に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定します。

○外国人市民等

地域で過ごす外国人市民等と日本人とが互いに認めあい、ともに地域に参加し、誰もが生きがいや役割を持って、安心・安全に暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進します。

そのために、外国人市民等に必要な情報が伝わり、理解されるよう、多様な言語・手段による情報提供や、やさしい日本語やイラストを使用するなど対象に合わせた情報発信の工夫、日本語教育を受けることを希望する外国人市民等が日本語の習得機会を得られるようにするための体制づくり等の取り組みを進めます。

■外国人市民等

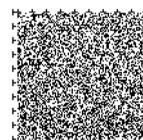
市内に住所を有して生活していたり、何らかの理由により市内で過ごしたりしている外国籍の人のほか、日本国籍を取得した人や国際結婚によって生まれた子どもなど外国の文化を背景に持つ人など、外国にルーツを持つ人のことをいいます。

■やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を外国人市民等にもわかるように配慮した簡単な日本語のことです。何が「やさしい」のかは、相手によって違います。相手のことを考えて、いろいろ試しながら、お互いコミュニケーションがとれる方法を見つけることが大切です。

■日本語教室サーチ『なごにほ』

名古屋市内の日本語教室の情報や、各教室のボランティア募集情報を検索することができるウェブサイトです。日本語を学習したい外国人市民等への情報提供や、ボランティアを募集したい日本語教室運営者とボランティア希望者とのマッチングを促すことを目的として運用しています。



事例 港区日本語教室「まるいけスマイル」の取り組み

港区にある市営住宅丸池荘は、外国人市民の入居率が高く、日本語が全くわからない外国人の子どもも多くいます。地域住民の「何とかしたい」という思いで日本語教室「まるいけスマイル」が立ち上がりました。ボランティアの学生や地域住民が子どもたちに勉強を教えています。



週1回開かれている教室は、部屋いっぱい子ども達が集まり、勉強をしたり友達と遊んだり多くの子どもたちの居場所となっています。

4) 同じ悩みを抱えた当事者や家族が出会う場、機会づくりを支援します。

孤独・孤立の状態にあることが事態を複雑化、深刻化させる要因になることから、本人や家族が同じ課題を抱えた人々と出会い、語り合い、学び合えるような場や機会づくりを支援するとともに、当事者の声を発信する機会を応援します。

事例 中村区ささしまサポートセンター「みちくさカフェ」の取り組み

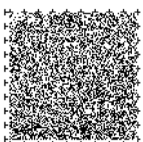
ささしまサポートセンターでは、以前路上生活をされていた人がアパートに住んでからも、地域から孤立せずに生活できるよう、気軽に立ち寄り交流のできる「みちくさカフェ」を毎月開催しています。路上生活をしている人も参加されるため、現在アパート暮らしをしている人と情報交換をしたり、相談をすることで今後の生活について考えていただくきっかけにもなっています。



事例 名古屋市若年性認知症本人・家族交流会「あゆみの会」

認知症相談支援センターでは、若年性認知症の本人や家族が集う交流会「あゆみの会」を毎月第4土曜日に開催しています。同じような立場の人が情報交換し、交流を育みながら仲間同士で支えあい、病気と共に前向きに生きるためのピアサポートの場として機能しています。

あゆみの会で知り合った当事者同士は、お互いの連絡先を交換し、定例会以外でも交流を深めたり、企業のサービスや商品づくりに協力したり、自らの体験を社会に発信し、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりに寄与する活動も行っています。



Ⅱ. 見守り活動の再興と充実

具体的な取り組み

現状と課題(13, 15頁)

1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」等の見守り活動が、円滑・活発に行われるように支援します。

ひとり暮らし高齢者、障害者や子育て世帯、外国人市民等地域で見守りが必要な人に対し、町内会・自治会やそれよりも狭い近隣エリアなどを圏域として、対象者を複数の地域住民等で見守る活動を支援します。

事例 地域住民による「ふれあい電話訪問活動」

東区の砂田橋学区では、地域福祉推進協議会活動として「ふれあいネットワーク活動」に取り組んでいます。この活動は、地域に住んでいる皆さんが、安心して暮らし続けることができるように、地域での助けあいや声かけ、見守りなどを行うものです。学区の一部のエリアで、つながりづくりのために「ふれあい電話訪問活動」を実施しており、高齢者等に、ボランティアが月1～2回程度お電話し、近況や最近の話題などを自由にお話ししています。会話の中から困りごとの相談と解決につながったこともあります。また、地域福祉推進協議会主催の研修兼ふれあいネットワーク活動報告会を開催し、学区住民に対し活動への理解を広げています。

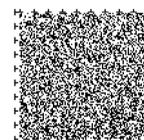


2) 地域における見守り活動の充実を図り、孤立しがちな人を見守る仕組みづくりを進めます。

地域福祉推進協議会、民生委員・児童委員、老人クラブや女性会の会員など地域の多様な主体による見守り活動への一層の支援を図るとともに、見守りアプリなどのICT機器を活用した見守り施策や、身寄りのない高齢者の生前の見守りと死後の葬儀や家財処分等の手続きのサポートを行う「エンディングサポート事業」等の取り組みを推進し、一人暮らしや身寄りがないことなどにより孤立しがちな人への見守り体制を充実させます。

また、見守り活動の担い手と各区役所に配置している高齢者福祉相談員、各いきいき支援センターの見守り支援員との連携を進めるなど、安心して見守り見守られることができる地域をつくるための取り組みを進めます。

また、地域で高齢者を見守るための地域支援ネットワークづくりを進める「高齢者の孤立防止事業」、認知症による行方不明者を早期発見するための「はいかい高齢者おかえり支援事業」、児童の登校時の声かけなどを行う「地域の世話やき活動」等や地域の子育て情報の提供などを行う



「赤ちゃん訪問事業」等、地域で子どもを見守る取り組みを展開し、地域の方を高めていく取り組みを進めます。

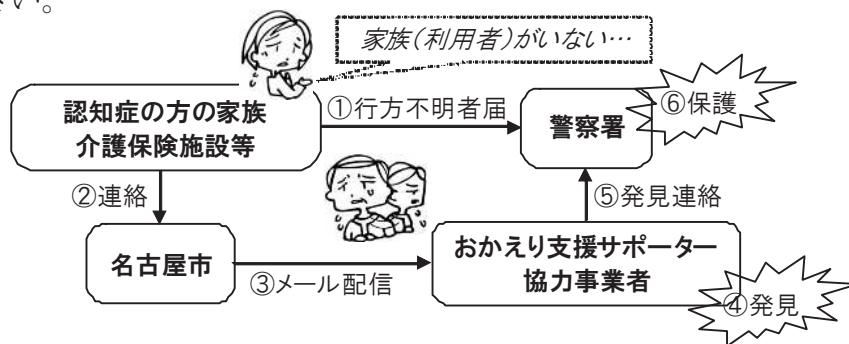
さらに、市営住宅では、「市営住宅ふれあい創出事業」における高齢者見守り支援事業により、75歳以上の単身世帯、夫婦世帯等を対象として巡回員が定期的に電話連絡や戸別訪問を実施し、安否確認や簡易な生活相談等の支援を行います。いきいき支援センター、地域住民と連携・協働しながら一体的に取り組めます。

■いきいき支援センターの見守り支援事業「高齢者の見守り支援事業」

見守り支援員が孤立しがちな高齢者に対して、福祉・介護サービス等の調整や、見守りのネットワーク構築など、一人ひとりに合わせた丁寧な支援を実施しています。また、ボランティアを養成し、支援が必要な高齢者への安否確認と不安感・孤立感の解消を図るために定期的な電話による見守り活動（いきいきコール）を行っています。

■認知症の人を地域で見守る取り組み「はいかい高齢者おかえり支援事業」

徘徊のおそれがある人の情報を登録した上で、その人が行方不明となった場合に、身体的特徴や服装等の情報を「おかえり支援サポーター」及び「協力事業者」に対してメールし、早期発見する仕組みづくりを進めています。なお、「おかえり支援サポーター」及び「協力事業者」とは、検索協力依頼のメールを受け取った場合に、可能な範囲で検索のための情報を提供いただく協力者のことです。令和5年度末現在で、8,031件のメールアドレスが登録されています。登録には、okaeri@sg-m.jp まで電子メールを送信してください。



事例 支援者をつなぐ「私の見守りカード」(南区高齢者孤立防止対策部会の取り組み)

高齢者と、その人を見守っている人が、任意で連絡先等を記載して高齢者宅内に貼って共有することで、日ごろから高齢者を見守る支援者同士がつながるきっかけを作るとともに、協力して見守りができる地域を目指しています。

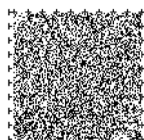


(表)



(裏)

「私の見守りカード」



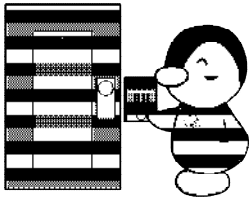
事例 「地域の子どもは地域で守り育てる」地域の世話やき活動

地域の大人として、近所の子どもたちに関心をもち、日常的に積極的に声かけなどを行う中で、ときには励まし、ときには注意や助言をしながら、温かく見守る地域ぐるみの活動です。

主な活動内容としては、以下のような取り組みを行っています。

- ・校門前に立ち、登校する生徒に対し積極的にあいさつ運動
- ・主要交差点等に立ち、登下校中の子どもに対し見守り活動
- ・夕方及び夜間に危険個所の確認等のパトロール 等

事例 民生委員・児童委員による「ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動」



民生委員・児童委員の
普及・啓発キャラクター
「ミンジー」

名古屋市の民生委員・児童委員は、「65歳以上の一人暮らし高齢者」と「75歳以上の高齢者のみ世帯」に対して見守りや生活相談を行う「ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動」を独自に行っており、特に病気がちな高齢者やご近所とのつきあいが少ない高齢者については、月に2回程度定期的に訪問しています。

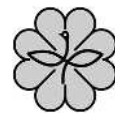


■ 民生委員・児童委員とは

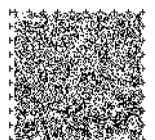
住民の抱える福祉に関する様々な困りごとに対して、地域の身近な相談役として活動するボランティアで、市内で約4,300人が厚生労働大臣から委嘱されています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者、障害者、子育て世帯等の見守りなどにも重要な役割を果たしています。

なお、民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する者として、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。区域を担当する民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。



民生委員・
児童委員の
マーク



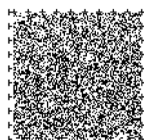
3) 地域の身近な商店や企業、社会福祉法人などに対し、連携して地域での見守り活動を行うための働きかけを行います。

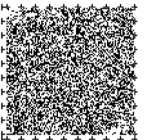
定期的に住民宅を訪ねることを業務とする、地域の身近な商店や企業などに対し、地域で見守り、支えあうネットワークの一員として協力してもらえよう働きかけを行います。

また、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に協力する商店や企業等事業者を登録する「高齢者の見守り協力事業者登録事業」では、市内の新聞販売店をはじめ多くの事業者の協力を得ながら、重層的な見守り活動を推進します。

■高齢者の見守りにかかる協力事業者登録制度

平成26年9月から導入した高齢者見守り協力事業者の登録という簡便な手続きによって、より多くの民間事業者にひとり暮らし高齢者の見守り活動に参加していただき、高齢者の孤立防止活動の幅を広げていきます。





■方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる、持続可能な仕組みづくり

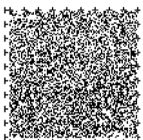
具体的な取り組みの内容	頁
1) 困りごとや生活のしづらさなどを抱えた住民を、住民相互の協力による生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。	P66
2) 地域の生活支援ニーズを把握し、生活支援の基盤整備と充実を図ります。	P67
3) 地域住民等が地域の課題に関心を持って自らの事として考え、支えあうことのできる持続可能な仕組みづくりを支援します。	P67

II. 災害に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 「助け合いの仕組みづくり」や個別避難計画など、災害が発生したときに支援を必要とする人への支援を充実させます。	P69
2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。	P71
3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。	P71

III. 避難生活における福祉的な配慮

具体的な取り組みの内容	頁
1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境を整備するとともに、避難所運営のあり方の検討を進めます。	P73
2) 福祉的な配慮を必要とする人が在宅で避難生活を送る場合の支援のあり方について検討を進めます。	P74

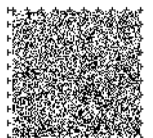


★主体別の取り組み（方策②） 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

市民		
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の暮らす地域の課題に関心を持ち、ご近所に困っている人がいたら、「お互い様」の気持ちで助けあう。 ・地域の生活課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図る。 ・災害が発生したときに備えて、平常時から支えあいの取り組み等に参加する。 ・建物の耐震化や家具の固定を進める。 ・福祉的配慮を必要とする人への配慮の視点を取り入れ、避難者となった地域住民全員で協力し、避難所運営に取り組む。 		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事などに参加したり、協力する中で、地域に根ざした活動をする。 ・災害が発生したときに備えて、平常時から支えあいの取り組み等に参加する。 ・建物の耐震化や棚などの事務用品の固定を進める。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の助けあい活動を積極的に支援する。 ・地域の生活課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平常時も災害時も可能な範囲で地域の困りごとの解決に協力する。

市	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から災害時まで、地域で支えあうための仕組みづくりを進める。 ・地域の生活課題を把握し、生活支援のための仕組みづくりを進める。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを設置する。 ・防災に関する啓発活動を推進する。 ・災害発生時の避難生活において、福祉的配慮が必要な人のための環境整備等に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを運営し、ボランティア活動を支援する。
<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支えあい事業 ・高齢者サロンの整備等生活支援推進事業 ・助け合いの仕組みづくり ・災害ボランティアコーディネーター養成講座 ・福祉避難所の確保 等 	<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支えあい事業（事業の受託） ・高齢者サロンの整備等生活支援推進事業（事業の受託） ・災害時のボランティア活動支援 ・コミュニティワーカー（学区担当者）としての地域支援 等

※<主な関連施策や事業等>は、令和7年3月時点の内容です。



I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる、持続可能な仕組みづくり

具体的な取り組み

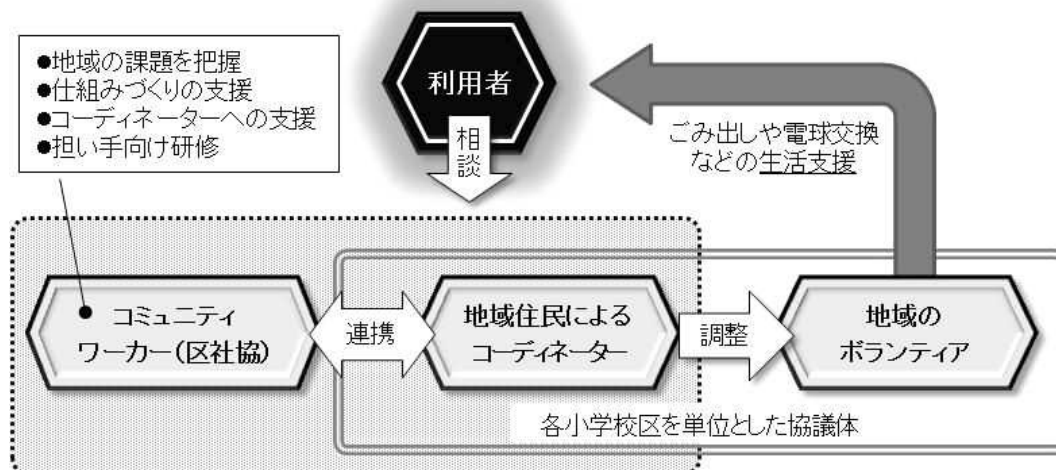
現状と課題(17頁)

1) 困りごとや生活のしづらさなどを抱えた住民を、住民相互の協力による生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。

住民の生活の困りごとや生活のしづらさを抱えた住民に対し、ボランティア、NPO、専門職などと一緒に課題を共有しながら、連携して課題解決に向けた住民相互の助けあいを進めていけるよう、コミュニティワーカー等による専門的な支援を充実させます。

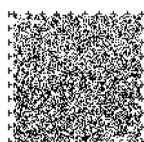
また、令和6年3月現在16区108小学校区で実施している「地域支えあい事業」の実施学区を拡大し、住民が主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。

地域支えあい事業の概要



事例 昭和区 地域支えあい事業の取り組み

昭和区の吹上学区では、学区内に一軒家が多いため、庭の草取りや庭木切り等のニーズが多くなっています。また、生活支援活動を行った際に、ご近所ボランティアがその後も時々対象者の様子を見に行くなど、継続した支援を行っています。



2) 地域の生活支援ニーズを把握し、生活支援の基盤整備と充実を図ります。

各区の地域ケア会議では、高齢者を中心とした個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進め、支援が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくりを進めています。

とりわけ、本計画においては、各区に配置した生活支援コーディネーターをキーパーソンとして、行政、地域役員、生活支援の関係者等（社会福祉法人、NPO法人等）が集い、定期的な情報共有や連携強化等を行う生活支援協議体を運営し、生活支援に関する地域のニーズの把握や新たなサービスの開発、生活支援の関係者のネットワークづくりを行うことを通じて、地域生活支援の基盤整備と充実を図ります。

また、地域住民が抱える課題は、介護、障害、子育て等日常生活の全般にわたり様々に存在し、多様化しています。そのような複雑化・複合化した生活支援ニーズに対応していくため、より多様な主体の参画を働きかけるなど、生活支援協議体の機能を強化していきます。

事例 生活支援協議体の取り組み

千種区では、生活支援連絡会を立ち上げ、行政、介護・福祉関係者のほか、生活支援に携わるボランティアなど幅広い関係者が集まり、「誰もが安心して生活できる千種区のために」協議を進めています。生活支援サービスの充実と、サロンの質・量の拡充に向けた方策を協議・実践する場として年3回開催しています。また、サロンマップの改訂や、生活支援おたすけガイドの制作に関する意見交換を行っています。

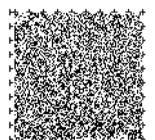


3) 地域住民等が地域の課題に関心を持って自らの事として考え、支えあうことができる持続可能な仕組みづくりを支援します。

地域の会議や集いの場、サロン等の様々な場には、分野を問わず地域の多様な課題に関する情報が集まってきます。それぞれの場で気づき、把握した課題を、その場所で解決できない場合でも、ほかの地域住民等や様々な団体、相談支援機関等が把握し、解決に向けて協議することで、必要な支援につなげることができます。

そのように、地域の様々な主体が顔の見える関係で情報共有し、協議することで、人と人、人と資源が分野を超えてつながり、その結果、特定の人に負担が偏ることなく、一人ひとりが支えあうことのできる、持続可能な仕組みがつけられることを目指します。

その目的のため、地域の様々な人が集まる場を多く見つけて、課題を協議する場につながる仕組みをつくることにより、新たな主体の地域活動への参加促進と、地域住民等が自ら課題を把握する力の向上を図りま



す。さらに、それぞれの場が必要に応じてほかの地域住民や様々な団体、相談支援機関等と連携・協議できるよう、ネットワークの構築を支援します。

併せて、課題解決の過程において、地域住民等が地域の課題に関心を持ち、気づきと解決方法についての学びが繰り返されることで、地域で支えあう力の向上が図られるよう支援します。

地域で支えあう力の向上のプロセス



Ⅱ. 災害に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進

具体的な取り組み

現状と課題(20頁)

1) 「助け合いの仕組みづくり」や個別避難計画など、災害が発生したときに支援を必要とする人への支援を充実させます。

「助け合いの仕組みづくり」とは、地域全体の安否確認や、地域住民自らが高齢者や障害者など、災害が発生したときに支援を必要とする避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）を把握するとともに、一人ひとりの実態に応じた支援が可能となるように個別支援計画を作成し、災害発生時に住民相互による助け合いが円滑に行われるための仕組みを作るものです。

要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を取り組みの実施地域に提供することにより、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援します。また、名簿登載者への支援体制を強化するため、ケアマネジャー等の専門職の協力を得ながら、個別避難計画の作成を進めます。

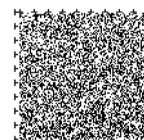
■避難行動要支援者名簿

災害が発生した場合等に自分で避難できない人を把握するための市町村が作成する基礎的な名簿です。この名簿は、健康福祉局がその保有する各施策の対象者情報や受給者情報を活用して作成し、必要な都度最新の情報に更新します。この名簿は、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援する役割を担うとともに、災害発生時には、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得ながら行う区役所の安否確認等に活用されます。

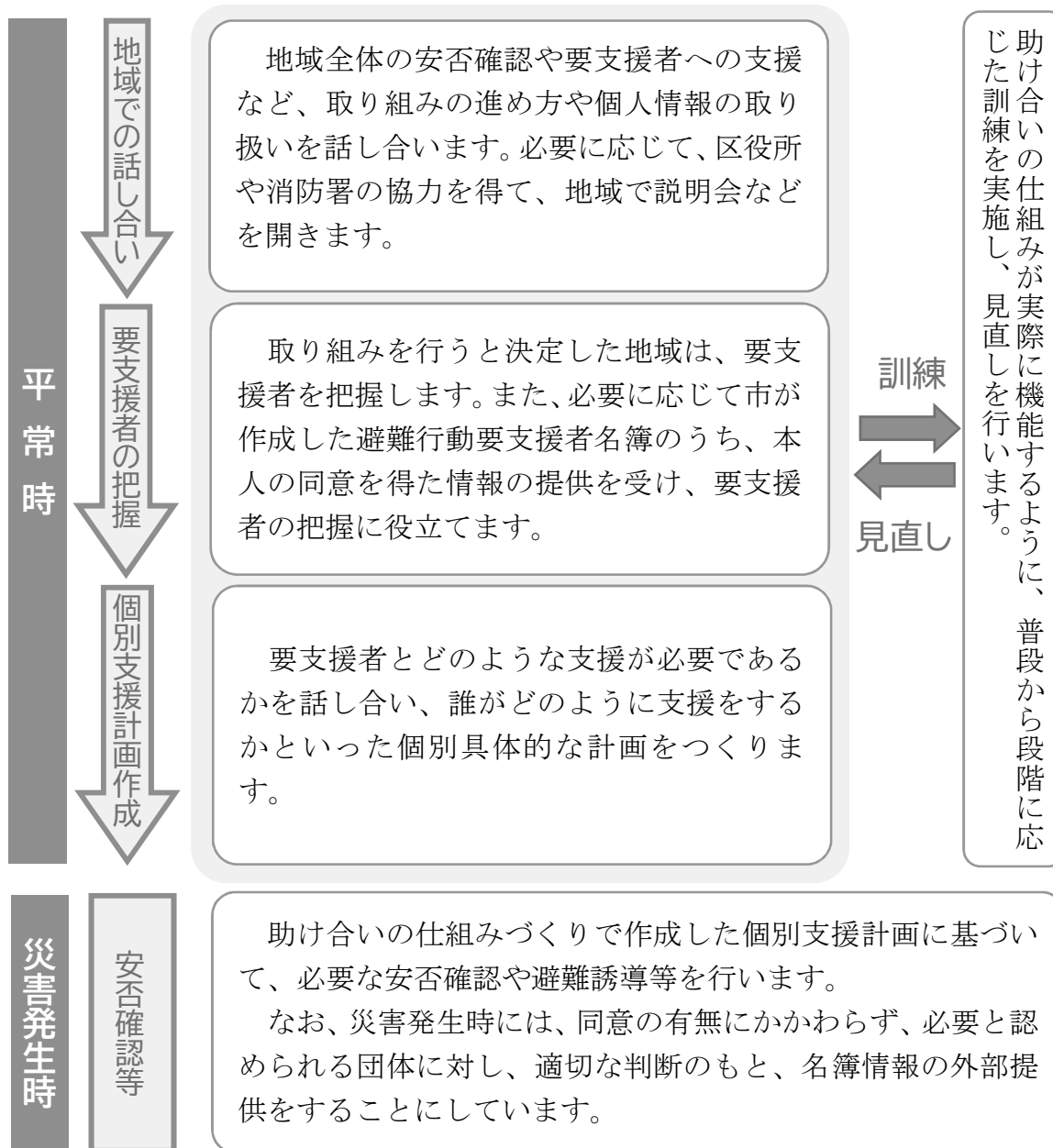
■個別避難計画

避難行動要支援者一人ひとりの「どこに避難するか」「誰が支援するか」等を記載した計画です。地域の災害特性や自身の状況をもとにあらかじめ計画し、その計画を関係者で共有することにより、適切な避難行動につなげることを目的としています。令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

なお、これらの取り組みの基礎には、日常的な地域のつながりや必要な支援を届ける仕組みなどの地域福祉の推進が不可欠です。災害発生時の助けあいへとつながる地域福祉の推進を図ります。

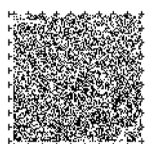


助け合いの仕組みづくりの概要



事例 助け合いの仕組みづくりへの支援（東区の取り組み）

東区では、全学区において助け合いの仕組みづくりに取り組んでいます。取り組みを始めるにあたり、市が把握する避難行動要支援者名簿に記載された要支援者に、区役所から同意確認書を送付し、同意が取れた人の情報の提供を行いましたが、実際に活用できる有効性の高いものとなるよう、令和6年度には、名簿に記載された要支援者にあらかじめ同意確認書を送付して同意の有無を確認し、提供する情報の更新を行いました。



事例 個別避難計画の取り組み

令和5年度から南区において個別避難計画作成モデル事業に取り組んでいます。モデル事業1年目では身体等の状況、ハザードリスクを踏まえ自力で避難することが困難である優先度の高い方を対象にケアマネジャー等の専門職の協力を得ながら計画の作成に取り組みました。

モデル実施2年目となる令和6年度では、作成した計画を要支援者の同意を得た上で地域等の関係者と共有し、防災について話し合う場を活用して要配慮者の安否確認や避難対策について検討を進めることにより、地域防災力のさらなる向上に繋がる取り組みを開始しました。また、令和6年度は北、中川、港、南、守山、緑区において新たに事業を開始しています。



名古屋市防災啓発キャラクター
クルカモ・アスカモ

2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。

災害発生時には、消防団や自主防災組織などの地域住民の活動に加え、ボランティアやNPOの協力が不可欠です。市内の被害状況が甚大で、必要と判断された場合に設置する市・区災害ボランティアセンターについて、適切な設置運営の方法を検討し、実効性を確保するため、ボランティア・NPO、市・区役所及び市・区社協の三者合同の訓練・研修を行います。

事例 災害ボランティアセンター三者合同研修

大規模災害が発生した際に設置される「災害ボランティアセンター」は、市が設置し、市・区社協、災害ボランティア及び災害救援NPOの協力を受けて運営を行うことになっています。なごや防災ボラネット・社協・市の主催による「災害ボランティアセンター三者合同研修」は、その災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる三者等が年に1回同じテーブルにつくことで、顔の見える関係づくりをし、情報共有・検討することを狙いとしています。



3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。

地域には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人市民等の福祉的な配慮を必要とする人（以下「福祉的な配慮を必要とする人」といいます。）がいま



す。そのため、福祉的な配慮を必要とする人への対応を想定した防災に関する訓練、研修や啓発を実施することが重要です。

本市の防災についての総合的な計画である地域防災計画では、防災及び被災の軽減を目的として、福祉的な配慮を必要とする人の避難・誘導対策の推進と、必要な配慮が提供される避難生活の確保について記載しています。この計画に基づいて作成されている指定避難所運営マニュアルでは、福祉的な配慮を必要とする人等の多様な避難者への配慮についても定めており、こうした視点をもって、指定避難所運営・開設訓練や防災の研修等を支援します。

事例 福祉的な配慮を取り入れた防災の取り組み

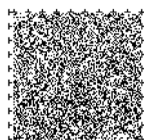
中川区では、中川区自立支援協議会（※）が、障害のある人やその支援者が災害に対する備えを十分にすることができるよう、「事前に備えておくこと」や「災害発生時の避難行動」、「指定避難所の設備状況や避難所生活の留意点」などをまとめた、中川区災害時要配慮者（障害者）支援ガイドブック「私の防災ノート」を作成しています。

定期的に更新し、ガイドブックを活用して、要配慮者の防災対策についての啓発活動に取り組んでいます。

（※）自立支援協議会とは、障害のある人やその支援者が安心して暮らせる地域を作るため、障害福祉に関する地域での連携や支援体制などを、障害者団体、障害福祉サービス事業者、行政等で話し合う会議です。



災害時要配慮者（障害者）
支援ガイドブック
～私の防災ノート～



Ⅲ. 避難生活における福祉的な配慮

具体的な取り組み

現状と課題(20頁)

1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境を整備するとともに、避難所運営のあり方の検討を進めます。

福祉的な配慮を必要とする人が安心して避難できるよう、福祉避難スペースや拠点的な福祉避難所などの避難所環境の確保を進めます。また、福祉的な配慮に対応した避難所運営のあり方についての検討を進め、指定避難所運営マニュアルへ反映させることなどにより、円滑な避難所運営を支援します。

併せて、精神的な障害や内部障害を抱えている人などへの対応を適切に行うことができるよう、地域において実施される指定避難所開設・運営訓練の支援などを通じて啓発しています。

また、避難所生活で生じる保健・医療・福祉のニーズ(需要)を把握し、必要な援助に結びつけるための支援を行うとともに、医療を必要とする避難者等への対応のため、一般社団法人名古屋市医師会の協力により、医療救護所の設置をすることとしています。

■福祉避難スペース

指定避難所の中に、福祉的な配慮を必要とする人のための場所を確保することにより設置する避難場所をいいます。なお、避難所は避難者による自主運営を基本としているため、避難者全員で協力し、福祉的な配慮を必要とする人への配慮の視点を取り入れた避難所づくりを支援します。

■拠点的な福祉避難所

福祉避難スペースでの避難生活が困難な人が避難するため、社会福祉施設等を利用して開設される避難所のことをいい、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。(令和6年3月31日現在、市内に228か所)

■指定避難所運営マニュアル

福祉的な配慮を必要とする人への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりについての考え方を示すとともに、福祉的な配慮を必要とする人の状況とニーズを把握し、必要な支援に結びつけるための対応方法を定めています。

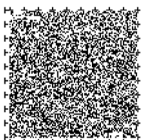
■医療救護所

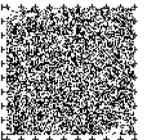
傷病者に応急措置を実施したり、病院への搬送が必要な人を判別する場所です。震度5強以上の地震災害においては、市と協定を締結している一般社団法人名古屋市医師会により、各市立中学校に医療救護所が開設されるほか、必要に応じて避難所等に設置されます。



2) 福祉的な配慮を必要とする人が在宅で避難生活を送る場合の支援のあり方について検討を進めます。

環境の変化が負担になるなど様々な事情から、在宅での避難生活を選択する人がおり、その中には、福祉的な配慮を必要とする人が少なくありません。そのような人たちが支援につながり、安心して避難生活を続けられるよう、災害支援に関わる様々な機関・団体が集まり、必要な支援のあり方について検討します。





取り組むべき方向性

2 一人ひとりの「暮らし」に寄り添い支える仕組みをつくる

～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

■方策③ 様々な困りごとを包括的に受け止め支える仕組みづくり

I. 相談窓口や公的サービス等の利用促進

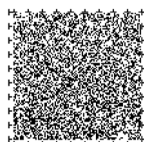
具体的な取り組みの内容	頁
1) 多様な相談窓口やサービス、社会資源をわかりやすく市民や支援者、相談支援機関等に情報提供するとともに、担当分野を超えた相談であっても、適切な機関につなぐことができる体制づくりを進めます。	P78
2) サービスの評価や内容の開示を進めます。	P80
3) 身近な生活の困りごとなどを地域で相談しあえる住民相談窓口の設置を進めます。	P80

II. どのような困りごとでも断らない包括的な相談支援とアウトリーチによる支援の推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 各相談支援機関が、困りごとを抱えた人を受け止め、関係機関との連携により対応する包括的な相談支援を推進します。	P81
2) 相談することができない人へ支援を届けるため、アウトリーチの取り組みを進めます。	P82
3) 生活課題を抱えて孤立している人が、地域とつながることができるよう取り組みを進めます。	P82

III. 生活困窮、ひきこもり、住まい、自殺対策の取り組みや犯罪をした人の社会復帰に関する支援の推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 生活困窮者の自立に向けた支援を進めます。	P84
2) ひきこもり状態にある人とその家族を支援する取り組みを進めます。	P84
3) 住宅の確保に配慮を要する人への住まいの確保や生活支援等の促進に向けた取り組みを進めます。	P84
4) 自殺の危険がある人のサインに気づき、未然に防ぐ取り組みを進めます。	P85
5) 犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するための取り組みを進めます。	P85
6) 関係機関の連携による支援や、課題を抱えている人を適切に支援につなげるための地域づくりを進めます。	P86

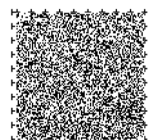


★主体別の取り組み（方策③）様々な困りごとを包括的に受け止め支える仕組みづくり

市民		
<ul style="list-style-type: none"> 自分自身と家族の自助や地域での助けあいに役立てるため、市や社協などから発信する相談窓口やサービス等の情報を把握するよう努める。 		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口やサービス等に関する情報共有や情報交換に努める。 日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口やサービス等につなぐなどの支援をする。 		<ul style="list-style-type: none"> 日頃の業務や活動の中で心配な人がいたら、相談窓口やサービス等につなぐなどの協力をする。
<ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題を抱えた人を支援するために、相談支援機関や多様な団体等が連携して支援できるよう協力する。 		

市	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> 多様な相談窓口や公的サービス（制度）を必要に応じて設け、その情報を分かりやすく提供する。 包括的な相談支援の体制を整備する。 生活困窮やひきこもり等、孤立しがちな人への支援を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民のニーズを的確に把握し、市の施策に提案を行う。 各種相談支援機関等と連携して既存の制度や枠組みでは解決できない問題に対し解決に取り組む。 地域の社会資源を把握し、情報発信する。
<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関の運営 評価に関する各事業 地域支えあい事業 重層的支援体制整備事業 自立相談支援事業・就労準備支援事業 家計改善支援事業、就労訓練事業 ひきこもり支援事業 民間賃貸住宅入居相談 居住支援コーディネート事業 自殺対策事業の推進 再犯防止（コーディネート事業）等 	<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関の運営（運営の受託） 地域支えあい事業（事業の受託） 重層的支援体制整備事業（事業の受託） 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業（事業の受託） 社会福祉法人等による相談窓口事業 居住支援コーディネート事業（事業の受託） 等

※<主な関連施策や事業等>は、令和7年3月時点の内容です。



I. 相談窓口や公的サービス等の利用促進

具体的な取り組み

現状と課題(23, 24頁)

1) 多様な相談窓口やサービス、社会資源をわかりやすく市民や支援者、相談支援機関等に情報提供するとともに、担当分野を超えた相談であっても、適切な機関につなぐことのできる体制づくりを進めます。

市内には、区役所、保健センター、市・区社協などの様々な相談窓口のほか、高齢、障害、子育て等分野ごとに様々な相談支援機関等があり、それぞれの窓口で公的なサービスを提供しています。また、ボランティアやNPO法人による活動など、地域課題解決の助けになるような公的サービス以外の支援（インフォーマルサービス）も多くあります。

支援が必要な際に、どこに相談したらよいか誰もがわかるよう、これらの窓口や支援について広く周知するとともに、サービス内容をわかりやすく、その人に適した方法で情報提供します。また、支援者へも情報提供を図ります。

本市においては、以下をはじめとした相談支援機関では、必要に応じて適切な機関と連携しながら対応します。

○いきいき支援センター（地域包括支援センター）

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の相談・支援をはじめ、高齢者に対する総合的な相談・支援、高齢者虐待や権利擁護の相談などを行っています。市内45か所に設置されています。

○障害者基幹相談支援センター

障害者とその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じています。市内16か所に設置されています。

○地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点（子ども・子育て支援センター、地域子育て支援センター、児童館含む）では、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。市内129か所に設置されています。

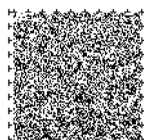
そのほか、一時預かりや相談支援など、より充実した支援を提供する子育て応援拠点を整備します。

○子育て総合相談窓口

妊娠中や子育て中の親及び家族等からの相談に応じています。市内16か所（各区保健センター）に設置されています。

○エリア支援保育所

公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所などの職員研修をはじめとする事業の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート、地域の子育て家庭への支援のための企画・調整を行っています。市内57か所に設置されています。



社会福祉法では、以下のように規定されています

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、**当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事業を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。**

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第二項に規定するこども家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二條第一項に規定する事業
- 二 介護保険法第百五條の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業
- 四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九條第一号に掲げる事業

名古屋市には、ほかにも困りごとに関する相談を受け付けている様々な相談支援機関があり、ここでは、本計画に係る機関の一部を紹介します。

○高齢者いきいき相談室

高齢者からの相談を身近な場所で受け付け、いきいき支援センターと連携して内容に応じた支援を行っています。市内約300か所に設置されています。

○子ども・若者総合相談センター

ニート、ひきこもりなど、様々な悩みを有する子ども・若者(概ね39歳まで)とその家族への支援を行っています。市内2か所に設置されています。

○なごや若者サポートステーション

職業的自立やニート状態からの脱却を目指す若者と家族のために相談や独自プログラム等の支援を行っています。市内1か所に設置されています。

○発達障害者支援センターりんくす名古屋

発達障害のある人やその家族、関係機関に対して、発達障害に関する相談支援等を行っています。また、必要に応じて、医療、保健、福祉、教育及び労働など関係機関と連携して支援をしています。市内1か所に設置されています。

○ひきこもり地域支援センター

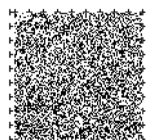
ひきこもりの本人や家族からの相談等を受け、支援を行っています。市内2か所に設置されています。

○仕事・暮らし自立サポートセンター

仕事のこと、家計のこと、家族のことなど暮らしのことで様々な悩みを抱える人からの相談を受け、支援を行っています。市内3か所に設置されています。

○人とペットの共生サポートセンター

ペットの飼育に不安を感じている人からの相談を受けるとともに、多頭飼育等によりやむを得ず飼えなくなったペットの飼主探しについて相談・支援を行っています。市内1か所に設置されています。



2) サービスの評価や内容の開示を進めます。

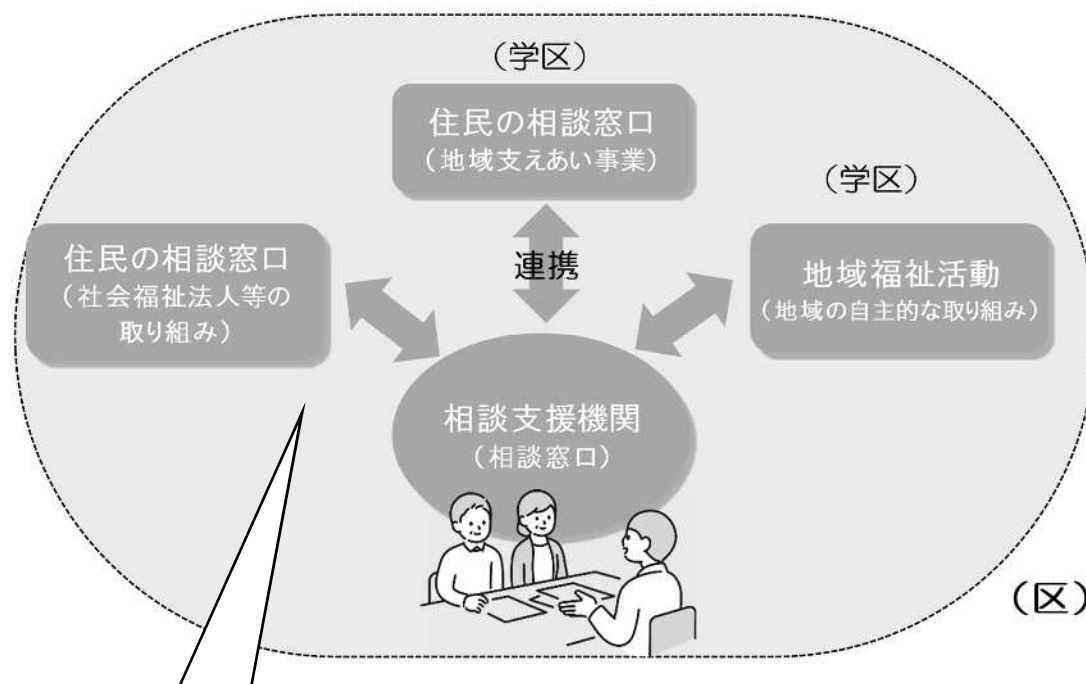
サービスを利用する者の適切な選択が可能となるよう介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業、介護事業所にかかる情報公表制度等のサービスの選択に資する情報を提供します。

また、障害福祉サービス等にかかる情報公表制度により個々のニーズ（需要）に応じた良質なサービスの選択に資する情報を提供します。

3) 身近な生活の困りごとなどを地域で相談しあえる住民相談窓口の設置を進めます。

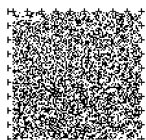
住民が主体的に地域課題に取り組む「地域支えあい事業」やサロンなど、地域の身近な場所で住民同士が生活上の困りごとを相談しあい、相談支援機関とも連携しながら解決が図られるための仕組みづくりを進めます。また、地域支えあい事業のほか、社会福祉法人などが自主的に開設する住民相談窓口の設置を推進します。

○専門機関である相談支援機関(相談窓口)と住民相談窓口が連携した相談支援体制



■地域の身近な相談場所

「地域支えあい事業」の実施地域では、コミュニティセンターなどの拠点に、地域住民によるご近所ボランティアコーディネーターが配置され、学区住民からの相談の受付をするとともに、ちょっとした困りごとに対応するご近所ボランティアを派遣し、その解決を図ります。



Ⅱ. どのような困りごとでも断らない包括的な相談支援とアウトリーチによる支援の推進

具体的な取り組み

現状と課題(24, 25頁)

1) 各相談支援機関が、困りごとを抱えた人を受け止め、関係機関との連携により対応する包括的な相談支援を推進します。

複合的な課題を抱えた人や世帯に関する相談が相談支援機関等にあった場合、相談のあった相談支援機関等が担当しない分野を含む場合であっても、いったん相談を受け止め、関係機関と連携して対応する包括的な相談支援を推進します。

また、相談支援機関同士の連携で対応が難しい場合は、包括的相談支援チームが個別支援のコーディネートを行い、多機関による協働を支援します。

また、地域住民による課題解決の取り組みを支援するとともに、相談支援機関等の相互の連携を強化するため、関係する職員のスキルアップに向けた啓発や研修等を実施します。

複合的な課題を抱えた世帯等



本人や家族等からの相談

包括的相談支援

各分野の相談窓口では、相談者やその世帯に係る課題について、いったん属性や世代を問わず相談を受け止め、必要に応じて他の相談支援機関と連携して支援を行います。

いきいき支援センター

障害者基幹相談支援センター

仕事・暮らし自立サポートセンター

子育て総合相談窓口

ひきこもり地域支援センター

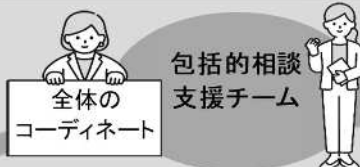
区役所・保健センター など

そのなかでも

- ・ 課題が複雑に絡み合い、上記の連携だけでは対応できないケース
- ・ 本人に支援を拒否され対応が困難なケース など

包括的相談支援チームへ連絡

多機関協働



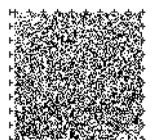
支援に関わる
相談支援機関

個別ケースの支援調整

- ・ 包括的相談支援チームが関係機関を招集し、支援の方針や役割分担を調整します。
- ・ 支援の進捗状況等を定期的に確認します。 区役所・保健センター

福祉事業者
医療機関等

見守りに関わる
地域住民等

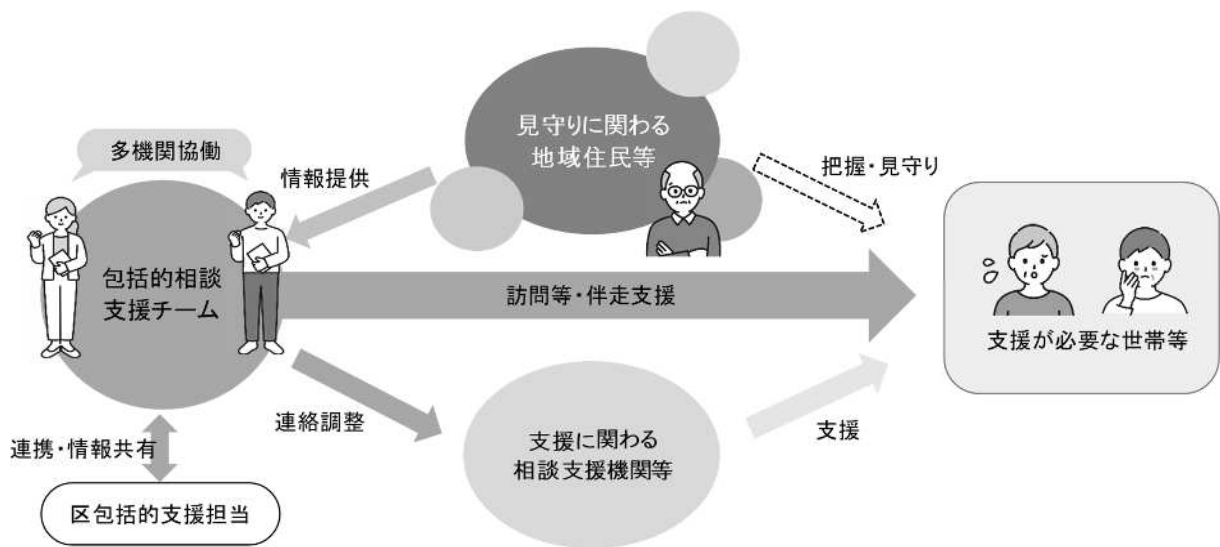


2) 相談することができない人へ支援を届けるため、アウトリーチの取り組みを進めます。

自ら支援を求められず必要な支援が届いていないような人や世帯については、地域住民等から情報提供を受け、各相談支援機関が訪問等により支援につなげ（アウトリーチ）、生活課題の解消に向けて支援します。

また、包括的相談支援チームは、上記以外にも、対象の人や世帯の支援の受け入れが難しい場合等には、訪問等を重ね、丁寧に時間をかけて信頼関係を作り、必要となる支援につないでいきます。

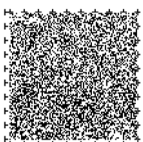
包括的相談支援チームによるアウトリーチ等を通じた継続的支援



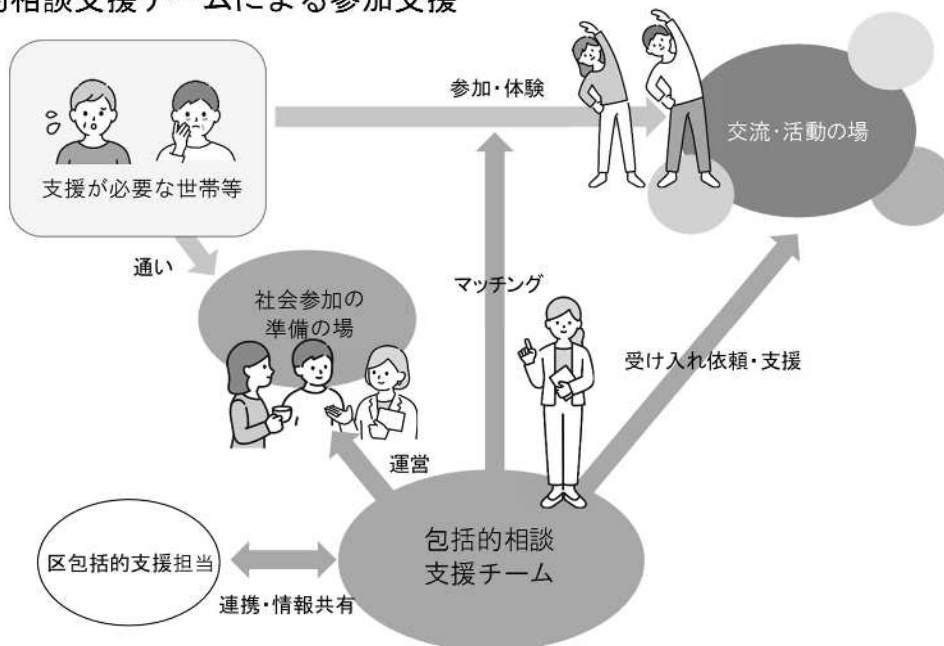
3) 生活課題を抱えて孤立している人が、地域とつながることができるよう取り組みを進めます。

各相談支援機関は、生活課題を抱え地域で孤立している人や世帯が、地域とつながることができるよう、地域における交流や活動の場への参加を支援します。支援にあたっては、「支えられる」側の視点だけでなく、支援を受ける人が地域社会において「支える」側としても活躍できるような視点を持って取り組みます。

包括的相談支援チームは、生活課題を抱え地域で孤立している人や世帯が、社会とつながることができるよう、社会参加に向けた準備の場を運営するとともに、支援が必要な人や世帯の状況に応じて、地域の交流・活動の場とのマッチングを行います。



包括的相談支援チームによる参加支援



また、地域の実情をよく知る地域住民や地域団体等が把握した、生活課題を抱えた人や世帯を支援につなげるため、地域住民や地域団体等と相談支援機関等が連携するためのネットワークを構築します。

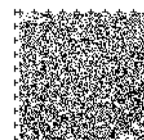
事例 包括的相談支援チームの取り組み（南区）

祖母と父と同居する20歳代の男性。仕事を辞めてからひきこもる生活となり、ほとんどの時間をゲームに費やし昼夜逆転の生活を送っていました。

包括的相談支援チームは本人と信頼関係を構築しながら、家の外に出る第一歩となるよう、社会参加の準備の場「たからる～む」の利用を提案しました。

その後、男性は徐々にたからる～むに来ることができるようになり、最終的には毎週通えるようになりました。これにより、昼夜逆転の生活が見直され、ジムに通い始める等、生活改善や自立に向けた意欲が徐々に高まっていきました。

たからる～むの他の利用者と一緒に地域で畑作業を行った際には、一緒に参加していた小学生のよきお兄さんとして活躍。それをきっかけに、子どもに関わる仕事への意欲が湧いてきたため、包括的相談支援チームは男性に児童館でのアルバイトを紹介しました。その後、男性は児童館での仕事を続けながら、たからる～むのスタッフとなり、包括的相談支援チームとともに運営を担い、「支えられる側」から「支える側」となっていました。現在は、就職に向けて支援をする中で男性自身が見つけた新たな企業での就職が決まり、一人暮らしを始め、自立した生活を送っています。



Ⅲ. 生活困窮、ひきこもり、住まい、自殺対策の取り組みや犯罪をした人の社会復帰に関する支援の推進

具体的な取り組み

現状と課題(15, 23頁)

1) 生活困窮者の自立に向けた支援を進めます。

生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援機関として「仕事・暮らし自立サポートセンター」(以下「サポートセンター」という。)を設置し、生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」をはじめ、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」等を一体的に実施します。また、福祉事務所等と連携しながら「一時生活支援事業」や「学習支援事業」を展開します。

さらに、直ちに一般就労が困難な人に対し「就労訓練事業」(いわゆる中間的就労)を行う民間事業所を確保し、厚生労働省令に定める基準への適合を図ったうえで市が認定を行い、就労に向けた訓練を実施します。

サポートセンターに来所することが困難な人や、関係機関からの情報提供や支援協力依頼があった人などに対しては、アウトリーチ(訪問等による支援へのつなぎ)を積極的に実施し、生活困窮者が制度の狭間に陥ることなく必要な支援を受けられるよう取り組みを進めます。

併せて、社会参加機会の創出や居場所づくりなどを中心に、一人ひとりの多様なニーズ(需要)に対応できるようインフォーマルな支援や地域のネットワークとの連携・協働によるきめ細かい支援に努めます。

2) ひきこもり状態にある人とその家族を支援する取り組みを進めます。

ひきこもり状態にある人とその家族等を対象とした相談窓口として、ひきこもり地域支援センターを設置し、来所や電話をはじめ、LINEやオンラインでの相談支援を行うとともに、本人同士が交流できる居場所を設置しています。

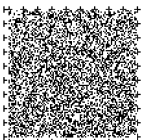
また、ひきこもりに悩む家族を対象とした家族教室やひきこもりへの理解を深めるための市民向け講演会など、ひきこもりに関する周知・啓発を行います。

併せて、顔や名前を出すのに抵抗がある人や外出が難しい人が交流できるインターネット上の仮想空間(メタバース)を活用した居場所づくりなど、新たな取り組みを進めます。

今後も、本人やその家族が抱える背景や事情に応じて、関係機関と連携してひとりひとりのニーズに対応した支援に努めます。

3) 住宅の確保に配慮を要する人への住まいの確保や生活支援等の促進に向けた取り組みを進めます。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅の情報提供を行うとともに、その登録促進を図ります。



また、住まいサポートなごや（居住支援コーディネート事業）の活動等により、住宅部局と福祉部局とが連携して、地域の各種相談窓口や居住支援法人などによる入居相談や生活支援、入居希望者・大家等への情報提供、地域の見守り施策と居住支援の連携強化など居住支援活動のネットワークづくりに向け取り組みを進めます。

4) 自殺の危険がある人のサインに気づき、未然に防ぐ取り組みを進めます。

周りの人に気になる症状がある場合や複合的な問題を抱え自殺の危険がある場合等に、適切な医療や相談窓口につなげ、地域において見守る人を増やしていくために、ゲートキーパーの認知度向上に向けた普及啓発を推進するとともに研修機会の拡充を図ります。

また、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、「危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」という共通認識を持てるよう、自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発や、多様な悩みに対応する各種相談機関の認知度向上のため、ウェブサイト「こころの絆創膏」を活用する等、広報・周知を推進していきます。

■こころの絆創膏

「こころの絆創膏」とは、本市の様々な自殺対策事業に名付けられているキーワードです。絆創膏の「絆」という字は「きずな」とも読みます。悩みが小さなうちに、人と人との絆で手当てしたいという想いが込められています。

また、ウェブサイト「こころの絆創膏」は、約200の相談窓口や自助グループの情報を掲載しているサイトです。

うつ病に関する知識や精神科医療機関の情報なども掲載されており、悩みを抱えたときに解決のヒントとなる情報を検索することができます。

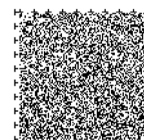


■ゲートキーパー

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のことで、「いのちの門番」とも言われています。問題を抱えて悩んでいる人は、何らかの悩みのサインを発していることが多いと言われています。そのため、家族や友人、地域住民など周りの人が身近な人の悩みのサインに気づき、適切な支援につないでいくことが重要です。

5) 犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するための取り組みを進めます。

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行さ



る社会の実現を目指すための取り組みが求められています。

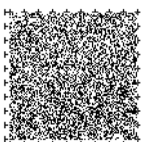
犯罪をした人が再び犯罪に手を染めることのないように、犯罪をした人を社会から孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れながら、必要な福祉などの支援を受けることができるよう、関係機関の緊密な連携を進めます。

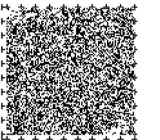
6) 関係機関の連携による支援や、課題を抱えている人を適切に支援につなげるための地域づくりを進めます。

生活困窮者、ひきこもりの人やその家族、住宅の確保に配慮を要する人、自殺する恐れがある人、犯罪をした人などは、複数の課題を抱えていることが多く、また困りごとがあっても、どこに相談してよいのか分からず行動に移せない場合や、地域から孤立し自ら支援を求めることができない場合も少なくありません。

複数の課題等について適切な支援が行えるよう、様々な関係機関（福祉、就労、税務、社会保険、住宅などの関係機関）が連携し、各機関が把握した「気になる人」を適切な相談支援機関等につなぐとともに、関係機関間で相互に情報を共有し、連携して支援する取り組みを進めます。

また、それぞれの課題について地域住民の理解が深まるよう広報啓発を行うことで、地域住民が困っている人に気づき、地域での孤立を防ぐとともに、支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援に繋がることのできる地域づくりを進めます。





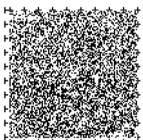
■方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり (権利擁護の推進)

I. 誰もが意思決定を尊重され、地域で自分らしく安心して暮らし続けるための支援の推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 地域住民が権利擁護への理解を深め、日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。	P90
2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、金銭管理や財産保全などを行うとともに、迅速かつ適切なサービス提供に必要な取り組みを進めます。	P90
3) 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。	P90
4) 支援に関わるすべての人が本人による意思決定を尊重し、誰もが自分らしい生活を送るための仕組みをつくります。	P90
5) 消費者被害のトラブルなどに関する相談を受けます。	P90

II. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援の推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守る機運を高めます。	P92
2) 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見、相談支援などを行います。	P92

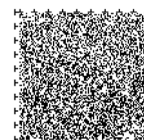


★主体別の取り組み（方策④） 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり（権利擁護の推進）

市民		
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する正しい知識を身につけるとともに、自身が権利擁護に関する支援を必要とした場合に相談できるよう窓口の把握に努める。 ・認知症や障害などの当事者特性を理解するよう努める。 ・虐待を受けたと思われる高齢者、障害者、児童を発見した場合は、関係機関に通告（通報）する。 		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する正しい知識を身につけるとともに、日常的な活動の中で権利擁護の支援を必要としている人がいれば、適切な相談窓口につなぐ。 ・認知症や障害などの当事者特性を理解し、啓発に努める。 ・虐待を受けたと思われる高齢者、障害者、児童を発見した場合は、関係機関に通告（通報）する。 		

市	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進や成年後見制度の利用促進のための広報啓発及び体制の整備を行う。 ・市民の後見活動への参加を促進するための普及啓発を行う。 ・後見人等のなり手を確保するための取り組みを行う。 ・消費者被害トラブルの相談を受ける。 ・虐待を防止するための啓発を実施するとともに、虐待の予防、早期発見、相談を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進を図る。 ・市民後見人を養成・支援する。 ・法人後見の受任を進める。
<p><主な関連施策や事業等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見あんしんセンター ・法人後見の推進 ・消費生活センター ・高齢者虐待相談センター ・障害者虐待相談センター ・児童相談所 ・児童家庭支援センター ・配偶者暴力相談支援センター 等 	<p><主な関連施策や事業等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者・認知症高齢者権利擁護事業 ・成年後見あんしんセンター（運営の受託） ・法人後見センター ・高齢者虐待相談センター（運営の受託） ・障害者虐待相談センター（運営の受託） <p>等</p>

※<主な関連施策や事業等>は、令和7年3月時点の内容です。



I. 誰もが意思決定を尊重され、地域で自分らしく安心して暮らし続けるための支援の推進

具体的な取り組み

現状と課題(29頁)

1) 地域住民が権利擁護への理解を深め、日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。

地域での日常的な見守りや身近な相談活動の中での気づきから、適切な権利擁護支援へとつなげることができるように、市民向けの権利擁護支援に関する必要な啓発に取り組むとともに、相談支援機関や関係機関が連携し、権利擁護を含めた総合的な支援に取り組めます。

2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう金銭管理や財産保全などを行うとともに、迅速かつ適切なサービス提供に必要な取り組みを進めます。

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力の不十分な人が、地域で安心して生活を送れるよう日常的な金銭管理、財産保全、福祉サービスの利用援助などを行う障害者・認知症高齢者権利擁護事業を実施するとともに、支援が必要になった人が、速やかに適切なサービスにつながるができるよう、事業運営の改善を図ります。

3) 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。

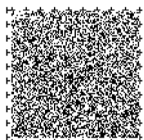
認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」を本人がメリットを実感できる制度として活用するため、本市成年後見制度利用促進計画に基づき、制度の広報・啓発、相談や申立ての支援、市民目線で後見活動を行う市民後見人の養成、支援、監督を行うほか、親族後見人や法人後見など成年後見人になる者の支援やなり手の確保を進め、本人にとって適切な成年後見人等が選任されるための仕組みづくりに取り組めます。

4) 支援に関わるすべての人が本人による意思決定を尊重し、誰もが自分らしい生活を送るための仕組みをつくりまします。

支援に関わるすべての人が本人の意思を尊重した支援を行うスキルを高めるとともに、本人の意思形成・表明・実現を手助けできるようにするため、成年後見人等を含む支援者をはじめとした、支援に関わる人を対象として、任意後見の啓発をはじめとした意思決定支援に関する研修を幅広く行い、成年後見制度や意思決定支援に関するガイドライン等の理解促進を図ります。

5) 消費者被害のトラブルなどに関する相談を受けまします。

判断能力が衰えがちな高齢者などを狙った悪質商法が増大する中、消費者被害のトラブルなどに関する相談を受けるとともに、トラブルを予防す



るための啓発を行います。

また、地域団体等に高齢者等が遭いやすい消費者トラブルや見守りのポイントを伝える講座を実施し、地域で高齢者等を消費者被害から守るための人材を育成します。

事例 本人の意思を尊重した市民後見人によるひとり暮らし認知症高齢者への支援

あるひとり暮らしの高齢者は、障害者・認知症高齢者権利擁護事業を利用していましたが、認知症の進行による判断能力のさらなる低下から、介護サービスの利用契約や入院時の手続きを心配し、市が申立人となり成年後見制度の利用につなげ、市民後見人が選任されました。

選任された市民後見人は、週1回本人に面会し、生活費を届けるとともに話し相手となり、ケアマネジャーやヘルパー、医師、大家、本人の友人等と連携し、見守りを中心とした後見業務を行いました。在宅での生活も限界かと何度も支援者たちは考えましたが、本人の「住み慣れた家で暮らし続けたい」との強い意思を尊重し、最期まで自宅での暮らしを支え続けました。病状の悪化で亡くなりましたが、葬儀には遠方のご親族とともに、近隣の町内会、ご友人が多数参列され、多くの人に見送られることとなりました。

○障害者・高齢者権利擁護センター

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などで判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用援助、金銭管理サービス、財産保全サービスなどの事業を行っています。

○成年後見あんしんセンター

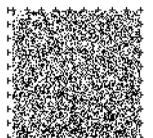
成年後見制度の利用を必要とする人を的確に制度につなげるため、成年後見制度に関する専門相談を受けています。また、ボランティアで後見活動を行う市民後見人の養成、支援、監督を行っています。

○法人後見センター

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な人が安心して地域で生活し続けられるように、社協が成年後見人等になることにより、成年被後見人等の身上保護、財産管理を行い、その権利を擁護します。

○消費生活センター

多様・複雑化する消費者問題に対応するため、消費生活の向上のための指導及び啓発、消費生活に係る情報及び資料の収集・提供、消費生活の相談及び苦情処理、相談及び苦情に係る事業者の指導等の機能を有する総合的な消費者行政の拠点として、各種の事業を推進しています。



Ⅱ. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援の推進

具体的な取り組み

現状と課題(29頁)

1) 虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守る機運を高めます。

日頃の地域での交流や助けあいが養護者(保護者)の安心や負担の軽減につながる場合があります。虐待を家庭だけの問題とはせず、地域全体の問題として捉え、一人ひとりを地域で見守る機運を高める啓発等に取り組みます。

事例 オレンジリボンキャンペーンの取り組み

平成25年4月に施行された「名古屋市児童を虐待から守る条例」では、毎年5月と11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、様々な取り組みを実施しています。



2) 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見、相談支援などを行います。

高齢者虐待相談センター、障害者虐待相談センター、児童相談所、児童家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、各区役所・保健センター及びいきいき支援センター等において、相談支援体制を設けています。地域住民等から相談を受け付けるとともに、地域と連携しながら、予防、早期発見、相談支援などを行います。

○高齢者虐待相談センター

高齢者虐待の防止及び早期対応を図るため、高齢者本人やその家族、保健福祉関係者等からの高齢者虐待に関する相談を受けています。

○障害者虐待相談センター

障害者虐待の防止及び早期対応を図るため、障害者本人やその家族、保健福祉関係者等からの障害者虐待に関する相談を受けています。

○児童相談所

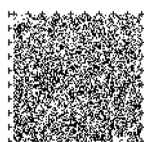
18歳未満の子どもについてのあらゆる相談を家庭その他から受け、子どものニーズや置かれた環境に応じて必要な支援を行っています。

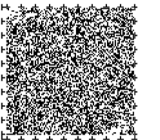
○児童家庭支援センター

児童・家庭・地域住民からの相談に応じ、保護を要する児童またはその保護者に対する支援を行い、児童相談所や児童福祉施設・関係機関等との調整を行います。

○配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害者から相談を受け、関係機関と連携し支援を行っています。





取り組むべき方向性

3 地域で活躍する多様な担い手を育む

～人、場、活動、情報などの社会資源がつながる地域づくり～

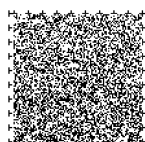
■方策⑤ 「支え手」「受け手」の関係を越えて誰もが活躍できる地域づくり

I. 「知る・学ぶ」を通じた地域福祉の意識づくり

具体的な取り組みの内容	頁
1) 福祉的な配慮や支援に関する情報を発信し、属性や世代に関わらず誰もが気軽に福祉活動に参加できる機運を醸成します。	P96
2) 地域住民が身近な福祉課題の解決を試みる活動を支援します。	P97
3) 学校や地域における福祉教育・福祉学習の推進を図ります。	P98

II. 誰もが意欲を持ち能力を発揮しながら地域福祉活動に参加できる機会の提供

具体的な取り組みの内容	頁
1) 様々な地域福祉活動を周知するとともに、ライフスタイルや興味等に応じて活動に参加することができる取り組みを進めます。	P99
2) 若年層地域の課題解決を体験し、自らが地域社会の一員であることを実感する機会の提供を進めます。	P100
3) 地域福祉活動の担い手となるための機会の提供や試みを進めます。	P101

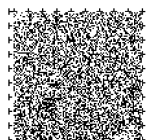


★主体別の取り組み（方策⑤） 「支え手」「受け手」の関係を超えて誰もが活躍できる地域づくり

市民		
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育・学習での学びや自身の興味のある分野を通して福祉への関心を高めるとともに、個々の生活環境やライフスタイル等の中で無理のない範囲で福祉活動に取り組んでみる。 ・身近な地域での関わりや、ボランティア養成講座など通じて、地域福祉活動に参加し、自ら進んで役割を引き受けてみる。 		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
<ul style="list-style-type: none"> ・団体の活動状況を積極的に発信し、住民の関心を高める。 ・新たな構成員を積極的に受け入れる環境づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における公益的な取り組みや社会貢献活動を積極的に発信し、住民の福祉課題への関心を高める。 ・場の提供など、住民主体の協議の場づくりに協力する。 	

市	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・無理なくできる福祉活動の情報や地域の福祉課題を学ぶ機会の提供に努める。 ・担い手を育む取り組みを創意工夫のもと進める。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する広報啓発や教育などの環境整備に関する方策を検討・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域で福祉教育を進める。 ・ボランティア講座を実施し、グループ化、ネットワーク化を進めるとともに活動を支援する。
<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支えあい事業 ・鯨城学園 ・生涯学習センター ・なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル ・地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業 ・市民活動推進センター 	<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支えあい事業（事業の受託） ・鯨城学園（運営の受託） ・福祉教育・福祉学習 ・なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル ・地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業 ・市・区社協ボランティアセンター

※<主な関連施策や事業等>は、令和7年3月時点の内容です。



I. 「知る・学ぶ」を通じた地域福祉の意識づくり

具体的な取り組み

現状と課題(32頁)

1) 福祉的な配慮や支援に関する情報を発信し、属性や世代に関わらず誰もが気軽に福祉活動に参加できる機運を醸成します。

通勤電車の中で体の不自由な人に席を譲るような配慮や、身近な地域の中で心配な人に声をかける行為は、相手のことを気にかけて、ちょっとした福祉活動と言えます。私たちは、常に意識しているわけではありませんが、誰かを支え、ときには誰かに支えられ、あるいはともに支えあう関係性の中で、自分らしく生活することができています。

年齢や、性別、障害の有無、国籍などの特性や背景が異なるあらゆる人々が、仕事や学校など個々のライフスタイルや生活環境の中で無理なくできる福祉活動を、広報誌やインターネット、SNSなどを通じて積極的に取り上げ情報発信を行うことで、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる機運を高めていきます。

事例 メンタルネットきた出前講座の取り組み

北区精神保健福祉ネットワーク「メンタルネットきた」は、精神医療・保健・福祉の機関が中心となり、ネットワークを生かしながら「誰もがこころ健やかにくらすまちづくり」を目指して活動しています。精神保健福祉に関わる地域の理解者・支援者を増やしていくための活動の一つとして、「メンタルネット出前講座」を実施しています。出前講座では、メンタルネットきた・相談支援機関の紹介や当事者・家族からのメッセージの紹介、精神障害の基本的な説明などを行い障害者理解の推進に取り組んでいます。

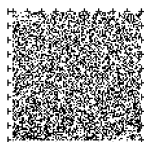


事例 地域支えあい事業の広報活動の取り組み

千種区の千代田橋学区では、隔月発行される学区の広報誌に地域支えあい事業のコーナーを毎回掲載することで、多くの住民へ事業に関する様々な情報を発信しています。また、事業啓発グッズとしてウェットティッシュの作成・配布も行いました。各啓発物には、学区の地域支えあい事業のキャラクターの「ちよたん」を活用し、より住民に親しみのある事業を目指しています。



困ったときはお互いさま		千代田橋学区地域福祉推進協議会 地域支えあい事業
★令和元年度 ボランティア実績報告		
登録者数: 76人 (H30年度 58人)		
延べ活動者数: 1,445人 (H30年度 1,237人)		
ポイント数: 5,197p (H30年度 4,423p)		
＜おもなボランティア内容＞		ボランティア登録 お申し込み
① ごみ出し ... 週に1回・異品回収	② 入浴の見守り	
③ 話し相手	④ 外出支援 ... 買物・通院・院内介助・薬の受け取り	
⑤ 湯沸し器取り付けの為の、業者との交渉から取り付けの立ち会い		
★地域のサロン開始時期などは担当者にお尋ねください。		



事例 切手収集などの活動（ボラの活動風景）

個人や企業、事業所等から使用済み切手をご寄託いただき、形を整えてから次の寄付先に届ける活動をしています。寄付先が活用しやすいよう、消印を残して台紙の余白部分を整えながらハサミで切る活動に、高齢者やデイケアの利用者等が「気軽にできるボランティア」として参加されています。また2か月に1度集まって活動している「ポストの会」には老若男女問わず参加いただいています。



事例 なごやボラねっと

市社協では、「名古屋市・区社協ボランティア情報サイト なごやボラねっと」という名古屋市内のボランティア関連情報をまとめたサイトを運営しています。「なごやボラねっと」は、市・区社協に登録されているボランティア団体の情報、ボランティア募集情報、イベント・講座情報を閲覧することができます。また、参加したいボランティアがあれば、サイト内「応募・お問い合わせ」ページから直接連絡をすることも可能です。



名古屋市・区社協ボランティア情報サイト

なごやボラねっと

二次元コード



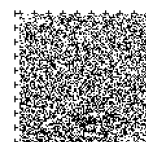
2) 地域住民が身近な福祉課題の解決を試みる活動を支援します。

地域福祉推進協議会活動や「地域支えあい事業」の活動連絡会議、地域福祉活動計画の策定・推進に関する会議など住民主体の協議の場や地域ケア会議・生活支援協議体の場において、関係者ととともに身近な福祉課題を明らかにすることを通じて、地域住民等が自ら課題を把握するための支援をコミュニティワーカーや関係機関の専門職等が行います。

また、明らかになった福祉課題を住民自らが解決を試みることを支援するため、見守り活動や地域支えあい活動などの住民主体の福祉活動の立ち上げを丁寧支援します。

事例 支えあいマップづくりの推進

緑区の相原民生委員児童委員協議会では、日ごろの地域での支えあい活動、共助の仕組みをつくることを目的として、「支えあいマップ」を作成しています。地域住民にとって関心が高い「災害時の助けあい」をテーマに、区社協コミュニティワーカー・いきいき支援センターの職員とともに支援が必要な人と周辺にお住まいの方との日頃の助けあい、支えあいの状況を住宅地図に図示して点検する取り組みを行いました。



事例 地域住民とともに身近な福祉課題の解決を図る取り組み

天白区社協では地域福祉活動計画に参画する地域住民・団体、関係機関のメンバーがグループに分かれ、計画に定める項目を推進しています。「情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり」のグループでは、ICT技術の有用性から、区の地域包括ケア推進会議・生活支援協議体と連携し、生活に必要な福祉情報等を発信するためのICTツールの活用について検討してきました。現在はさらに一歩進み、発信された情報をその活用が難しい高齢者等の情報弱者に、人と人とのつながりを介して届けるモデルの試行実施に取り組んでいます。



3) 学校や地域における福祉教育・福祉学習の推進を図ります。

地域住民が地域での様々な課題に気づき、多様性を理解しながら、その解決に向けて取り組めるよう福祉教育・福祉学習の内容の充実を図ります。各区社協は、福祉学習サポーターと協働し、学校の授業や地域における住民の集いの場などを利用し、福祉体験学習や障害者・高齢者などの当事者を講師とした交流・学習プログラムを推進します。そのために、各区の特色や既存のつながりを活かし、福祉学習サポーターや関係団体などが集まり、地域で多様性の理解を進める企画検討を行います。

また、生涯学習という観点から、「鯉城学園」や各区の「生涯学習センター」において、地域に親しみ、地域に関心をもつことができるような学習機会の提供と地域での活動体験の充実を図ります。

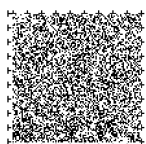
■福祉学習サポーターの養成

市・区社協では、平成27年度から学校や地域における福祉教育・福祉学習を推進する協力者として、自身の体験・経験から福祉・共生意識の内容を伝えるゲストティーチャーの役割を担うとともに、福祉学習の啓発の企画をする福祉学習サポーターを養成しています。



事例 子どもの体験型福祉学習イベント

港区社協では、子どもたちが生活に密着した知識を身に付ける学びの場や、世代や国籍、障がいの有無を超えた交流活動を地域福祉活動計画のワーキングメンバーが知恵を出し合い企画・実施しています。その代表的な活動が「子ども食堂で学び合ってミーナ」です。これまでに、外国籍の子とともにお金の使い方を学ぶ「おこづかいゲーム」や「駄菓子屋さん」、障害当事者との「押し花工作」や「手話体験」・「お買い物体験」などを実施しました。身近な体験から「ふくし」に触れるきっかけづくりをしています。



事例 名古屋市高年大学鯉城学園の取り組み

市内在住の60歳以上の人を対象とした「鯉城学園」は、生きがいつくりと地域活動の核となる人材の養成を目的として運営しています。卒業生の同窓会組織である「鯉城会」及び市内16区の「区鯉城会」における学習会・講演会・作品展やボランティア活動など身近な地域での活動を支援しています。



Ⅱ. 誰もが意欲を持ち能力を発揮しながら地域福祉活動に参加できる機会の提供

具体的な取り組み

現状と課題(32頁)

1) 様々な地域福祉活動を周知するとともに、ライフスタイルや興味等に応じて活動に参加することができる取り組みを進めます。

様々な地域福祉活動やボランティア、NPOの活動の様子を、地域住民に分かりやすく周知します。

また、ライフスタイルや興味等に合わせて地域福祉活動に参加できるようにするため、各々に適した地域福祉活動を選べるメニューの提示を進めるとともに、必要な情報が分かりやすい情報提供の工夫を行います。

事例 人と環境にやさしい「ライ麦プロジェクト」の取り組み

守山区社協では、高齢者・障害者・子どもといった世代や、支える人・支えられる人といった固定的な立場にとらわれることなく、それらの垣根を超えて、あらゆる人が地域活動に参加できる「ライ麦プロジェクト」を推進しています。ライ麦ストローを作るまでには、さまざまなプロセスがあり、それぞれ好きな作業、好きなタイミングで参加しています。一人ひとりが地域の中で役割(しごと)を持つことで、人とのつながりを深め、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指しています。



■ つながり・支えあおう地域福祉のすゝめ

地域福祉の取り組みに役立つ講演を実施するとともに、地域住民等が主体となって取り組んでいる地域福祉活動の事例を発表する機会を設けることで、助けあいの意義を市民に向けて啓発するとともに、活動者間の学び合いの場を提供しています。



事例 人と人がつながる場所「つなしょ」の取り組み

一般社団法人つながり探究所は、守山区において、子どもも大人も高齢者も障害のある人もない人も、誰もがつながることができる第3の居場所づくりを目指して「つなしょ」を運営しています。フードパントリーや子ども食堂、フードドライブ、生活困窮者や外国人市民等への食材物資の提供を行っており、放課後には子どもたちとその保護者の居場所になっています。小さな頃に遊びに来ていた子どもたちが、今では運営に関わっていることもあり、また、生活に困難を抱えて相談に来た人にも運営の役割を担ってもらい、つながりを絶やさないようにするなど、属性や世代を問わず様々な人がボランティアとして携わることで、「つなしょ」では“お互いさまの関係”が広がっています。



2) 若年層が地域の課題解決を体験し、自らが地域社会の一員であることを実感する機会の提供を進めます。

大学生等が、地域における課題を知り、地域福祉活動等を通じた課題解決を経験することで、地域社会の一員である意識を高めていくことを目指します。そのために、大学生によるボランティアグループ活動と社会福祉協議会等との連携事例をもとに、若年層がボランティアや地域福祉活動にふれることができるきっかけをつくります。

■なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル

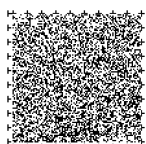
未来を担う若者を育み、地域貢献意欲を高めるため、名古屋市内の大学の地域連携等支援部署の担当者がつながり、若者(大学生)のボランティア活動や地域福祉活動の意義・支援方法等について協議・共有する場「なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル」を年3回程度実施しています。若者の興味・関心のある「スポーツ」「カフェ」を通じて、多様な人との「出会い・気づき・学びの場」を創出し、若者のボランティアや地域福祉へ関心を高めるきっかけづくりをしています。

事例 中川区市営住宅万場荘での「学生入居モデル事業」の取り組み

中川区市営住宅万場荘では、住宅の空き家増加や高齢化に伴い自治会の活動の担い手不足や団地コミュニティーの希薄化などの課題の解決に向けて、名古屋市、住宅供給公社、同朋大学が連携して空き家の有効活用を進めています。



入居している学生は、買い物支援や清掃などの自治会活動に参加しており、今後も学生の活躍が期待されています。



3) 地域福祉活動の担い手となるための機会の提供や試みを進めます。

市民活動推進センターや市・区社協ボランティアセンターにおける各種ボランティア講座や研修の開催などにより、地域住民自らが担い手になることができるように支援します。この支援にあたり、NPOなどの団体と協働で講座を開催するなど、講座内容や講座受講後の活動の幅が広がるような工夫をします。

併せて、市民活動推進センター及び市・区社協ボランティアセンターでは、ボランティアグループや市民活動団体の活動支援、組織化、NPO法人設立の支援を通じて、地域における住民の自主的な活動を推進します。

また、社会福祉法人や企業等の分野にとらわれない横のつながりづくりを促進するとともに、つながりを活用した様々な地域福祉活動を検討・試行することを通じて、参画した多様な主体が活動の担い手となる機会づくりを進めます。

■市民活動推進センター

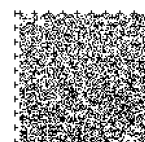
市民活動を促進するための総合的な支援拠点です。市民活動についての情報発信・交流・講座などを通じて市民活動のサポートを行っています。

■市・区社協ボランティアセンター（市内17センター）

ボランティア活動をしたい人、必要とする人の相談やボランティア団体の運営上での困りごとについても相談にのります。ボランティアに関する情報誌の発行、ホームページでの活動紹介、ボランティア講座等も行っています。

事例 ぼらマッチ！なごや

市民活動推進センターと市社協では、大学・企業・NPOとの協働により、「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている団体・施設」を結びつけるボランティア・マッチングイベント「ぼらマッチ！なごや」を開催しています。様々な分野の団体・施設が出展し、直接面談することで、自分のやりたいことや条件に合ったボランティアを探すことができます。また、ボランティア体験や講座などを通し、ボランティアに関する知識や経験を深めることもできます。



■方策⑥ 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

I. 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの促進

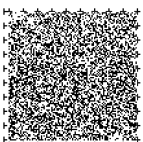
具体的な取り組みの内容	頁
1) 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みを促進します。	P104
2) 社会福祉法人や福祉施設・事業所等による担当分野の専門性を活かした支援を促進します。	P105

II. 企業の社会貢献活動等との協働

具体的な取り組みの内容	頁
1) 商店や企業等の社会貢献活動のマッチング及び勤労者の地域福祉活動への参加を促進します。	P106
2) 商店や企業等に地域の福祉活動を周知し、課題解消につながる活動への参画を促進します。	P106

III. 地域福祉活動を支える環境整備

具体的な取り組みの内容	頁
1) 地域福祉の担い手に対して、地域や活動の実情に応じた支援を進めます。	P107
2) 地域の中で、社会福祉法人や企業等がつながる場や機会を創出します。	P107
3) 地域福祉活動の拠点づくりや助成を通じた活動支援を進めます。	P108

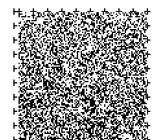


★主体別の取り組み（方策⑥） 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

市民		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体、社会福祉法人、商店・企業・大学等の多様な主体を同じ地域社会の構成員であることの認識を深め、身近な地域の中でどのような役割を果たしているのか関心を持つ。 		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
<ul style="list-style-type: none"> ・構成員が地域の福祉活動に参加しやすい制度や雰囲気づくりに協力する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・活動に関心を持つ個人のライフスタイルや特性に応じた参加方法に対応する。 ・社会福祉法人など多様な主体との連携をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当分野の専門性を活かした地域支援を行う。 ・地域における公益的な取り組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の一員として、地域貢献活動を実施する。 ・勤労者の地域福祉活動への参加を促す。

市	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人や福祉事業所、商店や企業等が地域福祉活動への参加、支援ができる仕組みを検討する。 ・地域福祉活動に必要な場やその情報を提供する。 ・地域に根ざした活動や先進的な地域福祉活動にかかる資金の助成を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・施策の展開にあたっては、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献を検討している商店や企業等と地域活動のマッチングを行う。 ・福祉基金の使い道を市民に分かりやすく広報し、寄付の募集を進めるとともに、地域福祉活動に対する助成を行う。
<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター ・文化センター ・社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの推進 等	<主な関連施策や事業等> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービスセンター ・なごやよりどころサポート事業 ・地域の子ども応援事業 ・福祉基金による助成事業 等

※<主な関連施策や事業等>は、令和7年3月時点の内容です。



I. 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの促進

具体的な取り組み

現状と課題(35頁)

1) 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みを促進します。

社会福祉法人は、その高い公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法において地域における公益的な取り組みを実施することが責務とされています。

また、社会福祉法人に限らず、介護・障害・保育等の福祉サービスを提供する社会福祉施設や事業所等は、これまで培ってきた経験や専門的な知識や技術を活かし、制度だけでは解決できない地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組むなどの地域貢献が求められています。

そうしたことを踏まえ、営利・非営利を問わず、福祉サービスを提供する社会福祉施設や事業所等による地域における公益的な取り組みを促進します。

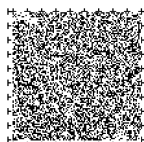
事例 社会福祉法人等の地域貢献活動

中川区にある社会福祉法人フラワー園は、地域貢献活動として休日の高齢者のデイサービス施設を活用した子ども食堂を行っています。新型コロナウイルスの感染拡大時期でも地域の商店と連携した屋外開催やオンラインで子どもと大学生ボランティアが交流するなど、地域とつながり続けることを重視し、活動を継続しました。現在では認知症カフェと統合し、地域の幅広い世代の人々が交流する活動に発展しています。



■なごや・よりどころサポート事業

孤独・孤立の状態にある人の問題や虐待、生活困窮などを原因として生きづらさを感じている人たちの抱えている福祉課題で、既存の制度やサービスでは解決できないところに着目し、社会福祉法人が連携してそれらの課題を解決することを目的とした事業です。施設の機能や特色を活かした「居場所・サロンづくり事業」、地域住民が抱える生活や福祉の相談を、事業実施施設の職員が包括的に受け止め、専門性やネットワークを活かして対応する「地域のよりどころ相談窓口事業」、児童養護施設等を出て進学や就職する人たちを支援する「若者よりそいサポート事業」、働きたくても事情によりすぐに一般的な仕事に就くことが難しい人たちを支援する「就労支援事業」に取り組んでいます。



事例 地域のよりどころ相談窓口事業

本事業を実施している施設の一つである「自立支援事業あつた」では、専用の相談室を設置し事業に取り組んでいます。窓口で地域住民から入った相談では、傾聴、証明写真撮影の支援、仕事・暮らし自立サポートセンターへのつなぎといった対応を行いました。住民からの様々な相談を受け止め、必要に応じて適切なサービス等につなぐことで、社会福祉施設が地域住民に身近な存在になれるよう取り組んでいます。

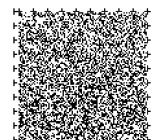


2) 社会福祉法人や福祉施設・事業所等による担当分野の専門性を活かした支援を促進します。

地域の福祉課題・生活課題が複雑化・多様化する中、地域福祉活動を進める上では、専門的な知識が必要になる場合があります。社会福祉法人や福祉施設・事業所等が高い専門性を活かし、活動の担い手が地域福祉活動を円滑に行えるよう支援するための働きかけを行います。

事例 福祉施設職員による専門性を活かした障害理解の促進

中村区社協では、障害理解を促進するため、小学校、中学校、高校への福祉教育事業において障害当事者と施設の職員に関わっていただいています。障害福祉の専門性を活かしたわかりやすい講話や車いす体験、ボッチャ体験などのプログラムを



Ⅱ. 企業の社会貢献活動等との協働

具体的な取り組み

現状と課題(35頁)

1) 商店や企業等の社会貢献活動のマッチング及び勤労者の地域福祉活動への参加を促進します。

社会貢献活動に取り組みたいと考えているが、実際にどのように活動してよいかわからない商店や企業等と地域との福祉ニーズのマッチングを行います。さらに、地域福祉活動の担い手として期待される勤労者の地域福祉活動への参加を促進するための取り組みを進めていきます。

事例 企業の社員がボランティアとして活躍する福祉活動

中区のNPO法人チェリッシュが運営する地域食堂の「地域食堂おいまつ」では、子育て世帯やひとり親世帯の参加も多く、『食を通じた「とも育て」の場所』を目指して活動しています。



平日の夜間帯などのボランティア不足が悩

みですが、地域住民だけでなくフクシマガリレイ株式会社、明治安田生命保険相互会社などの企業の社員が勤務時間を調整したり、会社の休日を利用したりしてボランティアにやってきます。子ども達との交流のほか、食事の配膳、調理から後片付けに至るまで手伝って活動を支えています。

2) 商店や企業等に地域の福祉活動を周知し、課題解消につながる活動への参画を促進します。

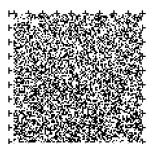
地域にある個々の商店や企業等では、通常業務の中で、高齢者や障害者などへ福祉的な配慮を行っていることが少なくありません。地域福祉活動の担い手としての役割が注目されている商店や企業等に対し、地域における福祉ニーズ及び福祉活動の情報発信を行い、商店や企業等が各々のノウハウを活かし地域における課題を解消できる活動への参画を促進します。

事例 商店や企業のノウハウを活かした地域福祉の取り組み

北区社協では、中小企業家同友会と区役所・社協との意見交換会がきっかけとなり、小・中学生が区内の商店・企業の提供する様々な「お仕事」を体験する企画を実施しています。当初は小・中学生がそれぞれの商店・企業に足を運ぶ方式でしたが、令和5年度はより多くの体験ができるよう生涯学習センターに会場を集約する方式に変更しました。また、区内の団体が実施する子ども食堂フェスタと連



携したこともあり、250名近い親子の来場がありました。商店・企業と子ども食堂、中学校のキャリアナビゲーターなど多様な主体がつながる場にもなりました。参画する商店・企業数も増加しており、さらに充実した企画になるよう取り組んでいます。



Ⅲ. 地域福祉活動を支える環境整備

具体的な取り組み

現状と課題(35頁)

1) 地域福祉の担い手に対して、地域や活動の実情に応じた支援を進めます。

地域福祉活動を行う中で、それぞれが抱えている課題は地域や活動の状況によって異なります。身近な地域での連絡会や交流会等を通じて、地域福祉活動の実態を把握するとともに、それぞれの地域や活動の実情に応じて、地域福祉の担い手が必要とする支援を進めていきます。

事例 多様な活動主体が互いの取り組みを学び合う機会づくり

瑞穂区社協では年2回、「子ども食堂・コミュニティ食堂 交流会」を開催しています。瑞穂区内8団体の子ども食堂・コミュニティ食堂や関係機関等が集まり、各団体の取り組み内容の報告・情報共有・意見交換等を行い、運営者や関係者同士の顔の見えるつながりを育んでいます。



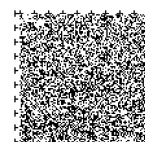
2) 地域の中で、社会福祉法人や企業等がつながる場や機会を創出します。

近年、SDGsへの意識の高まりから食料を取り扱う企業等が子ども食堂など食支援の活動を行う地域福祉団体とつながって、活動が活性化する事例が出てきています。

そのような地域福祉活動における協働を促進するため、社会福祉法人や企業等が分野にとらわれない横のつながりを持てる出会いと学び、協働を生み出す場や機会(プラットフォーム)をつくります。

事例 子ども食堂ネットワーク

西区子ども食堂ネットワークが主催で、子ども食堂クリスマスイベントを開催しました。区内5カ所の子ども食堂のほか、春日井製菓株式会社などの企業、西区社協等の協力のもと、参加した90名の子ども達に、食事の提供、射的や輪投げ等のゲームを実施しました。また、サンタに仮装したボランティアから、区内の菓子メーカーから提供されたお菓子がプレゼントされました。



3) 地域福祉活動の拠点づくりや助成を通じた活動支援を進めます。

地域福祉活動を行うためには、関係者が集まって相談したり、実際に活動するための拠点となる場所が必要になります。誰もが活動しやすい拠点の環境の整備や情報の発信が重要です。

■コミュニティセンター

市では、各小学校区単位でコミュニティセンターを整備しており、例えば、「ふれあい・いきいきサロン」や「子ども食堂」などの地域福祉活動の実施場所として活用されています。コミュニティセンター及び類似施設が未だ整備されていない小学校区については、条件が整ったところから、引き続き整備を進めます。

■在宅サービスセンター

各区に在宅サービスセンターを整備しています。ふれあいいきいきサロン、はつらつ長寿推進事業、子ども食堂、ひきこもり支援など新たな地域課題に対応する地域福祉活動の活動拠点として、運営しています。

■社会福祉施設

市内の老人福祉施設、保育所、障害者施設などの社会福祉施設では、空いている会議室を貸し出すなどの地域貢献を行っている施設があります。特に、社会福祉法人に対しては、地域における公益的な取り組みの一環として、このような取り組みを積極的に行っていただけるよう働きかけていきます。

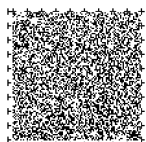
■文化センター

西・中文化センターは、地域住民の福祉の向上と人権啓発のための地域交流の促進を目的として設置されています。

事例 文化センターでの地域と協力した様々な事業

西・中文化センターでは、毎年5月の憲法週間や12月の人権週間には人権尊重の意識の高揚を図るための記念行事として、講演会や映画会、作品展、パネル展示などを実施し、多くの人に来場いただいています。また、保健センターやいきいき支援センターなどとともに、健康相談や介護予防事業をはじめとする各種相談事業や教室・講座を開催するなど、各相談支援機関と連携して地域福祉の向上に努めています。

また、様々な活動を行う中で、活動場所の確保ができない課題もあります。空きスペースなどの情報収集や、地域福祉活動の場を可能な範囲で提供していただけるよう商店街・事業所・企業や大学等に働きかけを行います。



事例 社会福祉施設を活用したふれあい・いきいきサロン

社会福祉法人ニコニコハウスの高齢者のデイサービス施設では、地域の3つの町内会が合同で運営する「ふれあいサロン・つるの里」が行われ、毎回子どもから高齢者まで多くの地域住民が参加し、気軽にお話や喫茶を楽しんでいます。

デイサービス施設の閉所日（休日）に地域の活動主体へ場所を貸すことで、地域の交流の場を提供しています。



地域福祉活動を積極的に行う地域福祉推進協議会を支援するため、活動費の助成を行います。また、「地域支えあい事業」や地域の子ども応援事業など特定の活動を目的とした地域福祉活動への助成を行います。

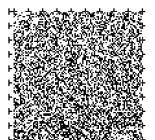
事例 地域の子ども応援事業

「子どもの主体的な活動応援事業」として助成を受けて活動を行っている団体の一つに「稲生学区すみれっ子」があります。西区の民家を会場に毎週1回夕方、子どもの居場所づくり活動として駄菓子屋さんを開いています。ここでは、子どもたち自身がお店当番を担うなど、活動に主体的に関わる機会をつくっています。町内会長や地域のボランティア、同じ学区で開催している子ども食堂の運営者など多くの協力者を得ながら活動しており、子どもだけではなく地域に愛されている居場所になっています。



さらに、福祉基金を活用して、地域のふれあいや交流事業、先駆的な地域福祉の活動などの地域福祉活動に対して助成を行っています。この福祉基金に継続的な積み立てを行うため、基金への寄付を募る活動を積極的に行うとともに、限られた財源を必要性の高い地域福祉活動に助成できるよう助成の見直しを検討します。

また、活動団体への支援として、市民や企業等からNPO等への寄付を促進するためのイベントや寄付募集に関する講座、助成金情報の提供等を行います。なお、寄付文化の醸成にあたっては、多様な寄付の在り方や、使い道の広報など寄付者の納得が得られる仕組みを検討していきます。



■福祉基金

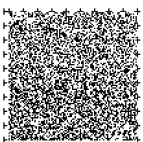
福祉基金は、地域ぐるみの福祉活動を応援し、ふれあいのある豊かな福祉風土を市民とともに作りあげていくことを目的とした基金です。基金により、近隣同士の支えあい・助けあい活動、子育てサロン等のふれあい・交流活動、ボランティア活動の応援、地域の支えあい事業を立ち上げたい人の応援などの福祉活動が支えられています。その基金を支える個人や企業等の寄付には、遺贈によるものや香典返しに代えて寄付されたものもあります。

なお、福祉基金の設置・管理は市社協が行い、基金の運営にあたっては「福祉基金運営委員会」を設置し適正な運営に努めています。

事例 学びと体験を通じた共同募金運動の理解

共同募金運動は、地域福祉活動の財源確保の取り組みであり、住民参加の促進や活動主体の育成や、その助成を通じて、地域の課題解決を図る地域福祉活動の一つです。

瑞穂区では、ボランティア体験講座の一環として、小中学生が助成を受けた団体から直接共同募金の使い道の説明を受けるとともに、募金活動へ参加していただき、募金運動への理解を深める取り組みを行っています。



方策を効果的に推進するための取り組み

3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

具体的な取り組み

現状と課題(39頁)

1) 相互理解を図り、顔の見えるつながりづくりを支援します。

3つの「取り組むべき方向性」を効果的に進めていくためには、地域福祉に携わる様々な活動の担い手や関係機関、市社協、区社協、行政などが、相互理解を図り、ネットワークを組んで連携・協働を推進するための場が必要です。

例えば、小学校区レベルの場では、前述した「地域福祉推進協議会」や地域支えあい事業における地域住民を主体とした「地域支えあい活動連絡会議」などが考えられます。区レベルでは、「地域ケア会議」、「生活支援協議体」、「自立支援連絡協議会」、「区連携会議」、「なごやこどもサポート区連絡会議」、市レベルでは、本計画の懇談会のような多様な関係機関・団体が集まる場が考えられます。

こういった場づくりを行うとともに、その活性化によって相互理解を図り、顔の見えるつながりづくりを支援します。

なお、これらの仕組みづくりや支援にあたっては、既存の各種協議体との関係性を整理し、地域住民や専門職等の負担とならないような協議の場の設置や活用を進める必要があります。

■地域福祉推進協議会

18ページを参照ください。

■地域支えあい活動連絡会議

地域支えあい事業を実施している小学校区ごとに設置している住民主体の会議です。地域の高齢者が抱えている生活課題の把握とその支援方法の検討を行います。

■地域ケア会議

個別ケースの支援内容の検討、ケアマネジメントの支援、地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握などについて、多職種で連携・協働するために、介護保険法第105条の48に基づき、区ごとに設置しています。

■生活支援協議体

67ページを参照ください。

■自立支援連絡協議会

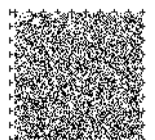
地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、区ごとに設置しています。

■区連携会議(重層的支援体制整備事業)

関係機関や地域団体等との連携を深め、複合的な生活課題を抱えた人や世帯の支援に向け、事例を通じて連携上の課題の確認や対応の方向性を検討する等の協議を行うため、重層的支援体制整備事業の推進母体として区ごとに設置しています。

■なごやこどもサポート区連絡会議

児童虐待等の問題解決のため、各区において関係機関の連絡調整、情報交換を実施するなごやこどもサポート区連絡会議を設置し、地域の力を生かした虐待防止ネットワークづくりを促進しています。



2) 地域や分野を超えた連携・協働を進めます。

区などの地域（圏域）を超えた広域的な課題や、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などの複数の分野にまたがる課題については、市役所内の部局や区役所・保健センター、市・区社協の枠組みを超えた横断的な対応が必要となります。

「地域福祉に関する懇談会幹事会・ワーキング」等の市役所及び市社協内部における部局間の連携や、区役所及び区社協との連携・協働による取り組み等、地域や分野を超えた連携・協働を進めます。併せて、様々な福祉関係者による協議体である市・区社協のネットワークを活かし、行政も含めた地域に関わる様々な団体との連携・協働を引き続き進めます。

また、医療と介護の分野においては、地域での生活を支える在宅医療と介護の連携を推進するため、「在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、医療機関と介護事業者の連携の仕組みづくりを推進します。

事例 連携・協働による地域福祉の推進を目指して

今回の計画をつくるために、「地域福祉に関する懇談会」において様々な団体の代表者や市民、市と市・区社協の様々な部署の職員がともに地域福祉を考えてきました。

多様な地域住民が参加して計画を策定し、実行し、評価する過程が、それ自体地域福祉推進の実践そのものであり、地域福祉の取り組みにあたっては、計画をつくることも大切ですが、そのためにお互いの顔を見ながら話し合うことで生まれる関係が重要なポイントです。



市・社協職員によるワーキンググループ

事例 多様で個性豊かな地域活動が生まれる取り組み

緑区の片平学区では、なごや環境大学とコラボして、「住み続けたいまちにする」ための目標“片平ゴールズ”を定めました。計画作成に地元の商店や企業、小中学校の児童生徒や関係団体、社会福祉法人、区役所等行政機関、区社協が参画し、より良い地域を目指し住民同士で話し合いを重ねました。現在は目標の達成に向けて取り組んでいます。

みんな事ワークショップ

■日時：令和5(2023)年6月24日(土) 10:00～12:00
■日時：令和5(2023)年8月17日(水) 10:00～12:00
■日時：令和5(2023)年10月25日(土) 13:30～15:30
※お問い合わせ先 片平ふれあいセンター

片平学区でSDGsな街づくりがスタート

「片平学区ローカルSDGsプロジェクト」では、2023年度に3回にわたって「SDGsみんな事ワークショップ」を開催しました。

- 1日目のワークショップでは、前年度に実施したアンケートを踏まえて設定されたゴール案について、グループで討論をし、意見を話し合いました。
- 2日目のワークショップでは、1日目の意見を踏まえ11の独自のゴールが決定されました。色分け分けられたゴールとなるための住民たちの共通認識と必要不可欠のキーワードを参加者みんなで考えました。
- 3日目のワークショップでは、2日目のワークショップで出した意見を踏まえて修正した独自ゴール案を提示。グループに分かれて議論を行い、ゴール案に対する意見を提出しました。



3) 個人情報の取扱いと管理についての理解促進を図るとともに、地域福祉活動のための個人情報の共有のあり方を整理します。

個人情報及び個人のプライバシーは、個人の人格に結びついた大切な情報です。地域の助けあい活動や見守り活動といった顔の見える関係づくりや災害発生時の支援活動の中では、家族構成や障害の有無といったデリケートな情報を取り扱うことが想定されますが、そうした個人情報を大切にすることは、相手を一人の個人として尊重することであり、相手との信頼関係を構築する基礎となります。

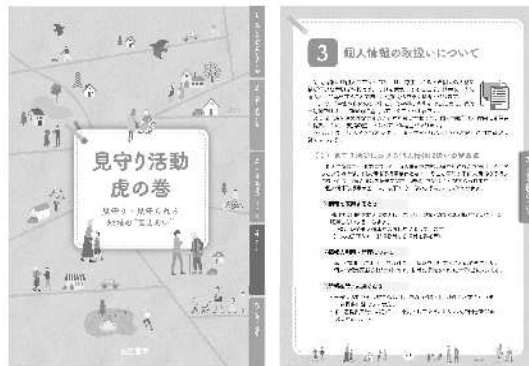
一方で、信頼関係を前提として、必要な手順を踏めば提供することが可能な情報でも、個人情報保護を理由に関係者に提供されず、「支援の壁」となっている場合があります。

地域福祉の推進にあたっては、個人情報を保護するとともに、情報を適切に取り扱い、効果的に活用したうえで、円滑・的確な支援を行うことが求められます。

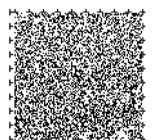
個人情報の取扱いと管理についての理解促進を図るとともに、安心して地域福祉活動を進めることができるよう、個人情報の「保護」と支援における「活用」に関する考え方や、地域における個人情報の共有のあり方についての整理を進めます。

事例 地域福祉活動における個人情報の取扱いを周知する取り組み

市では、地域で見守り活動を行っている人の見守り活動に関する不安が少しでも解消され、安心して見守り活動を行っていただけるよう、見守り活動の目的や方法、個人情報の取扱いや相談・連絡先等、見守り活動に関する手順やポイントをまとめた「見守り活動虎の巻」を作成し、見守りに携わる人への研修等において活用しています。



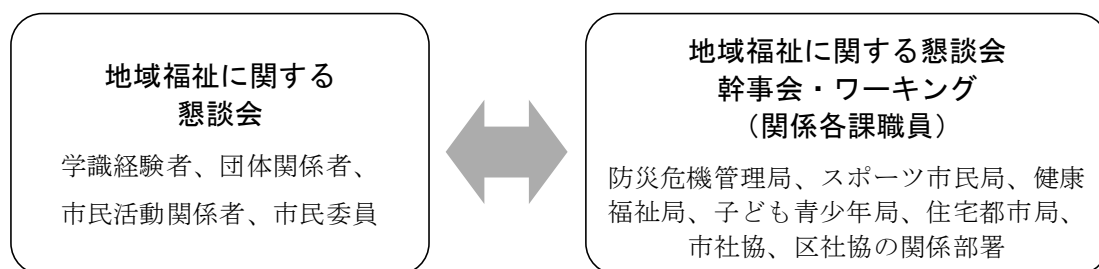
「見守り活動虎の巻」



第5章 計画の進行管理と評価

1 推進体制

本計画の進行管理・評価は、市及び市社協が一体となって設置する進行管理のための幹事会・ワーキング並びに市民、各分野の活動関係者及び学識経験者等から意見を聴取するための「地域福祉に関する懇談会（以下「懇談会」という。）」により行います。この懇談会の構成員は固定化せず、その時々福祉課題に応じて、意見の聴取が必要な団体等に出席を依頼します。

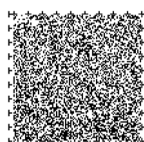


2 進行管理・評価の考え方

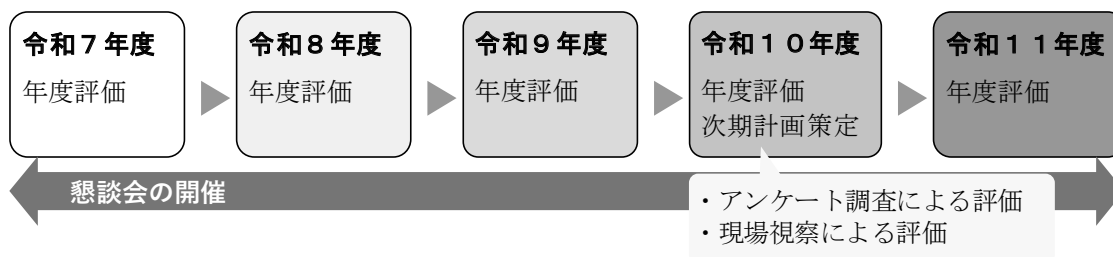
本計画では、基本理念及び基本目標の実現に向けて、名古屋市総合計画で掲げた成果指標や個別計画で設定した事業量等を踏まえながら、各福祉分野が共通して取り組むべき方策を示すとともに、具体的な取り組みの展開として、市民、地域活動団体、社会福祉法人、商店・商店街・事業所・企業・大学等、市及び社会福祉協議会が取り組むべき方策を掲げています。

この各主体が取り組むべき方策の進行状況については、毎年度、幹事会・ワーキングにおいて、各事業や取り組みを担当する市及び市社協の各部署が作成する進行管理・評価シートをもとに進行管理を行い、その結果を懇談会に報告するとともに、事業ごとの課題及び今後の方向性に関する意見を聴取することにより、年度評価を行います。また、計画全体の進行状況については、進行を管理するための指標を、名古屋市総合計画で掲げた成果指標の中から設定したうえで、年度ごとに計画全体及び取り組むべき方向性ごとの進行管理と評価を行います。こうした年度評価の結果を踏まえ、各主体において、さらなる事業の推進や、新たな事業の予算化など具体的な方策の推進を図ります。

併せて、現場視察やアンケート調査などを実施することにより、計画の期間全体の評価を行い、次期計画に反映することとします。



計画の進行管理と評価



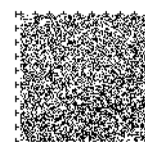
計画全体の進行を管理するための成果指標と目標

- 方向性1 つながり支えあう地域をつくる
- 方向性2 一人ひとりの「暮らし」に寄り添い支える仕組みをつくる
- 方向性3 地域で活躍する多様な担い手を育む

成果指標 (名古屋市総合計画の掲載順)	【参考】 名古屋市総合計画における目標		該当する 取り組むべき方向性		
	現状 (令和5年度)	目標 (令和10年度)	1	2	3
ア 地域活動やボランティア・NPO活動等に参加している市民の割合	23.6%	32%	○		○
イ 市内に主たる事務所を有するNPO法人数	927団体	987団体			○
ウ 困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる市民の割合	62.1%	67%	○	○	
エ 複合的な生活課題がある事例に対して相談支援機関が連携して対応している割合	73.8%	90%		○	
オ 生きがいや楽しみを持って生活していると感じている高齢者の割合	78.6%	84%	○		○
カ 地域で自分らしく安心して暮らすための支援が充実していると思う高齢者の割合	60.9%	66%	○	○	

3 計画の内容の変更

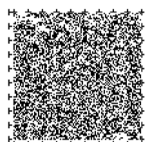
計画期間の途中であっても社会情勢の変化や国の動向等に応じて、この計画の見直しが必要な場合には、懇談会の意見を参考に、所要の改定を行います。



参考資料

目次

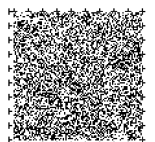
1	各施策・事業の一覧	…117
2	策定体制・策定の経過	…125
3	アンケート結果	…128
4	要綱と名簿	…151
5	用語解説	…156



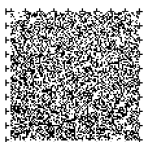
1 各施策・事業の一覧

■方策①孤独・孤立の状態を生まない地域づくり

関連施策や事業等	概要	所管
高齢者サロン整備等 生活支援推進事業	高齢者等の集いの場（サロン）の整備やサロン運営者の育成、生活支援のネットワークづくりを推進することにより、生活支援の基盤と充実を図っています。	健康福祉局 地域ケア推進課
認知症サポーター養成講座	55ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者の孤立防止事業	地域で高齢者を見守り、支えあうため、地域の住民や事業者、関係機関による地域支援ネットワークづくりを推進します。	健康福祉局 地域ケア推進課
I C Tを活用したフレイル予防・見守り事業	フレイル予防の活動でポイントが貯まる機能や、見守りの機能を備えた、スマートフォンアプリ「名古屋市フレイル予防ポイント&見守りアプリ」を運用し、フレイルを予防するとともに、地域における見守り活動を推進しています。	健康福祉局 地域ケア推進課
名古屋市あんしんエンディングサポート事業	低所得の身寄りのない高齢者を対象として、生前の見守りや安否確認等の支援を行うとともに、契約者がお亡くなりになったときには、葬儀・納骨や、残存家財処分、行政官庁等への各種届け等を行います。発生する費用は、あらかじめお預かりした預託金から支払います。	健康福祉局 地域ケア推進課
はいかい高齢者おかえり支援事業	60ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
青少年育成市民会議（地域の世話やき活動等の実施）	地域の青少年育成団体や関係業界団体などにより青少年育成市民会議を組織し、地域の大人が、登下校時に子どもたちを見守りながらあいさつ運動を行うなどの「地域の世話やき活動」をはじめとする青少年健全育成の取り組みを行います。	子ども青少年局 青少年家庭課
子ども食堂等コーディネート事業	地域の子どもの居場所である子ども食堂等の取り組みを推進するため、子ども食堂等の立ち上げ・運営に関する総合相談や、運営者の担い手の発掘・育成を目的とした研修会等を実施しています。	子ども青少年局 子ども未来企画課



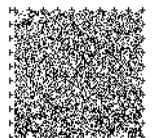
関連施策や事業等	概要	所管
赤ちゃん訪問事業	地域と子育て家庭をつなぐ取り組みとして、主任児童委員等が乳児のいる家庭を訪問します。	子ども青少年局子育て支援課
市営住宅ふれあい創出事業 (高齢者見守り支援事業)	名古屋市内の市営住宅において、75歳以上の単身世帯、夫婦世帯等を対象として巡回員が定期的に電話連絡や戸別訪問を実施し、安否確認や簡易な生活相談等の支援を行います。	住宅都市局 住宅管理課
高齢者の見守り支援事業	60ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者の見守り協力事業者登録事業	62ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
障害者差別相談センター	専門の相談員が障害者やその家族、事業者などから障害を理由とする差別に関する相談を受けて、関係者間の調整などを行って解決につなげます。	健康福祉局 障害企画課
ナゴヤあいサポート事業	57ページで記載のとおり	健康福祉局 障害企画課
ふれあい・いきいきサロン活動の支援	地域の孤立しがちな高齢者、障害者、親子等が気軽に集まり、地域住民とともに楽しく過ごすことを通し、地域の関係づくりを進める「ふれあい・いきいきサロン」活動を支援します。	社会福祉協議会
コミュニティワーカーとしての地域支援	社会福祉協議会の職員がコミュニティワーカー(参考資料の用語解説を参照)として地域支援を行います。	社会福祉協議会
子ども食堂推進事業	子ども食堂の実施団体に対し、開設経費を助成するとともに、シンポジウム等を開催し、市内の子ども食堂の活動を支援しています。	社会福祉協議会
ふれあい給食サービス事業の支援	ひとり暮らし高齢者等の孤独感の緩和や生活状況、生活課題の把握などを目的に、地域の高齢者等が食事を介してふれあいを深めるふれあい給食サービス事業を支援します。	社会福祉協議会



関連施策や事業等	概要	所管
福祉教育・福祉学習	子どもたちをはじめとした市民の福祉意識を高めていくことで、地域の様々な課題に市民が関心を持ち、自らが主体的に地域福祉活動を実践していけるように、学校や地域との連携、協働した魅力あるボランティア活動や福祉学習の実践に関する相談に応じるとともに、車いす、点字器、アイマスクといった資材貸出などの支援を行っています。	社会福祉協議会
ふれあいネットワーク活動の支援	地域で見守りが必要な人に対して、近隣住民が日常的に見守りや助けあいを行い、必要に応じて福祉サービスへと結びつけるふれあいネットワーク活動を支援します。	社会福祉協議会
なごやかエンディングサポート事業	身寄りのない高齢者等を対象に、生前の見守りや安否確認等の支援、入退院時等支援サービス（有料）を行うとともに、契約者がお亡くなりになったときは、葬儀・納骨や、残存家財処分、行政官庁等への各種届け、死亡後の債務の支払い、等を行います。発生する費用は、あらかじめお預かりした預託金から支払います。	社会福祉協議会

■方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

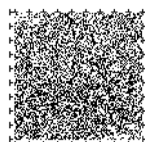
関連施策や事業等	概要	所管
地域支えあい事業	各学区で相談や調整を担う「ご近所ボランティアコーディネーター」を核に、ちょっとした困りごとを抱えた高齢者と、手助けをする地域のボランティアをつなぐ仕組みです。活動したボランティアにはボランティアポイントが付与されます。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者サロンの整備等生活支援推進事業	118ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
助け合いの仕組みづくり	69、70ページで記載のとおり	防災危機管理局 地域防災課 健康福祉局監査課
災害ボランティアコーディネーター養成講座	被災者とボランティアの橋渡しを行う災害ボランティアコーディネーターの養成を行います。	スポーツ市民局 市民活動推進センター



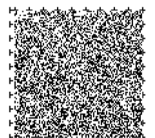
関連施策や事業等	概要	所管
福祉避難所の確保	指定避難所の福祉避難スペースでの避難生活 が困難な人が避難する指定福祉避難所及び協 定福祉避難所等をあらかじめ確保します。	健康福祉局 監査課
災害時のボランティア活動支援	災害時におけるボランティア活動につい て、行政機関や16区に組織された災害ボ ランティア団体、NPO法人等で構成する 「なごや災害ボランティア連絡会」に参画 し、平常時から連携、基盤整備・強化を図 るとともに、災害に強いまちづくりに向けた 啓発や他地域の災害に対して必要に応じた 支援を行います。	社会福祉協議会
コミュニティワーカーとしての地域支援	118ページで記載のとおり	社会福祉協議会

■方策③ 様々な困りごとを包括的に受け止め支える仕組みづくり

関連施策や事業等	概要	所管	
相談窓口やサービス などの情報提供	いきいき支援センター	78 ページ で記載 のと おり	健康福祉局 地域ケア推進課
	障害者基幹相談支援センター		健康福祉局 障害者支援課
	地域子育て支援拠点事業		子ども青少年局 各課
	子育て総合相談窓口		子ども青少年局 子育て支援課
	エリア支援保育所		子ども青少年局 保育運営課
高齢者いきいき相談 室	79ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課	
子ども・若者総合相 談センター	79ページで記載のとおり	子ども青少年局 青少年家庭課	
若者サポートステー ション	79ページで記載のとおり	子ども青少年局 青少年家庭課	
発達障害者支援セン ターりんくす名古屋	79ページで記載のとおり	子ども青少年局 子ども福祉課	
ひきこもり地域 支援センター	79ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課	
仕事・暮らし自立 サポートセンター	79ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課	



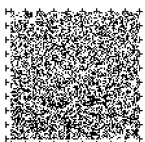
関連施策や事業等	概要	所管
人とペットの共生サポートセンター	79ページで記載のとおり	健康福祉局 食品安全課
介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業	介護サービスの問題点を把握し運営を改善するため、サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価する事業を事業者団体と共催で実施します。	健康福祉局 介護保険課
介護事業所にかかる情報公表制度	利用者や家族が適切に介護事業所を選択できるよう、介護事業所から報告されたサービス内容等の情報を公表するとともに、公表内容を確認するための調査を実施します。	健康福祉局 介護保険課
障害福祉サービス等にかかる情報公表制度	利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、障害福祉サービス事業者等から報告されたサービス内容等の情報を公表するとともに、公表内容を確認するための調査を実施します。	健康福祉局 障害者支援課
地域支えあい事業	119ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
重層的支援体制整備事業	28ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
ひきこもり支援事業	市内2か所の「ひきこもり地域支援センター」において、専門のひきこもり支援コーディネーターによる来所相談等を実施する等、ひきこもりの本人・家族等を対象とした支援を行います。	健康福祉局 地域ケア推進課
生活困窮者の自立支援	市内3か所（名駅・金山・大曾根）に設置する仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、下記の事業を一体的に実施しています。	健康福祉局 地域ケア推進課
事業名	内容	
自立相談支援事業	相談に幅広く対応するとともに、自立に向けて一人ひとりの状況にあわせた支援を実施するための計画の作成などを行います。	
住宅確保給付金の支給	離職などにより住居を失った人、または失うおそれのある人に有期で家賃相当額を給付します。	
家計改善支援事業	家計に課題を抱える人に対して、「家計の見える化」などを通じ、家計が計画的に管理できるよう支援を行います。	
就労準備支援事業	すぐに一般就労が困難な人に対して、就労に必要な能力向上のための支援を行います。	
就労訓練事業	すぐに一般就労が難しい人に対して、支援付きの就労・作業の場（本市から認定を受けた企業や事業所が行う就労訓練）の利用に向けた支援を実施します。	



関連施策や事業等	概要	所管
住まいサポートなごや（居住支援コーディネート事業）	相談機関や居住支援法人等と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るための支援やネットワーク作りを行っています。 また、名古屋市「住まいの窓口」において、住宅探しで困っている人を対象に、民間賃貸住宅に関する入居相談を行っています。	住宅都市局 住宅企画課
自殺対策事業の推進	「いのちの支援なごやプラン（名古屋市自殺対策総合計画）」に基づき、自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発等の「自殺の予防」、自殺の危険がある人のサインに気づき未然に防ぐ「自殺の防止」、「自死遺族に対する支援」の3つの視点から総合的な自殺対策事業を推進します。	健康福祉局 健康増進課
再犯防止（コーディネート事業）	犯罪や非行からの立ち直りを支援するコーディネーターを配置し、高齢、障害、生活困窮等により支援を必要とする起訴猶予者等に対し、検察庁等から依頼を受け、関係機関と連携して必要な支援に係る調整や本人に寄り添った対応、継続的なフォローアップ等を一貫して行っています。	スポーツ市民局 地域安全推進課
社会福祉法人等による相談窓口事業	104ページで記載のとおり	社会福祉協議会

■方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり(権利擁護の推進)

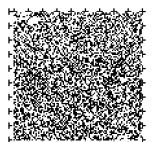
関連施策や事業等	概要	所管
成年後見あんしんセンター	91ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
消費生活センター	91ページで記載のとおり	スポーツ市民局 消費生活課
高齢者虐待相談センター	92ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
障害者虐待相談センター	92ページで記載のとおり	健康福祉局 障害企画課
児童相談所	92ページで記載のとおり	子ども青少年局 児童相談所



関連施策や事業等	概要	所管
児童家庭支援センター	92ページで記載のとおり	子ども青少年局 子ども福祉課
配偶者暴力相談支援センター	92ページで記載のとおり	子ども青少年局 子ども福祉課
障害者・認知症高齢者権利擁護事業	91ページで記載のとおり	社会福祉協議会
法人後見センター	91ページで記載のとおり	社会福祉協議会

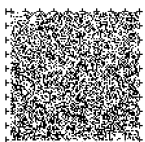
■方策⑤「支え手」「受け手」の関係を超えて誰もが活躍できる地域づくり

関連施策や事業等	概要	所管
鯉城学園	高齢者の生きがいの向上と社会参加の促進を図るため、60歳以上の人を対象に学習の場を提供します。	健康福祉局 高齢福祉課
生涯学習センター	1区に1館設置され、市民の生涯学習活動を支援します。	教育委員会 生涯学習課
地域支えあい事業	119ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課
市民活動推進センター	101ページで記載のとおり	スポーツ市民局 市民活動推進センター
市・区社協ボランティアセンター	101ページで記載のとおり	社会福祉協議会
福祉教育・福祉学習	119ページで記載のとおり	社会福祉協議会
なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル	100ページで記載のとおり	健康福祉局 地域ケア推進課 社会福祉協議会
地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業	地域福祉活動やボランティア、NPO活動が活性化されるように、地域住民等を対象とした啓発事業を実施します。	健康福祉局 地域ケア推進課 スポーツ市民局 市民活動推進センター 社会福祉協議会



■方策⑥ 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

関連施策や事業等	概要	所管
コミュニティセンター	学習、情報交換のため気軽に集まれる場として、地域福祉活動や防災活動など生活を安定・向上させるための地域の活動の拠点です。	スポーツ市民局 地域振興課
文化センター	地域社会全体の中での福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての各種事業（生活相談・高齢者相談等の各種相談、人権に関わる啓発事業、保健福祉・教養文化等の各種講座・教室の開催）を実施しています。	経済局 人権施策推進課
社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進	すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行います。	健康福祉局 子ども青少年局 各課
在宅サービスセンター	地域における福祉活動の推進と在宅保健福祉サービスの提供を総合的に推進するための拠点。活用例としては、ボランティアグループの連絡会議やサロンのような交流活動などがあります。	社会福祉協議会
なごや・よりどころサポート事業	104ページで記載のとおり	社会福祉協議会
地域の子ども応援事業	次代を担う子どもたちが地域において他者との交流などを通じて主体性や社会性等を身につけることができる事業及び子育て支援の担い手を養成する事業に対して助成を行います。	社会福祉協議会
福祉基金による助成事業	109ページで記載のとおり	社会福祉協議会



2 策定体制・策定の経過

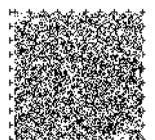
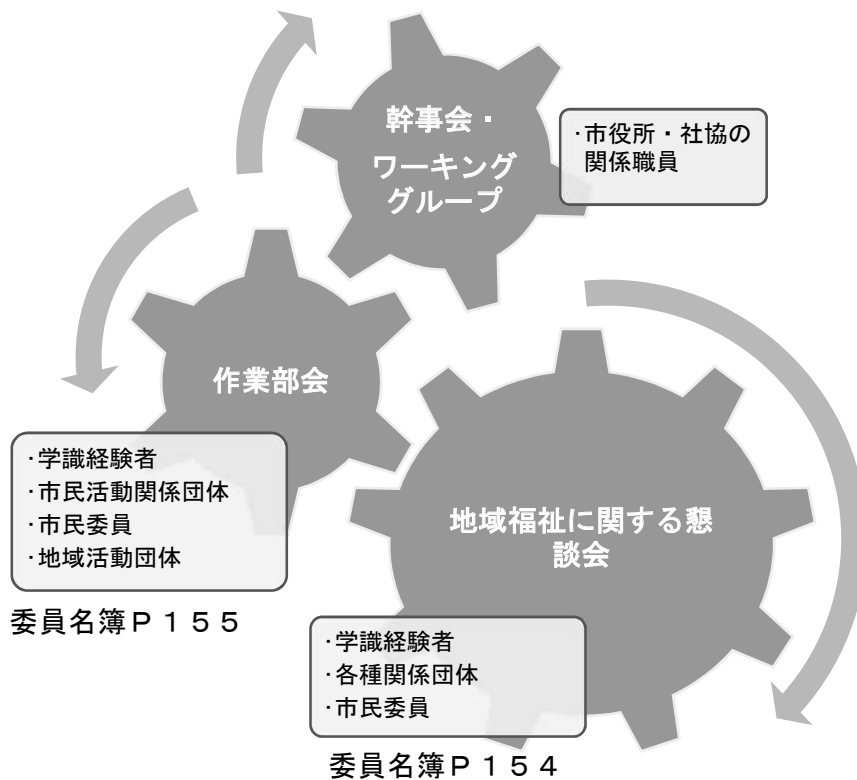
(1) 策定体制

地域福祉に関する懇談会・作業部会

- ・ 計画案に対する専門的見地からの意見聴取の場
- ・ 市民の代表として市民委員からの意見聴取の場

地域福祉に関する懇談会幹事会・ワーキンググループ（市と市・区社協職員）

- ・ 行政内部や社協内部、行政と社協の意見調整
- ・ 懇談会、作業部会との調整
- ・ 各方面からの意見集約の準備・実施



(2) 地域福祉に関する懇談会・作業部会の開催状況

令和5年度

8、9月	第1回懇談会（8月3日） ・ 策定趣旨、体制、スケジュールについて 第1回作業部会（9月1日） ・ 関係団体、市民等への意見聴取方法について ・ 意見聴取内容の検討
1月～3月	第2回作業部会（2月14日） ・ 意見聴取のまとめ、地域における課題整理 第2回懇談会（3月28日） ・ 作業部会での経過報告

令和6年度

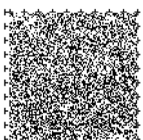
4月～6月	第1回作業部会（6月5日） ・ 計画骨子の検討
7月～9月	第2回作業部会（9月9日） ・ 計画素案の検討
10月～12月	第1回懇談会（11月5日） ・ 計画素案の検討
1月～3月	第2回懇談会（3月24日） ・ 成案の検討

(3) 地域福祉活動等の現場視察

地域の先進的な地域福祉活動等を視察し、活動者との意見交換を行うことを目的として、作業部会の委員による現場視察を実施しました。

(4) 幹事会・ワーキンググループ

本計画の策定にあたっては、市と市・区社協の各部署の職員が一堂に介して、地域福祉に関して議論を行いました。



【参加部局】

防災危機管理局地域防災課、スポーツ市民局市民活動推進センター、
経済局地域商業課、健康福祉局総務課、監査課、高齢福祉課、介護保険課、
地域ケア推進課、障害企画課、障害者支援課、保護課、地域医療課、
子ども青少年局企画経理課、子育て支援課、子ども福祉課、
住宅都市局住宅企画課、住宅管理課、市社協、各区社協

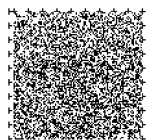
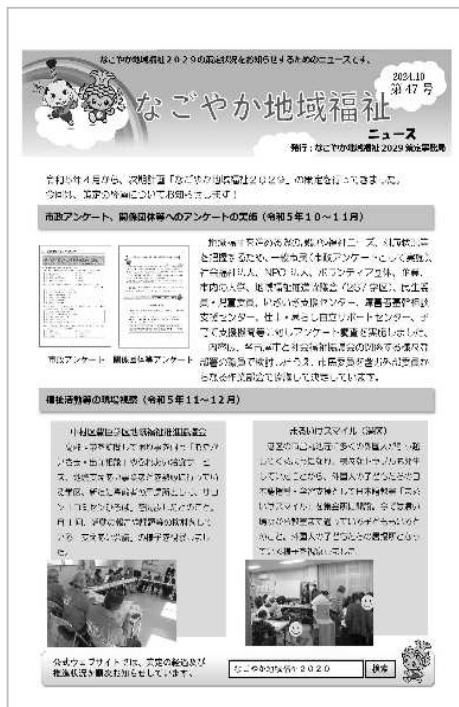
【会議】

幹事会（各課課長級職員） 全7回

ワーキンググループ（各課課長補佐級職員・主事等） 全5回

(5)なごやか地域福祉ニュースの発行

策定の経過をお知らせするため、各区役所の情報コーナー及び市公式ウェブサイトで配布しました。



3 アンケート結果

計画の策定にあたり、地域の福祉課題、ニーズを明らかにすることなどを目的として、市民や各学区で活動している各種団体・相談機関等に対するアンケートを実施しました。

1) 調査対象と回収率

調査票種別	送付数	回収数	回収率
すべてのアンケート	3,276	1,770	54.0%
① 市政アンケート	2,000	909	45.5%
市民	2,000	909	45.5%
② 関係団体等アンケート	757	433	57.2%
市推進協	267	205	76.8%
策定団体	25	13	52.0%
社会福祉法人	100	43	43.0%
NPO法人	100	27	27.0%
不明		1	
ボランティアグループ	100	71	71.0%
企業	100	26	26.0%
商店街組合	65	32	49.2%
大学	30	15	50.0%
③ 福祉ニーズ調査	519	428	82.5%
いきいき支援センター	29	27	93.1%
障害者基幹相談支援センター	22	18	81.8%
仕事・暮らし自立サポートセンター	3	3	100.0%
子ども関係相談支援機関※	198	145	73.2%
民生委員児童委員	267	235	88.0%

※子ども関係相談支援機関は以下のとおり。

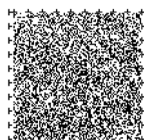
地域子育て支援拠点（児童館）、地域子育て支援拠点（児童館以外）、
子育て総合相談窓口、エリア支援保育所

送付先の送付数は以下のとおり。

市推進協、民生委員児童委員：全小学校区

市民、社会福祉法人、NPO法人、ボランティアグループ、企業：無作為抽出

その他団体等・相談支援機関等：全数



2) 調査期間

① 市政アンケート

令和5年10月3日(火曜日)から令和5年10月17日(火曜日)まで

② 関係団体等アンケート及び③ 福祉ニーズ調査

令和5年11月初旬から令和5年11月30日(木曜日)まで

3) 調査方法

① 市政アンケート

調査票を郵送、回答は郵送又はインターネットを通じて回収

② 関係団体等アンケート及び③ 福祉ニーズ調査

調査票を郵送、回答は郵送により回収

4) 調査結果

① 市政アンケート

130ページから掲載しています。

② 関係団体等アンケート及び③ 福祉ニーズ調査

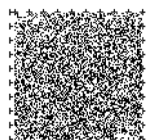
133ページから掲載しています。

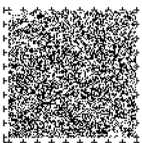
5) 調査票

調査票は以下の市公式ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-4-23-0-0-0-0-0-0-0.html>

(「なごやか地域福祉」で検索)

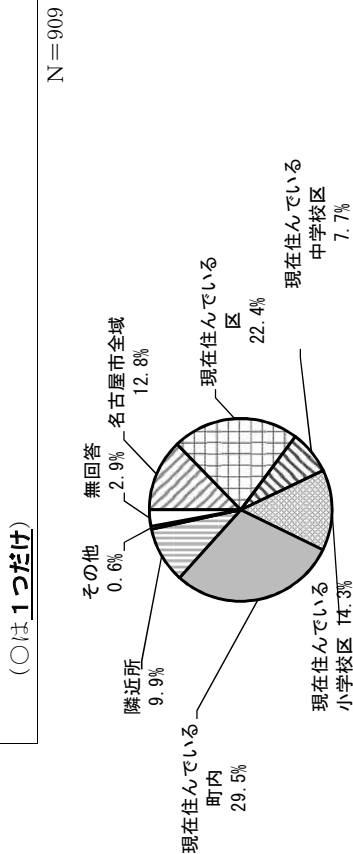




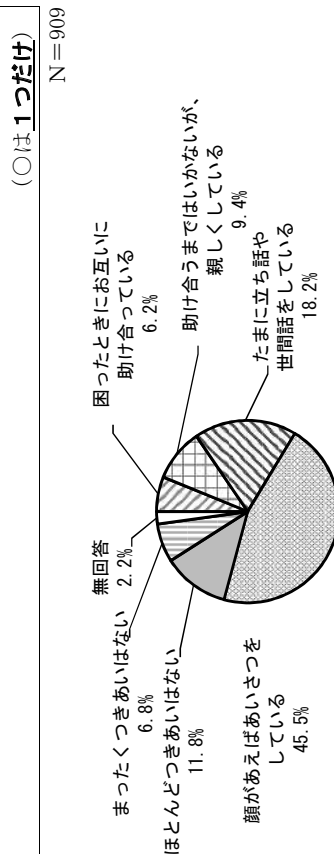
①市政アンケートの結果

＜身近な地域に対する意識・近所つきあいについて＞

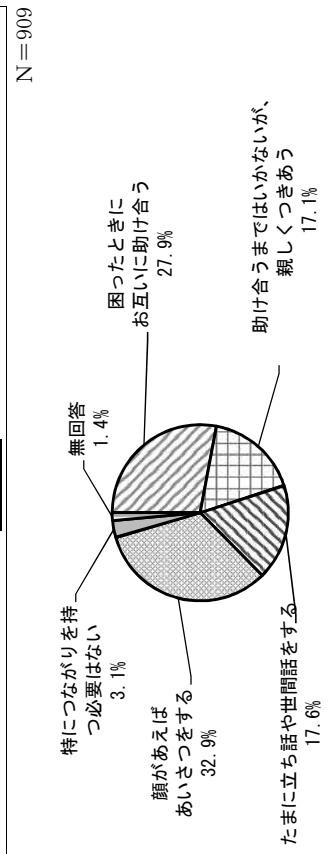
問27 あなたが身近に感じる「地域」の範囲は、次のどの範囲ですか。(○は1つだけ)



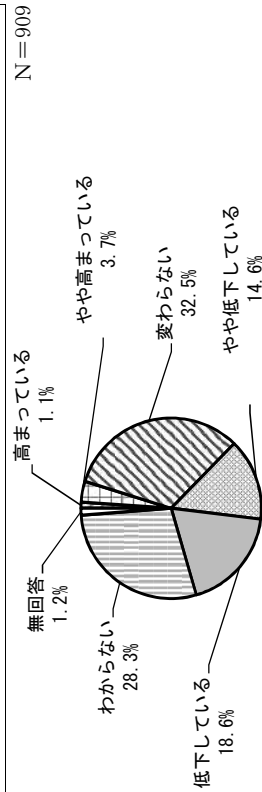
問28 あなたは、ご近所（町内程度）の人と、どのようなつきあいをしていますか。(○は1つだけ)



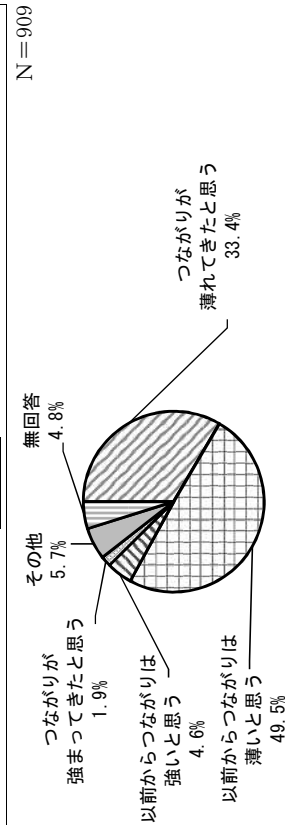
問29 あなたは、ご近所（町内程度）の「人と人とのつながり」について、どのような関係が望ましいとお考えですか。(○は1つだけ)



問30 地域の困り事を住民同士が協力して問題解決する力は、この5年間でどのように変化していると思いますか。(○は1つだけ)

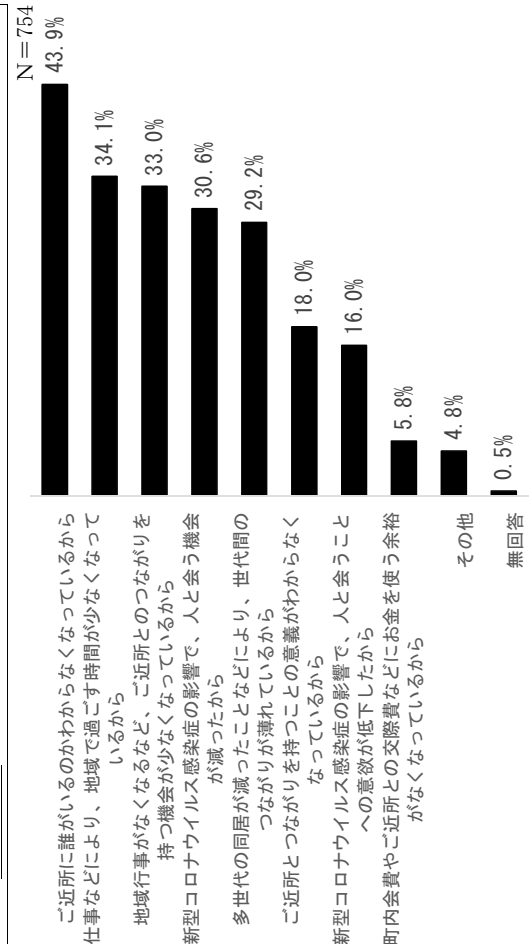


問31 あなたは、ご近所（町内程度）の「人と人とのつながり」は、この5年間でどのようになっていると思いますか。(○は1つだけ)



《問31で1または2と答えた方（つながりが薄れてきた、または以前からつながりが薄いと思う方）におたずねします。》

問32 つながりが増えたか、または以前からつながりが薄いと考える理由は何ですか。(○はいくつでも)

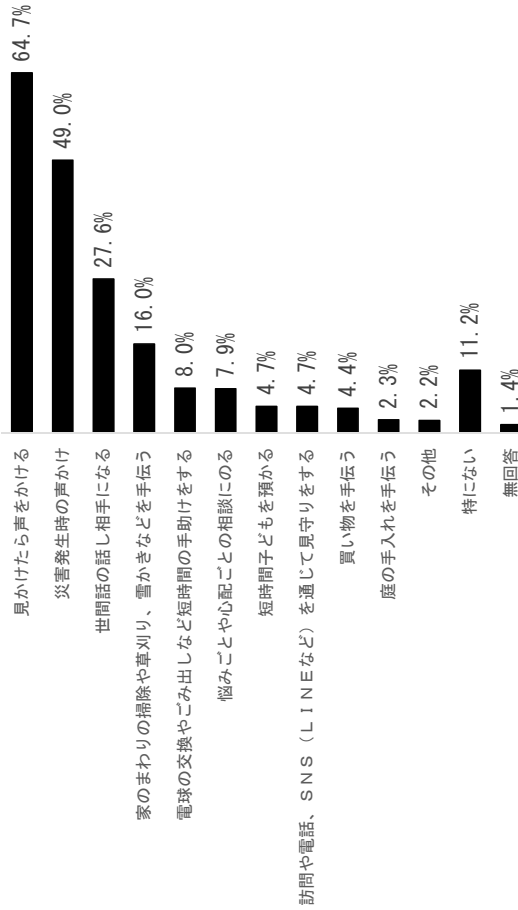


《すべての方におたずねします。》

問33 あなたは、住民同士の「助け合い」として何ができていると思いますか。

(〇はいくつでも)

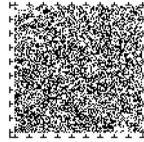
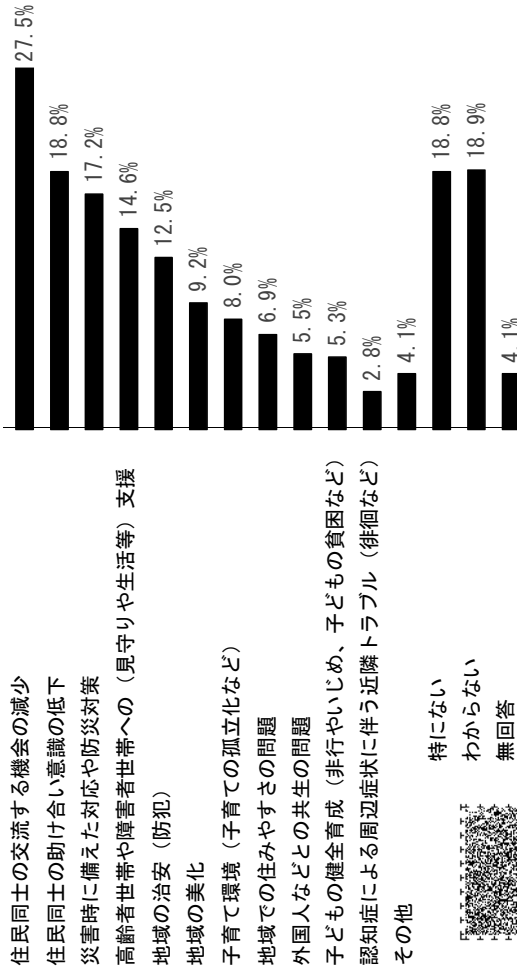
N = 909



問34 現在、あなたのご近所 (町内程度) で、問題になっていると思うことは何ですか。

(〇はいくつでも)

N = 909

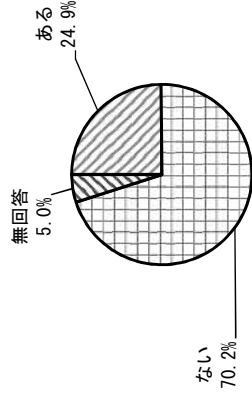


＜地域での活動とボランティア・NPO活動について＞

問35 あなたは、現在又はこれまでに地域での活動 (地域で活動するボランティア・NPO活動を含む) に担い手 (お手伝い含む) として参加したことがありますか。

(〇は1つだけ)

N = 909

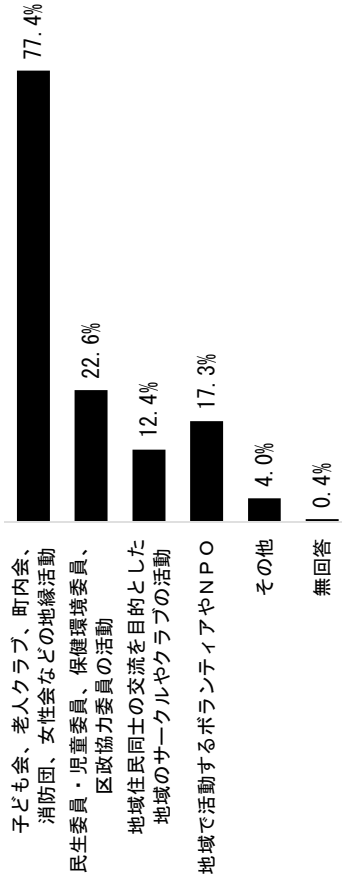


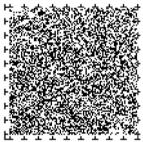
《問35で1と答えた方 (地域での活動に担い手として参加したことがある方) におたずねします。》

問36 あなたが担い手として参加したことがある活動は次のうちどのような活動ですか。

(〇はいくつでも)

N = 226

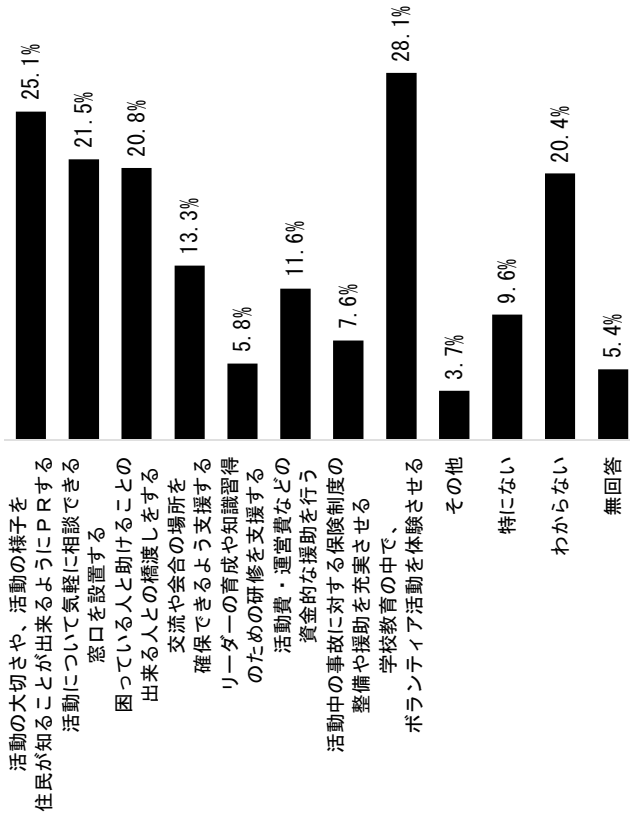




《すべての方におたずねします。》

問37 あなたは、どのような取り組みがあれば地域での活動が一層活発になるとお考えですか。(〇は**いくつでも**)

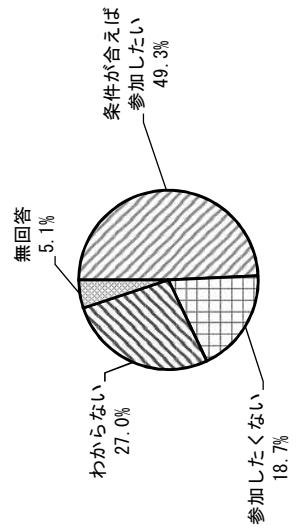
N = 909



《すべての方におたずねします。》

問38 あなたは、地域での活動への参加についてどのようなお考えですか。(〇は**1つだけ**)

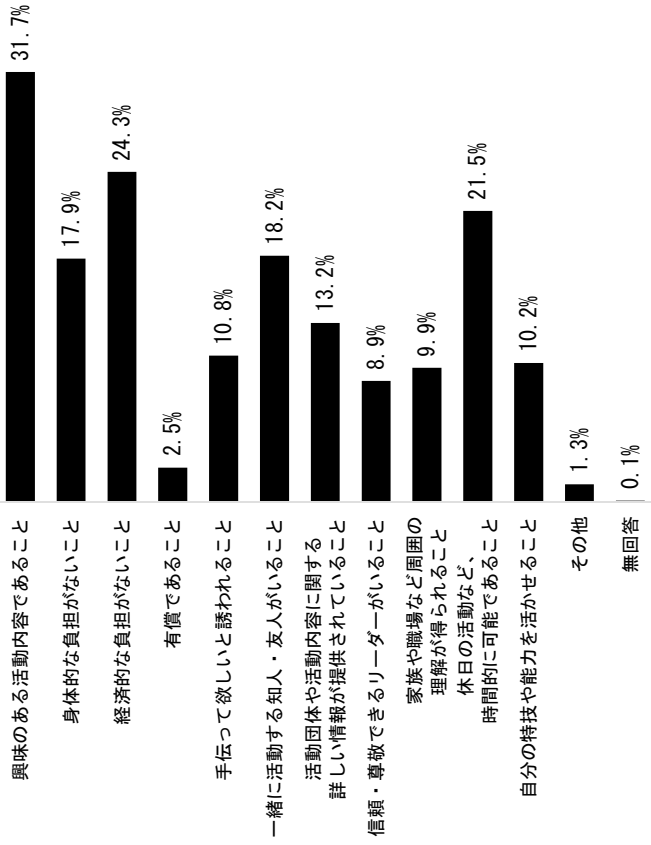
N = 909



《問38で1と答えた方（地域での活動に条件があれば参加したいと思う方）におたずねします。》

問39 あなたは、どのような条件であれば、担い手として地域での活動に参加したいと思いますか。(〇は**いくつでも**)

N = 448



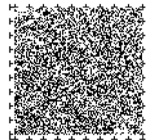
②関係団体等アンケート、③福祉ニーズ調査の結果

1) 送付先種別と調査票種別

送付先種別	調査票種別
団体等アンケート	
地域福祉推進協議会	A
策定懇談会関係団体	B
社会福祉法人	C
NPO法人（非営利活動法人）	C
不明	C
ボランティア団体	D
企業	E
商店街（名商連会員組合）	E
大学	E
福祉ニーズ調査	
いきいき支援センター	F
障害者基幹相談支援センター	F
仕事・暮らし自立サポートセンター	G
子ども関係相談支援機関	H
民生委員児童委員	I

2) 調査結果を読む際の注意点

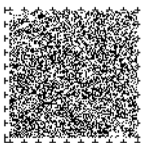
- ・ n は、質問に対する回答なし（不明）を含む集計対象総数で、割合算出の基準です。割合は、n に対する各選択肢の百分率（%）で小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。また、割合の合計が100.0%になるように個々の選択肢の割合を調整しています。
- ・ 複数ページにわたる場合は設問に(1/4)のように何分割されているかを示しています。
- ・ 回答者数が少ないことを考慮し、仕事・暮らし自立サポートセンターの結果は省略しています。



I. 問1 貴団体の活動は、どの範囲の地域住民と関わっていますか。

ボランティア団体では「区内」57.9%と最も高く、次いで策定懇談会関係団体では「名古屋市全体」46.1%、NPO法人では「名古屋市全体」33.4%となっています。

	小学校区内	中学校区内	区内	名古屋市全体	愛知県内	その他	特に関わっていない	回答なし	合計
B	策定懇談会関係団体	2 0.0	0 0.0	6 46.1	3 23.1	1 7.7	1 7.7	0 0.0	13 100.0
	社会福祉法人	14 32.5	9 20.9	3 7.0	3 7.0	1 2.3	2 4.7	0 0.0	43 100.0
C	NPO法人	2 7.4	1 3.7	4 33.4	6 22.2	3 11.1	2 7.4	0 0.0	27 100.0
	不明	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
D	ボランティア団体	3 4.2	2 2.8	41 57.9	4 14.1	5 7.0	3 4.2	3 4.2	71 100.0
	企業	3 11.5	0 0.0	3 26.9	7 42.4	2 7.7	0 0.0	0 0.0	26 100.0
E	商店街	10 31.1	7 21.9	5 15.6	1 3.1	2 6.3	3 9.4	2 6.3	32 100.0
	大学	0 0.0	1 6.7	3 20.0	4 33.2	5 6.7	1 6.7	0 0.0	15 100.0
	合計	34 14.9	20 8.8	67 29.4	41 18.0	15 6.6	12 5.3	5 2.2	228 100.0



I. 問3 地域において様々な団体や企業等が福祉に関わっていますが、貴団体では、どのような団体や企業等と協力して事業を実施したり、情報交換を行うことが必要と考
えていますか。(1/4)

策定懇談会関係団体では「小中学校・高等学校」92.3%と最も高く、次いでNPO法人
人では「NPO」「社会福祉法人」「医療機関」70.4%、商店街では「町内会・自治会」
68.8%となっています。

	各学区の地域福祉推進協議会	区政協力委員会	民生委員・児童委員協議会	保健環境委員会	女性会	老人クラブ	子ども会	消防団	町内会・自治会
B	策定懇談会関係団体	8 7 10 4 3 3 3 5 6 8	61.5 53.8 76.9 30.8 23.1 23.1 38.5 46.2 61.5	17 20 28 5 9 7 14 12 24	39.5 46.5 65.1 11.6 20.9 16.3 32.6 27.9 55.8	11 4 9 3 1 5 3 4 7	40.7 14.8 33.3 11.1 3.7 18.5 11.1 14.8 25.9	0 1 1 0 0 1 1 1 1	0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 100.0 100.0 100.0 100.0
	社会福祉法人	17 20 28 5 9 7 14 12 24	39.5 46.5 65.1 11.6 20.9 16.3 32.6 27.9 55.8	11 4 9 3 1 5 3 4 7	40.7 14.8 33.3 11.1 3.7 18.5 11.1 14.8 25.9	0 1 1 0 0 1 1 1 1	0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 100.0 100.0 100.0 100.0	38 10 25 5 8 9 12 4 16	53.5 14.1 35.2 7.0 11.3 12.7 16.9 5.6 22.5
C	NPO法人	11 4 9 3 1 5 3 4 7	40.7 14.8 33.3 11.1 3.7 18.5 11.1 14.8 25.9	0 1 1 0 0 1 1 1 1	0.0 100.0 100.0 0.0 0.0 100.0 100.0 100.0 100.0	26.9 11.5 7.7 0 0 3.8 0 11.5 30.8	12 21 9 6 6 3 7 13 22	37.5 65.6 28.1 18.8 18.8 9.4 21.9 40.6 68.8	5 6 4 2 2 2 2 4 6
D	ボランティア団体	12 21 9 6 6 3 7 13 22	37.5 65.6 28.1 18.8 18.8 9.4 21.9 40.6 68.8	5 6 4 2 2 2 2 4 6	33.3 40.0 26.7 13.3 13.3 13.3 13.3 26.7 40.0	98 72 88 25 29 31 44 47 92	43.0 31.6 38.6 11.0 12.7 13.6 19.3 20.6 40.4		
E	企業	98 72 88 25 29 31 44 47 92	43.0 31.6 38.6 11.0 12.7 13.6 19.3 20.6 40.4						
	商店街								
	大学								
	合計								

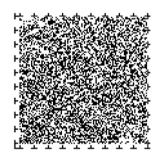
I. 問2 貴団体の問1で回答した地域住民との関わり方は、どのようなものですか。

大学では「地域住民を対象とした行事を開催している」「地域での行事等に参加している」7
71.4%と最も高く、次いで商店街では「地域住民を対象とした行事を開催している」7
0.4%、策定懇談会関係団体では「本来業務そのものが地域住民を対象としている」50.
0%となっています。

	本来業務そのものが地域住民を対 象としている	本来業務の一部が地域住民を対象 としている	地域住民を対象とした行事を開催 している	地域での行事等に参加している	地域住民が行う活動に対し、場所、 資金又は物資等の支援をしている	その他	回答なし	回答者数
B	策定懇談会関係団体	6 2 4 4 3 3 1 3 12	50.0 16.7 33.3 33.3 25.0 8.3 25.0 100.0	11 6 14 15 8 2 13 41	26.8 14.6 34.1 36.6 19.5 4.9 31.7 100.0	10 4 7 9 3 0 7 25	40.0 16.0 28.0 36.0 12.0 0.0 28.0 100.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 100.0
C	社会福祉法人	11 6 14 15 8 2 13 41	26.8 14.6 34.1 36.6 19.5 4.9 31.7 100.0	10 4 7 9 3 0 7 25	40.0 16.0 28.0 36.0 12.0 0.0 28.0 100.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 100.0	27 4 21 22 2 8 9 65	41.5 6.2 32.3 33.8 3.1 12.3 13.8 100.0
D	NPO法人	10 4 7 9 3 0 7 25	40.0 16.0 28.0 36.0 12.0 0.0 28.0 100.0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 100.0 100.0	23.1 19.2 7.7 26.9 30.8 19.2 15.4 100.0	13 8 19 15 7 3 1 27	48.1 29.6 70.4 55.6 25.9 11.1 3.7 100.0	
E	ボランティア団体	27 4 21 22 2 8 9 65	41.5 6.2 32.3 33.8 3.1 12.3 13.8 100.0	6 5 2 7 8 5 4 26	23.1 19.2 7.7 26.9 30.8 19.2 15.4 100.0	13 8 19 15 7 3 1 27	48.1 29.6 70.4 55.6 25.9 11.1 3.7 100.0	
	企業	6 5 2 7 8 5 4 26	23.1 19.2 7.7 26.9 30.8 19.2 15.4 100.0	13 8 19 15 7 3 1 27	48.1 29.6 70.4 55.6 25.9 11.1 3.7 100.0	3 5 10 5 2 0 14	21.4 35.7 71.4 71.4 35.7 14.3 0.0 100.0	
	商店街	27 4 21 22 2 8 9 65	41.5 6.2 32.3 33.8 3.1 12.3 13.8 100.0					
	大学							
	合計							

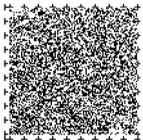
I. 問3 地域において様々な団体や企業等が福祉に関わっていますが、貴団体では、どのような団体や企業等と協力して事業を実施したり、情報交換を行うことが必要と考
えていますか。(2/4)

	ボランティアグループ	NPO	社会福祉法人	介護施設サービスや障害者総合支援法に 基づくサービスなどに関わる民間業者	医療機関	商店街	地元企業	生活協同組合(生協)	スーパーマーケット・コンビニ
B	策定懇談会関係団体	6	8	11	8	9	7	4	4
		46.2	61.5	84.6	61.5	69.2	53.8	30.8	30.8
	社会福祉法人	12	9	29	15	25	8	10	2
C		27.9	20.9	67.4	34.9	58.1	18.6	23.3	4.7
	NPO法人	12	19	19	17	19	7	8	1
		44.4	70.4	70.4	63.0	70.4	25.9	29.6	3.7
D	不明	1	0	1	1	1	1	0	1
		100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
	ボランティア団体	40	7	27	9	5	7	10	4
E	企業	56.3	9.9	38.0	12.7	7.0	9.9	14.1	5.6
		7	10	10	5	6	7	13	2
	商店街	26.9	38.5	38.5	19.2	23.1	26.9	50.0	7.7
E	大学	6	9	5	4	6	19	13	0
		18.8	28.1	15.6	12.5	18.8	59.4	40.6	0.0
	大学	4	2	3	2	6	4	7	2
合計		26.7	13.3	20.0	13.3	40.0	26.7	46.7	13.3
		88	64	105	61	77	60	69	15
	合計	38.6	28.1	46.1	26.8	33.8	26.3	30.3	6.6



I. 問3 地域において様々な団体や企業等が福祉に関わっていますが、貴団体では、
どのような団体や企業等と協力して事業を実施したり、情報交換を行うことが必要と考
えていますか。(3/4)

	喫茶店	新聞販売店	趣味の活動を行うグループ(スポーツ、 文化、歴史、まちづくりなど)	大学・専門学校	小中学校・高等学校	保育園・幼稚園	P T A	郵便局	銀行
B	策定懇談会関係団体	2	4	4	11	12	7	2	2
		15.4	15.4	30.8	84.6	92.3	53.8	15.4	15.4
	社会福祉法人	3	2	8	16	25	22	5	5
C		7.0	4.7	18.6	37.2	58.1	51.2	11.6	4.7
	NPO法人	2	0	6	10	4	5	0	0
		7.4	0.0	22.2	37.0	14.8	18.5	0.0	7.4
D	不明	0	0	1	1	1	1	0	0
		0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
	ボランティア団体	6	4	17	8	18	15	7	2
E	企業	8.5	5.6	23.9	11.3	25.4	21.1	9.9	2.8
		0	1	0	6	6	1	1	0
	商店街	0	3.8	0.0	23.1	23.1	3.8	3.8	0.0
E	大学	5	6	4	12	13	8	3	5
		15.6	18.8	12.5	37.5	40.6	25.0	9.4	15.6
	大学	2	1	3	7	9	7	1	1
合計		13.3	6.7	20.0	46.7	60.0	46.7	6.7	13.3
		20	16	43	71	88	66	19	15
	合計	8.8	7.0	18.9	31.1	38.6	28.9	8.3	6.6



I. 問4 地域住民や地域の各種団体との関わりを特に意識して活動しておられますか。

企業では「意識している」69.3%と最も高く、次いで大学では「意識している」66.7%、策定懇談会関係団体では「強く意識している」61.5%となっています。

	強く意識している	意識している	あまり意識していない	全く意識していない	回答なし	合計
B	8	4	1	0	0	13
	61.5	30.8	7.7	0.0	0.0	100.0
	10	24	8	0	1	43
	23.3	55.8	18.6	0.0	2.3	100.0
C	8	13	5	0	1	27
	29.6	48.2	18.5	0.0	3.7	100.0
	0	1	0	0	0	1
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
D	17	31	18	2	3	71
	23.9	43.7	25.4	2.8	4.2	100.0
	3	18	5	0	0	26
	11.5	69.3	19.2	0.0	0.0	100.0
E	7	18	6	0	1	32
	21.9	56.2	18.8	0.0	3.1	100.0
	2	10	3	0	0	15
	13.3	66.7	20.0	0.0	0.0	100.0
	55	119	46	2	6	228
	24.1	52.2	20.2	0.9	2.6	100.0

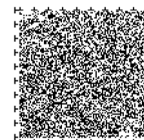
I. 問3 地域において様々な団体や企業等が福祉に関わっていますが、貴団体では、どのような団体や企業等と協力して事業を実施したり、情報交換を行うことが必要と考えていますか。(4/4)

	その他	回答なし	回答者数
B	2	0	13
	15.4	0.0	100.0
	0	1	43
	0.0	2.3	100.0
C	1	1	27
	3.7	3.7	100.0
	0	0	1
	0.0	0.0	100.0
D	4	4	71
	5.6	5.6	100.0
	1	1	26
	3.8	3.8	100.0
E	1	1	32
	3.1	3.1	100.0
	0	1	15
	0.0	6.7	100.0
	9	9	228
	3.9	3.9	100.0

I. 問4-2 貴法人では、地域との関わりについて、どのようにお考えですか。

商店街では「地域で催される祭りなどの行事に参加する等、地域との関わりをつくっていききたい」75.0%と最も高く、次いでNPO法人では「地域で催される祭りなどの行事に参加する等、地域との関わりをつくっていききたい」66.7%、大学では「地域で催される祭りなどの行事に参加する等、地域との関わりをつくっていききたい」60.0%となっています。

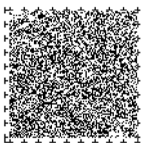
	地域で催される祭りなどの行事に参加する等、地域との関わりをつくっていききたい	例えば、配達の際に見守りを行うなど、日頃の本来業務に付随して貢献できることがあれば、協力をしていきたい	地域住民が行う福祉的な活動に、必要な場所や物を提供していきたい	地域住民が行う福祉的な活動に、資金面で支援を行いたい	地域住民が行う福祉的な活動に、職員(学生)も一緒に参加させたい	特に考えていない	その他	回答なし	回答者数
社会福祉法人	27	8	18	1	18	3	3	1	43
C	62.8	18.6	41.9	2.3	41.9	7.0	7.0	2.3	100.0
NPO法人	18	5	5	1	12	1	1	0	27
	66.7	18.5	18.5	3.7	44.4	3.7	3.7	0.0	100.0
不明	1	0	0	0	1	0	0	0	1
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
企業	10	8	8	5	3	1	0	0	26
	38.5	30.8	30.8	19.2	11.5	3.8	0.0	0.0	100.0
E	24	9	9	3	4	3	1	1	32
	75.0	28.1	28.1	9.4	12.5	9.4	3.1	3.1	100.0
大学	9	4	4	0	6	0	0	0	15
	60.0	26.7	26.7	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	89	34	44	10	44	8	5	2	144
	61.8	23.6	30.6	6.9	30.6	5.6	3.5	1.4	100.0



I. 問4-3 貴法人が地域活動や社会貢献活動などを行う上で、どのような支援があればよいと思えますか。

大学では「支援を必要としている地域や内容の情報提供」73.3%と最も高く、次いで社会福祉法人では「支援を必要としている地域や内容の情報提供」72.1%、社会福祉法人では「支援を必要としている地域や内容の情報提供」57.7%となっています。

	活動をを行っている法人同士の情報交換会の開催や事例集等の作成	地域福祉全般のニーズや国の動向等がわかる研修会等の開催	支援を必要としている地域や内容の情報提供	支援を必要としている地域と支援をしたい法人のマッチングを促す相談窓口	活動を行った法人の成果のPRにかかる支援(場の提供など)	その他	回答なし	回答者数
社会福祉法人	16	9	31	8	5	2	4	43
	37.2	20.9	72.1	18.6	11.6	4.7	9.3	100.0
C	12	8	12	10	7	2	1	27
	44.4	29.6	44.4	37.0	25.9	7.4	3.7	100.0
不明	0	0	1	0	0	0	0	1
	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
企業	8	3	15	7	5	1	1	26
	30.8	11.5	57.7	26.9	19.2	3.8	3.8	100.0
E	9	4	18	6	7	0	2	32
	28.1	12.5	56.3	18.8	21.9	0	6.3	100.0
大学	4	2	11	3	5	0	0	15
	26.7	13.3	73.3	20.0	33.3	0.0	0.0	100.0
合計	49	26	88	34	29	5	8	144
	34.0	18.1	61.1	23.6	20.1	3.5	5.6	100.0



I. 問5 今後の福祉活動は、住民同士の助け合い、支え合いなど住民の意識の啓発や向上が求められます。貴法人ではそのための新たな活動について、どのようにお考えですか。

社会福祉法人では「支課題に対応した活動を自ら実施したい」53.8%と最も高く、次いで策定懇談会関係団体では「新たな活動が必要であると思うが、現在の活動で手一杯であり実施は難しい」48.8%、NPO法人では「新たな活動の財源が確保されれば実施したい」26.0%となっています。

	課題に対応した活動を自ら実施したい	他団体の取り組みを期待し、側面的に連携していきたい	新たな活動の財源が確保されれば実施したい	新たな活動が必要であると思うが、現在の活動で手一杯であり実施は難しい	新たな活動の必要性を感じない	新たな活動として十分実施しており、新たな活動の必要性を感じない	その他	回答なし	合計
B 策定懇談会関係団体	7	1	1	2	0	0	2	0	13
	53.8	7.7	7.7	15.4	0.0	0.0	15.4	0.0	100.0
社会福祉法人	7	4	7	21	2	1	1	1	43
	16.3	9.3	16.3	48.8	4.7	2.3	2.3	2.3	100.0
C NPO法人	5	5	7	7	1	1	1	1	27
	18.5	18.5	26.0	25.9	3.7	3.7	3.7	3.7	100.0
不明	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	36	18	22	57	11	6	5	5	155
	23.2	11.6	14.2	36.8	7.1	3.9	3.2	3.2	100.0

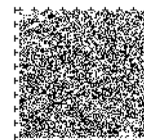
I. 問6 貴団体が地域で活動をする時にどのような障害や問題点がありますか。(1/2)

社会福祉法人では「活動の担い手や運営スタッフ不足」86.0%と最も高く、次いで地域福祉推進協議会では「活動の担い手や運営スタッフ不足」67.3%、NPO法人では「活動の担い手や運営スタッフ不足」66.7%となっています。

	活動場所の確保	活動資金の調達	活動の担い手や運営スタッフ不足	活動の担い手や運営スタッフの固定化	活動の担い手や運営スタッフの活発化	活動のマンネリ化	相談先がない、もしくは分からない	活動に対する地域住民の理解不足	構成団体間の連携が不十分
A 地域福祉推進協議会	9	28	138	115	20	55	1	55	16
	4.4	13.7	67.3	56.1	9.8	26.8	0.5	26.8	7.8
B 策定懇談会関係団体	3	6	5	2	2	2	0	1	4
	23.1	46.2	38.5	15.4	15.4	15.4	0.0	7.7	30.8
社会福祉法人	8	13	37	6	3	6	1	5	3
	18.6	30.2	86.0	14.0	7.0	14.0	2.3	11.6	7.0
C NPO法人	3	15	18	5	1	0	2	5	5
	11.1	55.6	66.7	18.5	3.7	0.0	7.4	18.5	18.5
不明	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
D ボランティア団体	15	18	43	21	7	16	3	8	6
	21.1	25.4	60.6	29.6	9.9	22.5	4.2	11.3	8.5
合計	38	80	242	149	34	79	7	74	34
	10.6	22.2	67.2	41.4	9.4	21.9	1.9	20.6	9.4

I. 問6 貴団体が地域で活動をする時にどのような障害や問題点がありますか。(2/2)

	が構成員以外の関係団体との連携が不十分	報の発信が不十分	地域で活動する機会を得るのが難しい	その他	回答なし	回答者数
A 地域福祉推進協議会	19 9.3	50 24.4	7 3.4	11 5.4	11 5.4	205 100.0
B 策定懇談会関係団体	1 7.7	4 30.8	2 15.4	1 7.7	2 15.4	13 100.0
社会福祉法人	2 4.7	9 20.9	4 9.3	1 2.3	0 0.0	43 100.0
C NPO法人	3 11.1	4 14.8	1 3.7	0 0.0	0 0.0	27 100.0
不明	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
D ボランティア団体	6 8.5	17 23.9	6 8.5	8 11.3	4 5.6	71 100.0
合計	31 8.6	84 23.3	20 5.6	21 5.8	17 4.7	360 100.0



I. 問7 団体独自で、災害時ににおける地域の安全や安心などについて、何か実施していることがありますか。

地域福祉推進協議会では「推進協としての活動計画はないが、区政協力委員会や民生委員協議会、自主防災組織などでそれぞれ救助活動をする事になっている※4」69.8%と最も高く、次いでNPO法人では「推進協活動の担い手や見守り対象者の安否を確認することになっている※1 ※2」「推進協活動を継続させるための計画やマニュアルを作成して、災害時に備えている※3」40.7%、社会福祉法人では「推進協活動の担い手や見守り対象者の安否を確認することになっている※1 ※2」「推進協活動を継続させるための計画やマニュアルを作成して、災害時に備えている※3」39.9%となっています。

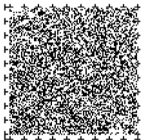
	推進協活動の担い手や見守り対象者の安否を確認することになっている※1 ※2	「助け合いの仕組みづくり」の取り組みに協力している	地域に提供可能な物資や場所の用意がある	推進協活動を継続させるための計画やマニュアルを作成して、災害時に備えている※3	推進協としての活動計画はないが、区政協力委員会や民生委員協議会、自主防災組織などでそれぞれ救助活動をする事になっている※4	今後、どのような活動をしていくか検討していきたい	特になし	回答なし	回答者数
A 地域福祉推進協議会	53 25.9	41 20.0	61 29.8	14 6.8	143 69.8	47 22.9	16 7.8	8 3.9	205 100.0
B 策定懇談会関係団体	5 38.5	1 7.7	3 23.1	4 30.8	4	4 30.8	3 23.1	0 0.0	13 100.0
社会福祉法人	17 39.5	4 9.3	15 34.9	17 39.5	17	12 27.9	2 4.7	0 0.0	43 100.0
C NPO法人	11 40.7	0 0.0	1 3.7	11 40.7	11	8 29.6	4 14.8	0 0.0	27 100.0
不明	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
D ボランティア団体	8 11.3	2 2.8	4 5.6	5 7.0	5	21 29.6	37 52.1	2 2.8	71 100.0
合計	94 26.1	48 13.3	84 23.3	51 14.2	143 39.7	93 25.8	62 17.2	10 2.8	360 100.0

※1：B、Dの項目 団体活動の利用者や職員等関係者の安否を確認することになっている

※2：Cの項目 法人活動の利用者や職員など関係者の安否を確認することになっている

※3：B、Dの項目 団体活動を継続させるための計画やマニュアルを作成して、災害時に備えている

※4：Aのみの項目



I. 問8 地域において社会的孤立を防止するために特に何が必要だと思われませんか。(2/2)

I. 問8 地域において社会的孤立を防止するために特に何が必要だと思われませんか。(1/2)

民生委員児童委員では「閉じこもりがちな人や孤立しがちな人(世帯)の情報の把握」70.6%と最も高く、次いで策定懇談会関係団体では「地域住民だけでは対応が困難な事案について、直接訪問するなどの支援を行う専門職による支援」61.5%、地域福祉推進協議会では「ふれあい・いきいきサロンなど、住民同士の交流を促進する活動※1」60.0%となっています。

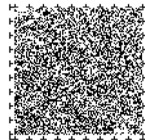
	地域住民の理解・関心を高めるための活動	(世帯)の情報の把握	ふれあい・いきいきサロンなど、住民同士の交流を促進する活動※1	地域住民による日常的な見守り、助け合い活動	地域で見守りや助け合い活動を行う地域住民と区役所や専門機関との連携※2	地域でボランティア活動を行う地域住民との連携	身近に相談できる相談場所の設置、周知※3	専門職に直接訪問するなど、支援を行う地域住民だけでは対応が困難な事案による支援	地域の課題や支援が必要な世帯への対応策を話し合う場※4	その他	回答なし	回答者数
A	地域福祉推進協議会	83	114	123	119	84	46	69	31	8	3	205
B	策定懇談会関係団体	40.5	55.6	60.0	58.0	41.0	22.4	33.7	15.1	3.9	1.5	100.0
C	社会福祉法人	6	7	7	7	7	2	8		2	1	13
D	NPO法人	46.2	53.8	53.8	53.8	53.8	15.4	61.5		15.4	7.7	100.0
I	民生委員児童委員	9	21	18	18	14	16	20		1	0	43
	不明	20.9	48.8	41.9	41.9	32.6	37.2	46.5		2.3	0.0	100.0
	ボランティア団体	8	14	9	10	12	13	10		0.0	0.0	100.0
	民生委員児童委員	29.6	51.9	33.3	37.0	44.4	48.1	37.0		0.0	0.0	100.0
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		23	14	595
		22	34	30	29	24	24	16		3.9	2.4	100.0
		31.0	47.9	42.3	40.8	33.8	33.8	22.5				
		65	166	114	133	147	82	142				
		27.7	70.6	48.5	56.6	62.6	34.9	60.4				
		194	357	302	316	288	117	183				
		32.6	60.0	50.8	53.1	48.4	30.8	44.5				

※1：B、C、D、Iの項目 サロンなどの地域住民の交流を促進する活動
 ※2：B、C、D、Iの項目 地域で見守り、助け合い活動などを行う地域住民と区役所や専門機関との連携
 ※3：B、C、D、Iの項目 地域で身近に相談できる相談場所の設置
 ※4：Aのみの項目

I. 問9 社会的孤立を防止するために、貴団体が見守り活動などの取り組みを行うと
したら、特にどのような障害や問題点があると思われませんか。(1/2)

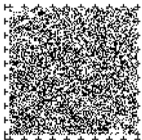
民生委員児童委員では「個人情報保護に関する意識の高まりにより、対象者の把握が難しい」80.0%と最も高く、次いで社会福祉法人では「見守り活動を行う団体の人員が不足している」72.1%、地域福祉推進協議会では「個人情報保護に関する意識の高まりにより、対象者の把握が難しい」68.3%となっています。

	見守り活動を行う団体の人員が不足している	個人情報保護に関する意識の高まりにより、対象者の把握が難しい	関係者の個人情報の共有が難しい	個人情報を適切に管理することが難しい	地域のつながりが薄れたことにより、対象者の把握が難しい	見守りを拒否する人への対応	オートロックのマンションなどセキュリティにより見守り活動が難しい	地域住民とその活動を支援する専門職との連携が不十分	見守り活動で応答がないなど異常を察した場合にどうしたらよいかかわからないなど困ったときに相談できる相談窓口や、活動を支援する専門職が不足している	
A	85 41.5	140 68.3	86 42.0	55 26.8	116 56.6	87 42.4	104 50.7	18 8.8	26 12.7	地域福祉推進協議会
B	6 46.2	5 38.5	3 23.1	2 15.4	2 15.4	3 23.1	1 7.7	2 15.4	0 0.0	策定懇談会関係団体
	31 72.1	16 37.2	10 23.3	10 23.3	15 34.9	15 34.9	8 18.6	10 23.3	6 14.0	社会福祉法人
C	17 63.0	10 37.0	6 22.2	6 22.2	6 22.2	6 22.2	5 18.5	6 22.2	5 18.5	NPO法人
	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	不明
D	30 42.3	33 46.5	17 23.9	15 21.1	29 40.8	11 15.5	5 7.0	12 16.9	9 12.7	ボランティア団体
	76 32.3	188 80.0	124 52.8	48 20.4	159 67.7	137 58.3	118 50.2	44 18.7	59 25.1	民生委員 児童委員
	245 41.2	392 65.9	247 41.5	136 22.9	328 55.1	259 43.5	241 40.5	93 15.6	105 17.6	合計



I. 問9 社会的孤立を防止するために、貴団体が見守り活動などの取り組みを行うと
したら、特にどのような障害や問題点があると思われませんか。(2/2)

	その他	回答なし	回答者数
A	13 6.3	1 0.5	205 100.0
B	4 30.8	2 15.4	13 100.0
	2 4.7	0 0.0	43 100.0
C	2 7.4	1 3.7	27 100.0
	0 0.0	0 0.0	1 100.0
D	10 14.1	5 7.0	71 100.0
I	6 2.6	5 2.1	235 100.0
	37 6.2	14 2.4	595 100.0



I-2 問2 最近は、地域において様々な団体や企業などが福祉に関わっていますが、貴推進協では、どのような団体や企業との協力、情報交換が必要と考えていますか。(〇はいくつでも)

「町内会・自治会」(86.3%)が最も高く、次いで「老人クラブ」(54.1%)、「各学区の地域福祉推進協議会」(50.2%)となっています。

	各学区の地域福祉推進協議会	保健環境委員会	女性会	老人クラブ	子ども会	消防団	町内会・自治会	ボランティアグループ	NPO	社会福祉法人
A	103 50.2	101 49.3	80 39.0	111 54.1	71 34.6	99 48.3	177 86.3	42 20.5	10 4.9	51 24.9

I-2. 今後の取り組みについて、お尋ねします
問1 貴推進協にとって事業を実施する担い手(スタッフ)の確保が重要だと思われませんが、どのように対応をお考えですか。(〇はいくつでも)

「推進協の構成団体の会員から新たな担い手を募る(募っている)」(57.6%)が最も高く、次いで「事業に合わせて、協力者を募集する(募集している)」(42.0%)、「推進協の構成員に個人ボランティアやボランティアグループを入れる(入っている)」(31.7%)となっています。

	推進協の構成団体の会員から新たな担い手を募る(募っている)	事業に合わせて、協力者を募集する(募集している)	ボランティアグループやNPO、福祉施設などと協力して事業を実施する(実施している)	事業を実施する上で、現在の担い手で十分である	その他	回答なし	回答者数
A	118 57.6	86 42.0	23 11.2	19 9.3	20 9.8	4 2.0	205 100.0

	介護保険サービスや障害者総合支援法に基づくサービスなどに関わる民間業者	医療機関	商店街	地元企業	生活協同組合(生協)	スーパーマーケット・コンビニ	喫茶店	新聞販売店	趣味の活動を行うグループ(スポーツ、娯楽文化、歴史、まちづくりなど)	大学・専門学校
A	30 14.6	45 22.0	11 5.4	37 18.0	11 5.4	23 11.2	17 8.3	77 37.6	40 19.5	19 9.3

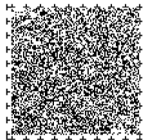
	小中学校・高等学校	保育園・幼稚園	P T A	郵便局	銀行	その他	回答なし	回答者数
A	79 38.5	48 23.4	65 31.7	22 10.7	9 4.4	10 4.9	2 1.0	205 100.0

I-2 問3 推進協の事業に限らず、住民の参加による地域での取り組みとして、どのような活動が重要と思われるか。(〇はいくつでも)

「閉じこもりがちが高齢者のための、ふれあいいきいきサロン活動」(69.3%)が最も高く、次いで「子育て世代のための子育てサロン活動」(68.3%)、「地域で孤立する人びとを見守る、ふれあいネットワーク活動」(55.1%)となっています。

	日常生活のちよつとした困り事の支援	96
	地域の新しい担い手を育てるボランティアの養成	97
	高齢者・親・子などの理解を深める世代間の交流活動	82
	外国人などとの共生の問題(文化の違いやコミュニケーションの難しさなど)に対する理解を深めるための活動	62
	傷病などによる臨時的な援助が必要な世帯への緊急時の援助活動	26
	子どもたちに福祉の理解を深め、福祉の心を育てる活動	65
	子育て世代のための子育てサロン活動	140
	障がい者・者と地域住民の理解を深める交流活動	60
	閉じこもりがちが高齢者のための、ふれあいいきいきサロン活動	142
	地域で孤立する人びとを見守る、ふれあいネットワーク活動	113
A	地域福祉推進協議会	55.1
		69.3
		29.3
		68.3
		31.7
		12.7
		30.2
		40.0
		47.3
		46.8

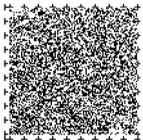
	回答者数	205
	回答なし	2
	その他	10
	移動販売などの買い物支援活動	32
	子どもを中心に地域のつながりをつくる子ども食堂活動	35
	身近な地域で困り事などの相談を受け止める窓口の設置	68
	住民同士や住民と専門機関などが話し合える場づくり	28
	防災活動や災害時の要配慮者への支援活動	90
		43.9
		13.7
		33.2
		17.1
		15.6
		4.9
		1.0
		100.0



II. 問1 現在、貴推進協の活動地域で問題になっていると思うことは何ですか。(1/2)

地域福祉推進協議会では「住民同士の助け合い意識の低下」62.9%と最も高く、次いで企業では「災害時に備えた対応や防災対策」53.8%、民生委員児童委員では「住民同士の助け合い意識の低下」53.6%となっています。

	住民同士の交流する機会の減少	111	129	24	76	24	58	33	31	28
A	地域福祉推進協議会	54.1	62.9	11.7	37.1	11.7	28.3	16.1	15.1	13.7
	社会福祉法人	15	7	1	6	1	15	3	7	2
	NPO法人	34.9	16.3	2.3	14.0	2.3	34.9	7.0	16.3	4.7
C	不明	10	7	4	7	1	7	1	8	5
	ボランティア団体	37.0	25.9	14.8	25.9	3.7	25.9	3.7	29.6	18.5
	企業	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	商店街	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
D	企業	29	16	3	16	5	19	4	9	9
	商店街	40.8	22.5	4.2	22.5	7.0	26.8	5.6	12.7	12.7
	大学	7	6	8	14	7	4	1	3	4
E	大学	26.9	23.1	30.8	53.8	26.9	15.4	3.8	11.5	15.4
	民生委員児童委員	16	17	9	12	9	6	1	5	3
	合計	50.0	53.1	28.1	37.5	28.1	18.8	3.1	15.6	9.4
I	合計	0	2	1	7	2	3	1	3	3
		0.0	13.3	6.7	46.7	13.3	20.0	6.7	20.0	20.0
		125	126	12	86	13	60	40	27	21
		53.2	53.6	5.1	36.6	5.5	25.5	17.0	11.5	8.9
		313	310	62	225	62	172	84	93	75
		47.8	47.3	9.5	34.4	9.5	26.3	12.8	14.2	11.5



II. 問2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、活動を中止・縮小していた活動のうち、やめてしまった活動や、再開できていない活動、縮小したままとなっている活動はありますか。

企業では「ない」73.1%と最も高く、次いでNPO法人では「ない」59.3%、商店街では「ない」56.2%となっています。

	ある	わからない	回答なし	合計	
A 地域福祉推進協議会	75 36.6	115 56.1	13 6.3	2 1.0	205 100.0
社会福祉法人	22 51.2	17 39.5	4 9.3	0 0.0	43 100.0
C NPO法人	6 22.2	16 59.3	3 11.1	2 7.4	27 100.0
不明	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
D ボランティア団体	25 35.2	32 45.1	11 15.5	3 4.2	71 100.0
企業	2 7.7	19 73.1	5 19.2	0 0.0	26 100.0
E 商店街	6 18.8	18 56.2	7 21.9	1 3.1	32 100.0
大学	4 26.7	8 53.3	3 20.0	0 0.0	15 100.0
I 民生委員児童委員	103 43.8	108 45.9	18 7.7	6 2.6	235 100.0
合計	244 37.3	333 50.8	64 9.8	14 2.1	655 100.0

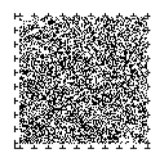
II. 問1 現在、貴推進協の活動地域で問題になっていると思うことは何ですか。(2/2)

	地域での住みやすさの問題(商業施設の減少や放置された空き家の増加など)	外国人などとの共生の問題(文化の違いやコミュニケーションの難しさなど)	その他	特にな	わからない	回答なし	回答者数
A 地域福祉推進協議会	28 13.7	33 16.1	9 4.4	10 4.9	3 1.5	2 1.0	205 100.0
社会福祉法人	5 11.6	5 11.6	1 2.3	5 11.6	6 14.0	1 2.3	43 100.0
C NPO法人	1 3.7	8 29.6	0 0.0	3 11.1	0 0.0	1 3.7	27 100.0
不明	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
D ボランティア団体	7 9.9	11 15.5	2 2.8	9 12.7	13 18.3	3 4.2	71 100.0
企業	4 15.4	4 15.4	0 0.0	3 11.5	3 11.5	0 0.0	26 100.0
E 商店街	11 34.4	4 12.5	1 3.1	3 9.4	3 9.4	0 0.0	32 100.0
大学	0 0.0	5 33.3	0 0.0	1 6.7	3 20.0	1 6.7	15 100.0
I 民生委員児童委員	40 17.0	44 18.7	17 7.2	14 6.0	4 1.7	3 1.3	235 100.0
合計	96 14.7	114 17.4	30 4.6	48 7.3	35 5.3	11 1.7	655 100.0

Ⅱ. 問3 やめてしまった活動や、再開できていない活動、縮小したままとなっている活動は、どのような活動ですか。(1/2)

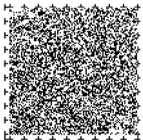
民生委員児童委員では「ふれあい給食サービス」65.0%と最も高く、次いで地域福祉推進協議会では「ふれあい給食サービス」53.3%、企業では「認知症カフェ」「ふれあい・いきいきサロン」50.0%、大学では「子育てサロンなどの子育て支援活動」50.0%となっています。

	福祉・NPO調査員・住民協議会などの地域住民 ニーズ把握活動	広報紙の発行などの広報・啓発活動	ふれあいネットワークなどの見守り活動	ふれあい給食サービス	子ども食堂	認知症カフェ	ふれあい・いきいきサロン	子育てサロンなどの子育て支援活動	地域支えあい事業など日常生活のちよこと した困り事の相談受付や支援
A	地域福祉推進協議会	1 1.3	2 2.7	40 53.3	1 1.3	3 4.0	20 26.7	8 10.7	2 2.7
	社会福祉法人	1 4.5	0 0.0	6 27.3	0 0.0	5 22.7	3 13.6	2 9.1	0 0.0
C	NPO法人	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0
	不明	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0
D	ボランティア団体	1 4.0	3 12.0	2 8.0	0 0.0	3 12.0	3 12.0	2 8.0	2 8.0
	企業	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
E	商店街	1 16.7	0 0.0	2 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	大学	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0
I	民生委員児童委員	6 5.8	2 1.9	4 3.9	4 65.0	5 4.9	22 21.4	17 16.5	6 5.8
	合計	10 4.1	7 2.9	8 48.0	5 2.0	18 7.4	51 20.9	32 13.1	10 4.1



Ⅱ. 問3 やめてしまった活動や、再開できていない活動、縮小したままとなっている活動は、どのような活動ですか。(2/2)

	学校と協力した福祉教育活動	障害者・児と住民との交流活動	ボランティアの育成活動	防災活動や災害時の要配慮者への 支援活動	地域支え合いマップづくりなどの 地域の実態把握活動	専門職との話し合いの場	その他	回答なし	回答者数
A	地域福祉推進協議会	1 18.7	2 1.3	3 4.0	2 2.7	0 0.0	12 16.0	2 2.7	75 100.0
	社会福祉法人	6 27.3	3 13.6	5 22.7	1 4.5	0 0.0	3 13.6	0 0.0	22 100.0
C	NPO法人	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	0 0.0	6 100.0
	不明	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
D	ボランティア団体	0 0.0	5 20.0	10 40.0	2 8.0	1 4.0	7 28.0	2 8.0	25 100.0
	企業	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0
E	商店街	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	0 0.0	6 100.0
	大学	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	4 100.0
I	民生委員児童委員	27 26.2	5 4.9	13 12.6	6 5.8	5 4.9	19 18.4	1 1.0	103 100.0
	合計	47 19.3	15 6.1	31 12.7	13 5.3	8 3.3	47 19.3	5 2.0	244 100.0



II. 問3 その理由を、【理由の選択肢】から近いものを選んでください

商店街では「活動の担い手が減少したから」「中止・縮小している間に、ノウハウが引き継がれなくなってしまうから」33.3%と最も高く、それ以外では「新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる恐れがあるから」最も多くなっています。

	活動の担い手が減少したから	活動の担い手のモチベーションが低下してしまった	活動への参加者が減少したから	中止・縮小している間に、ノウハウが引き継がれなくなってしまうから	縮小の場となる、住民が集まる行事などが、中止・再開していないから	活動の場があるから	新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる恐れがあるから	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から外部団体の受け入れを再開していないから	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、活動費が不足するようになり、活動が困難になったから	その他	無回答	回答者数
A 地域福祉推進協議会	16	11	9	8	7	37	10	1	5	1	75	
	21.3	14.7	12.0	10.7	9.3	49.3	13.3	1.3	6.7	1.3	100.0	
社会福祉法人	4	1	0	2	2	11	8	0	0	1	22	
	11.1	2.8	0.0	5.6	5.6	30.6	22.2	0.0	0.0	2.8	100.0	
C NPO法人	0	0	0	1	0	2	0	0	1	2	6	
	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	16.7	33.3	100.0	
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
D ボランティア団体	6	3	4	6	5	7	7	1	0	0	25	
	24.0	12.0	16.0	24.0	20.0	28.0	28.0	4.0	0.0	0.0	100.0	
企業	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	
	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
E 商店街	2	0	0	2	1	1	0	1	0	0	6	
	33.3	0.0	0.0	33.3	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	100.0	
大学	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	4	
	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
I 民生委員児童委員	26	15	18	12	17	50	11	3	10	13	103	
	25.2	14.6	17.5	11.7	16.5	48.5	10.7	2.9	9.7	12.6	100.0	
合計	56	30	31	33	33	111	36	6	17	19	244	
	23.0	12.3	12.7	13.5	13.5	45.5	14.8	2.5	7.0	7.8	100.0	

II. 問4 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力は、この5年間でどのようになっているか。

商店街では「変わらない」53.1%と最も高く、次いでいきいき支援センターでは「やや高まっている」51.9%、NPO法人では「変わらない」40.8%と高まっています。

	高まっている	やや高まっている	変わらない	やや低下している	わからない	回答なし	回答者数
A 地域福祉推進協議会	6	27	55	51	39	13	15
	2.9	13.2	26.8	24.9	19.0	6.3	7.3
社会福祉法人	1	5	10	9	8	9	1
	2.3	11.6	23.4	20.9	18.6	20.9	2.3
C NPO法人	1	3	11	4	0	6	2
	3.7	11.1	40.8	14.8	0.0	22.2	7.4
不明	0	0	0	0	0	1	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
D ボランティア団体	0	8	15	15	7	20	6
	0.0	11.3	21.1	21.1	9.9	28.1	8.5
企業	0	2	7	6	0	10	1
	0.0	7.7	26.9	23.1	0.0	38.5	3.8
E 商店街	1	6	17	5	2	1	0
	3.1	18.8	53.1	15.6	6.3	3.1	0.0
大学	0	2	4	0	0	9	0
	0.0	13.3	26.7	0.0	0.0	60.0	0.0
いきいき支援センター	2	14	4	4	1	2	0
	7.4	51.9	14.8	14.8	3.7	7.4	0.0
F 障害者基幹相談支援センター	2	3	4	3	2	4	0
	11.1	16.7	22.2	16.7	11.1	22.2	0.0
H 子ども関係相談支援機関	3	23	31	31	14	40	3
	2.1	15.9	21.4	21.4	9.7	27.4	2.1
I 民生委員児童委員	8	33	85	45	42	16	6
	3.4	14.0	36.2	19.1	17.9	6.8	2.6
合計	24	127	243	173	116	131	35
	2.8	15.0	28.7	20.4	13.7	15.4	4.1

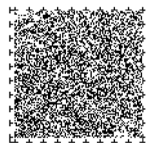
※仕事・暮らし自立サポートセンターの結果は省略しているため、送付先種別ごとの結果の合計は、合計と一致しない。

II. 問5 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、特に何が必要だと思いますか。(1/2)

いきいき支援センターでは「身近に相談できる人や場所の存在」「現役世代が担い手として参加するための取り組み」85.2%と最も高く、次いで地域子育て支援拠点（児童館）地域子育て支援拠点（児童館以外）子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）エリア支援保育所では「身近に相談できる人や場所の存在」77.2%、障害者基幹相談支援センターでは「地域団体やボランティア・NPOとの顔の見える関係づくり」72.2%となっています。

	活動者への研修等の開催	専門機関（専門職）のアドバイス	地域団体やボランティア・NPOとの顔の見える関係の構築	地域団体やボランティア・NPOとの顔の見える関係の構築	身近に相談できる人や場所の存在	高齢者が担い手となるための取り組み	現役世代が担い手として参加するための取り組み	子どもなどが担い手として参加するための取り組み	社会福祉法人や企業等の地域貢献による支援
A 地域福祉推進協議会	27	32	46	70	67	105	61	29	29
社会福祉法人	14	5	6	21	14	9	10	8	10
NPO法人	6	4	6	16	11	8	9	10	8
不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ボランティア団体	21	15	9	23	26	21	20	23	15
企業	10	1	3	5	8	3	6	6	6
商店街	12	4	7	10	16	11	12	9	9
大学	6	0	5	4	4	2	3	4	0
いきいき支援センター	14	11	9	19	23	16	23	22	22
障害者基幹相談支援センター	9	2	2	13	12	5	8	9	10
子ども関係相談支援機関	73	52	48	100	112	68	44	60	56
民生委員児童委員	79	36	54	67	118	83	134	80	33
合計	304	160	181	324	416	294	374	292	198
	35.8	18.9	21.3	38.2	49.1	34.7	44.1	34.4	23.3

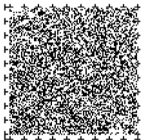
※仕事・暮らし自立サポートセンターの結果は省略しているため、送付先種別ごとの結果の合計値は、合計と一致しない。



II. 問5 地域の困り事を地域住民の課題として、住民同士が協力して問題解決する力を高めるためには、特に何が必要だと思いますか。(2/2)

	住民が話し合う場	地域住民の福祉意識を高めるための啓発活動	ICTツール（スマートフォンなど）の活用	その他	回答なし	回答者数
A 地域福祉推進協議会	27	74	23	9	15	205
社会福祉法人	13.2	36.1	11.2	4.4	7.3	100.0
NPO法人	9	11	5	1	1	43
不明	20.9	25.6	11.6	2.3	2.3	100.0
ボランティア団体	7	7	7	2	2	27
企業	25.9	25.9	25.9	7.4	7.4	100.0
商店街	1	0	0	0	0	1
大学	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
いきいき支援センター	27	24	9	7	6	71
障害者基幹相談支援センター	38.0	33.8	12.7	9.9	8.5	100.0
子ども関係相談支援機関	6	8	4	0	1	26
民生委員児童委員	23.1	30.8	15.4	0.0	3.8	100.0
合計	6	6	4	1	2	32
	18.8	18.8	12.5	3.1	6.3	100.0
	4	5	6	0	0	15
	26.7	33.3	40.0	0.0	0.0	100.0
	14	16	13	2	0	27
	51.9	59.3	48.1	7.4	0.0	100.0
	8	5	6	2	1	18
	44.4	27.8	33.3	11.1	5.6	100.0
	46	33	49	15	2	145
	31.7	22.8	33.8	10.3	1.4	100.0
	73	104	37	15	2	235
	31.1	44.3	15.7	6.4	0.9	100.0
	229	293	164	54	33	848
	27.0	34.6	19.3	6.4	3.9	100.0

※仕事・暮らし自立サポートセンターの結果は省略しているため、送付先種別ごとの結果の合計値は、合計と一致しない。



(高齢・障害) I. 問2 それは、どのような内容のものでしたか。多くあった相談を次から選んでください。

いきいき支援センターでは「経済的に困窮している」が100.0%と最も高く、次いで障害者基幹相談支援センターでは「近隣住民に対する苦情への対応」94.4%、民生委員児童委員では「ゴミ出しや掃除」55.2%となっています。

	外出支援(通院などの送迎を含む)	買い物の手伝い	ゴミ出しや掃除	長時間または(か)頻回の相談などへの対応	家の小修繕や庭の手入れなどの家の管理	ペットの世話やペットのもらい手探し	交流の場(サロンや趣味など)が見つけられ	近隣住民に対する苦情への対応	入院時・入院中の世話
いきいき支援センター	26	22	26	22	21	23	23	24	23
F	96.3	81.5	96.3	81.5	77.8	85.2	85.2	88.9	85.2
障害者基幹相談支援センター	15	10	15	13	8	13	14	17	13
I	83.3	55.6	83.3	72.2	44.4	72.2	77.8	94.4	72.2
民生委員児童委員	56	50	69	40	55	11	25	57	27
	44.8	40.0	55.2	32.0	44.0	8.8	20.0	45.6	21.6
合計	99	83	113	77	87	50	64	100	65
	57.2	48.0	65.3	44.5	50.3	28.9	37.0	57.8	37.6

(高齢・障害) I. 問1. 高齢者や障害者などで日常生活に支障のある人やそのご家族から、介護保険や障害者総合支援法など既存の公的制度やサービスでは対応できない相談を受けたことはありますか。

いきいき支援センターでは「ある」100.0%、障害者基幹相談支援センターでは「ある」100.0%と最も高く、次いで民生委員児童委員では「ある」53.1%となっています。

	ある	ない	回答なし	合計
いきいき支援センター	27	0	0	27
F	100.0	0.0	0.0	100.0
障害者基幹相談支援センター	18	0	0	18
I	100.0	0.0	0.0	100.0
民生委員児童委員	125	108	2	235
	53.1	46.0	0.9	100.0
合計	173	108	2	283
	61.1	38.2	0.7	100.0

※仕事・暮らし自立サポートセンターの結果は省略しているため、送付先種別ごとの結果の合計値は、合計と一致しない。

	探し約などの保証人	いる的に困窮して	探外(日本語へのかわ)	その他	回答なし	回答者数
いきいき支援センター	23	27	17	14	0	27
F	85.2	100.0	63.0	51.9	0.0	100.0
障害者基幹相談支援センター	16	17	11	4	0	18
I	88.9	94.4	61.1	22.2	0.0	100.0
民生委員児童委員	13	34	6	32	0	125
	10.4	27.2	4.8	25.6	0.0	100.0
合計	55	80	37	53	0	173
	31.8	46.2	21.4	30.6	0.0	100.0

※仕事・暮らし自立サポートセンターの結果は省略しているため、送付先種別ごとの結果の合計値は、合計と一致しない。

(子育て) I. 問 1. 高齢者や障害者などで日常生活に支障のある人やそのご家族から、介護保険や障害者総合支援法など既存の公的制度やサービスでは対応できない相談を受けたことはありませんか。

民生委員児童委員では「ない」78.3%、次いで地域子育て支援拠点(児童館)地域子育て支援拠点(児童館以外)子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター)エリア支援保育所では「ある」56.5%となっています。

	ある	ない	回答なし	合計
H 子ども関係相談支援機関	82 56.5	62 42.8	1 0.7	145 100
I 民生委員児童委員	44 18.7	184 78.3	7 3.0	235 100.0
合計	128 33.4	246 64.2	9 2.3	383 100.0

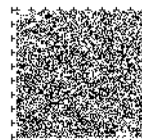
(子育て) I. 問 2. それは、どのような内容のものでしたか。多くあった相談を次から選んでください。

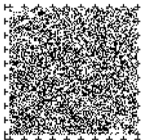
地域子育て支援拠点(児童館)地域子育て支援拠点(児童館以外)子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター)エリア支援保育所では「ある」69.5%、次いで民生委員児童委員では「子どもとの関わり方・しつけについての相談」43.2%となっています。

	子どもとの関わり方・しつけについての相談	保護者同士の交流・仲間づくり	保護者自身の精神状態に関する事	子どもの預け先などへの送迎	急用時やリフレッシュのための一時預かり	先就労中の子どもの預けがないこと	子どもの養育・発達についての相談	経済的に困窮している	子育てを助けてくれる人がいないこと
H 子ども関係相談支援機関	42 51.2	33 40.2	38 46.3	25 30.5	57 69.5	31 37.8	53 64.6	19 23.2	40 48.8
I 民生委員児童委員	19 43.2	17 38.6	11 25.0	9 20.5	6 13.6	5 11.4	18 40.9	2 4.5	5 11.4
合計	61 47.7	50 39.1	50 39.1	34 26.6	63 49.2	36 28.1	71 55.5	22 17.2	45 35.2

	外国人世帯への支援(日本語がわからないなど)	その他	回答なし	回答者数
H 子ども関係相談支援機関	25 30.5	18 22	0 0	82 100
I 民生委員児童委員	6 13.6	12 27.3	0 0.0	44 100.0
合計	32 25.0	30 23.4	0 0.0	128 100.0

※仕事・暮らし自立サポートセンターの結果は省略しているため、送付先種別ごとの結果の合計値は、合計と一致しない。





(子育て) I. 問3 ボランティアや地域の人が子育て世帯を援助する場合、どんな活動が必要だと思いますか。

民生委員児童委員では「集いの場(サロン)」77.9%、次いで地域子育て支援拠点(児童館)地域子育て支援拠点(児童館以外)子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター)エリア支援保育所では「相談・話し相手」77.2%となっています。

	集いの場(サロン)	相談・話し相手	付き添いの外出時の預かり	一時的な子どもの環境づくり	子ども同士が交流できる環境づくり	登下校時の見守り	非行防止ハトロイ	伝承遊びなど高齢者との交流	子どもの遊び相手・スポーツ指導
H 子ども関係相談支援機関	109	112	46	80	69	31	48	43	
	75.2	77.2	31.7	62.1	55.2	47.6	33.1	29.7	
I 民生委員児童委員	183	131	3	90	118	46	78	60	
	77.9	55.7	1.3	38.3	50.2	51.9	33.2	25.5	
合計	293	244	49	181	199	77	126	103	
	76.5	63.7	12.8	47.3	52.0	49.9	32.9	26.9	

	家事援助	家庭活動	その他	回答なし	回答数
H 子ども関係相談支援機関	53	33	8	2	145
	36.6	22.8	5.5	1.4	100
I 民生委員児童委員	15	31	11	7	235
	6.4	13.2	4.7	3.0	100.0
合計	68	65	19	10	383
	17.8	17.0	5.0	2.6	100.0

※仕事・暮らし自立サポートセンターの結果は省略しているため、送付先種別ごとの結果の合計値は、合計と一致しない。

II. 問1 地域との関係づくりのために、日頃の業務の中で実施していることは何ですか。

いきいき支援センターでは「地域の行事等への参加・協力」「民生委員・児童委員、主任児童委員等との連携・協力」100.0%、障害者基幹相談支援センターでは「区社会福祉協議会との連携・協力」100.0%、次いで地域子育て支援拠点(児童館)地域子育て支援拠点(児童館以外)子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター)エリア支援保育所では「民生委員・児童委員、主任児童委員等との連携・協力」81.4%となっています。

	地域福祉活動への参加・協力	地域の行事等への参加・協力	地域住民との協議の場への参加	地域住民等との協働による取組の実施(サロン等)における専門相談の実施等	地域住民等に対しケース会議への参加を依頼する	本人への支援を行う際に地域住民等との連携・協力	区社会福祉協議会との連携・協力	民生委員・児童委員、主任児童委員等との連携・協力
F いきいき支援センター	25	27	25	23	20	20	27	27
	92.6	100.0	92.6	85.2	74.1	100.0	100.0	100.0
H 障害者基幹相談支援センター	13	15	11	5	4	12	12	12
	72.2	83.3	61.1	27.8	22.2	66.7	66.7	66.7
H 子ども関係相談支援機関	62	63	36	69	4	118	118	118
	42.8	43.4	24.8	47.6	2.8	81.4	81.4	81.4
合計	101	105	73	97	28	158	158	158
	32.1	32.6	18.7	35.8	2.1	61.1	61.1	61.1

	他の	回答なし	回答数
F いきいき支援センター	1	0	27
	3.7	0.0	100.0
H 障害者基幹相談支援センター	2	0	18
	11.1	0.0	100.0
H 子ども関係相談支援機関	22	3	145
	15.2	2.1	100.0
合計	26	4	193
	11.4	1.6	75.1

※仕事・暮らし自立サポートセンターの結果は省略しているため、送付先種別ごとの結果の合計値は、合計と一致しない。

地域福祉に関する懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 市及び社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が名古屋市地域福祉計画及び名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画の策定及び進行管理・評価を行うにあたり、有識者、関係機関・団体及び市民等の意見を聴取するため、地域福祉に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、以下のとおりとする。

- (1) 名古屋市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき名古屋市が策定する計画をいう。
- (2) 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画は、市社協が地域福祉の計画的な取組みを進めるために策定する計画をいう。

(構成)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 関係団体から推薦された者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民代表者等

2 懇談会への出席に対し、報償として、原則1回あたり金11,600円を支給する。

(座長)

第4条 懇談会の座長は、構成員の互選により決定する。

2 座長は、懇談会の議事を進行する。

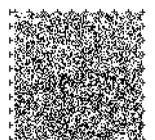
(役割)

第5条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 名古屋市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画の策定に関すること。
- (3) 現行の地域福祉に関する計画の進行管理・評価に関すること。
- (4) その他関係すること。

(会議の公開)

第6条 原則として公開する。ただし、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長及び市社協地域福祉推進部長が必要と認めるときは、非



公開とすることができる。

(作業部会)

第7条 懇談会の座長は、作業部会を開催することができる。

- 2 作業部会は、地域福祉に関する計画に盛り込むべき重要な事項に関する意見を聴取し、その経過及び結果を懇談会に報告する。
- 3 作業部会の構成及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び市社協地域福祉推進部において処理する。

(委任)

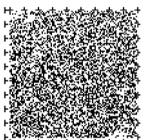
第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。



地域福祉に関する懇談会作業部会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域福祉に関する懇談会（以下「懇談会」という。）開催要綱第7条第3項の規定に基づき、地域福祉に関する懇談会作業部会（以下「作業部会」という。）の構成及び運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 作業部会の委員は、懇談会の委員の中から選出する。

- 2 作業部会には、次条各号の事項に必要となる地域の活動者や各種の専門機関の職員を出席させることができる。
- 3 作業部会への出席に対し、報償として、原則1回あたり金11,600円を支給する。
- 4 作業部会の座長は、委員の互選により決定する。
- 5 座長は、作業部会の議事を進行する。

(役割)

第3条 作業部会は、次の各号に掲げる事項について取り扱う。

- (1) 名古屋市地域福祉計画の策定に係る住民意見聴取及び素案、成案の作成に関すること。
- (2) 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画の策定に係る住民意見聴取及び素案、成案の作成に関すること。
- (3) その他関係すること

(会議の公開)

第4条 原則として公開する。ただし、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長及び名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

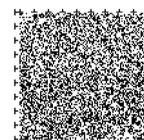
第5条 作業部会の庶務は、名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

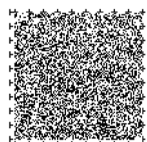
附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。



地域福祉に関する懇談会 委員名簿

	氏名	所属
学識経験者	齊藤 雅茂	日本福祉大学
	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校
地域福祉関係団体	下地 ミサ子	社会福祉法人名古屋市港区社会福祉協議会
	尾藤 宗男	社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会 (令和6年10月まで)
	杉野 友昭	社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会 (令和6年11月から)
地域活動団体	浅井 秀子	名古屋市保健環境委員会 (令和6年10月まで)
	大森 セツ子	名古屋市保健環境委員会 (令和6年11月から)
	伊藤 勇造	名古屋市保護区保護司会連絡協議会
	大畑 領治	名古屋市民生委員児童委員連盟
	中野 幸夫	名古屋市区政協力委員議長協議会 (令和6年10月まで)
	中田 俊夫	名古屋市区政協力委員議長協議会 (令和6年11月から)
社会教育関係団体	杉本久美子	名古屋市地域女性団体連絡協議会
高齢者福祉 関係団体	古川 忠利	名古屋市老人福祉施設協議会
	水谷 弘	名古屋市老人クラブ連合会
障害者福祉 関係団体	荒川 浩平	愛知県精神障がい者福祉協会
	北村 榮章	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会
	橋井 正喜	名古屋市障害者団体連絡会
児童福祉関係団体	長谷川 晃久	名古屋市児童養護連絡協議会
	早川 福生	名古屋市子ども会連合会
	松本 一男	名古屋民間保育園連盟
教育関係団体	秋田有加里	愛知淑徳大学コミュニティコラボレーションセンター
	尾関 利昌	名古屋市立小中学校PTA協議会 (令和6年10月まで)
	大関 朋子	名古屋市立小中学校PTA協議会 (令和6年11月から)
	笹口 真	名古屋市立小中学校長会
保健医療関係団体	伊藤 淳	名古屋市歯科医師会
	日比野正範	名古屋市薬剤師会
	山根 則夫	名古屋市医師会 (令和6年10月まで)
	牧 篤彦	名古屋市医師会 (令和6年11月から)
市民活動関係団体	織田 元樹	特定非営利活動法人 ボラみみより情報局
	栗田 暢之	認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード
	田代 京美	名古屋市ボランティア連絡協議会
	遠山 涼子	特定非営利活動法人 ボランティアネイバーズ
	深谷 潤一	特定非営利活動法人 ICDS



	氏名	所属
企業・商店・組合 等関係団体	加藤 昭夫	愛知県生活協同組合連合会
	小粥 正健	名古屋市商店街振興組合連合会
	助川 真	日本フランチャイズチェーン協会
	鳥居 孝智	名古屋市新聞販売店地域安全協議会
	原 誠司	名古屋市住宅供給公社
	坂東 俊幸	名古屋商工会議所
	舟橋 左門	愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合
市民公募委員	谷 圭子 中村真由子 宮本 隆 森田 優己	

「区分」ごとに各委員のご氏名の五十音順（敬称省略）

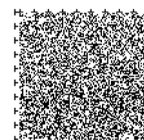
地域福祉に関する懇談会作業部会 委員名簿

	氏名	所属
学識経験者	斉藤 雅茂	日本福祉大学
	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校
市民活動関係団体	織田 元樹	特定非営利活動法人 ボラみみより情報局
	栗田 暢之	認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード
	遠山 涼子	特定非営利活動法人 ボランティアネイバーズ
市民公募委員	谷 圭子 中村真由子 宮本 隆 森田 優己	

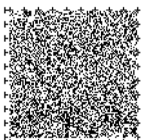
出席を求める関係者

	氏名	所属
	田沢 節子	名古屋市民生委員児童委員連盟
	勅使 忍	名古屋市民生委員児童委員連盟
	湯川 務	豊臣学区地域福祉推進協議会

「区分」ごとに各委員のご氏名の五十音順（敬称省略）



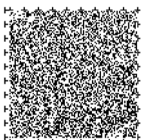
あ	<p>○アウトリーチ P 82 ほか</p> <p>支援につながっていない人や世帯に必要な支援を届けるため、相談に来るのを待つのではなく、地域や家庭等に訪問等を行い、相談や支援につなげる支援のことをいいます。</p> <p>○アクセシビリティ P 56</p> <p>高齢者・障害者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいいます。</p> <p>○意思決定支援 P 90 ほか</p> <p>認知症や障害などで判断能力が不十分な人について、本人らしい生活を実現するため、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人が自ら意思決定をするために必要な支援をすることをいいます。</p> <p>○SDGs P 6</p> <p>世界共通の目標として、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる17の持続可能な開発目標と169のターゲットが設定されており、いずれも令和12年までの達成を目指すものです。</p>
か	<p>○外国人市民等 P 57 ほか</p> <p>57ページをご参照ください。</p> <p>○学区連絡協議会 P 11</p> <p>住民相互の交流を図り、連帯を高めることを目的として、学区内の様々な団体の代表等で構成された協議組織です。小学校区単位（＝学区）に設置され、学区におけるコミュニティ活動の中心的役割を担っています。</p> <p>○区将来ビジョン P 7</p> <p>区を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、めざすべき区の姿を明らかにし、その実現に向けた中長期の取り組みを各区において体系化した計画です。</p> <p>○区政運営方針 P 7</p> <p>区将来ビジョンの方向性に基づき、地域の課題や要望を踏まえて行政サービスや区民生活の向上を図るため、年度ごとに区役所が主体的に取り組む事業をまとめたものです。</p> <p>○区政協力委員 P 11 ほか</p> <p>町内会・自治会単位に選出され、住民と行政とのパイプ役として市長から委嘱されています。行政からの情報を住民に伝達し、住民の市区に対する意見を行政に反映させるための名古屋市独自の制度であり、市内で約5,500名の委員が、安心安全で快適なまちづくりをはじめとした市民活動の推進役としても活動しています。</p>



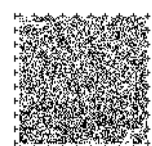
か	<p>○区のあり方基本方針 P 7</p> <p>区の役割の拡充、住民自治の強化を趣旨とする地方自治法の改正や、これまでの区役所改革の取り組みを踏まえつつ、10年後の地域社会をみさえ、「住民に身近な総合行政機関」としての区役所の果たす役割・方向性を示すものです。</p> <p>○権利擁護支援 P 90 ほか</p> <p>認知症や障害などで判断能力が不十分な人がひとりの個人として尊重され、自分らしい生活を実現するために必要な支援を受けることといいます。ひとり暮らしの高齢者の方などの生活や福祉、一身上の問題などの相談を行うため、各区役所・支所に相談員を配置し、訪問活動を行っています。</p> <p>○子ども会 P 11 ほか</p> <p>遊びを中心とした異年齢の子ども同士の集団活動を通じて、子どもの自主性・創造性・協調性を養い、心身の健全な育成を目的とする地域団体です。</p> <p>○子ども食堂 P 54</p> <p>子どもの孤食を防止し、子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する取り組み。地域における「子どもから高齢者まで誰でも集える場」としての役割も期待されています。</p> <p>○コミュニティワーカー P 54 ほか</p> <p>一定の地域社会で生じる地域住民の生活問題を地域社会自らが主体的・組織的・計画的に解決していけるよう、側面的援助を行う人のことをいいます。</p> <p>○合理的配慮 P 56</p> <p>障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が大きすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために、その人に合わせた必要な配慮を行うこと。</p> <p>○孤独・孤立対策推進法 P 6</p> <p>日常生活若しくは社会生活において孤独を感じていたり、社会から孤立していたりすることによって、心身に有害な影響を受けている状態、つまり孤独・孤立の状態にある人の問題が深刻化していることを受け、孤独・孤立の状態となることの予防や、孤独・孤立の状態にある人への支援の取り組みを進めるため、令和6年4月に施行された法律です。</p>
さ	<p>○再犯の防止等の推進に関する法律 P 85</p> <p>再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めたものです。</p> <p>○社会福祉協議会 P 11 ほか</p> <p>(本文中は「社協」と表記している箇所もあります) 11ページを参照ください。</p>



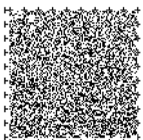
さ	○社会福祉法 P 2 ほか <p>福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための法律です。</p>
	○社会福祉法人 P 11 ほか <p>社会福祉事業を行うことを目的に、社会福祉法に基づき設立された法人です。</p>
	○社会的障壁 P 56 <p>障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。</p>
	○重層的支援体制整備事業 P 28 ほか <p>28ページをご参照ください。</p>
	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 P 84 <p>高齢者などの住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国による基本方針の策定、地方自治体による供給促進計画の作成、要配慮者の入居を受入れる賃貸住宅の登録制度等について定めるなど、要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的に推進するための法律です。</p>
	○消防団 P 71 <p>火災や地震、風水害などの様々な災害から地域を守るために、災害現場での活動や火災予防の運動などを行っている組織です。団長は市長から、団員は団長から任命されており、地域を守りたいという有志により成り立っています。</p>
	○女性会 P 11 ほか <p>地域の女性たちが力を合わせて安心・安全で快適なまちづくりを行っている社会教育関係団体です。「地域いきいき世話やきおばさん」として、青少年健全育成、福祉、環境、防災などの地域の課題を学習し、それぞれの地域にあった方法で、課題の解決や地域の絆づくりに取り組んでいます。</p>
	○身体障害者相談員 P 11 <p>身体障害児・者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、区役所など関係機関の業務に対する協力などを行っています。</p>



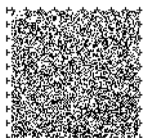
さ	<p>○生活支援協議体 P 67 67ページをご参照ください。</p> <p>○生活支援コーディネーター P 67 地域における生活支援の提供体制の整備に向けた取組みを推進するために、生活支援の担い手の養成、資源開発や関係者のネットワーク化等のコーディネート業務を実施します。</p> <p>○成年後見制度 P 90 認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人（以下、「本人」という）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。（パンフレット「成年後見制度 詳しく知っていただくために」平成25年9月 最高裁判所 から抜粋）</p>
た	<p>○多機関協働 P 81 ほか 地域住民の複合的な生活課題の解決のため、相談支援機関等が連携して支援にあたることをいいます。</p> <p>○多頭飼育崩壊 P 17 避妊去勢手術を行わなかったためにペットが増え続け、適正な飼育を継続することが困難となった状態のことをいいます。 本市では、犬猫の殺処分ゼロを目指し1頭でも多くの犬猫の命を救うとともに、犬猫による迷惑をこれまで以上に減らし、人とペットの共生を実現するために策定した「名古屋市人とペットの共生推進プラン」に基づき、取り組みを進めています。</p> <p>○ダブルケア P 25 家族や親族等との密接な関係における、育児と介護などの複数のケア関係と、そこで発生している複合的な課題のことをいいます。</p> <p>○地域共生社会 P 1 ほか 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。</p> <p>○地域包括ケアシステム P 28 28ページを参照ください。</p> <p>○地域福祉推進協議会 P 11 ほか 54ページを参照ください。</p>

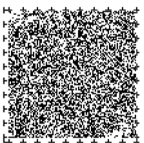


た	<p>○知的障害者相談員 P 11</p> <p>知的障害者の家族等からなる相談員が、区役所など関係機関との連携を保ちながら、知的障害児・者の抱える生活上の問題などについて、相談・助言を行っています。</p>
な	<p>○なごやか地域福祉2020 P 40</p> <p>40ページを参照ください。</p> <p>○名古屋市総合計画 P 5</p> <p>市のまちづくりの方向性を明確化するとともに、市のめざす都市像を実現するために取り組む施策等を明示することを目的として策定した計画です。</p> <p>○なごや人権施策基本方針 P 5</p> <p>市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針となるものです。</p> <p>○認知症カフェ P 104</p> <p>認知症の人やご家族、地域住民、医療や介護の専門職など、誰もが気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる地域の居場所です。</p>
は	<p>○ひきこもり状態 P 17 ほか</p> <p>様々な要因の結果として、就学や就労、家庭外での交遊などを避け、原則的に6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。</p> <p>○フレイル予防 P 53</p> <p>年齢を重ねていくと、心身や社会性などの面でダメージを受けたときに回復できる力が低下し、健康に過ごせていた状態から、要介護状態に変化していきます。フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指します。健康で長寿を目指すためには、フレイル予防が鍵となります。</p> <p>○包括的相談支援チーム P 28 ほか</p> <p>28ページを参照ください。</p> <p>○保健環境委員 P 11 ほか</p> <p>公衆衛生に対する正しい知識の普及、実践などを通じて公衆衛生を向上増進し、地区衛生活動の進展を図るため、市長から委嘱されています。近年においては、ごみの減量対策や環境保全活動などの新たな課題にも取り組んでおり、約7,500名の委員が、地域の公衆衛生活動のリーダーとして活躍しています。</p> <p>○保護司会 P 11</p> <p>犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。保護区ごとに保護司会を組織することとなっています。</p>

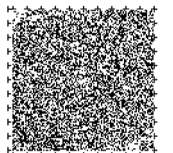


ま	<p>○民生委員・児童委員、主任児童委員（民生委員・児童委員協議会）</p> <p>61ページを参照ください。</p>
や	<p>○ヤングケアラー P 17 ほか</p> <p>祖父母や親、きょうだいなど家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことをいいます。</p>
ら	<p>○老人クラブ P 11 ほか</p> <p>同一地域に暮らす高齢者が集い、会員自らの生きがいと健康づくり、仲間づくり、地域を豊かにすることを目的に「健康・友愛・奉仕」を柱とした活動を行っている自主的な組織です。</p>





第二編 第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画



目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨 … 165
- 2 計画の位置づけ … 165
- 3 計画期間 … 165
- 4 計画の策定体制 … 165

第2章 現状と課題

- 1 現在の取り組み … 169
- 2 権利擁護支援の充実に向けた課題 … 176

第3章 計画が目指すもの

- 1 基本理念 … 183
- 2 基本目標 … 183

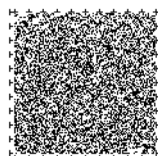
第4章 取り組みの展開

- I 地域連携ネットワークによる権利擁護支援の推進 … 184
- II 総合的な権利擁護支援策の充実 … 189

第5章 計画の進行管理と評価

- 1 推進体制 … 190
- 2 計画内容の変更 … 190

- 参考資料 … 191



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法的に支援する制度です。

認知症の人や障害のある人の意思決定支援を含む権利擁護支援の重要性が高まる中、判断能力が十分でなくても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は重要な役割を果たすものと考えられます。

そうした中、本市では、令和2年3月に名古屋市成年後見制度利用促進計画を策定し、成年後見あんしんセンターを権利擁護支援の中核機関に位置付け、地域の相談支援機関と連携しながら、必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、制度の広報・啓発や専門相談、利用者のニーズに合った候補者推薦、後見人への支援を行うとともに、市民後見人の養成や法人後見実施団体への活動支援など、後見活動の担い手を養成・支援することで、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。

一方、認知症高齢者などの増加に伴い、権利擁護支援のニーズも増加する見込みであり、今後は、国における成年後見制度の運用改善や成年後見制度以外の権利擁護支援策の実施などの動向を注視しつつ、日常生活自立支援事業などの既存の支援の充実や、新たな支援策の検討など、成年後見制度を含む権利擁護支援を総合的に充実させていくことが必要です。

これらを踏まえ、支援が必要な人を適切な権利擁護支援につなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

また、住民や行政、社会福祉協議会、地域の様々な活動主体がともに連携・協働しながら、地域の福祉課題などを解決するための地域福祉の基本的な方向性と方策を示す計画である「なごやか地域福祉2029（第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）」との整合性を図り、連携した取り組みを進めます。

3 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年とします。

4 計画の策定体制

本計画は、法律・福祉の専門職団体、相談支援機関、家族会などの代表者で構成する、「成年後見制度利用促進に関する懇談会」の意見などを踏まえ策定しました。



国の第二期成年後見制度利用促進基本計画のポイント

(1) 成年後見制度の運用改善

- 成年後見制度の見直しに向けた検討
 - ・利用期限の設定 ・三類型（後見、保佐、補助）の一元化
 - ・本人が必要とする身上保護、意思決定支援などの内容の変化に応じた円滑な交代
 - ・任意後見制度における適切な時期の監督人選任の確保
- 後見人への適切な報酬の付与
 - ・適切な報酬の算定に向けた検討
 - ・報酬助成などの制度のあり方の検討 など

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- 日常生活自立支援事業との連携・体制強化
- 生活支援・意思決定支援の検討
 - ・適切な生活支援などのサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援など）が確保される方策などの検討
- 都道府県単位での新たな取組の検討
 - ・寄付などの活用による多様な主体の参画の検討
 - ・公的な関与による後見の実施の検討 など

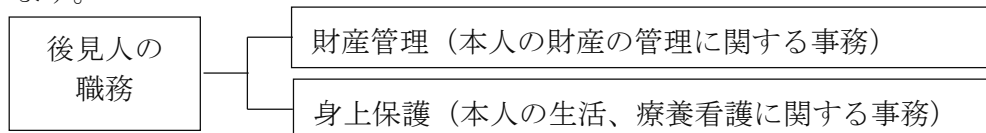
成年後見制度の概要

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

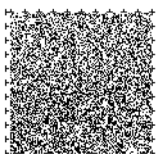
法定後見制度は、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型があります。

類型	補助	保佐	後見
対象	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	常に判断能力を欠いている人

後見人は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わり、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援します。



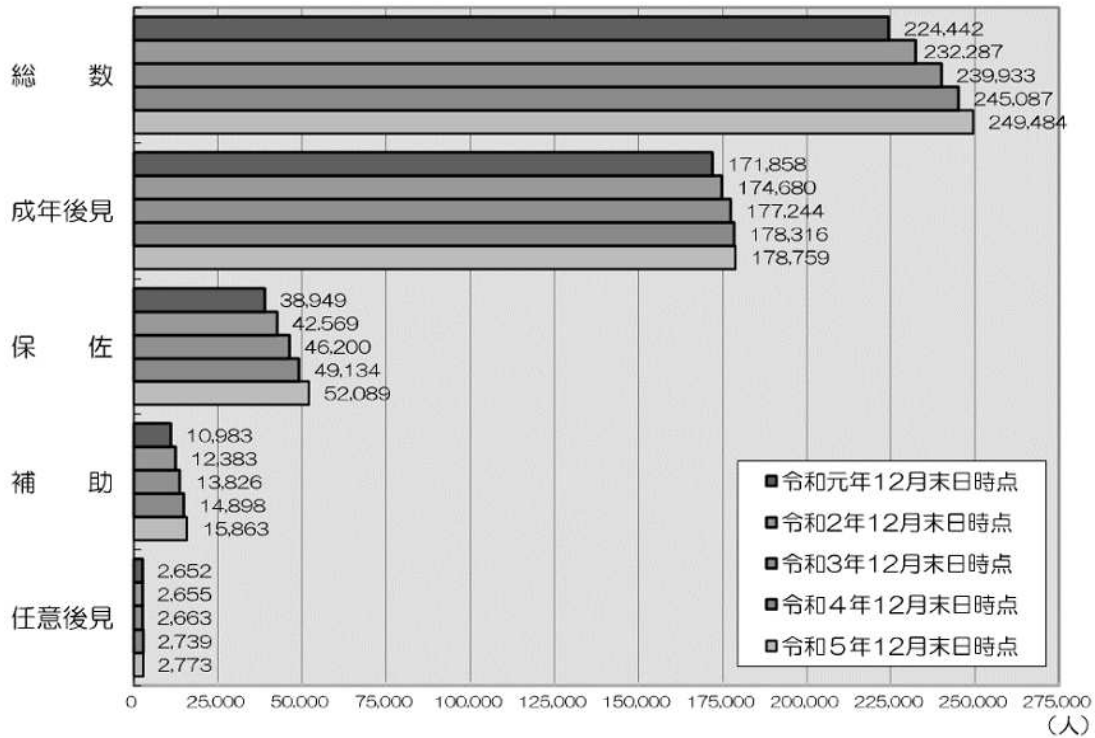
任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。



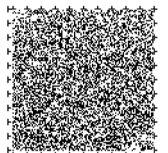
成年後見制度の利用状況（全国）

成年後見制度の利用状況の推移（令和元年～令和5年）

- ・成年後見制度の各事件類型における利用者はいずれも増加傾向にある。
- ・令和5年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約71.7%、保佐の割合が約20.9%、補助の割合が約6.4%、任意後見の割合が約1.1%となっている。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より



本市の認知症高齢者などの状況

認知症高齢者数	113,000人
---------	----------

※厚生労働省の「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による全国の認知症有病率推計をもとに本市における令和7年の認知症高齢者数を推計

知的障害者数 (18歳以上の愛護手帳所持者)	14,459人
---------------------------	---------

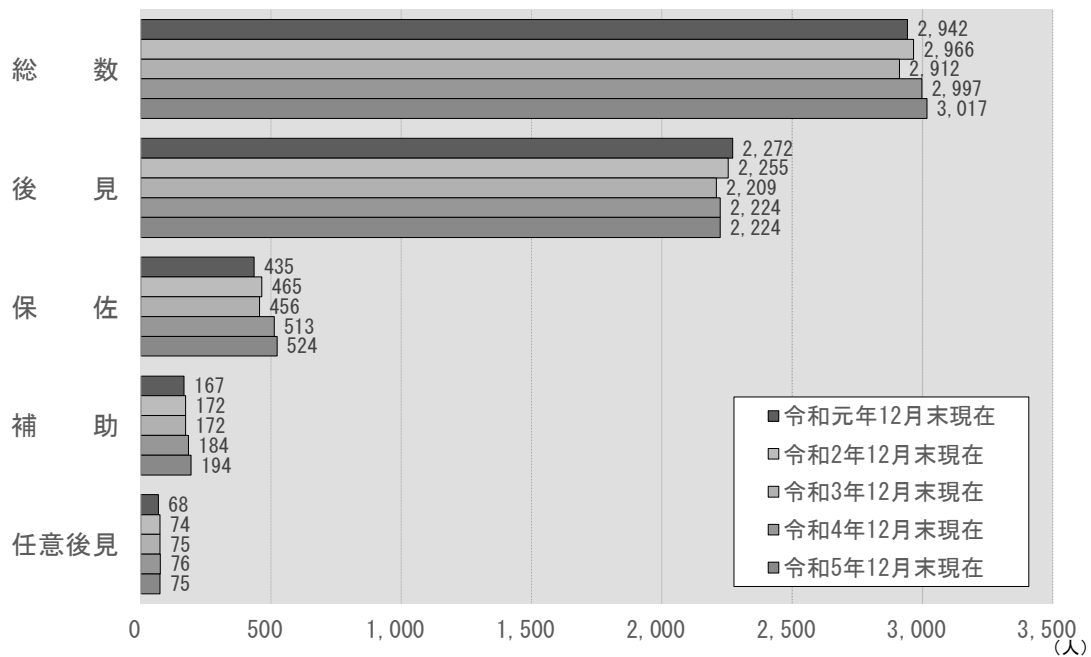
精神障害者数 (18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者)	35,519人
----------------------------------	---------

※令和5年度末現在

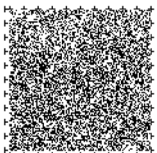
本市における成年後見制度の利用者数

成年後見制度の利用状況※の推移（令和元年～令和5年）

- ・成年後見制度利用者の総数はやや増加傾向にある。
- ・令和5年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約73.7%、保佐の割合が約17.4%、補助の割合が約6.4%、任意後見の割合が約2.5%となっている。



※名古屋家庭裁判所が管理している市内居住者



第2章 現状と課題

1 現在の取り組み

(1) 成年後見あんしんセンターの運営

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、地域の相談支援機関と連携し、必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、制度の広報・啓発や専門相談、利用者のニーズに合った候補者推薦、後見人への支援を行うとともに、市民後見人の養成や法人後見実施団体への活動支援など、後見活動の担い手を養成・支援することで、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

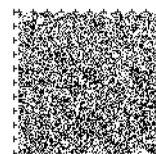
[成年後見あんしんセンターの主な事業内容]

事項	内容
成年後見制度に関する広報・啓発	広報媒体を活用した情報発信及び講演会などのイベント開催
成年後見制度に関する一般相談・専門相談	センター職員や弁護士・司法書士による相談支援を実施 個別相談の中で申立て支援を実施
後見人候補者の推薦	利用者のニーズに合った後見人候補者の推薦を実施
後見人への支援	親族後見人向けの研修会・相談会の開催や後見人からの個別相談に対する支援を実施
協議会の運営	専門職団体や関係機関と連携し、地域課題の情報共有や支援策の検討などを実施
市民後見人候補者養成研修	一般市民を成年後見人として養成するための研修を実施
市民後見人候補者バンクの設置・運営	市民後見人養成研修修了者のバンク登録及びバンク登録者へのフォローアップを実施
市民後見人の受任調整	市民後見人での受任が可能な事案について、市民後見人候補者の推薦に係る調整を実施
市民後見人の活動支援及び監督	後見活動を行う市民後見人に対する支援や監督を実施
法人後見支援事業	法人後見実施団体に対し、専門職による専門相談や支援員向け研修会などを実施

(2) 成年後見制度利用支援事業の実施

親族による申立てが期待できない人や低所得の人に対して、成年後見制度の利用を支援することで、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

事項	内容
市長申立事務	成年後見制度の利用が必要であると認められるものの親族による申立てが期待できない場合に、市長が後見開始の審判請求を実施
助成事業	一定の要件に該当する低所得の人に対して、審判請求費用や後見業務の報酬などを助成



(3) 障害者・高齢者権利擁護センターの運営（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活が送れるよう、本人との契約にもとづき、金銭管理サービスや財産保全サービスなどを行っています。

[障害者・高齢者権利擁護センターの事業内容]

事項	内容
金銭管理サービス	預貯金の出し入れや公共料金の支払いなどを支援
財産保全サービス	定期預金通帳や年金証書などを預かり、センターが保管
福祉サービスの利用援助	定期的に生活援助員が訪問し、福祉サービスの利用手続きなどを支援
相談事業	①生活相談 日常的な金銭管理・財産保全に関する相談に対応 ②法律相談 相続、遺言、契約などの法律に関する相談に弁護士が対応

(4) あんしんエンディングサポート事業の実施

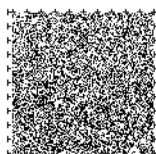
非課税などの要件を満たす身寄りのない高齢者に対して、生前の見守りや安否確認に加え、葬儀・納骨や家財処分、行政官庁などへの手続きなどを死後に代行する支援を行っています。

[あんしんエンディングサポート事業のサービス内容]

事項	内容
生前の見守り・安否確認	定期的な電話・訪問による見守りを実施
葬儀・納骨	遺体の引き取りや火葬・納骨を実施
賃貸住宅の家財処分・明渡し	残存家財の処分や賃貸住宅の明渡しに伴う諸手続きを実施
行政官庁などへの届出・連絡	死亡に伴う医療保険証・介護保険証などの返却や年金事務所・公共料金収受機関への死亡連絡などを実施

(5) 相談支援機関による権利擁護支援の実施

いきいき支援センターや障害者基幹相談支援センターなどの相談支援機関において、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関する相談に対応しています。



2 権利擁護支援の充実に向けた課題

(1) 成年後見制度の利用等に関するアンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、本市における成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に関するニーズや課題などを把握するため、支援者向け、ご家族向け、受任者向けの3種類のアンケート調査を実施

1 アンケート種別

(1) 支援者向けアンケート

調査対象：いきいき支援センター、居宅介護支援事業所などの関係機関

調査方法：対象事業所あて郵送又はメールで調査票を送付

LoGo フォームにて回答

(2) ご家族向けアンケート

調査対象：認知症高齢者のご家族、知的障害者のご家族、精神障害者のご家族

調査方法：各家族会を通じて調査票を配布

LoGo フォーム又は郵送・FAXにて回答

(3) 受任者向けアンケート

調査対象：後見を受任している弁護士、司法書士、社会福祉士など専門職、
法人後見実施団体

調査方法：各専門職団体を通じて調査票を配布、法人後見実施団体は郵送で調査票を送付

LoGo フォームにて回答

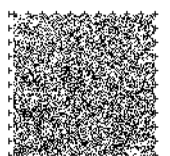
2 調査期間

令和5年9月～12月

3 回収状況

アンケート種別	回収数（回収率）	
	R5	H30
支援者向け	1,057 (68.1%)	940 (61.8%)
ご家族向け	513 (33.8%)	549 (34.3%)
受任者向け	173 (8.4%) ※	280 (18.0%) ※

※受任者向けについては、名古屋市内で後見活動を行っている専門職を特定することができないため、各専門職団体を通じて協力可能な範囲で依頼したものであり、名古屋市外で活動している方や後見活動を行っていない方も配布対象者に含む。



(2) アンケート調査の結果

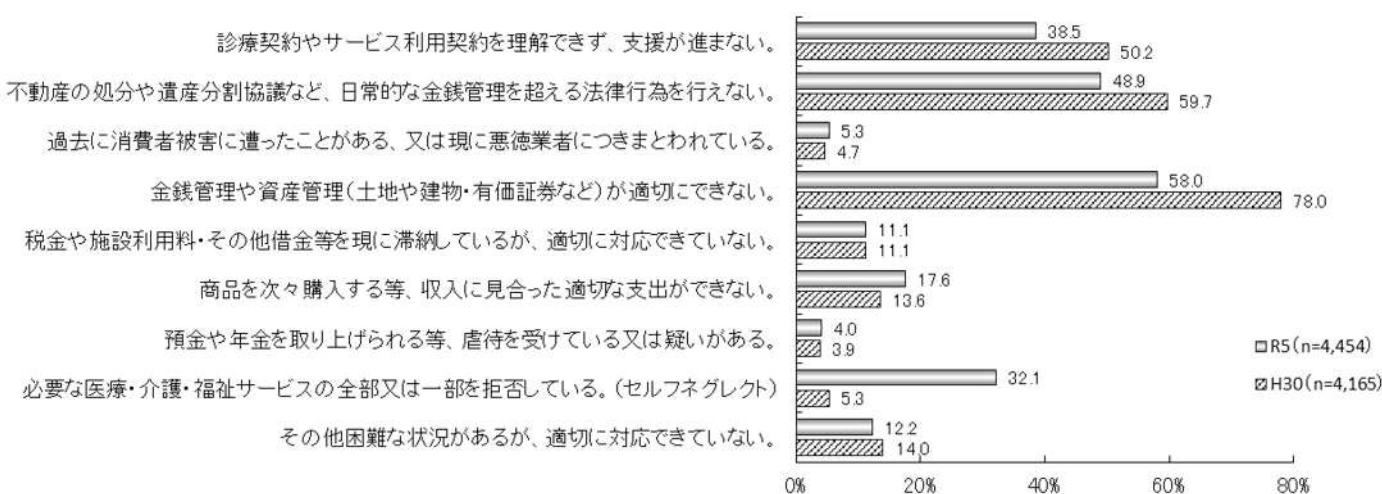
①成年後見制度の必要性

成年後見制度を必要とする理由は、支援者では、前回調査結果と同様、「金銭管理などが適切にできない」が最も高く、「不動産の処分など日常的な金銭管理を超える法律行為が行えない」、「診療契約などが理解できない」の順に続いています。

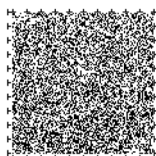
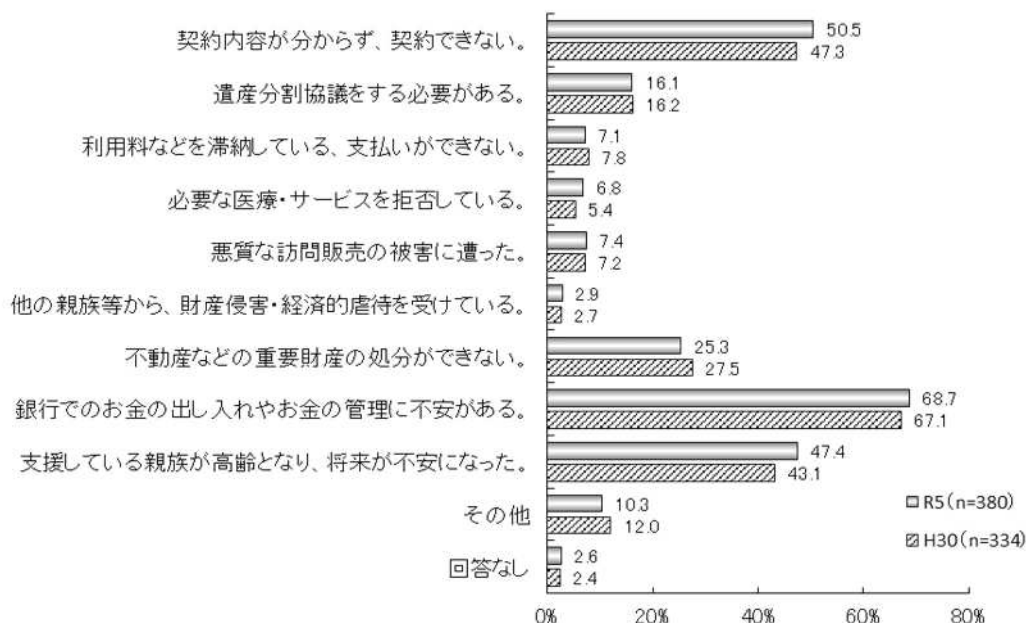
ご家族でも、前回調査結果と同様、「金銭管理への不安」が最も高く、「契約内容が分からず、契約できない」、「親族の高齢化による不安」の順に続いています。

また、「セルフネグレクト」が前回調査時よりも増加しているとともに、「消費者被害」、「経済的虐待」といった重大な権利侵害も一定存在し、引き続き、積極的な権利擁護支援が必要と考えられます。

支援者向け：成年後見制度の検討が必要だと思われる方の理由（複数回答可）



ご家族向け：判断能力が不十分なことに伴う支援が必要だと感じたこと（複数回答可）



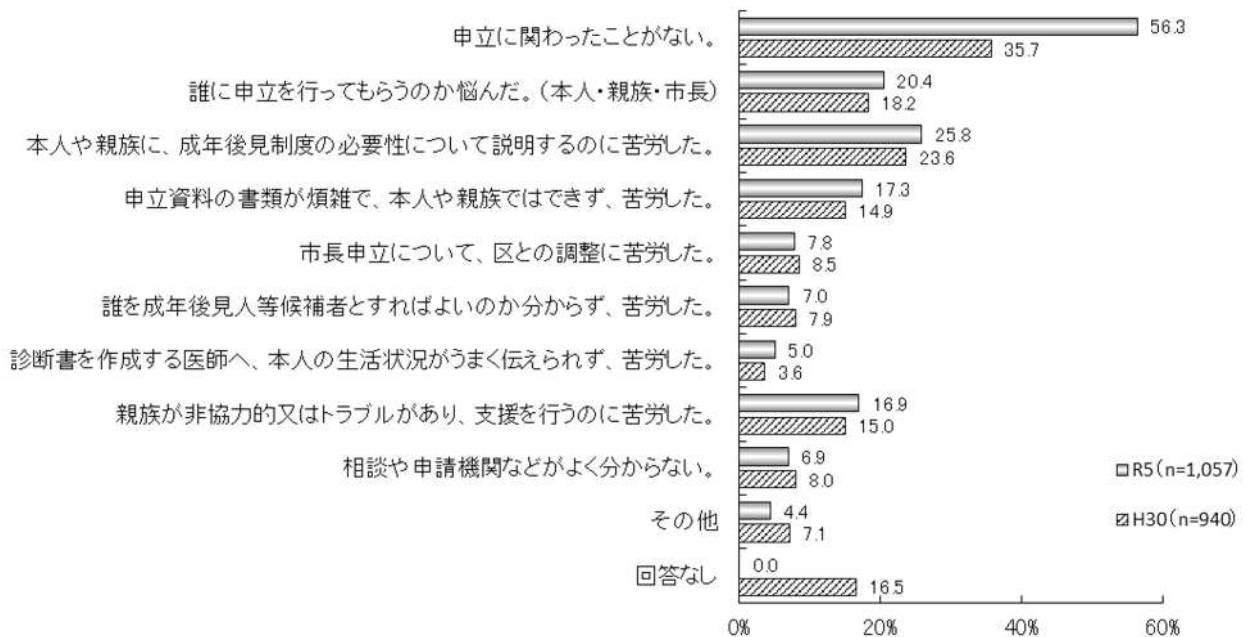
②申立支援での苦勞

支援者では、「申立に関わったことがない」を除くと、「本人や親族への説明」、「誰を申立人にするか悩んだ」、「申立資料の書類が煩雑」の順に続いています。

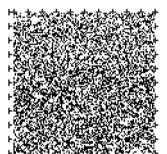
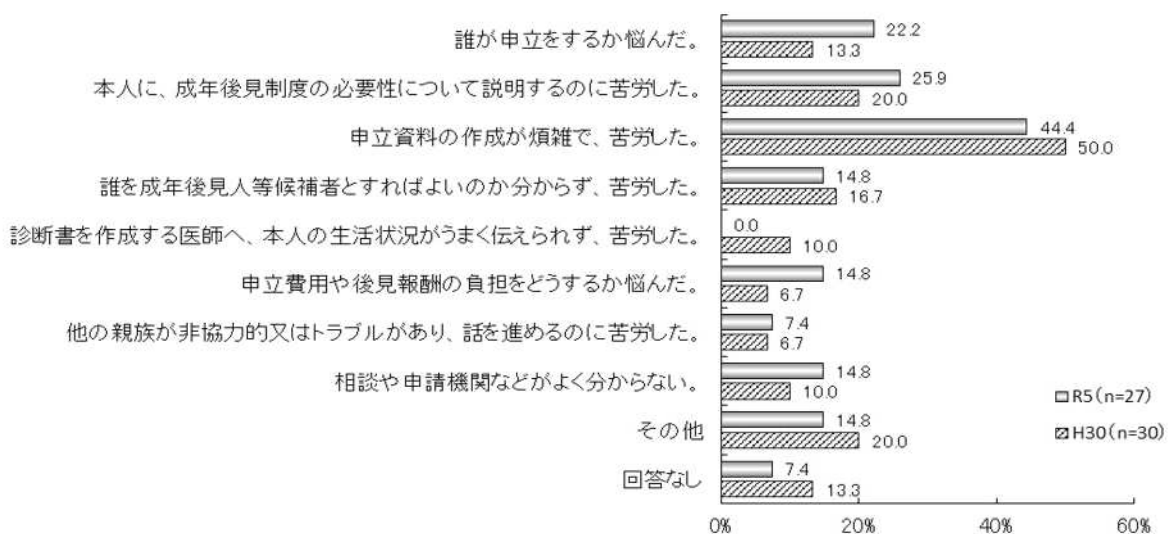
ご家族では、「申立資料の書類が煩雑」が最も高く、「本人への説明」、「誰を申立人にするか悩んだ」の順に続いています。

申立てに苦勞されている状況は、前回調査時から変わっておらず、引き続き、成年後見あしんセンターによる支援者や親族などへの研修会の開催や個別の相談支援が必要と考えられます。

支援者向け：申立て支援を行うにあたり、どのような点で苦勞したか。（複数回答可）



ご家族向け：申立てを行うにあたり、どのような点で苦勞したか。（複数回答可）



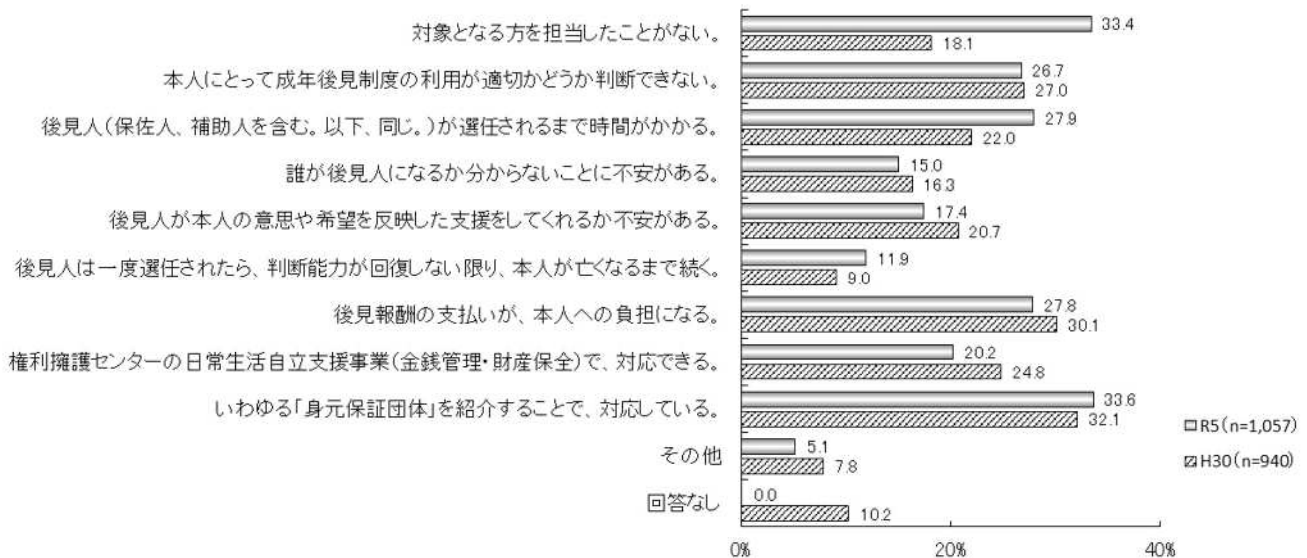
③申立しない理由

支援者では、「対象となる方を担当したことがない」を除くと、前回調査時と同様、「身元保証団体を紹介している」が最も高く、「後見人が選任されるまでに時間がかかる」は前回調査時より増加しています。また、「後見報酬の支払いが負担」、「制度利用の必要性の判断ができない」が高くなっています。

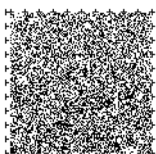
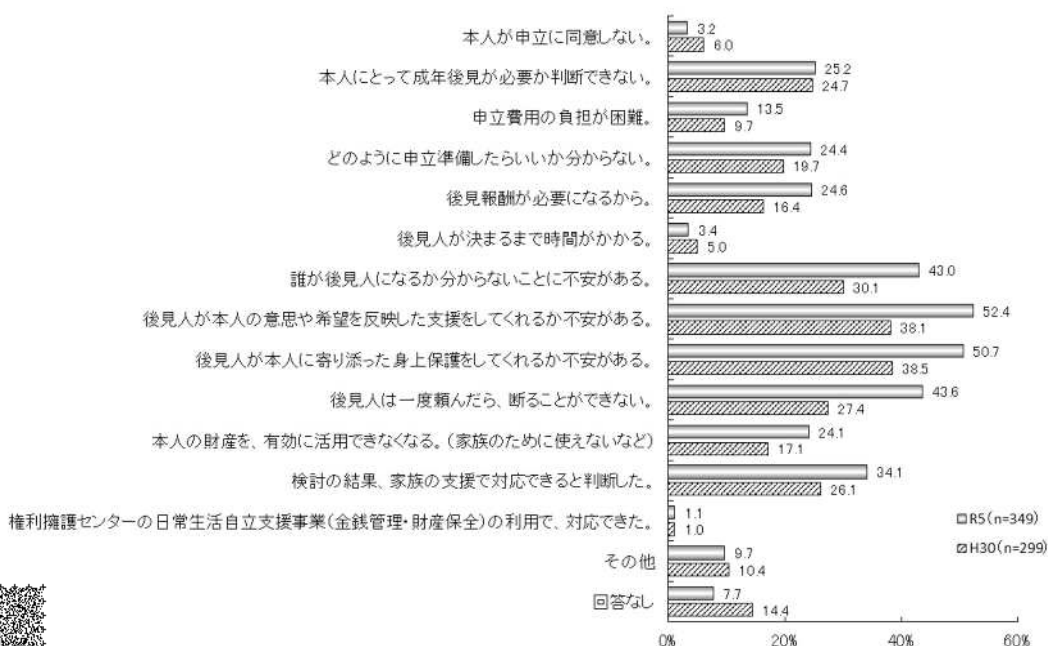
ご家族では、「後見人が本人の意思や希望を反映してくれるか不安」、「本人に寄り添った身上保護をしてくれるか不安」や「一度頼んだら断ることができない」、「誰が後見人になるか分からない」といった制度を利用することに対する不安が多く見受けられます。

国による制度の運用改善（報酬助成などの検討や、利用期限の設定など）の動向を注視しつつ、後見人が選任されるまでの時間の短縮に向けた取り組みや本人のニーズに合った後見人候補者の調整、制度を安心してご利用いただくための相談支援が必要であると考えられます。

支援者向け：申立てをしない又は躊躇する理由はどのようなことか。（複数回答可）



ご家族向け：申立てをしない理由はどのようなことか。（複数回答可）

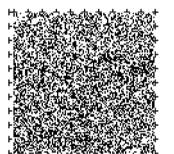
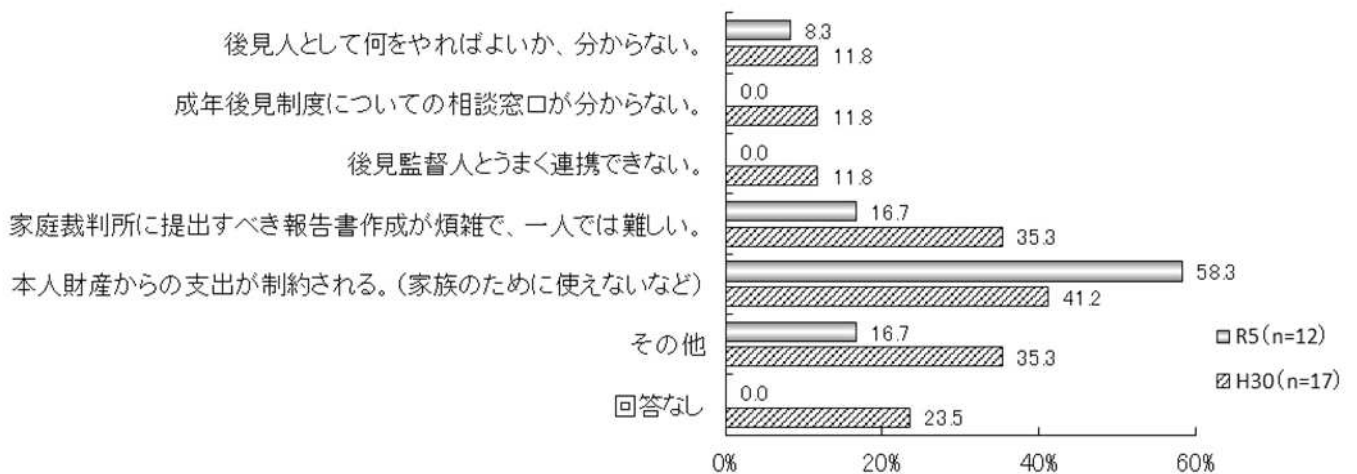


④親族後見人となって困ったこと

「本人財産からの支出が制約される。(家族のために使えないなど)」と回答した割合が前回調査時と比べて増加しており、引き続き、成年後見制度への理解を進めるための親族後見人向け研修会・相談会の実施が必要であると考えられます。

また、「家庭裁判所への報告書作成が煩雑」、「何をやればよいか分からない」などと回答した割合は、前回調査時より減少していますが、引き続き、親族後見人の困りごとを解消するため、成年後見あんしんセンターによる個別支援が必要であると考えられます。

ご家族向け：後見人になって困ったことはどのようなことか。(複数回答可)



⑤受任が困難な理由

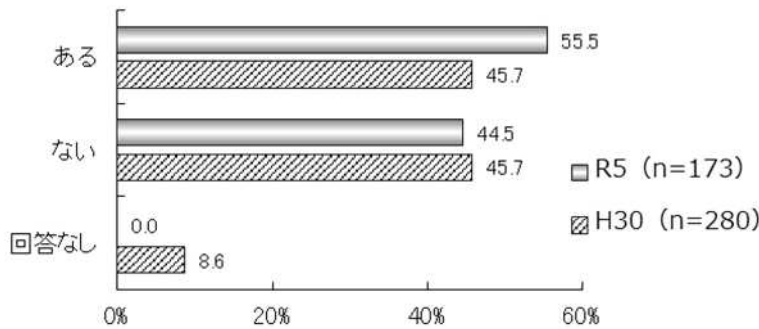
ご家族以外の受任者では、「受任が困難と感じたことがある」と回答した割合が、5割程度あります。理由としては「報酬が見込めない」、「本人の身上保護の課題が多く一人では対応しきれない」、「親族間に複雑なトラブルを抱えている」といったことにより、対応できないとの回答が多く見受けられます。

また、「既に複数受任しており、これ以上受任できない」という回答をした割合も前回調査時と比べて増加しています。

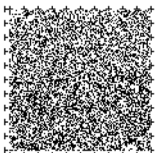
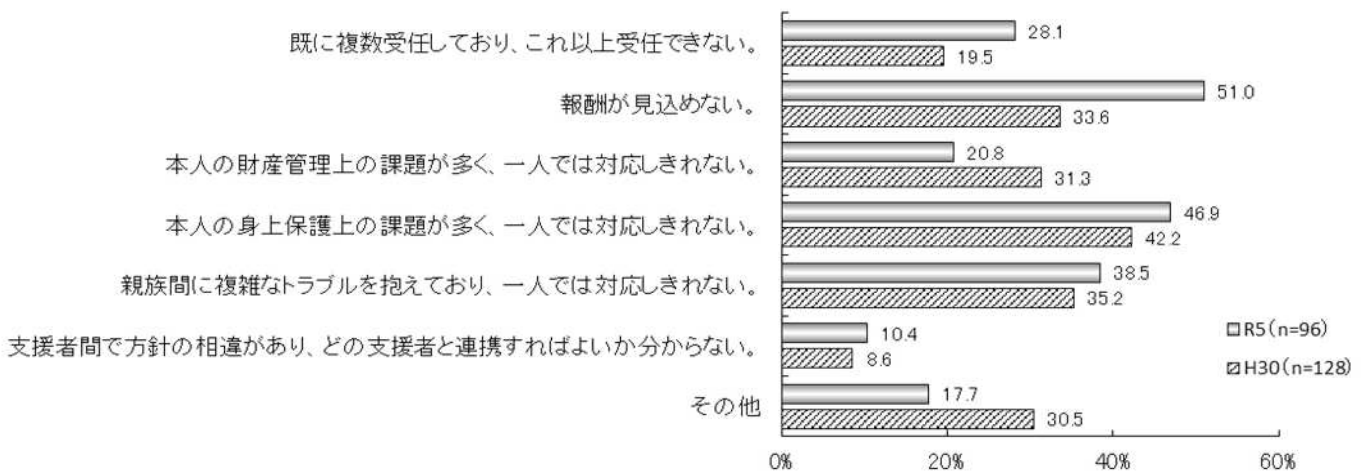
引き続き、成年後見あんしんセンターや専門職団体による後見人への支援を実施するとともに、家庭裁判所と連携し、多様な専門職や市民後見、法人後見実施団体への受任を拡大するなど、後見人の確保と負担の軽減が必要であると考えられます。また、一人では対応しきれない困難ケースを安心して受任するための支援も必要であると考えられます。

さらに、国による制度の運用改善（報酬助成などの検討）の動向を注視しつつ、市による報酬助成の拡充の検討が必要であると考えられます。

受任者向け：後見人の就任依頼があった際、受任が困難と思ったことはあるか。



受任者向け：受任が困難と思った理由はどのようなことか。（複数回答可）



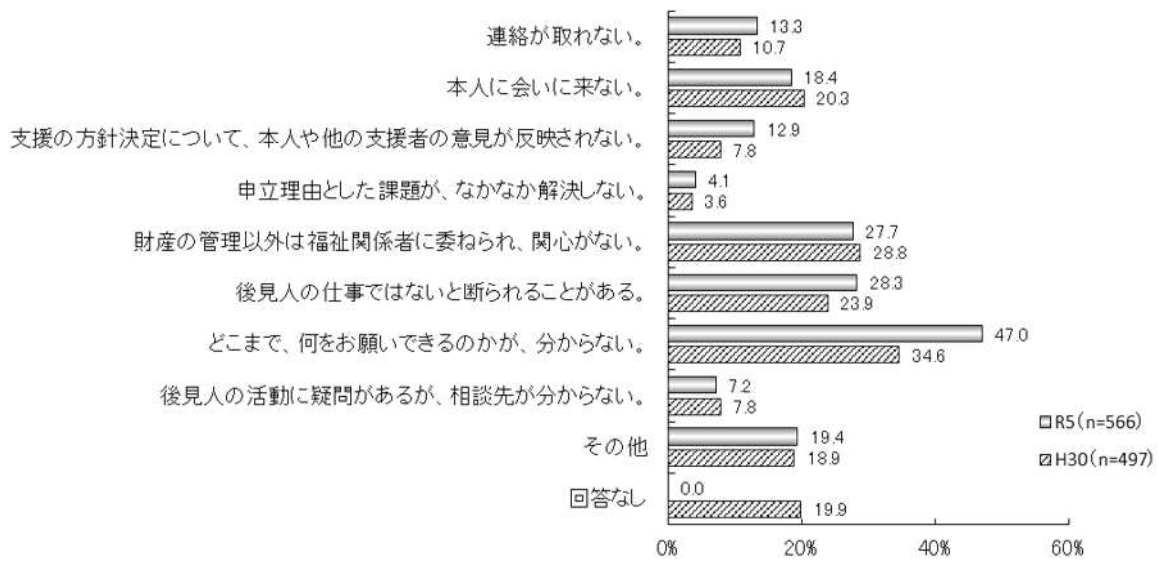
⑥後見業務についての課題

支援者では、後見人と一緒に支援をして困ったことについて、前回調査結果と同様、「どこまで、何をお願いできるのかが分からない」、「後見人の仕事ではないと断られることがある」、「財産管理以外は福祉関係者に委ねられ、関心がない」と回答した割合が高くなっています。

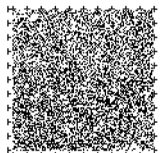
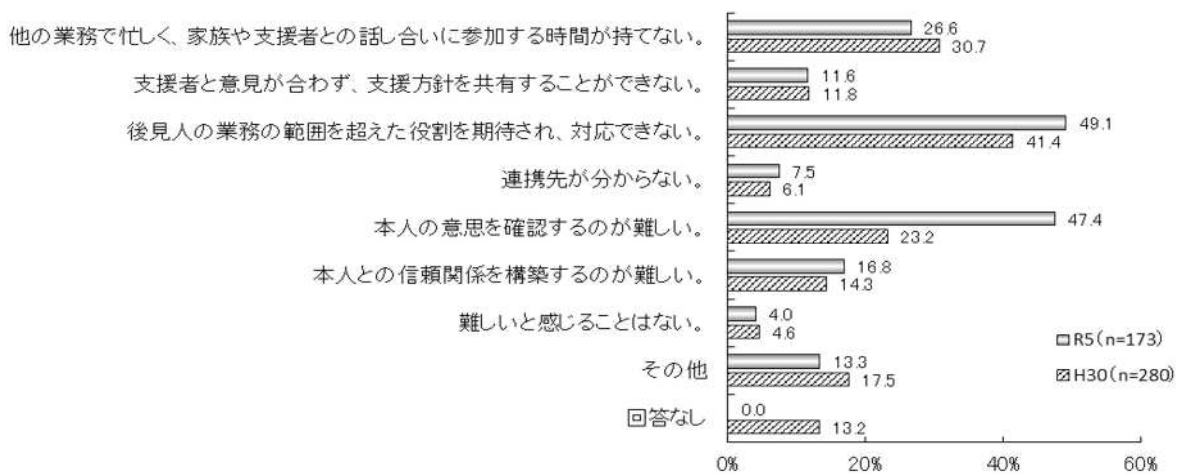
受任者では、前回調査結果と同様、「後見人の業務範囲を超えた役割を期待され、対応できない」が最も多いとともに、「本人の意思を確認するのが難しい」と回答した割合が前回調査時と比べて増加しています。

引き続き、後見人の業務に関する理解の促進を図るとともに、支援者・後見人への個別の相談支援や、後見人に関する苦情などへの対応が必要と考えられます。

支援者向け：後見人と一緒に支援をして困ったことはどのようなことか。（複数回答可）



受任者向け：後見業務を行う上で難しいと感じることはどのようなことか。（複数回答可）



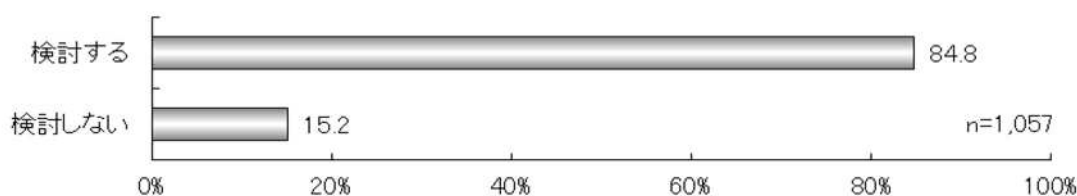
⑦日常生活自立支援事業（障害者・高齢者権利擁護支援センター）について

本人の判断能力に不安がある場合、約8割の支援者が日常生活自立支援事業を検討する一方で、「利用開始まで時間がかかる」、「サービスの内容が分からない」などにより、利用に繋がっていないとの回答が一定数ありました。

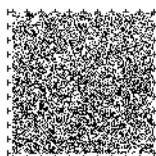
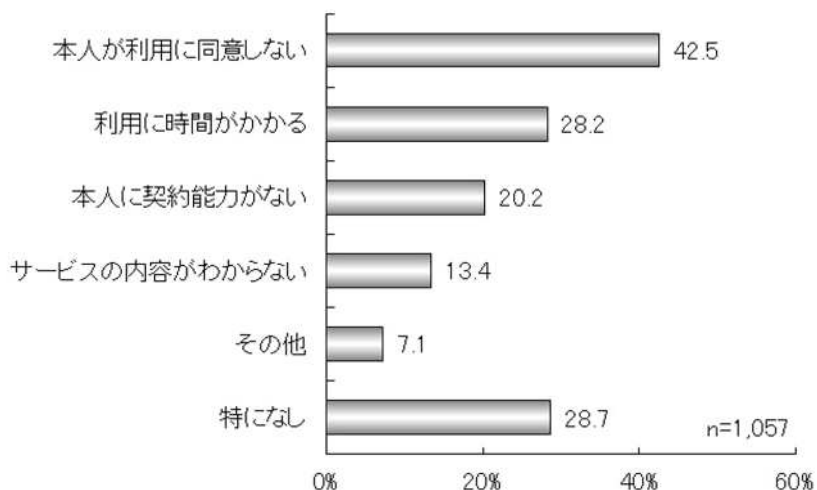
利用ニーズが高いことから、令和6年度には新たに4センター目（西部事務所）を開設するなど、体制強化を図っているところですが、支援を必要な方が速やかに利用できるよう、センターの効率的な事務運営などにより、待機期間の短縮を進めていく必要があると考えられます。

また、日常生活自立支援事業のサービス内容を含め、センターの役割に関する広報・啓発を図る必要があると考えられます。

支援者向け：本人の判断能力に不安がある場合、日常生活自立支援事業の提案を検討しますか。



支援者向け：日常生活自立支援事業の利用をしない又は躊躇する理由はありますか。（複数回答可）

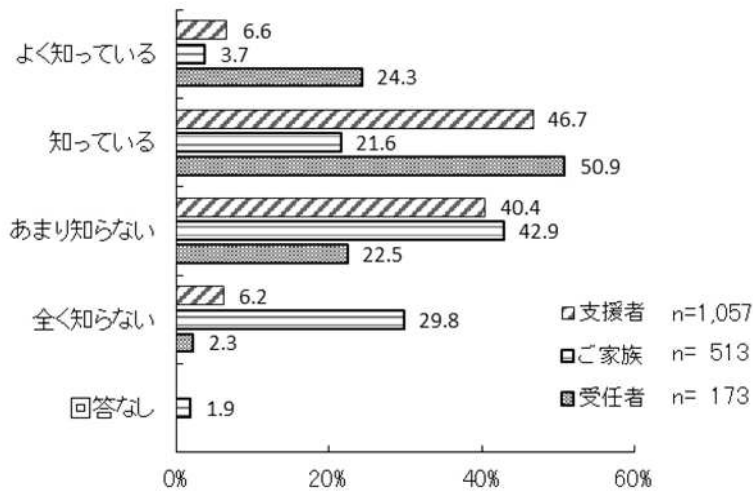


⑧意思決定支援について

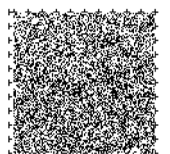
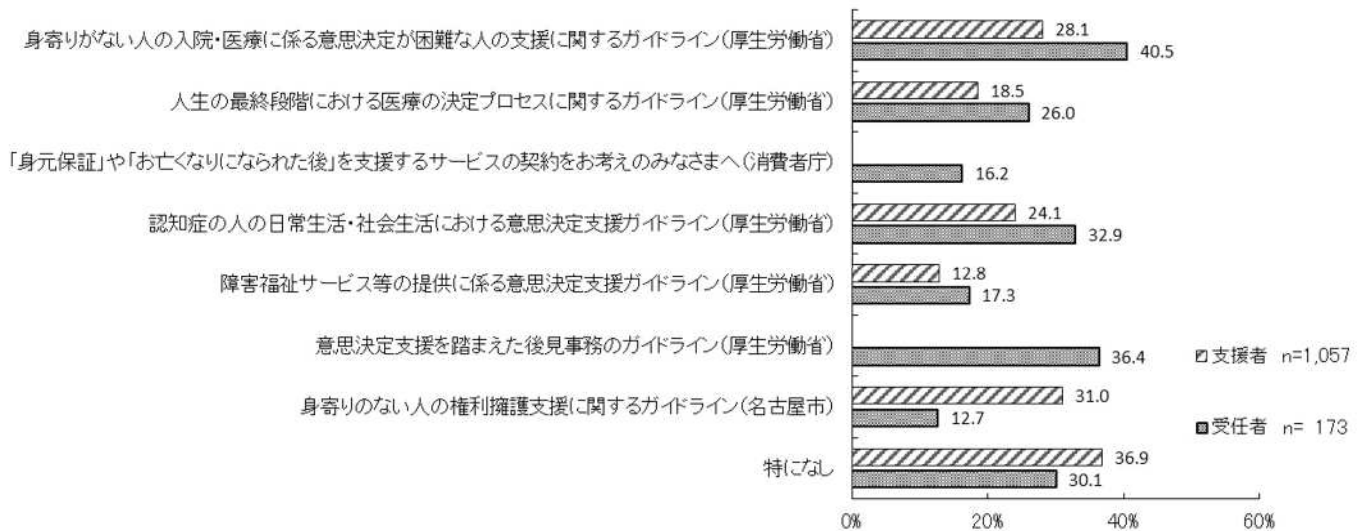
意思決定支援の内容について「あまり知らない」「知らない」と回答した割合が、支援者では約5割程度、受任者では約3割程度あります。

成年後見あんしんセンターにおいて、ご家族を含む市民向けに広報・啓発を図るとともに、支援者向け研修の開催などの意思決定支援を推進する取り組みが必要であると考えられます。

支援者向け・ご家族向け・受任者向け：「意思決定支援」についてその内容をご存じですか。



(参考) 支援者向け・受任者向け：支援の際に参考に使っているガイドラインはありますか。(複数回答可)



⑨その他、権利擁護支援に関すること

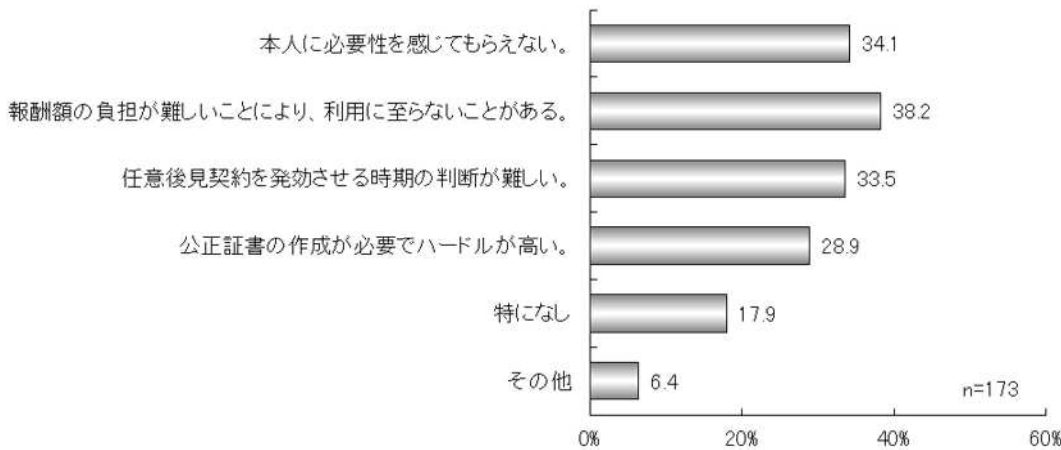
<任意後見制度について>

受任者が感じる任意後見制度の課題について、「報酬額の負担が難しい」、「本人に必要性を感じてもらえない」、「発効させる時期の判断が難しい」の順に続いています。

国では、成年後見制度の運用改善に向け、適切な時期における任意後見の発効など、適切な運用を確保するための方策について検討しています。

成年後見あんしんセンターにおいて、任意後見制度の広報・啓発を行っているところですが、国の運用改善に関する動向を注視しつつ、市民向けの分かりやすい説明会の開催など、任意後見制度の利用促進に向けた取り組みが必要であると考えられます。

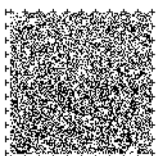
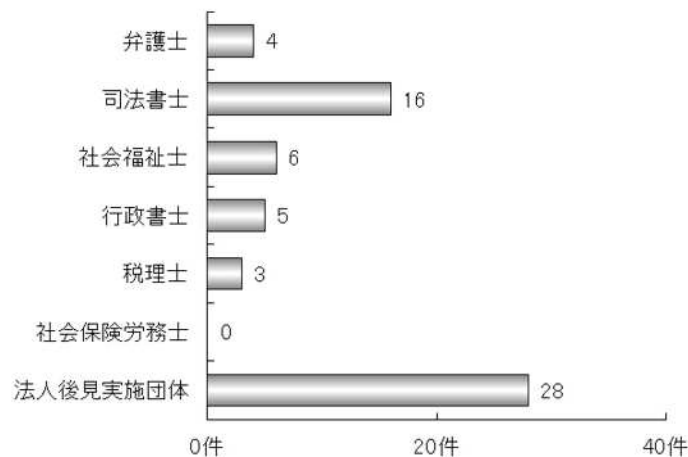
受任者向け：任意後見制度について、課題を感じることはありますか。（複数回答可）



（参考）受任者向け：名古屋市の方と任意後見契約をしているケースは何件ですか。

62件（令和5年8月末現在）

（参考）現在の任意後見契約件数の内訳



<身寄りのない人の権利擁護支援について>

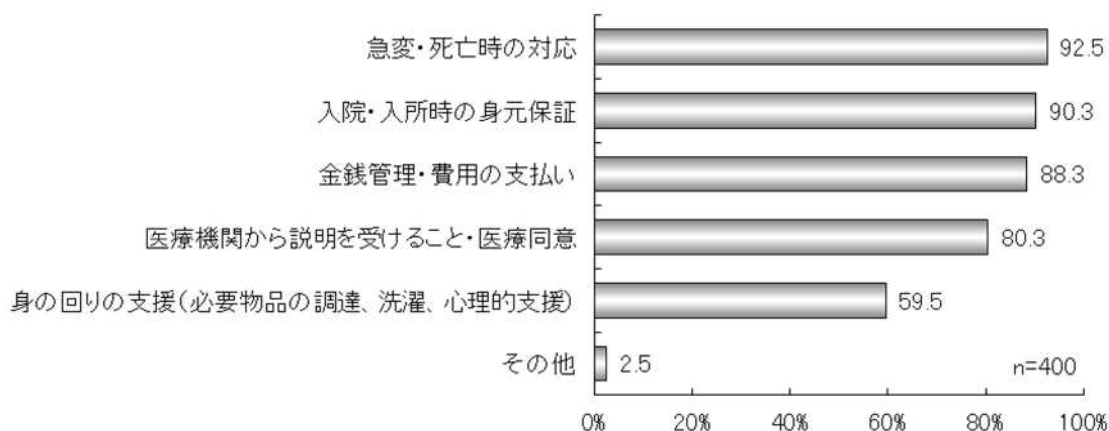
施設・病院が家族などに求める役割について、「急変・死亡時の対応」、「入院・入所時の身元保証」、「金銭管理・費用の支払い」の順に続いています。また、身の回りの支援などの生活支援ニーズも約6割あります。

国では、身寄りのない人への適切な支援のため、持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施や高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの策定、身寄りのない高齢者などが抱える生活上の課題（身元保証、日常生活支援、死後事務の処理など）への支援の在り方の検討などを行っています。

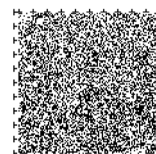
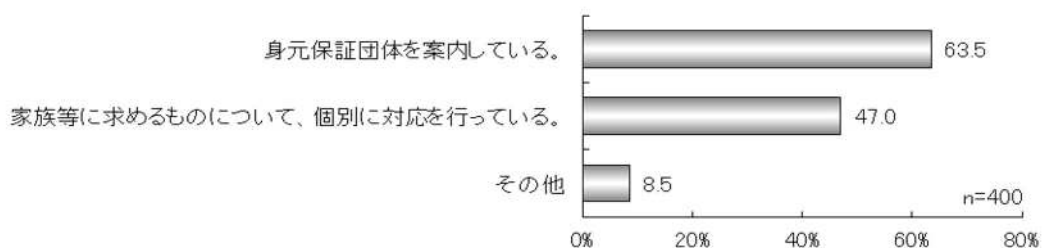
本市では、「身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン」を作成し、家族などに求められている役割（支援ニーズ）を支援者がチームで対応する方法や、身元保証団体を活用する場合の留意点をまとめ、普及啓発を進めているところです。また、非課税などの要件を満たす身寄りのない高齢者に対し、死後事務支援事業を実施しています。

国の動向を注視しつつ、引き続き、権利擁護支援に関するガイドラインの普及啓発や死後事務支援事業を実施するとともに、既存の施策では対応が難しい身寄りのない人が求める支援ニーズについて、行政が支援すべき対象者や支援方法などを検討する必要があると考えられます。

支援者向け：施設・病院での支援の中で、家族などに求めるものは何ですか。（複数回答可）



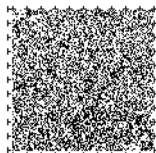
支援者向け：身寄りのない方は、どのように対応していますか。（複数回答可）



(3) 今後の権利擁護支援の充実に向けた課題

現在の取り組み状況やアンケート調査の結果から、今後の権利擁護支援策の充実に向けて、以下の課題に対応していくことが必要と考えます。

区 分	課 題
支援の必要な人を迅速かつ適切に成年後見制度につなぐための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○後見人が選任されるまでの時間の短縮に向けた取り組みや本人のニーズに合った後見人候補者を推薦するための取り組みが必要 ・申立書の作成や必要資料の準備に係る支援（市長申立てを含む） ・成年後見あんしんセンターの個別調整などによるスムーズな後見人候補者の推薦 ・後見人候補者と本人による申立て前の面談の実施 ・家庭裁判所との候補者推薦に関する事前調整
成年後見制度の利用者の増加を見据えた後見人の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な専門職や市民後見人、法人後見実施団体への受任拡大などにより、後見人を確保することが必要 ○一人では対応できない困難ケースを安心して受任するための支援が必要（成年後見あんしんセンターによる関係機関との支援調整、受任が難しいケースの分析と支援策の検討） ○国の動向を注視しつつ、報酬助成の拡充の検討が必要
安心して成年後見制度を利用していただくための相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の相談支援機関と連携し、引き続き、成年後見あんしんセンターによる、支援者やご家族、後見人への相談支援が必要 ○後見人への苦情などに関する対応の強化が必要 ○福祉・医療に関する調整などが必要な困難ケースについて、後見人への相談支援の強化が必要
総合的な権利擁護支援策の充実	<p>【日常生活自立支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者・高齢者権利擁護支援センターの金銭管理サービスなどを利用するまでの待機期間の短縮が必要 ○サービス内容を含め、センターに関する広報・啓発が必要
	<p>【意思決定支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民向けに広報・啓発を図るとともに、支援者向け研修の開催など、意思決定支援を推進する取り組みが必要
	<p>【事前に備える制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○任意後見制度や民事信託に関する市民向け説明会の開催など、事前に備える制度の適切な利用の促進に向けた取り組みが必要
	<p>【身寄りのない人の権利擁護支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドラインの普及啓発や死後事務支援事業を実施するとともに、身寄りのない人が求める支援ニーズについて、支援策の検討が必要



第3章 計画が目指すもの

本市の地域福祉計画の基本理念や、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に関する現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念、基本目標を以下のように定めます。

1 基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市、名古屋を目指して

2 基本目標

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が必要な支援を受けながら、一人ひとりの意思が尊重され、その意思に基づき、自分らしく生きていくために、地域における連携した支援を推進します。

「なごやか地域福祉2029」との関連

本計画は、「なごやか地域福祉計画2029」との整合性を図り、連携した取り組みを進めることとしています。「なごやか地域福祉2029」では、誰もが意思決定を尊重され、地域で自分らしく安心して暮らし続けるための支援の推進のため、以下の取り組みを行うこととしています。

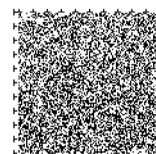
「なごやか地域福祉2029」第4章 課題解決に向けた私たちの取り組みの展開
取り組むべき方向性2 一人ひとりの「暮らし」に寄り添い支える仕組みをつくる
～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり（権利擁護の推進）

I. 誰もが意思決定を尊重され、地域で自分らしく安心して暮らし続けるための支援の推進

具体的な取り組みの内容

- 1) 地域住民が権利擁護への理解を深め、日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。
- 2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、金銭管理や財産保全などを行うとともに、迅速かつ適切なサービス提供に必要な取り組みを進めます。
- 3) 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。
- 4) 支援に関わるすべての人が本人による意思決定を尊重し、誰もが自分らしい生活を送るための仕組みをつくります。
- 5) 消費者被害のトラブルなどに関する相談を受けます。



第4章 取り組みの展開

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、成年後見制度を自分らしい生活を実現するための制度として利用できるよう、引き続き、地域連携ネットワークによる権利擁護支援の推進を図るとともに、成年後見制度を含む総合的な権利擁護支援策の充実を図ります。

I 地域連携ネットワークによる権利擁護支援の推進

権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに身上保護を重視した支援を行っていくためには、後見人と地域の関係者などが協力し、チームとして日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握することが重要です。「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談対応」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用」という3つの役割を念頭に、地域のチーム、成年後見あんしんセンター（中核機関）、法律・福祉の専門職団体や相談支援機関などで構成する協議会が有機的に連携し、権利擁護が必要な人を地域全体で支援します。

1 成年後見あんしんセンター（中核機関）の運営

成年後見あんしんセンターは地域連携ネットワーク全体のコーディネートを担うとともに、広報・啓発や専門相談、利用者のニーズに合った候補者推薦、後見人への支援などの様々な事業の実施により、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

[成年後見あんしんセンター（中核機関）が行う取り組み]

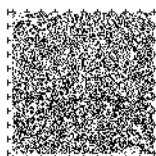
(1) 広報・啓発

①市民向け広報・啓発

- ・研修会・講演会・出前講座などによる広報・啓発（法定後見・任意後見）
- ・成年後見制度に関する相談窓口（中核機関）の広報
- ・市民後見人候補者バンク登録者による広報
- ・効果的な広報・啓発の検討・実施

②地域での早期発見のための広報・啓発

- ・つなぎの役割を担う地域の関係者への周知・啓発（福祉、医療、金融、不動産関係者など）
- ・行政関係者向け研修会の開催



(2) 相談受付・アセスメント・支援策の検討

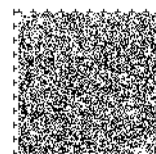
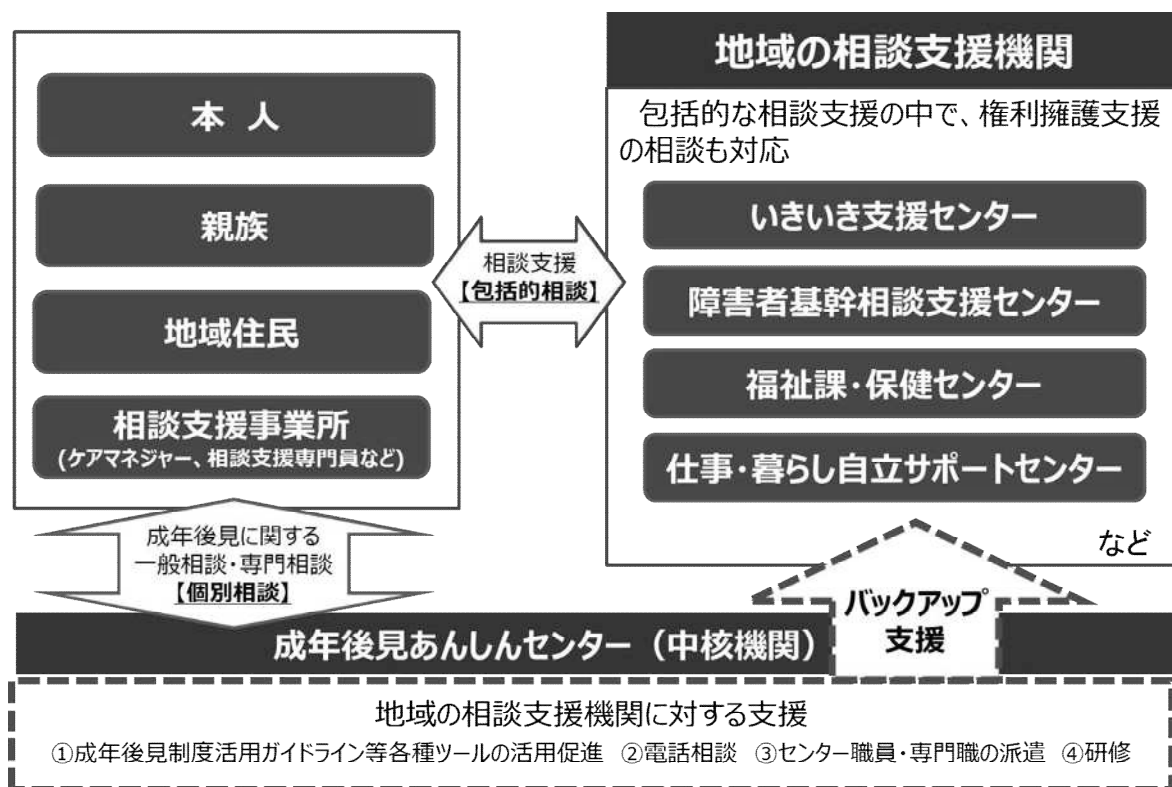
①個別相談

- ・本人や親族、地域住民、支援者などからの成年後見制度に関する相談について、一般相談と専門職による専門相談を実施

②地域の相談支援機関及びチーム会議に対するバックアップ支援

- ・権利擁護支援の必要性の有無、支援内容、申立者などを判断するための各種ツールの活用促進
- ・地域の相談支援機関からの相談対応
- ・チーム会議などへのセンター職員・専門職派遣（法律・福祉）
- ・ケアマネジャー、相談支援専門員などの支援者向け研修会の開催

[地域の相談支援機関に対する中核機関の支援イメージ]



(3) 成年後見制度の利用促進

①迅速かつ適切に成年後見制度につなぐための支援

- ・ 家族・福祉関係者向け研修会の開催など、成年後見制度の内容や申立方法などを学べる機会の提供
- ・ 申立書の作成や必要資料の準備に係る支援（市長申立てを含む）
- ・ センター職員の個別調整などによるスムーズな後見人候補者の推薦
- ・ 家庭裁判所との候補者推薦に関する事前調整

②利用者のニーズに合った候補者推薦

- ・ 候補者推薦ガイドラインの充実（多様な専門職後見人や市民後見人、法人後見人への推薦の拡大）
- ・ 本人と後見人候補者による申立て前の面談の実施
- ・ 協議が必要なケースについて、専門家による会議の開催

②後見人の確保と支援

- ・ 市民後見人の養成と活動支援
- ・ 家庭裁判所との協議を通じた多様な専門職や市民後見人、法人後見人への受任拡大に向けた取り組みの推進（本人、親族申立案件への候補者の推薦や、家庭裁判所からの推薦依頼に基づく候補者推薦、法的課題解決後の後見人の交代など）
- ・ 市民後見人の活躍の場の拡充（後見人としての活動以外を含む）
- ・ 法人後見団体の確保と支援に関する取り組みの充実（法人後見団体が抱える課題を踏まえた活動支援の実施）
- ・ 市民後見人候補者養成研修と連携した法人後見の担い手の養成支援
- ・ 一人では対応できない困難ケースを安心して受任するための支援（関係機関との支援調整、受任が難しいケースの分析と支援策の検討）

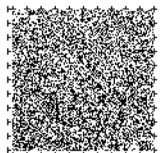
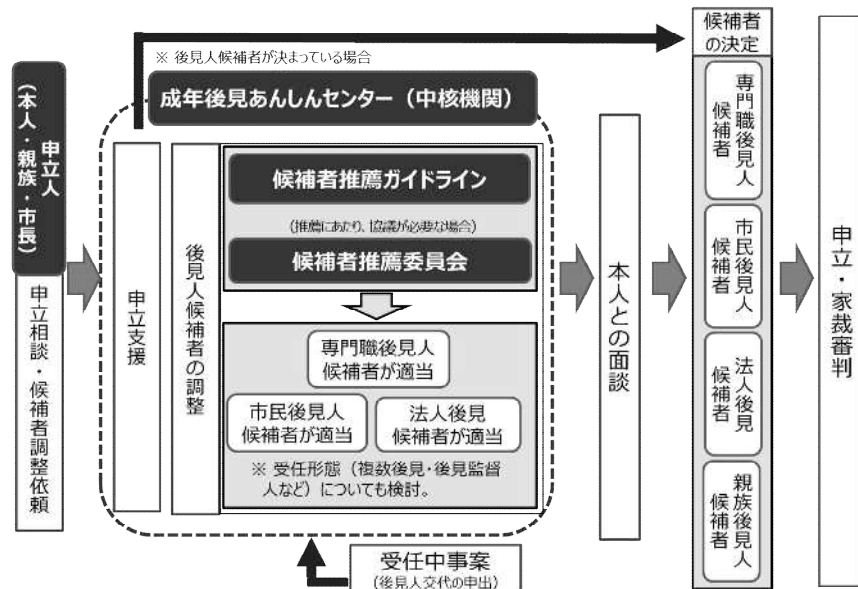
③日常生活自立支援事業など関連制度との連携

- ・ 日常生活自立支援事業利用者の移行支援

④成年後見制度利用支援事業の実施

- ・ 国の動向を注視しつつ、後見人への報酬助成の拡充を検討

[後見人候補者を推薦する仕組みのイメージ]



(4) 後見人への支援

①研修会・相談会の開催

- ・親族後見人への支援（研修会・相談会の開催など）

②個別相談

- ・親族後見人・専門職後見人からの相談対応
- ・親族・支援者などからの相談対応
- ・後見人に関する苦情などについて、専門職団体・家庭裁判所との連携した対応

③個別支援

- ・チーム会議への参加やモニタリング支援などの実施
- ・福祉・医療に関する調整が必要な困難ケースなどに対する関係機関との支援調整

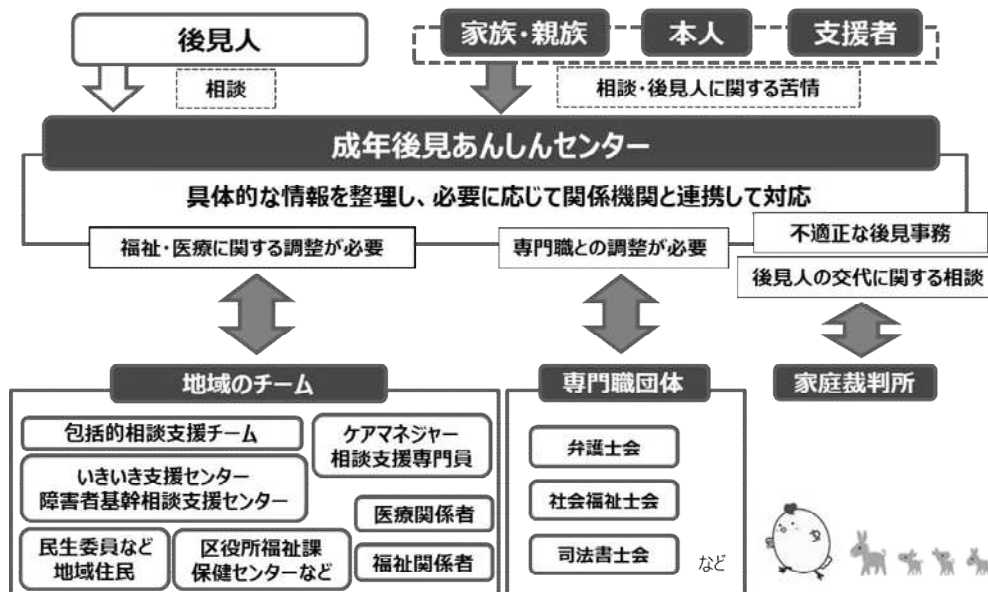
④市民後見人への支援・監督

- ・成年後見監督人への就任による重層的な支援・監督の実施
- ・市民後見人受任者に対する受任者研修や受任者サロンの開催

⑤法人後見団体への支援

- ・法人後見支援事業の実施（専門職による専門相談や支援員向け研修会など）

[後見開始後における相談対応のイメージ]



2 協議会の運営

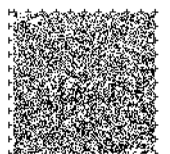
中核機関が主体となり、法律・福祉の専門職団体や相談支援機関などで構成する協議会を設置し、構成団体間の連携強化を図るとともに、中核機関の取り組みなどに対する協議や、地域のチームへの支援などを通じて把握した地域課題の情報共有や支援策の検討などを行います。

[協議会の主な役割]

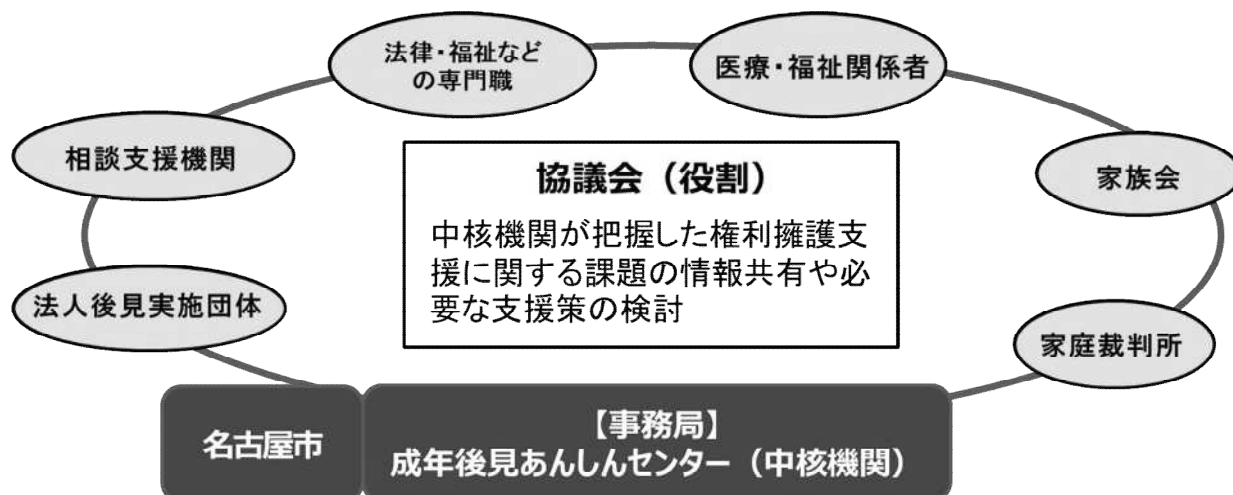
(1) 成年後見あしんセンター（中核機関）の取り組みや課題などに対する協議

- ① 多様な後見人候補者を推薦する仕組みづくり
- ② 各専門職団体の協力体制の整備
- ③ 権利擁護支援に関する地域課題の検討

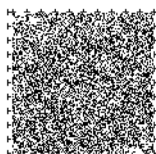
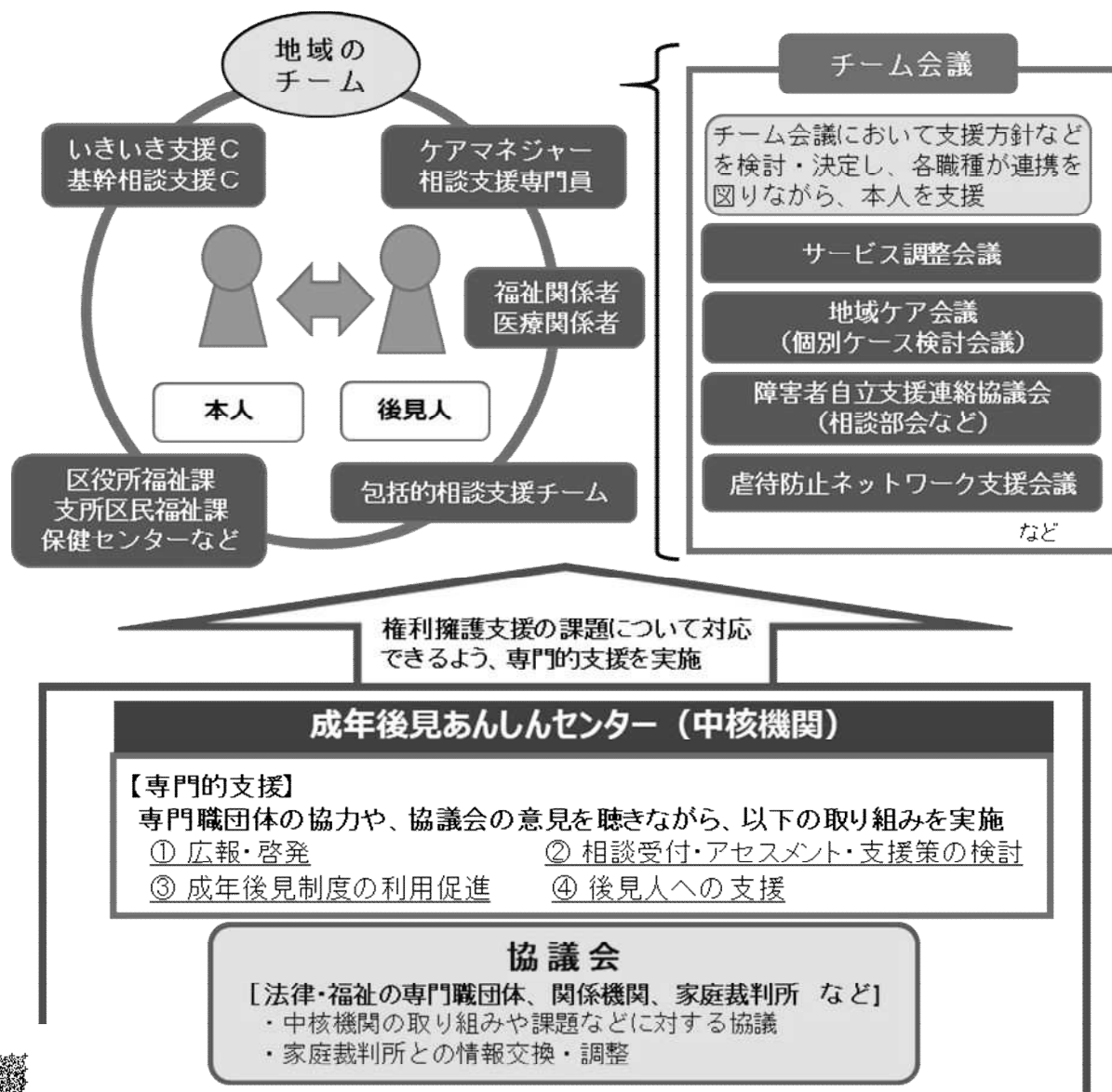
(2) 家庭裁判所との情報交換・調整



[協議会の運営イメージ]



地域連携ネットワークのイメージ



II 総合的な権利擁護支援策の充実

認知症高齢者などの増加に伴う、権利擁護支援ニーズの多様化に対応するため、日常生活自立支援事業などの既存の支援の充実や、新たな支援策の検討など、権利擁護支援策を総合的に充実させていきます。

1 日常生活自立支援事業の迅速かつ適切な提供

障害者・高齢者権利擁護センターによる金銭管理サービスや財産保全サービス（日常生活自立支援事業）などを必要な方が速やかに利用できるよう、センターの効率的な事務運営などにより、待機期間の短縮を進めていくとともに、サービス内容を含め、センターの広報・啓発に取り組みます。

2 意思決定支援の推進

尊厳のある本人らしい生活の継続に向けて、市民向けに広報・啓発を図るとともに、支援者向け研修の開催など、意思決定支援の推進に取り組みます。

3 事前に備える制度の適切な利用の促進

本人の意思を反映・尊重できるよう、任意後見制度に関する市民向け広報・啓発を図るとともに、民事信託について、民間企業と連携した講演会やセミナーを開催するなど、事前に備える制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを進めます。

4 身寄りのない人の権利擁護支援

施設・病院が家族に求める支援ニーズをチームで対応する方法や身元保証団体を活用する場合の留意点をまとめた「身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン～地域でくらすための入所・入院時等のそなえ～」の普及啓発や、あんしんエンディングサポート事業（死後事務支援事業）を実施します。

また、既存の施策では対応が難しい身寄りのない人が求める支援ニーズ（入院・入所時の付き添いや病院・施設で必要な物品の準備など）について、行政が支援すべき対象者や支援方法などの検討を進めます。

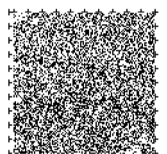
私の気持ち応援シート

あなたの万が一に備えて、必要と思われる支援内容に応じ、支援者とともに担うことを想定するためのシートです（身元保証人等に求められる役割を分けて整理しています）。あなたを含めた支援者のチームで協議した上で作成し、支援者と共有してください。

私の困り事	支援内容	支援方法・担当者など	今後の準備
① 福祉に関するサービス等の利用手続き	各種利用契約、介護・福祉サービス、診療計画の説明を聞き、本人の意思に基づき署名を行います。	連絡先:	
② 料金の支払いやお金の管理	本人の預貯金等から利用料や医療費の支払いを行います。	連絡先:	
③ 施設や病院で必要な物品の準備	施設入所・病院入院中の際に必要な物品の購入や準備に協力します。	連絡先:	
④ 病院受診や入院・手術等するときの手続き	医療機関の受診が必要になった場合の同行、入院等の手続き、本人の医療同意(対応の協議)に協力します。	連絡先:	エンディングノート: あり・なし
⑤ 退所や退院の手続き	施設・病院の居室の明け渡しや退所・退院先の確保に協力します。	連絡先:	
⑥ 亡くなった後の手続き	万一亡くなられた際の遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等のための連絡調整などに協力します。	連絡先:	
確認・共有事項 (私の思いなど)			

入所・入院時など必要に応じて、関係機関に本シートが情報提供されることに同意します。

作成年月日 20 年 月 日 (次回見直し時期:) 本人署名



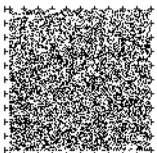
第5章 計画の進行管理と評価

1 推進体制

本計画の進行管理・評価は、法律・福祉の専門職団体、相談支援機関、家族会などの代表者で構成する「成年後見制度利用促進に関する懇談会」に事業実績などを報告し、意見を聴取することにより行います。

2 計画内容の変更

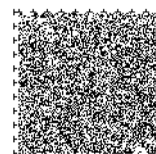
計画期間の途中であっても社会情勢の変化や国の動向などに応じて、計画の見直しが必要な場合には、懇談会の意見を参考に、所要の改定を行います。



参考資料

目次

1	策定体制・策定の経過	…192
2	アンケート結果	…193
3	要綱と名簿	…208
4	成年後見制度の利用の促進に関する法律	…210
5	用語解説	…215



1 策定体制・策定の経過

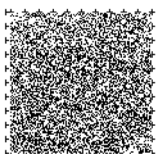
(1) 策定体制

「成年後見制度利用促進に関する懇談会」

名古屋市における成年後見制度の一層の利用促進に活用するため、成年後見制度に関する有識者の意見を聴取する場

(2) 策定の経過

	時期	内容
令和5年度	令和5年8月4日	【令和5年度第1回懇談会】 ・次期名古屋市成年後見制度利用促進計画策定に向けた本市の取り組みの検討について ・成年後見制度実態調査の実施について
	令和5年9月13日～ 12月4日	支援者向け、家族向け、受任者向けの3つのアンケートを実施
	令和6年3月28日	【令和5年度第2回懇談会】 ・本市における現状と課題について ・第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画の構成（案）について
令和6年度	令和6年6月12日	【令和6年度第1回懇談会】 成年後見制度利用促進計画の素案について
	令和6年9月6日	【令和6年度第2回懇談会】 成年後見制度利用促進計画（案）について
	令和7年1月～2月	パブリックコメントによる意見募集
	令和7年3月	【令和6年度第3回懇談会】



2 アンケート結果

計画策定にあたり、本市における成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に関するニーズや課題などを把握するため、関係者向けに調査を行いました。

支援者、家族、受任者がそれぞれの立場において、成年後見制度などに関するニーズや課題などをどのように捉えているかを調査するため、支援者向け、家族向け、受任者向けの3つのアンケートを実施しました。

<実施時期>

令和6年9月13日～12月4日

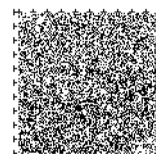
<調査対象者>

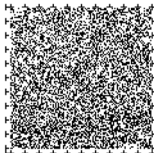
アンケート種別	対象者
支援者向け	いきいき支援センター、居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム 介護付有料老人ホーム、障害者基幹相談支援センター 特定相談支援事業所、障害者支援施設 病院・診療所
ご家族向け	認知症の人と家族の会愛知県支部 会員（名古屋市在住） 名古屋手をつなぐ育成会 会員 名古屋市精神障害者家族会連合会 会員 蒼の会 会員 愛知県自閉症協会・つぼみの会 会員
受任者向け	弁護士、司法書士、社会福祉士、 行政書士、税理士、社会保険労務士、 法人後見実施団体

<回収状況>

アンケート種別	回収数（回収率）	
	R5	H30
支援者向け	1,057 (68.1%)	940 (61.8%)
ご家族向け	513 (33.8%)	549 (34.3%)
受任者向け	173 (8.4%) ※	280 (18.0%) ※

※ 受任者向けについては、名古屋市内で後見活動を行っている専門職を特定することが出来ないため、各専門職団体を通じて協力可能な範囲で依頼したものであり、名古屋市外で活動している方や後見活動を行っていない方も配布対象者に含みます。





成年後見制度に関するアンケート結果（支援者向け）

① 貴事業所は次のどれに該当しますか。

区分	回答数	回答割合
いきいき支援センター	27	2.6
居宅介護支援事業所	504	47.7
特別養護老人ホーム	94	8.9
介護老人保健施設	49	4.6
認知症高齢者グループホーム	147	13.9
介護付有料老人ホーム	85	8.0
障害者基幹相談支援センター	14	1.3
特定相談支援事業所	112	10.6
障害者支援施設	19	1.8
病院・診療所	6	0.6
合計	1,057	100

② 成年後見制度について相談があった場合、制度の説明をすることができますか。

区分	回答数	回答割合
できる	221	20.9
多少はできない	760	71.9
できない	76	7.2
合計	1,057	100

③ 令和5年8月末現在、利用者（名古屋市内）は何人ですか。

97,604人

④ ③のうち、判断能力が不十分なため、下表の項目に該当し、成年後見制度の検討が必要だと思われる方は何人いますか。

※ 既に、成年後見制度を利用している方を除きます。

4,454人

【④で該当する方がいる場合】どの項目に当てはまりますか。

(複数回答可)

n = 4,454

項目	回答数	回答割合
1 診療契約やサービス利用契約を理解できず、支援が進まない。	1,716	38.5
2 不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。	2,179	48.9
3 過去に消費者被害に遭ったことがある、又は現に悪徳業者につきまとわれている。	235	5.3
4 金銭管理や資産管理（土地や建物・有価証券など）が適切にできない。	2,584	58.0
5 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、適切に対応できていない。	494	11.1
6 商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	783	17.6
7 預金や年金を取り上げられる等、虐待を受けている又は疑いがある。	176	4.0
8 必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。(セルフネグレクト)	1,430	32.1
9 その他困難な状況があるが、適切に対応できていない。	544	12.2

(参考) 事業所ごとの回答 (④の内訳)

区分	0人	1~3人	4~6人	7~9人	10人以上	回答数計	人数計
いきいき支援センター	1	4	7	7	8	27	265
居宅介護支援事業所	183	207	54	14	46	504	1,563
特別養護老人ホーム	58	23	6	1	6	94	387
介護老人保健施設	31	12	0	0	6	49	267
認知症高齢者グループホーム	114	23	3	2	5	147	134
介護付有料老人ホーム	61	15	3	1	5	85	197
障害者基幹相談支援センター	2	4	2	2	4	14	121
特定相談支援事業所	31	30	17	8	26	112	1,253
障害者支援施設	3	6	3	0	7	19	258
病院・診療所	3	2	0	1	0	6	9
合計	487	326	95	36	113	1,057	4,454

⑤ ④のうち、本人の意向等を踏まえて、成年後見制度の申立を準備・検討している方はいますか。

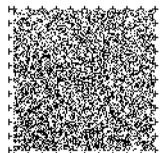
区分	回答数	回答割合
いる	179	16.9
いない	878	83.1
合計	1,057	100

(いる場合) 何人いますか。

298人

⑥ 成年後見の申立支援を行うにあたり、どのような点で苦勞したことがありますか。
(複数回答可) n = 1,057

区分	回答数	回答割合
申立に関わったことがない。	595	56.3
誰に申立を行ってもらったのか悩んだ。(本人・親族・市長)	216	20.4
本人や親族に、成年後見制度の必要性について説明するのに苦勞した。	273	25.8
申立資料の書類が煩雑で、本人や親族ではできず、苦勞した。	183	17.3
市長申立について、区との調整に苦勞した。	82	7.8
誰を成年後見人等候補者とすればよいのか分からず、苦勞した。	74	7.0
診断書を作成する医師へ、本人の生活状況がうまく伝えられず、苦勞した。	53	5.0
親族が非協力的又はトラブルがあり、支援を行うのに苦勞した。	179	16.9
相談や申請機関などがよく分からない。	73	6.9
その他 (主な回答：診断書の作成などお金がかかった。) (主な回答：選任までに時間がかかった。)	46	4.4



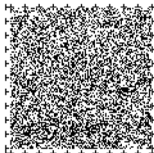
⑦ 成年後見の申立をしない又は躊躇する理由はどのようなことがありますか。
(複数回答可) n = 1,057

区分	回答数	回答割合
対象となる方を担当したことがない。	353	33.4
本人にとって成年後見制度の利用が適切かどうか判断できない。	282	26.7
後見人(保佐人、補助人を含む。以下、同じ。)が選任されるまで時間がかかる。	295	27.9
誰が後見人になるか分からないことに不安がある。	159	15.0
後見人が本人の意思や希望を反映した支援をしてくれるか不安がある。	184	17.4
後見人は一度選任されたら、判断能力が回復しない限り、本人が亡くなるまで続く。	126	11.9
後見報酬の支払いが、本人への負担になる。	294	27.8
権利擁護センターの日常生活自立支援事業(金銭管理・財産保全)で対応できる。	213	20.2
いわゆる「身元保証団体」を紹介することで、対応している。	355	33.6
その他 (主な回答：家族が代理することができずから。) (主な回答：本人が拒否するため。)	54	5.1

⑧ 後見人(保佐人、補助人を含む。以下、同じ。)と一緒に利用者の支援に関わったことがありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	566	53.5
ない	491	46.5
合計	1,057	100

「ある」と回答された方は、⑨、⑩の設問にお答えください。
「ない」と回答された方は、⑪の設問にお進みください。



- ⑨ 後見人と一緒に支援ができて良かったことはどのようなことですか。
(複数回答可) n = 566

区分	回答数	回答割合
安心して契約ができた。	287	50.7
利用料などの滞納の心配がない。	326	57.6
債務整理や遺産分割協議をすることができ、本人の生活が安定した。	118	20.8
悪徳商法や親族等からの権利侵害から守ることができた。	135	23.9
本人の支援について相談できる。	258	45.6
本人の意思を尊重したサービス利用等の提案があった。	109	19.3
入院など、緊急時の対応をしてくれる。	306	54.1
亡くなった後の相談ができる。	181	32.0
その他（主な回答：金銭管理や料金支払が適切にでき る。）	20	3.5

- ⑩ 後見人と一緒に支援をして困ったことはどのようなことですか。
(複数回答可) n = 566

区分	回答数	回答割合
連絡が取れない。	75	13.3
本人に会いに来ない。	104	18.4
支援の方針決定について、本人や他の支援者の意見が反映されない。	73	12.9
申立理由とした課題が、なかなか解決しない。	23	4.1
財産の管理以外は福祉関係者に委ねられ、関心が低い。	157	27.7
後見人の仕事ではないと断られることがある。	160	28.3
どこまで、何をお願いできるのかが、分からない。	266	47.0
後見人の活動に疑問があるが、相談先が分からない。	41	7.2
その他（主な回答：特になし、 ：医療同意ができない。）	110	19.4

- ⑪ 本人の判断能力に不安がある場合、障害者・高齢者権利擁護センターの日常生活自立支援事業（金銭管理・財産保全）の提案を検討しますか。

区分	回答数	回答割合
検討する	896	84.8
検討しない	161	15.2
合計	1,057	100

- ⑫ 障害者・高齢者権利擁護センターの日常生活自立支援事業（金銭管理・財産保全）の利用をしない又は躊躇する理由はありますか。
(複数回答可) n = 1,057

区分	回答数	回答割合
本人が利用に同意しない	449	42.5
サービスの内容がわからない	142	13.4
本人に契約能力がない	214	20.2
利用に時間がかかる	298	28.2
特になし	303	28.7
その他（主な回答：身元保証団体や家族が支援している。 ：特権期間が長い。）	75	7.1

- ⑬ 「意思決定支援」についてその内容をご存じですか。

区分	回答数	回答割合
よく知っている	70	6.6
知っている	494	46.7
あまり知らない	427	40.4
全く知らない	66	6.2
合計	1,057	100

- ⑭ ③（令和5年8月末現在の利用者）のうち、身元保証団体を利用されている方は何人
いますか。

2,451人

⑮ 権利擁護支援に関するガイドラインについて、支援の際に参考しているものはありますか

(複数回答可) n = 1,057

区分	回答数	回答割合
身寄りがいない入院・医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン (厚生労働省)	297	28.1
人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン (厚生労働省)	196	18.5
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン (厚生労働省)	255	24.1
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン (厚生労働省)	135	12.8
身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン (名古屋市)	328	31.0
特になし	390	36.9

⑯ その他権利擁護に関して、普段の支援の中で困ることはどういうことですか。

(複数回答可) n = 1,057

区分	回答数	回答割合
身寄りがいない方などに任意後見制度を案内したいが、制度の内容が分からない。	186	17.6
身寄りがいない方などに任意後見制度を案内したいが、報酬額の負担が難しいことにより契約に至らないことがある。	426	40.3
親族後見人からの相談を受けるが、答えられない。	53	5.0
意思決定支援がうまくできない。	265	25.1
成年後見人等が選任されるまでや、権利擁護センターの契約締結までの期間、どこまで支援するべきか悩む。	321	30.4
権利擁護の課題に関する支援の必要性が判断できない。(アセスメントができない。どの支援を使えばよいか分からない。)	117	11.1
本人の判断能力に問題はないが、身寄りがいないことを理由に、病院や施設から身元保証人を求められる。	364	34.4
その他 (主な回答：特になし、本人や親族が制度利用を拒否する。)	88	8.3

【施設・病院の支援者の方のみ、ご回答お願いいたします】

⑱ 施設・病院での支援の中で、家族等に求めるものは何ですか (複数回答可) n = 400

区分	回答数	回答割合
入院・入所時の身元保証	361	90.3
医療機関から説明を受けること・医療同意	321	80.3
身の回りの支援 (必要物品の調達、洗濯、洗髪、心理的支援)	238	59.5
金銭管理・費用の支払い	353	88.3
急変・死亡時の対応	370	92.5
その他 (主な回答：通院同行、医療同意)	10	2.5

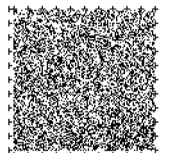
⑲ 身寄りのいない方は、⑱について、どのように対応していますか。

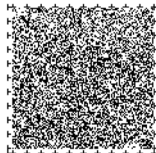
(複数回答可) n = 400

区分	回答数	回答割合
身元保証団体を案内している。	254	63.5
家族等に求めるものについて、個別に対応を行っている。	188	47.0
その他 (主な回答：施設で可能な限り支援する、身寄りのない方がいない。)	34	8.5

⑳ 身元保証人がいないことを理由に入院や入所、サービスの提供を断ってははいけなことを知っていますか

区分	回答数	回答割合
知っている	274	68.5
詳しくは知らなかった	107	26.8
知らなかった	19	4.8
合計	400	100





① 職員が利用者の金銭管理を行うことはありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	139	34.8
ない	261	65.3
合計	400	100

【①であると回答した方のみ、ご回答お願いいたします】

② 金銭管理を行うにあたっての課題があれば教えてください。

区分	回答数	回答割合
ある(主な回答：・トラブルになる可能性があり不安。) ・金融機関での取引が難しい。	50	36.0
ない	89	64.0
合計	139	100

成年後見制度に関するアンケート結果 (ご家族向け)

① 成年後見制度について、どの程度ご存じですか。

区分	回答数	回答割合
よく知っている	41	8.0
知っている	286	55.8
あまり知らない	163	31.8
全く知らない	18	3.5
回答なし	5	1.0
合計	513	100

② 成年後見制度の研修に参加したことがありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	245	47.8
ない	265	51.7
回答なし	3	0.6
合計	513	100

③ 認知症や知的障害、精神障害のあるご家族について、判断能力が不十分なことに伴う支援が必要だと感じたことはありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	380	74.1
ない	132	25.7
回答なし	1	0.2
合計	513	100

【ある場合】それはどのようなことですか。

※ 成年後見制度を利用している方は申立の理由となった項目を選択して下さい。

(複数回答可) n = 380

区分	回答数	回答割合
契約内容が分からず、契約できない。	192	50.5
遺産分割協議をする必要がある。	61	16.1
利用料などを滞納している、支払いができない。	27	7.1
必要な医療・サービスを拒否している。	26	6.8
悪質な訪問販売の被害に遭った。	28	7.4
他の親族等から、財産侵奪・経済的虐待を受けている。	11	2.9
不動産などの重要財産の処分ができない。	96	25.3
銀行でのお金の出し入れやお金の管理に不安がある。	261	68.7
支援している親族が高齢となり、将来が不安になった。	180	47.4
その他 (主な回答：不要な商品を契約してしまう。)	39	10.3
回答なし	10	2.6

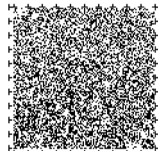
【ない場合】その理由はどのようなことですか。

(複数回答可) n = 132

区分	回答数	回答割合
家族が代理することができるから。	108	81.8
重要な法律行為を行う必要がないから。	37	28.0
財産が多額ではないから。	33	25.0
ある程度の支援があれば本人ができるから。	33	25.0
権利擁護センターの金銭管理・財産保全サービスを利用しているから。	2	1.5
その他 (主な回答：入所施設に任せている。)	6	4.5
回答なし	2	1.5

「ある」と回答された方は、④の設問にお進みください。

「ない」と回答された方は、⑤の設問にお進みください。



④ ③について、必要だと感じられた結果、成年後見制度を利用しましたか。

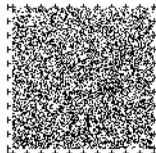
区分	回答数	回答割合
はい	27	7.1
いいえ	349	91.8
回答なし	4	1.1
合計	380	100

「はい」と回答された方は、ひきつづき⑤の設問にお答えください。

「いいえ」の方は、③の設問にお進みください。

⑤ 申立はどのように行いましたか。

区分	回答数	回答割合
本人による申立て	2	7.4
親族による申立て	21	77.8
市長による申立てを依頼した	3	11.1
回答なし	1	3.7
合計	27	100



⑥ 申立を行うにあたり、どのような点で苦労しましたか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
誰が申立をするか悩んだ。	6	22.2
本人に、成年後見制度の必要性について説明するのに苦労した。	7	25.9
申立資料の作成が煩雑で、苦労した。	12	44.4
誰を成年後見人等候補者とすればよいのかわからず、苦労した。	4	14.8
診断書を作成する医師へ、本人の生活状況がうまく伝えられず、苦労した。	0	0
申立費用や後見報酬の負担をどうするか悩んだ。	4	14.8
他の親族が非協力的又はトラブルがあり、話を進めるのに苦労した。	2	7.4
相談や申請機関などがよく分からない。	4	14.8
その他(主な回答：特になし)	4	14.8
回答なし	2	7.4

⑦ 申立の結果、誰が後見人(保佐人・補助人を含む。以下、同じ。)になりましたか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
親族	12	44.4
弁護士	4	14.8
司法書士	1	3.7
社会福祉士	3	11.1
市民後見人	1	3.7
法人後見	3	11.1
その他(主な回答：知人)	3	11.1
回答なし	0	0

ご親族が「親族後見人」になった場合⇒ひきつづき⑧、⑨の設問にお答えください。

ご親族以外の方が後見人になった場合⇒⑩の設問にお答えください。

親族後見人になった方にお聞きします。

⑧ 後見人になって良かったことはどういうことですか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
法定代理人として契約や各種手続きを行えるので、安心できる。	10	83.3
利用料などの滞納の心配がない。	4	33.3
本人の意思を尊重した支援をすることができる。	7	58.3
悪徳商法や他の親族等からの権利侵害から守ることができた。	0	0
その他(回答：特になし)	1	8.3
回答なし	0	0

⑨ 後見人になって困ったことはどういうことですか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
後見人として何をやればよいか、分からない。	1	8.3
成年後見制度についての相談窓口が分からない。	0	0
後見監督人とうまく連携できない。	0	0
家庭裁判所に提出すべき報告書作成が煩雑で、一人では難しい。	2	16.7
本人財産からの支出が制約される。(家族のために使えないなど)	7	58.3
その他(主な回答：特になし)	2	16.7
回答なし	0	0

⑩の設問にお進みください。

⑦でご家族以外が後見人なった方にお聞きします。

⑩ 後見人と一緒に利用者の支援に関わったことがありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	8	53.3
ない	6	40.0
回答なし	1	6.7
合計	15	0

「ある」と回答された方は、ひきつづき⑪、⑫の設問にお答えください。

「ない」と回答された方は、⑬の設問にお進みください。

⑪ 後見人と一緒に支援ができて良かったことはありますか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
安心して契約ができた。	3	37.5
利用料などの滞納の心配がない。	6	75.0
債務整理や遺産分割協議をすることができ、本人の生活が安定した。	1	12.5
悪徳商法や他の親族等からの権利侵害から守ることができた。	2	25.0
本人の支援について相談できる。	6	75.0
本人の意思を尊重したサービス利用等の提案があった。	1	12.5
入院など、緊急時の対応をしてくれる。	3	37.5
亡くなった後の相談ができる。	2	25.0
その他	0	0
回答なし	0	0

⑫ 後見人と一緒に支援をして困ったことはありますか。

(複数回答可)

n = 8

区分	回答数	回答割合
連絡が取れない。	0	0
本人に会いに来ない。	2	25.0
支援の方針決定について、本人や家族の意見が反映されない。	1	12.5
申立理由とした課題が、なかなか解決しない。	2	25.0
後見人の仕事ではないと断られることがある。	1	12.5
どこまで、何をお願いできるのかが、分からない。	4	50.0
後見人の活動に疑問があるが、相談先が分からない。	0	0
本人のために、お金を使ってくれない。	1	12.5
後見報酬が高い。	1	12.5
その他(回答：特になし)	1	12.5
回答なし	2	25.0

⑬の設問にお進みください。

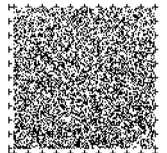
④で「いいえ」とお答えした成年後見制度の申立てを行わなかった方にお聞きします

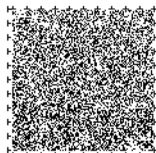
⑬ どのような方法をとりましたか。

(複数回答可)

n = 349

区分	回答数	回答割合
権利擁護センターの日常生活自立支援事業(金銭管理・財産保全)を利用した。	5	1.4
民間の身元保証や金銭管理等のサービスを利用した。	5	1.4
いきいき支援センター・障害者基幹相談支援センターに相談した。	22	6.3
すぐに権利擁護支援が必要ない、と判断した。	178	51.0
対応を検討中。もしくは対応に困っている。	116	33.2
その他(主な回答：家族が支援している。)	68	19.5
回答なし	27	7.7





⑭ 成年後見の申立をしない理由はどのようなことですか。

(複数回答可)

n = 349

区分	回答数	回答割合
本人が申立に同意しない。	11	3.2
本人にとって成年後見が必要か判断できない。	88	25.2
申立費用の負担が困難。	47	13.5
どのように申立準備したらいいかわからない。	85	24.4
後見報酬が必要になるから。	86	24.6
後見人が決まるまで時間がかかる。	12	3.4
誰が後見人になるかわからないことに不安がある。	150	43.0
後見人が本人の意思や希望を反映した支援をしてくれるか不安がある。	183	52.4
後見人が本人に寄り添った身上保護をしてくれるか不安がある。	177	50.7
後見人は一度頼んだら、断ることができない。	152	43.6
本人の財産を、有効に活用できなくなる。(家族のために使えないなど)	84	24.1
検討の結果、家族の支援で対応できると判断した。	119	34.1
権利擁護センターの日常生活自立支援事業(金銭管理・財産保全)の利用で、対応できた。	4	1.1
その他(主な回答：・制度の内容がわからない。 ・家族の支援で対応できる。)	34	9.7
回答なし	27	7.7

みなさんにお聞きします

⑮ 「意思決定支援」についてその内容をご存じですか。

n = 513

区分	回答数	回答割合
よく知っている	19	3.7
知っている	111	21.6
あまり知らない。	220	42.9
全く知らない。	153	29.8
回答なし	10	1.9

⑯ その他権利擁護に関して、普段の支援の中で困ることとはどのようなことですか。

(複数回答可)

n = 513

区分	回答数	回答割合
自分が元気なうちは家族として支援し、支援できなくなった場合の対応を決めておきたいが、どこに相談したらいいかわからない。	273	53.2
本人の今後のために、任意後見制度を検討したいが、利用方法が分からない。	80	15.6
本人の今後のために、任意後見制度を検討したいが、報酬の負担が難しいことにより、利用に至らない。	87	17.0
意思決定支援がうまくできない。	90	17.5
成年後見人等が選任されるまでや、権利擁護センターの契約締結までの期間、どうするべきか悩む。	40	7.8
自分が支援できなくなった場合に頼れる親族等がいな	149	29.0
い。		
その他(主な回答：・困っていない ・各制度の内容がわからない。)	35	6.8
回答なし	81	15.8

(参考) 回答数内訳

区 分	回答数
認知症の人と家族の会愛知県支部	61
名古屋手をつなぐ育成会	278
名古屋市精神障害者家族会連合会	108
蒼の会	53
愛知県自閉症協会・つぼみの会	13
合 計	513

成年後見制度に関するアンケート結果（受任者向け）

① あなたの所属はどちらですか。

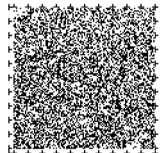
区 分	回答数	回答割合
弁護士会	25	14.5
司法書士会	28	16.2
社会福祉士会	35	20.2
行政書士会	28	16.2
税理士会	24	13.9
社会保険労務士会	27	15.6
法人後見実施団体	6	3.5
合 計	173	100

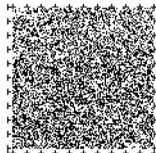
② 成年後見制度の利用促進について、法律や国の基本計画をどの程度ご存知ですか。

区 分	回答数	回答割合
よく知っている	23	13.3
知っている	108	62.4
あまり知らない	41	23.7
全く知らない	1	0.6
合 計	173	100

③ 成年後見制度利用促進計画（国の基本計画）における、チームや地域連携ネットワークはご存知ですか。

区 分	回答数	回答割合
よく知っている	18	10.4
知っている	92	53.2
あまり知らない	58	33.5
全く知らない	5	2.9
合 計	173	100





④ 令和5年8月末現在、名古屋市の方を受任しているケースは何件ですか。

区分	後見人等 回答数	後見監督人等 回答数	任意後見人 回答数	任意後見監督人 回答数
	449	19	15	6
合計	449	19	15	6

(注) 後見人等：後見人、保佐人、補助人
後見監督人等：後見監督人、保佐監督人、補助監督人

(参考) 現在の受任件数の内訳

区分	後見人等	後見監督人等	任意後見人	任意後見監督人	回答数
弁護士	113	6	2	4	25
司法書士	67	13	1	2	28
社会福祉士	99	0	4	0	35
行政書士	1	0	2	0	28
税理士	12	0	3	0	24
社会保険労務士	1	0	0	0	27
法人後見	156	0	3	0	6
合計	449	19	15	6	173

⑤ 令和5年8月末現在、名古屋市の方と任意後見契約をしているケースは何件ですか。

62件

(参考) 現在の任意後見契約件数の内訳

区分	契約件数	回答数
弁護士	4	25
司法書士	16	28
社会福祉士	6	35
行政書士	5	28
税理士	3	24
社会保険労務士	0	27
法人後見	28	6
合計	62	173

⑥ 受任している事案の被後見人等の状況について、あてはまるものを選んでください。
(複数回答可) n=173

区分	回答数	回答割合
認知症の方がいる	139	80.3
知的障害のある方がいる	74	42.8
精神障害のある方がいる	76	43.9

⑦ 今後、何人程度まで受任が可能ですか。

811人

(参考) 受任可能件数の内訳

区分	0人	1~3人	4~6人	7~9人	10人以上	回答数	件数合計
弁護士	2	11	10	1	1	25	90
司法書士	3	14	4	2	5	28	156
社会福祉士	5	17	3	1	9	35	180
行政書士	0	15	9	1	3	28	117
税理士	11	11	2	0	0	24	27
社会保険労務士	4	20	2	0	1	27	54
法人後見	0	2	1	0	3	6	187
合計	25	90	31	5	22	173	811

⑧ 後見人等として就任依頼があった際、受任が困難と思われたことはありませんか。

区分	回答数	回答割合
ある	96	55.5
ない	77	44.5
合計	173	100

「ある」と回答された方は、⑨の設問にお答えください。
「ない」と回答された方は、⑩の設問にお答えください。

⑨ 受任が困難と思われた理由はどのようなことですか。

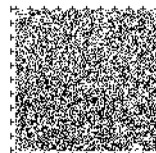
(複数回答可) n = 96

区分	回答数	回答割合
既に複数受任しており、これ以上受任できない。	27	28.1
報酬が見込めない。	49	51.0
本人の財産管理上の課題が多く、一人では対応しきれない。	20	20.8
本人の身上保護上の課題が多く、一人では対応しきれない。	45	46.9
親族間に複雑なトラブルを抱えており、一人では対応しきれない。	37	38.5
支援者間で方針の相違があり、どの支援者と連携すればよいかわからない。	10	10.4
その他 (主な回答：他の業務が多忙のため、距離的に不可能なため。)	17	17.7

⑩ 後見業務を行う上で、難しいと感じることはどのようなことですか。

(複数回答可) n = 173

区分	回答数	回答割合
他の業務で忙しく、家族や支援者との話し合いに参加する時間が持てない。	46	26.6
支援者と意見が合わず、支援方針を共有することができない。	20	11.6
後見人の業務の範囲を超えた役割を期待され、対応できない。	85	49.1
連携先が分からない。	13	7.5
本人の意思を確認するのが難しい。	82	47.4
本人との信頼関係を構築するのが難しい。	29	16.8
難しいと感じることはない。	7	4.0
その他 (主な回答：親族、支援者との関係性の構築、後見業務の経験がない。)	23	13.3



⑪ 後見業務を行う上で困った時の相談先はどこですか。

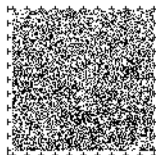
(複数回答可) n = 173

区分	回答数	回答割合
所属団体の成年後見制度相談窓口	98	56.6
家庭裁判所	99	57.2
成年後見あんしんセンター	17	9.8
他の専門職後見人団体	25	14.5
相談したことがない	16	9.2
その他 (主な回答：同業者、地域包括支援センター)	32	18.5

⑫ 後見業務を行う上で、親族や支援者と連携したことがありますか。

区分	回答数	回答割合
ある	126	72.8
ない	47	27.2
合計	173	100

「ある」と回答された方は、⑬、⑭の設問にお答えください。
「ない」と回答された方は、⑮の設問にお進みください。



⑬ どのような支援者と連携していますか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
親族	98	77.8
いきいき支援センター	39	31.0
障害者基幹相談支援センター	40	31.7
ケアマネジャー	84	66.7
介護サービス事業所	65	51.6
入所施設	104	82.5
病院	64	50.8
民生委員	18	14.3
行政	57	45.2
その他（主な回答：不動産管理会社、中核機関）	15	11.9

n = 126

⑭ どのように連携していますか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
ケース会議に参加している。	71	56.3
ケアマネジャーやサービス事業所と連絡をとり、サービス内容について相談している。	92	73.0
親族に対し、定期的に本人や財産管理などの状況を報告している。	61	48.4
自治会などの地域の話し合いの場に参加している。	3	2.4
本人の状態に変化があった場合、対応について一緒に考える。	99	78.6
その他 【主な回答】 ・施設や行政へ毎月の訪問時に情報交換、相談している。 ・家族的な親族と交遊をする際、区役所の福祉課と連携して、区役所の会議室使用し、立ち会ってもらった。	4	3.2

n = 126

⑮ 専門職後見人から市民後見人や親族等（家族等が設立した法人を含む）へのリレーについてどのように考えられますか。

区分	回答数	回答割合
専門職後見人が関与すべき課題が解決したら、積極的に市民後見人や親族等にリレーすることが望ましい。	33	19.1
家庭裁判所が後見人を選任する段階で、リレーを予定する市民後見人や親族等をあらかじめ複数後見人として選任し、専門職後見人が関与すべき課題が解決したら専門職後見人が辞任することが望ましい。	47	27.2
専門職後見人が関与すべき課題が解決した段階で、本人との関係がうまくいっていないなど、後見人の交代が適当なケースについては、市民後見人や親族等にリレーすることが望ましい。	38	22.0
家庭裁判所が専門職後見人を選任した案件については、引き続き、専門職後見人が後見業務を担うことが望ましい。	42	24.3
その他（主な回答：ケースバイケース）	13	7.5
合計	173	100

⑯ 任意後見制度について、課題を感じることはありませんか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
本人に必要性を感じてもらえない。	59	34.1
報酬額の負担が難しいことにより、利用に至らないことがある。	66	38.2
任意後見契約を発効させる時期の判断が難しい。	58	33.5
公正証書の作成が必要でハードルが高い。	50	28.9
特になし	31	17.9
その他（主な回答：任意後見契約を結んでいても、適切に発効されていない）、 ・医療同意権がない。	11	6.4

n = 173

⑰ 「意思決定支援」についてその内容をご存じですか。

区分	回答数	回答割合
よく知っている	42	24.3
知っている	88	50.9
あまり知らない	39	22.5
全く知らない	4	2.3

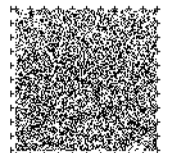
n = 173

⑱ 権利擁護支援に関するガイドラインについて、支援の際に参考になっているものはありませんか。

(複数回答可)

区分	回答数	回答割合
身寄りがない人の入院・医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン（厚生労働省）。	70	40.5
人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）	45	26.0
「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ（消費者庁）	28	16.2
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（厚生労働省）	57	32.9
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（厚生労働省）	30	17.3
意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（厚生労働省）	63	36.4
身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン（名古屋市中）	22	12.7
その他	0	0
特になし	52	30.1

n = 173



成年後見制度利用促進に関する懇談会開催要綱

(趣 旨)

第 1 条 成年後見制度に関する有識者の意見を聴取し、名古屋市における成年後見制度の一層の利用促進に活用するため、「成年後見制度利用促進に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

(構 成)

第 2 条 懇談会は、次に掲げるもののうちから健康福祉局長が指名するものにより構成する。

- (1) 成年後見人等の活動に関して高度な知識及び経験を有する者
- (2) 高齢者・障害者の相談支援に関して高度な知識及び経験を有する者
- (3) 福祉団体関係者

(座 長)

第 3 条 懇談会の座長は、構成員の互選により決定する。

2 座長は、懇談会の議事を進行する。

(会議の公開)

第 4 条 原則として公開する。ただし、健康福祉局長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(謝 金)

第 5 条 懇談会への出席に対する謝金の額は、1 回 1 1, 6 0 0 円とする。

(守秘義務)

第 6 条 構成員は、懇談会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶 務)

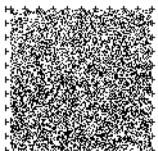
第 7 条 懇談会の庶務は、健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。



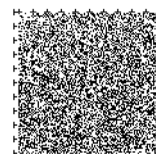
成年後見制度利用促進に関する懇談会委員名簿

氏 名	所 属
熊田 均	愛知県弁護士会
小林 由夏	愛知県司法書士会
宮崎 靖	愛知県社会福祉士会
増田 ちづ子	愛知県行政書士会
佐分 房枝	名古屋税理士会
伊藤 光江	愛知県社会保険労務士会
岡田 ひろみ	特定非営利活動法人蒼の会
小林 陽	名古屋市社会福祉協議会地域包括事業部
羽田 明史	東区障害者基幹相談支援センター
近藤 芳江	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
小林 哲朗	愛知県医療ソーシャルワーカー協会 ※令和6年5月まで
鈴木 秀季	愛知県医療ソーシャルワーカー協会 ※令和6年6月から
尾之内 直美	認知症の人と家族の会愛知県支部
木崎 眞理子	名古屋手をつなぐ育成会
堀田 明	名古屋市精神障害者家族会連合会 ※令和6年3月まで
広瀬 美治	名古屋市精神障害者家族会連合会 ※令和6年4月から

(敬称省略)

【オブザーバー】

名古屋家庭裁判所



4 成年後見制度の利用の促進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年後見人及び成年後見監督人

二 保佐人及び保佐監督人

三 補助人及び補助監督人

四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年被後見人

二 被保佐人

三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

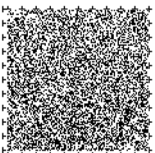
3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。



3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

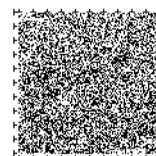
(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。



(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であつて医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

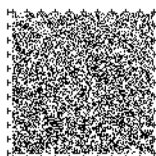
六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。



十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

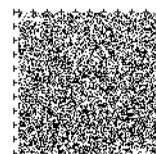
3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

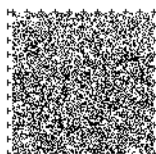
附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

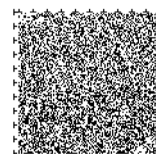
(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

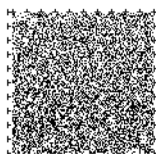


5 用語解説

あ	<p>○意思決定支援（P 165 など）</p> <p>認知症や障害などで判断能力が不十分な人について、本人らしい生活を実現するため、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が自ら意思決定するために必要な支援をすることです。</p>
か	<p>○虐待防止ネットワーク支援会議（P 188）</p> <p>高齢者虐待や障害者虐待の処遇困難ケースについて、行政関係者、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者などで構成する会議に、状況に応じて弁護士などのスーパーバイザーの助言を得ながら介入・支援策の検討を行います。</p> <p>○権利擁護支援（P 165 など）</p> <p>認知症や障害などで判断能力が不十分な人について、個人としての権利を擁護し、本人らしい生活を実現するために必要な支援をすることです。</p> <p>○後見報酬（P 173）</p> <p>成年後見制度を利用した場合、後見人に支払われる報酬です。後見人が家庭裁判所に報酬付与の申立を行い、家庭裁判所がその後見事務内容や被後見人の財産を総合的に考慮し、相当と判断した額が被後見人の財産から支払われます。</p>
さ	<p>○サービス調整会議（P 188）</p> <p>介護保険法や障害者総合支援法にかかる居宅サービスのケアプラン作成に当たり、ケアマネジャーやコーディネーターを中心として、利用者に関わる医療・保健・福祉などのサービス提供者を集め、利用者のサービス提供について話し合い、調整を行います。</p> <p>○障害者自立支援連絡協議会（P 188）</p> <p>地域における相談支援事業をはじめとする障害者福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場です。</p>



さ	<p>○市民後見人（P 1 6 5 など） 自治体などが行う養成研修を受講するなどして後見人として必要な知識を得た一般市民のうち、家庭裁判所から後見人に選任されたものです。</p> <p>○親族後見人（P 1 6 9 など） 本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹その他親族が家庭裁判所から後見人に選任されたものです。</p> <p>○専門職後見人（P 1 8 7 など） 家庭裁判所から後見人に選任された法律や福祉の専門職。弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士などです。</p>
た	<p>○地域ケア会議（P 1 8 8） 各区の地域包括ケアシステム構築の推進母体として、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行います。個別ケース検討会議では、サービス担当者会議などで解決困難な個別ケース事例を多職種で検討し、地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行います。</p>
な	<p>○日常生活自立支援事業（P 1 6 5 など） 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人が、地域で安心した生活が送れるように、本人との契約に基づき金銭管理や財産保全、福祉サービス利用契約の援助を行います。名古屋市では、障害者・高齢者権利擁護センター南部・北部・東部・西部事務所において実施しています。</p>
は	<p>○法人後見（P 1 6 5 など） 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が家庭裁判所から後見人に選任され、後見業務を行うことです。長期間の継続支援、チーム対応による複合的課題への対応などのメリットがあります。</p>
ま	<p>○民事信託（P 1 8 2 など） 本人の判断能力が低下する場合に備え、あらかじめ親族などに財産の名義を変更した上で、管理や処分を任せる制度です。</p>



ご意見の提出方法等

<意見募集期間>

令和7年1月24日（金曜日）～令和7年2月25日（火曜日）（必着）

<提出方法>

意見提出用紙（裏表紙）又は任意の用紙に、住所、氏名をご記入の上、下記まで郵送・ファックス・電子メールでご提出いただくか、ご持参ください。任意の用紙による場合は、本計画に対する意見であることを明記してください。

- ・電話や来庁による口頭での意見は受付できませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。
ご意見を取りまとめの上、本市の考え方とあわせて公表します。

<提出・問い合わせ先>

【なごやか地域福祉2029（案）について】

健康福祉局地域ケア推進課（電話番号：052-972-2548）

- ・郵送 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- ・ファックス 052-955-3367
- ・電子メール a2548-02@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部

（電話番号：052-911-3193）

- ・郵送 〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17の1
- ・ファックス 052-955-3367
- ・電子メール nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp

【第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画（案）について】

健康福祉局地域ケア推進課（電話番号：052-972-2549）

- ・郵送 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- ・ファックス 052-955-3367
- ・電子メール a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※点字版、音声変換用テキストファイルをご希望の方は、上記の問い合わせ先までご連絡ください。

※本冊子の音声コードの作成には、JAVIS Appli 作成ソフトを使用しています。

